

令和元年 第2回

宿毛市議会定例会会議録

令和元年6月18日開会

令和元年7月3日閉会

令和元年第二回宿毛市議会定例会会議録

宿毛市議会事務局

令和元年第2回宿毛市議会定例会会議録

目 次

第 1 日 (令和元年 6 月 1 8 日 火曜日)	
議事日程	1
本日の会議に付した事件	1
出席議員	2
欠席議員	2
事務局職員出席者	2
出席要求による出席者	2
開 会 (午前 1 0 時 0 5 分)	
○日程第 1 会議録署名議員の指名	4
○日程第 2 会期の決定	4
(諸般の報告)	
○日程第 3 議案第 1 号から議案第 1 6 号まで	5
(提案理由の説明)	
市 長	5
散 会 (午前 1 0 時 2 1 分)	
----- . . . -----	
第 2 日 (令和元年 6 月 1 9 日 水曜日)	休会
----- . . . -----	
第 3 日 (令和元年 6 月 2 0 日 木曜日)	休会
----- . . . -----	
第 4 日 (令和元年 6 月 2 1 日 金曜日)	休会
----- . . . -----	
第 5 日 (令和元年 6 月 2 2 日 土曜日)	休会
----- . . . -----	
第 6 日 (令和元年 6 月 2 3 日 日曜日)	休会
----- . . . -----	
第 7 日 (令和元年 6 月 2 4 日 月曜日)	
議事日程	9
本日の会議に付した事件	9
出席議員	9
欠席議員	9
事務局職員出席者	9
出席要求による出席者	9

開 議 (午前10時00分)

○日程第1 一般質問	1 1
1 高倉真弓議員	1 1
市 長	1 1
高倉真弓議員	1 1
市 長	1 1
高倉真弓議員	1 2
市 長	1 2
高倉真弓議員	1 2
市 長	1 2
高倉真弓議員	1 2
市 長	1 3
高倉真弓議員	1 3
市 長	1 3
高倉真弓議員	1 4
市 長	1 4
高倉真弓議員	1 5
教 育 長	1 5
高倉真弓議員	1 5
市 長	1 6
高倉真弓議員	1 6
市 長	1 6
高倉真弓議員	1 7
2 松浦英夫議員	1 7
教 育 長	1 8
松浦英夫議員	1 8
教 育 長	1 8
松浦英夫議員	1 9
市 長	1 9
松浦英夫議員	1 9
市 長	2 0
松浦英夫議員	2 1
市 長	2 1
松浦英夫議員	2 2
市 長	2 2
松浦英夫議員	2 2
市 長	2 2

	松浦英夫議員	2 3
	市 長	2 3
	松浦英夫議員	2 4
	市 長	2 4
	松浦英夫議員	2 5
	市 長	2 5
	松浦英夫議員	2 6
	市 長	2 6
	松浦英夫議員	2 7
	市 長	2 8
	松浦英夫議員	2 8
	市 長	2 9
	松浦英夫議員	2 9
	市 長	2 9
	松浦英夫議員	2 9
3	三木健正議員	3 0
	市 長	3 0
	三木健正議員	3 0
	市 長	3 1
	三木健正議員	3 1
	市 長	3 1
	三木健正議員	3 1
	市 長	3 2
	三木健正議員	3 2
	市 長	3 3
	三木健正議員	3 3
	市 長	3 3
	三木健正議員	3 4
4	今城 隆議員	3 4
	市 長	3 5
	今城 隆議員	3 5
	市 長	3 5
	今城 隆議員	3 5
	市 長	3 5
	今城 隆議員	3 5
	市 長	3 5
	今城 隆議員	3 5

市 長	3 5
今城 隆議員	3 6
市 長	3 6
今城 隆議員	3 6
市 長	3 6
今城 隆議員	3 6
市 長	3 6
今城 隆議員	3 7
市 長	3 7
今城 隆議員	3 8
市 長	3 8
今城 隆議員	3 8
市 長	3 8
今城 隆議員	3 8
市 長	3 9
今城 隆議員	3 9
市 長	3 9
今城 隆議員	3 9
市 長	4 0
総務課長	4 0
今城 隆議員	4 0
教 育 長	4 0
今城 隆議員	4 1
教 育 長	4 1
今城 隆議員	4 1
市 長	4 1
今城 隆議員	4 2
市 長	4 2
今城 隆議員	4 3
市 長	4 3
今城 隆議員	4 4
市 長	4 4
今城 隆議員	4 5
市 長	4 5
今城 隆議員	4 6
市 長	4 7
今城 隆議員	4 7

	市 長	4 7
	今城 隆議員	4 8
	市 長	4 8
	今城 隆議員	4 8
	市 長	4 9
	今城 隆議員	4 9
	市 長	4 9
	今城 隆議員	5 0
	市 長	5 0
	今城 隆議員	5 1
5	川田栄子議員	5 1
	市 長	5 2
	川田栄子議員	5 2
	市 長	5 2
	川田栄子議員	5 3
	市 長	5 3
	川田栄子議員	5 3
	市 長	5 3
	商工観光課長	5 3
	川田栄子議員	5 3
	市 長	5 3
	川田栄子議員	5 4
	市 長	5 4
	川田栄子議員	5 4
	市 長	5 4
	川田栄子議員	5 4
	市 長	5 4
	川田栄子議員	5 5
	市 長	5 5
	川田栄子議員	5 5
	市 長	5 5
	川田栄子議員	5 5
	市 長	5 6
	川田栄子議員	5 7
	市 長	5 7
	川田栄子議員	5 7
	市 長	5 7

川田栄子議員	5 7
市 長	5 7
川田栄子議員	5 8
教 育 長	5 8
川田栄子議員	5 8
教 育 長	5 9
川田栄子議員	5 9
教 育 長	6 0
川田栄子議員	6 0
市 長	6 0
川田栄子議員	6 0
市 長	6 0
川田栄子議員	6 0
市 長	6 1
川田栄子議員	6 1
市 長	6 1
川田栄子議員	6 1
市 長	6 2
川田栄子議員	6 2
市 長	6 2
川田栄子議員	6 2
市 長	6 3
川田栄子議員	6 3
市 長	6 3
川田栄子議員	6 3
市 長	6 3
川田栄子議員	6 4
市 長	6 4
川田栄子議員	6 5
市 長	6 5
川田栄子議員	6 5
教 育 長	6 5
川田栄子議員	6 6
教 育 長	6 6
川田栄子議員	6 6
市 長	6 6
川田栄子議員	6 7

市 長	6 7
総務課長	6 8
川田栄子議員	6 8
市 長	6 8
川田栄子議員	6 9
市 長	6 9
川田栄子議員	6 9
市 長	7 0
川田栄子議員	7 0
市 長	7 0
川田栄子議員	7 0
市 長	7 1
総務課長	7 1
市 長	7 1
川田栄子議員	7 1
市 長	7 2
川田栄子議員	7 3
延 会 (午後6時07分)	

----- . . . -----

第 8 日 (令和元年 6月25日 火曜日)

議事日程	7 5
本日の会議に付した事件	7 5
出席議員	7 5
欠席議員	7 5
事務局職員出席者	7 5
出席要求による出席者	7 5
開 議 (午前10時01分)	
○日程第1 一般質問	7 7
1 川村三千代議員	7 7
市 長	7 7
川村三千代議員	7 7
市 長	7 8
川村三千代議員	7 8
教 育 長	7 8
川村三千代議員	7 9
教 育 長	7 9
川村三千代議員	7 9

市 長	8 0
川村三千代議員	8 0
市 長	8 1
川村三千代議員	8 1
市 長	8 1
川村三千代議員	8 2
市 長	8 3
川村三千代議員	8 3
市 長	8 4
川村三千代議員	8 4
市 長	8 4
川村三千代議員	8 5
市 長	8 6
川村三千代議員	8 7
2 岡崎利久議員	8 7
市 長	8 8
岡崎利久議員	8 8
市 長	8 8
岡崎利久議員	8 9
市 長	8 9
岡崎利久議員	8 9
市 長	9 0
岡崎利久議員	9 0
市 長	9 1
岡崎利久議員	9 1
市 長	9 1
岡崎利久議員	9 1
市 長	9 1
岡崎利久議員	9 1
市 長	9 2
岡崎利久議員	9 2
市 長	9 2
岡崎利久議員	9 2
市 長	9 2
岡崎利久議員	9 3
市 長	9 3
岡崎利久議員	9 3

	市 長	9 3
	岡崎利久議員	9 3
	市 長	9 3
	岡崎利久議員	9 3
	市 長	9 3
	岡崎利久議員	9 3
	市 長	9 4
	岡崎利久議員	9 4
	市 長	9 4
	岡崎利久議員	9 4
3	山上庄一議員	9 5
	市 長	9 5
	山上庄一議員	9 5
	市 長	9 5
	山上庄一議員	9 6
	市 長	9 6
	山上庄一議員	9 6
	市 長	9 6
	山上庄一議員	9 6
	市 長	9 6
	山上庄一議員	9 6
	市 長	9 6
	山上庄一議員	9 7
	市 長	9 7
	山上庄一議員	9 7
	市 長	9 8
	山上庄一議員	9 8
	市 長	9 8
	山上庄一議員	9 9
	市 長	1 0 0
	山上庄一議員	1 0 0
4	山戸 寛議員	1 0 0
	市 長	1 0 1
	山戸 寛議員	1 0 1
	市 長	1 0 2
	山戸 寛議員	1 0 2
	市 長	1 0 2

山戸 寛議員	1 0 2
市 長	1 0 3
山戸 寛議員	1 0 3
市 長	1 0 3
山戸 寛議員	1 0 3
市 長	1 0 3
山戸 寛議員	1 0 3
市 長	1 0 4
山戸 寛議員	1 0 4
市 長	1 0 4
山戸 寛議員	1 0 5
市 長	1 0 5
山戸 寛議員	1 0 5
市 長	1 0 5
山戸 寛議員	1 0 5
市 長	1 0 6
山戸 寛議員	1 0 6
市 長	1 0 6
山戸 寛議員	1 0 6
市 長	1 0 6
山戸 寛議員	1 0 6
市 長	1 0 7
山戸 寛議員	1 0 7
市 長	1 0 7
山戸 寛議員	1 0 7
市 長	1 0 8
山戸 寛議員	1 0 8
市 長	1 0 9
山戸 寛議員	1 0 9
教 育 長	1 0 9
山戸 寛議員	1 1 0
教 育 長	1 1 0
山戸 寛議員	1 1 0
教 育 長	1 1 1
山戸 寛議員	1 1 1
市 長	1 1 1
山戸 寛議員	1 1 1

	市 長	1 1 2
	山戸 寛議員	1 1 2
	市 長	1 1 2
	山戸 寛議員	1 1 2
	市 長	1 1 2
	山戸 寛議員	1 1 2
	市 長	1 1 3
	山戸 寛議員	1 1 3
5	堀 景議員	1 1 3
	市 長	1 1 4
	堀 景議員	1 1 4
	市 長	1 1 4
	堀 景議員	1 1 4
	市 長	1 1 5
	堀 景議員	1 1 5
	市 長	1 1 5
	堀 景議員	1 1 5
	市 長	1 1 5
	堀 景議員	1 1 6
	市 長	1 1 7
	堀 景議員	1 1 7
	市 長	1 1 8
	堀 景議員	1 1 8
	教育長	1 1 8
	堀 景議員	1 1 8
	教育長	1 1 8
	堀 景議員	1 1 9
	市 長	1 1 9
	堀 景議員	1 2 0
	市 長	1 2 0
	堀 景議員	1 2 0
	市 長	1 2 0
	堀 景議員	1 2 1
	市 長	1 2 1
	堀 景議員	1 2 2
	市 長	1 2 2
	堀 景議員	1 2 2

延 会 (午後3時47分)

----- . . ----- . . -----

第 9 日 (令和元年 6月26日 水曜日)

議事日程	1 2 5
本日の会議に付した事件	1 2 5
出席議員	1 2 5
欠席議員	1 2 5
事務局職員出席者	1 2 5
出席要求による出席者	1 2 5
開 議 (午前10時01分)	
(諸般の報告)	
○日程第1 一般質問	1 2 7
1 濱田陸紀議員	1 2 7
市 長	1 2 7
濱田陸紀議員	1 2 7
市 長	1 2 8
濱田陸紀議員	1 2 8
市 長	1 2 9
濱田陸紀議員	1 2 9
市 長	1 3 0
濱田陸紀議員	1 3 1
市 長	1 3 1
濱田陸紀議員	1 3 2
市 長	1 3 2
濱田陸紀議員	1 3 2
市 長	1 3 3
濱田陸紀議員	1 3 3
市 長	1 3 4
濱田陸紀議員	1 3 4
市 長	1 3 5
濱田陸紀議員	1 3 5
2 寺田公一議員	1 3 6
教 育 長	1 3 6
寺田公一議員	1 3 7
教 育 長	1 3 8
寺田公一議員	1 3 8
市 長	1 3 9

寺田公一議員	1 3 9
市 長	1 4 0
寺田公一議員	1 4 1
市 長	1 4 2
寺田公一議員	1 4 2
市 長	1 4 3
寺田公一議員	1 4 4
市 長	1 4 4
長寿政策課長	1 4 5
寺田公一議員	1 4 5
市 長	1 4 5
寺田公一議員	1 4 6
市 長	1 4 6
寺田公一議員	1 4 6
市 長	1 4 7
寺田公一議員	1 4 7
市 長	1 4 7
寺田公一議員	1 4 8
市 長	1 4 8
寺田公一議員	1 4 9
○日程第2 議案第1号から議案第16号まで	1 5 0
質疑	1 5 0
1 川村三千代議員	1 5 0
教育次長兼学校教育課長	1 5 0
川村三千代議員	1 5 0
教育次長兼学校教育課長	1 5 1
川村三千代議員	1 5 1
散 会 (午後1時40分)	
請願文書表	1 5 2
陳情文書表	1 5 3
議案付託表	1 5 4

----- . . ----- . . -----
第10日 (令和元年6月27日 木曜日) 休会

----- . . ----- . . -----
第11日 (令和元年6月28日 金曜日) 休会

----- . . ----- . . -----
第12日 (令和元年6月29日 土曜日) 休会

----- . . ----- . . -----
第13日（令和元年6月30日 日曜日） 休会

----- . . ----- . . -----
第14日（令和元年7月 1日 月曜日） 休会

----- . . ----- . . -----
第15日（令和元年7月 2日 火曜日） 休会

----- . . ----- . . -----
第16日（令和元年7月 3日 水曜日）

議事日程	155
本日の会議に付した事件	155
出席議員	155
欠席議員	155
事務局職員出席者	156
出席要求による出席者	156
開 議（午前10時00分）	
○日程第1 議案第1号から議案第16号まで	157
（議案第1号）	
討論・表決	157
（議案第2号）	
討論・表決	157
（議案第3号）	
討論・表決	157
（議案第4号）	
討論・表決	157
（議案第5号）	
討論・表決	157
（議案第6号から議案第16号まで）	
委員長報告	
予算決算常任委員長	158
総務文教常任委員長	160
産業厚生常任委員長	161
質疑	162
（議案第6号から議案第10号まで及び議案第12号から議案第16号まで）	
討論・表決	162
（議案第11号）	
討論・表決	162
○日程第2 請願第1号及び陳情第1号外2件	162

委員長報告	
総務文教常任委員長	162
産業厚生常任委員長	163
質疑	164
(請願第1号)	
討論・表決	164
(陳情第1号)	
討論・表決	164
(陳情第2号)	
討論・表決	164
(陳情第3号)	
討論・表決	164
○日程第3 委員会調査について	165
継続調査	165
○日程第4 議案第17号	165
(提案理由の説明)	
市長	165
質疑	165
川田栄子議員	165
都市建設課長	165
川田栄子議員	165
都市建設課長	165
川田栄子議員	166
都市建設課長	166
川田栄子議員	166
委員会付託省略	
討論・表決	166
○日程第5 意見書案第1号	166
(提案理由の説明省略)	
質疑	166
委員会付託省略	
討論・表決	167
○日程第6 選挙管理委員及び補充員の選挙	167
議長により指名推選	167
(閉会あいさつ)	
市長	168
閉会(午前11時10分)	

委員会審査報告書	170
請願審査報告書	173
陳情審査報告書	174
閉会中の継続調査申出書	175
意見書案第1号	178

----- . . . -----

付 録

一般質問通告表	付- 1
議決結果一覧表	付- 8
議 案	付- 8
請 願	付- 9
陳 情	付- 10

令和元年

第2回宿毛市議会定例会会議録第1号

1 議事日程

第1日（令和元年6月18日 火曜日）

午前10時 開議

第1 会議録署名議員の指名

第2 会期の決定

○ 諸般の報告

第3 議案第1号から議案第16号まで

議案第 1号 専決処分した事件の承認について

議案第 2号 固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて

議案第 3号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて

議案第 4号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて

議案第 5号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて

議案第 6号 令和元年度宿毛市一般会計補正予算について

議案第 7号 令和元年度宿毛市下水道事業特別会計補正予算について

議案第 8号 令和元年度宿毛市介護保険事業特別会計補正予算について

議案第 9号 宿毛市防災コミュニティセンターの設置及び管理に関する条例の制定について

議案第10号 宿毛市森林環境譲与税基金条例の制定について

議案第11号 消費税率及び地方消費税率の改定に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について

議案第12号 宿毛市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について

議案第13号 宿毛市手数料徴収条例の一部を改正する条例について

議案第14号 宿毛市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例について

議案第15号 宿毛市介護保険条例の一部を改正する条例について

議案第16号 財産の取得について

----- . . . -----

2 本日の会議に付した事件

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 議案第1号から議案第16号まで

----- . . . -----

3 出席議員（14名）

1 番	今 城	隆 君	2 番	堀	景 君
3 番	三 木	健 正 君	4 番	川 田	栄 子 君
5 番	川 村	三千代 君	6 番	山 岡	力 君
7 番	高 倉	真 弓 君	8 番	山 上	庄 一 君
9 番	山 戸	寛 君	10 番	岡 崎	利 久 君
11 番	野々下	昌 文 君	12 番	松 浦	英 夫 君
13 番	寺 田	公 一 君	14 番	濱 田	陸 紀 君

----- . . ----- . . -----

4 欠席議員

な し

----- . . ----- . . -----

5 事務局職員出席者

事務局 長	朝比奈 淳 司 君
次長兼庶務係長 兼調査係長	奈 良 和 美 君
議事係長	宮 本 誉 子 君

----- . . ----- . . -----

6 出席要求による出席者

市 長	中 平 富 宏 君
副 市 長	岩 本 昌 彦 君
企 画 課 長	黒 田 厚 君
総 務 課 長	河 原 敏 郎 君
危機管理課長	岩 本 敬 二 君
市 民 課 長	沢 田 美 保 君
税 務 課 長	山 岡 敏 樹 君
会計管理者兼 会 計 課 長	佐 藤 恵 介 君
健康推進課長	和 田 克 哉 君
長寿政策課長	桑 原 一 君
環 境 課 長	岡 本 武 君
人権推進課長	谷 本 裕 子 君
産業振興課長	谷 本 和 哉 君
商工観光課長	上 村 秀 生 君
土 木 課 長	川 島 義 之 君
都市建設課長	小 島 裕 史 君
福祉事務所長	河 原 志加子 君
水 道 課 長	平 井 建 一 君

教 育 長	出 口 君 男 君
教 育 次 長 兼	中 山 佳 久 君
学 校 教 育 課 長	
生 涯 学 習 課 長	
兼 宿 毛 文 教	楠 目 健 一 君
セ ン タ ー 所 長	
学 校 給 食	山 戸 達 朗 君
セ ン タ ー 所 長	
農 業 委 員 会	岩 田 明 仁 君
事 務 局 長	
選 挙 管 理 委 員 会	児 島 厚 臣 君
事 務 局 長	

----- . . . ----- . . . -----

午前10時05分 開会

○議長（野々下昌文君） これより令和元年第2回宿毛市議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

日程第1「会議録署名議員の指名」を行います。

会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、議長において三木健正君及び川田栄子君を指名いたします。

日程第2「会期の決定」を議題といたします。

この際、議会運営委員長の報告を求めます。

議会運営委員長。

○議会運営委員長（寺田公一君） 議会運営委員長。

ただいま議題となっております今期定例会の会期につきましては、議長の要請により、去る6月14日、議会運営委員会を開きまして、今期定例会に提案予定の案件等を勘案の上、慎重に審査した結果、本日から7月3日までの16日間とすることに、全会一致をもって決定をいたしました。

以上、報告をいたします。

○議長（野々下昌文君） お諮りいたします。

今期定例会の会期は、委員長報告のとおり、本日から7月3日までの16日間といたしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（野々下昌文君） 御異議なしと認めます。

よって、今期定例会の会期は、本日から7月3日までの16日間と決定しました。

この際「諸般の報告」をいたします。

去る5月23日に開催されました第81回四国市議会議長会定期総会において、岡崎利久君が正副議長6年以上の特別表彰、濱田陸紀君が、

議員24年以上の特別表彰、寺田公一君、宮本有二君が、議員20年以上の特別表彰、岡崎利久君、松浦英夫君が、議員12年以上の特別表彰、高倉真弓君、山上庄一君、山戸寛君が、議員8年以上の一般表彰を受けられました。

また、6月11日に開催されました第95回全国市議会議長会定期総会において、寺田公一君、宮本有二君が、議員20年以上の特別表彰を受けられました。

本席から、過年にわたり地方議会に貢献されましたその功績と名誉に対し、衷心よりお祝いを申し上げます。

市長から、地方自治法第243条の3第2項の規定に基づき、6月11日付をもって平成30年度宿毛市清掃公社事業実績報告書及び決算書、平成31年度宿毛市清掃公社事業計画及び予算書が提出されましたので、お手元へ配付いたしました。

会議規則第62条第2項の規定により、一般質問の通告の期限を本日午後3時と定めますので、質問者は期間内にその要旨を文書で通告してください。

なお、閉会中の議員派遣及び事務的な報告につきましては、お手元に配付いたしました文書のとおりでありますので、これにより御了承願います。

市長から報告事項がありますので、発言を許します。

市長。

○市長（中平富宏君） 皆様、おはようございます。

本日は、令和元年第2回宿毛市議会定例会に御参集をいただきまして、まことにありがとうございます。

先ほど、議長からも報告がありましたように、8名の現職議員の方々、及び1名の御勇退議員の、長年にわたる御功績に対しまして、全国市

議会議長会並びに四国市議会議長会より表彰を受けられましたことは、まことに喜ばしいことであり、心よりお喜びを申し上げます。

受賞されました皆様におかれましては、今後とも市政発展のため、より一層の御尽力を賜りますよう、お願いを申し上げます。

それでは、報告事項につきまして、御説明を申し上げます。

報告第1号及び第2号は、和解及び損害賠償の額の決定についてでございます。

詳細はお手元にお配りしております資料のとおりでございます。

報告第3号から第5号までは、平成30年度予算の繰越明許費の報告についてでございます。

報告第3号は、平成30年度宿毛市一般会計予算繰越明許費といたしまして、空家対策総合支援事業ほか24事業、総額18億5,792万円を、報告第4号は、平成30年度宿毛市下水道事業特別会計予算繰越明許費としまして、宿毛ポンプ場長寿命化対策事業、8,140万4,000円を、それぞれ繰越計算書のとおり、令和元年度に繰り越しましたので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により、御報告申し上げるものでございます。

報告第5号は、平成30年度宿毛市水道事業会計予算繰越明許費としまして、配水管布設がえ工事、4,628万円を繰越計算書のとおり、令和元年度に繰り越しましたので、地方公営企業法第26条第3項の規定により、御報告申し上げるものでございます。

次に、平成30年度の各会計の決算状況につきまして、お手元に配付しております資料をもとに、その概要を御説明申し上げます。

一般会計では、財政調整基金から5,034万2,000円の繰り入れを行った結果、実質収支はゼロ円となっております。

特別会計では、国民健康保険事業後期高齢者

医療の2会計が黒字決算となりましたが、学校給食事業は、給食費の未納により赤字決算となり、翌年度会計から39万5,000円の繰上充用を行っております。

今後も、庁舎建設などの大型建設事業が控えておりますので、引き続き、適正で効率的な行財政運営を推進してまいります。

議員の皆様方におかれましては、今後ともより一層の御支援、御協力賜りますようお願い申し上げます。報告事項の説明といたします。

○議長（野々下昌文君） 以上で、諸般の報告を終わります。

日程第3「議案第1号から議案第16号まで」の16議案を一括議題といたします。

この際、提案理由の説明を求めます。

市長。

○市長（中平富宏君） 御提案申し上げました議案につきまして、提案理由の説明をいたします。

議案第1号は、令和元年度宿毛市学校給食事業特別会計補正予算について、専決処分の承認を求めるものでございます。

内容につきましては、平成30年度決算に伴う給食費の未納金について、繰上充用金を緊急に予算補正する必要が生じたので、39万5,000円の追加について、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分したものでございます。

議案第2号は、固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについてでございます。

固定資産評価審査委員会委員3名のうち1名の委員が任期満了となりますので、現委員の山本卓助氏を引き続き選任することについて、地方税法第423条第3項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

議案第3号から第5号までは、令和元年9月

30日をもって任期満了となる3名の人権擁護委員につきまして、現委員の1名の方と新たに2名の方を人権擁護委員候補者として推薦するに当たり、人権擁護委員法第6条第3項の規定に基づき、議会の意見を求めるものでございます。

議案第6号は、令和元年度宿毛市一般会計補正予算でございます。

総額で1億1,117万5,000円を追加しようとするものです。

歳入で増額する主なものは、基金繰入金9,495万4,000円、雑入1,047万2,000円となっております。

一方、歳出で増額する主なものは、総務費で、コミュニティ助成事業助成金920万円、津波避難計画改訂業務委託料652万3,000円。民生費で、幼児教育・保育無償化システム改修委託料777万6,000円。土木費で、下水道事業特別会計繰出金601万7,000円。教育費で、宿毛市における小中学校整備事業6,286万円を計上しております。

議案第7号は、令和元年度宿毛市下水道事業特別会計補正予算でございます。

総額で631万7,000円を増額しようとするもので、主な内容としましては、公共下水道システムを新たに構築しようとするものです。

議案第8号は、令和元年度宿毛市介護保険事業特別会計補正予算でございます。

総額で89万1,000円を増額しようとするもので、内容としましては、本年10月1日から、消費税率及び地方消費税率の引き上げに対応するために、介護保険システムを改修しようとするものです。

議案第9号は、宿毛市防災コミュニティセンターの設置及び管理に関する条例の制定についてでございます。

内容につきましては、南海トラフ地震等の災

害発生時において、災害対策活動の拠点となる宿毛市防災コミュニティセンターが、本年9月末に完成する予定となっておりますので、本条例を制定しようとするものです。

議案第10号は、宿毛市森林環境譲与税基金条例の制定についてでございます。

内容につきましては、森林整備及びその促進を図るために、本年度より国から譲与されます森林環境譲与税について、これを基金として積み立て、適切に管理運用していくために本条例を制定しようとするものです。

議案第11号は、消費税率及び地方消費税率の改定に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてでございます。

内容につきましては、本年10月1日からの消費税率及び地方消費税率の改定に伴い、本市においては12本の条例改正が必要となりますが、それらを一括で改正するための条例を制定しようとするものです。

議案第12号は、宿毛市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例でございます。

内容につきましては、国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律及び公職選挙法の一部を改正する法律が、本年6月1日に施行されたことに伴い、本条例の一部を改正しようとするものです。

議案第13号は、宿毛市手数料徴収条例の一部を改正する条例でございます。

内容につきましては、不当競争防止法等の一部を改正する法律の公布により、工業標準化法の一部が改正され、本年7月1日より施行されることに伴い、本条例の一部を改正しようとするものです。

議案第14号は、宿毛市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例でございます。

内容につきましては、災害弔慰金の支給等に関する法律施行令の一部を改正する政令が、本年4月1日に施行されたことに伴い、本条例の一部を改正しようとするものです。

議案第15号は、宿毛市介護保険条例の一部を改正する条例でございます。

内容につきましては、介護保険法施行令及び介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令の一部を改正する政令、及び介護保険の医療保険者の納付金の算定等に関する省令の一部を改正する省令が、本年4月1日に施行されたことに伴い、本条例の一部を改正しようとするものです。

議案第16号は、財産の取得についてでございます。

内容につきましては、消防団の消防力向上のため、片島分団に2,533万890円の消防ポンプ自動車1台を取得することについて、地方自治法第96条第1項第8号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

以上が、御提案申し上げました議案の内容でございます。

よろしく御審議の上、適切な御決定を賜りますようお願い申し上げます。提案理由の説明といたします。

○議長（野々下昌文君） これにて、提案理由の説明は終わりました。

お諮りいたします。

議事の都合により、6月19日から6月21日まで休会いたしたいと思っております。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（野々下昌文君） 御異議なしと認めます。

よって、6月19日から6月21日まで休会することに決しました。

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

6月19日から6月23日までの5日間休会し、6月24日午前10時より再開いたします。

本日は、これにて散会いたします。

午前10時21分 散会

令和元年
第2回宿毛市議会定例会会議録第2号

1 議事日程

第7日（令和元年6月24日 月曜日）

午前10時 開議

第1 一般質問

----- . . . -----

2 本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問

----- . . . -----

3 出席議員（14名）

1番 今 城 隆 君	2番 堀 景 君
3番 三 木 健 正 君	4番 川 田 栄 子 君
5番 川 村 三千代 君	6番 山 岡 力 君
7番 高 倉 真 弓 君	8番 山 上 庄 一 君
9番 山 戸 寛 君	10番 岡 崎 利 久 君
11番 野々下 昌 文 君	12番 松 浦 英 夫 君
13番 寺 田 公 一 君	14番 濱 田 陸 紀 君

----- . . . -----

4 欠席議員

な し

----- . . . -----

5 事務局職員出席者

事務局 長	朝比奈 淳 司 君
次長兼庶務係長 兼調査係長	奈 良 和 美 君
議事係 長	宮 本 誉 子 君

----- . . . -----

6 出席要求による出席者

市 長	中 平 富 宏 君
副 市 長	岩 本 昌 彦 君
企 画 課 長	黒 田 厚 君
総 務 課 長	河 原 敏 郎 君
危機管理課長	岩 本 敬 二 君
市 民 課 長	沢 田 美 保 君
税 務 課 長	山 岡 敏 樹 君

会計管理者兼 会計課長	佐藤 恵介 君
健康推進課長	和田 克哉 君
長寿政策課長	桑原 一 君
環境課長	岡本 武 君
人権推進課長	谷本 裕子 君
産業振興課長	谷本 和哉 君
商工観光課長	上村 秀生 君
土木課長	川島 義之 君
都市建設課長	小島 裕史 君
福祉事務所長	河原 志加子 君
水道課長	平井 建一 君
教育長	出口 君男 君
教育次長兼 学校教育課長	中山 佳久 君
生涯学習課長 兼宿毛文教 センター所長	楠目 健一 君
学校給食 センター所長	山戸 達朗 君
農業委員会 事務局長	岩田 明仁 君
選挙管理委員会 事務局長	児島 厚臣 君

----- . . . ----- . . . -----

午前10時00分 開議

○議長（野々下昌文君） これより本日の会議を開きます。

日程第1「一般質問」を行います。

順次発言を許します。

7番高倉真弓君。

○7番（高倉真弓君） おはようございます。7番、高倉真弓でございます。一般質問をいたします。

今回は、3項目8点についてをお伺いいたします。

令和元年の最初の質問が、お墓のことで大変恐縮ですが、誰もが、いつかは、どこかの時点で考えなければいけない問題ですので、よろしくお願い申し上げます。

事の発端は、東部地区の方から、高齢になって今のお墓は参拝しづらい。坂はきついし、車は行けないしということで。また、宗派の問題などが関係がありまして、東部地区に公営の霊園ができないか、聞いていただきたいとお話がありまして、今回の質問に至りました。

まず、墓地について、1番目に、宿毛市全体の状況をお伺いいたします。

○議長（野々下昌文君） 市長。

○市長（中平富宏君） おはようございます。高倉議員の一般質問にお答えをさせていただきますと思います。

全体の状況ということでございます。

まず、宿毛市が管理をしております墓地といたしましては、和田に所在する宿毛市市立の墓地公園1カ所となっております。そして、空き状況は、現在、全ての区画の使用権は完売をしている、そういった状況であります。

また、本市は、そのほかに正和、手代岡、貝礎の3カ所に納骨堂を設置しております。

次に、民間の霊園につきましては、昭和23

年施行の墓地埋葬等に関する法律に伴い、霊園経営を行う際は、都道府県知事に申請が必要となっております。昭和23年以降に申請がなされている15カ所の霊園を把握をしているところでございます。

以上です。

○議長（野々下昌文君） 高倉真弓君。

○7番（高倉真弓君） 自分で考えたときに、15カ所もあるというので、想像がつきませんでした。どこそこのお寺さんとかいって、4つぐらいは浮かんだんですが、なかなか、すごくあるんですね。

2番目に、昨年、被災した城山墓地についての復旧工事の状況や、流出した墓石の管理、復元について、どのようにお考えを持っておられるのかをお伺いいたします。

○議長（野々下昌文君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをさせていただきます。

宿毛市役所の北西に位置をする旧慣墓地である城山墓地の復旧工事の現状についての御質問でございます。

城山墓地ののり面崩壊によりまして、埋没した農地の災害復旧については、本年秋ごろに完了予定となっております。現在の工事進捗状況といたしましては、60%となっているところでございます。

また、崩壊したのり面は、急傾斜崩壊危険区域に係っている部分もありまして、高知県の急傾斜地崩壊対策事業や、それ以外の区域は、山地災害防止事業を活用し、対応してまいりたいと、そのように考えております。

山の頂付近に所在をする墓地の復元につきましては、市営墓地ではないことから、困難であると考えておりますが、崩落した墓石や遺骨につきましては、土砂撤去の際に、可能な範囲で仕分けをし、官報での告示や広報、ホームページ

ジ等で本市において一時保管させていただいていることを、周知をしていきたい、そのように考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（野々下昌文君） 高倉真弓君。

○7番（高倉真弓君） 7番、再質問いたします。

災害時は、各種支援策、例えば補助金とかいろいろあると思いますが、災害基地についての支援策はございますか、お伺いいたします。

○議長（野々下昌文君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをさせていただきます。

災害時の墓地に対する支援策についてですが、個人の所有物件に対する支援策といたしましては、全壊家屋の撤去に係る支援策等がありますが、被災した墓地に対する支援策はないのが今の現状でございます。

以上でございます。

○議長（野々下昌文君） 7番高倉真弓君。

○7番（高倉真弓君） 7番、何とか支援策が欲しいですね。災害がなければ、そのまま墓参できましたのに、流出によって、傷や破損、再建も大変だと存じます。

機会を捉えて、県、国に働きかけをしていただきたいと希望いたしております。

前段のことを踏まえ、また今後の計画についてお伺いいたします。

後継者や親類がない方々がふえてきておまして、合葬墓などの要望がふえてくると思います。

3番目に、宿毛市は、新規の市営墓地の検討をなされているのかをお伺いいたします。

○議長（野々下昌文君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをさせていただきます。

合葬墓とは、家族単位ではなくて、広く共同

に利用するお墓のことというふうに認識をしているところでございます。

今後の新規市営墓地の整備計画についてですが、高倉議員の御指摘のとおり、後継者や親類等がない方がふえているのは承知をしている、そういったところでございます。

しかしながら、市内に、先ほども申しましたが、15カ所の民間霊園が立地していることから、合葬墓も含めまして、新規市営墓地の計画は、現在のところ持っていない状況でございます。

以上でございます。

○議長（野々下昌文君） 7番高倉真弓君。

○7番（高倉真弓君） 市長に重たいお答えをさせていただきました。

民間霊園のこともありますし、また市民の方の御希望もあり、今後何かよい方法があれば、またお知らせいただきたいと願っております。

2項目めに入ります。

市民の安心安全についてお伺いいたします。

今回、一般質問の要請は、前段のお墓のことだけでしたので、質問しようかどうか迷っておりました。

会派の代表者に返事しなければいけない前の晩になりまして、市民の方からお電話をいただきまして、市道の手入れや草刈り、どこの課に電話したらいいですかと問い合わせがありまして、昨年6月、その件に関して定例会で質問いたしましたので、担当の箇所によって課も違ってきます、と言いまして、あらあらの御説明をいたしました。

ただ、議会だよりの紙面の都合もあって、しっかり広報できなかつた反省を含め、改めて質問をし、広報にて御報告いたしますと約束しました。

市長、担当の課の方に対しては、重ねての質問になって申しわけないのですが、反面、市民

の方が、市道を含め、関心を持っていただいていることは、今後の市政に前向きに御意見をお寄せいただいていると思ひまして、1番目に、市道の植栽に関してお伺いを申し上げます。

○議長（野々下昌文君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをさせていただきます。

道路の街路樹は、沿道との景観の調和を図りまして、地域的美観風致の向上に加えまして、歩行者交通と自動車交通を分離をし、歩行者の車道横断や、飛び出しの防止、運転者の視線誘導、自動車の衝突緩和、木陰形成、雨天時の水はね防止など、さまざまな役割を果たしているところでございます。

市道の街路樹の管理につきましては、例えば桜町から宿毛駅前を通って、片島中学校前に至る市道桜町藻津線では、年5回の剪定、年4回の植樹帯の除草を行い、良好な状態の維持管理に努めているところでございます。

また、交差点付近や乗入口など、そういったところの、特に見通しが悪い箇所、歩道の幅員が狭い箇所などは、街路樹があることで、逆に危険を伴う場合もあるため、街路樹の撤去や、街路樹にかえて草花などを植栽する対応を、現在、進めているところでございまして、これに対して、今、力を入れて、そういった対応をさせていただいているところでございます。

この草花の植栽に当たりましては、昨年から進めている宿毛でお花おもてなし事業、お聞きになったことあると思ひますが、これによりまして、地域の皆様にも御協力をいただきながら、今後も、よりよい環境整備に努めてまいりたいというふうに考えているところでございます。

駅前のあたりで、少し、今まで街路樹があったところをお花を植えていただいて、管理をさせていただいている、そういったのを、最近、ふえてきたというふうに思っています。また、こ

ういったのを、しっかりと市民の方々の御協力もいただきながら進めていって、ぜひこの宿毛市の市道を走る際には、どこを見ても花がいっぱいだよと、そういった宿毛市に、市民の皆さんとともに、市役所だけではできませんので、一緒に進めてまいりたい、そのように思っているところでございます。

以上でございます。

○議長（野々下昌文君） 7番高倉真弓君。

○7番（高倉真弓君） 植栽は本当に車のほうからも歩行者のほうからも、とても大事なことだと思います。市長おっしゃいましたように、今後もずっと、いろいろな視点に立って、御指導をいただきたいと思ひます。

2番目に、最近、自転車による事故が紙面にでてまいります。市長は、宿毛市民はもとより、県内でも自転車通として認知されております。

自転車事故のケースといたしまして、事故を起こした相手方、意識不明の女性に対して、子供の母親に9,521万円の賠償。歩行者の歯が折れ、180万円の賠償。その他、ハンドルが車のミラーを傷つけ、96万円の賠償。通常の生活をしていては、なかなか支払いきる金額ではありません。

片や、被害に遭い、治療、生活にも影響を及ぼす被災者のことを考えますと、このままの現状でいいのか、そういう観点から、2番目の自転車保険加入の義務化についてをお伺いいたします。

○議長（野々下昌文君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをさせていただきます。

自転車というのは、実は、皆さん結構、弱者、弱い立場だというふうに思っておられる方が多くて、結構けがをするほうは自転車のほうだというふうな認識を持たれている方が多いんですが、実は最近、高倉議員おっしゃったように、

自転車加害者のほう、強い立場として、歩行者とか、そういった方々にけがを負わせてしまうというケースが多々発生をしているというのは、私自身も承知をしているところでございます。

自転車保険の加入につきましては、今年度、4月1日より施行された高知県自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例の中で、自転車利用者は、自転車損害賠償保険等に加入すること。また、18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にあるもの、通常、高校3年生までということだと思っております。こちらについては、以降、児童等というふうに言いますが、この児童等の保護者は、保護する児童等が自転車を利用するときは、当該児童等に自転車損害賠償保険等に加入するように努めなければならない、そういったことが規定をされているところでございます。

この条例施行を受けまして、宿毛市としても、広報6月号におきまして、条例の概要を市民に周知を図ったところでございますが、今後におきましても、警察、教育委員会等関係機関と連携を図る中で、自転車保険への加入の促進に向けて取り組んでまいりたい、そのように考えているところでございます。

なお、自転車保険に加入することは重要なことであると思っておりますが、宿毛市自転車を活用したまちづくり計画の中の具体的施策の基本方針の一つに、安全性の担保を掲げておりますように、まずは事故を少しでも防ぐ、そういった取り組みを警察等関係機関と連携をする中で、宿毛市として、しっかりと進めてまいりたい、そのように考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（野々下昌文君） 7番高倉真弓君。

○7番（高倉真弓君） 再質問いたします。

義務化に向かって、ぜひ御検討いただきたい

です。

今、前向きのお返事もいただきましたが、改めてこの後の質問の項目にもあります、ヘルメットの件にも関連いたしますので、ぜひお願いいたします。

ヘルメットと保険をセットにして、ぜひ宿毛市が先頭に立って検討している議題、市長、もう一度その辺、ぜひ検討していただきたいので、お返事をお願いいたします。

○議長（野々下昌文君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをさせていただきます。

確かに全国的には、条例によりまして、努力義務ではなくて義務的に保険加入を促している自治体もありますが、当然ながら、保険加入となりますと、自転車利用者や保護者に一定の保険料の支出が伴うこととなりますので、宿毛市としては、強制ではなくて、一定、自主性を残す必要もあるのではないかとこのように考えております。

私も、保険の制度をしっかりと熟知しているわけではございませんが、例えば、保護者が自動車保険に総合型に入っていたりすると、自分の子供の、そういった保険もカバーするような内容のものもありますので、現在、入っている保険で、どこのあたりまでそういったのが特約としてついているのか、そういったこともしっかりと、親は確認をしてもらいたいというのも、ひとつ大切なことだというふうに思いますし、またそういったカバーできてないようであれば、単独の保険もあるという形で、そういったこともしっかりと周知をしていく、そういった取り組みも必要ではないかなというふうに思っているところでございます。

先ほど御紹介した条例は、高知県で、今年度よりスタートしたばかりの条例でございますので、まずはこの県条例の制定によりまして、ど

ういった効果が生まれてくるのか、そういったところを注視しながら、宿毛市も側面的にその部分をカバーしていきたい、そのように思っているところでございます。

しっかりと取り組みをさせていただきたい、そのように考えております。

以上でございます。

○議長（野々下昌文君） 7番高倉真弓君。

○7番（高倉真弓君） 前向きの御返事をありがとうございます。

私も保険の意味がわからなくて、ちょっと調べたんですが、毎月360円ですけれども。これは調べた1カ所だけだったので、360円がほかの保険会社にも該当するかどうかというのは、確かなどころではないのですが、ぜひ、どこかで契約していただいて、大事にならないというのはおかしいですが、なる前に手だてをというふうに、市長おっしゃったように、今入っている保険を見直していただいて、もう一度、確認していただくことは本当に大事なことだと思いますので、ぜひ皆様方にもお勧めしたいと思います。

ヘルメットのことにしまして、現状を教育長にお伺いいたします。

新聞紙上で拝見しただけですので、もし誤解があったらお許しください。

被災に遭われました児童の死亡原因について、脳挫傷とかという記載がありまして、もしヘルメットを着用してあれば、大難を小難にできたのではないかと思ひ、登下校とかの現場についての現状をお伺いいたします。

○議長（野々下昌文君） 教育長。

○教育長（出口君男君） 教育長、おはようございます。7番、高倉議員の一般質問にお答えを申し上げます。

児童生徒のヘルメットの着用状況について、御質問をいただきました。議員御指摘のように、

最近、登下校時の児童生徒や、幼児が交通事故や、殺傷事件の被害に遭う報道を目にする機会が多く、当該児童や幼児の無念の思いはもとよりでございますけれども、保護者や関係の皆様のお気持ちを拝察するとき、慰めの言葉もないというふうに思っております。

改めて児童生徒の安全対策について、徹底を図ってまいらなければならないというふうに考えておるところでございます。

本市におきましては、中学校では登下校時のヘルメット着用を校則で規定をしております、また小学校におきましても、日ごろからヘルメットの着用の指導をさせていただいておりますので、登下校時の児童や生徒のほぼ全員が、ヘルメットを着用している状況にあるというふうに認識をいたしております。

ことしの4月には、高知県におきまして、高知県自転車安全で適正な利用の促進に関する条例が施行され、児童等のヘルメット着用が、保護者の努力義務として規定をされました。

また、本市が策定をいたしました宿毛市自転車を活用したまちづくり計画におきましても、交通ルールやマナーの普及に取り組むこととしておりますので、登下校時だけでなく、ヘルメットの着用に向けて、学校や関係機関と連携をし、児童生徒の安全確保に努めてまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（野々下昌文君） 7番高倉真弓君。

○7番（高倉真弓君） 安全教育が適正になされていることを伺いまして、本当にうれしく思います。

子供さんが遊んでいるとき、きのうでしたか、水路のはたで、4人ほど遊んでまして、その中のひとは、ヘルメットもかぶっていたんですよ。普通でもそんなふうにかぶっていただけたんだなと思って、きちんと安全教育なされてい

る結果が、いいなと思いました。

ヘルメットもいろいろあるんですね。初めて見まして。すごく格好いいのから、私の記憶では、真っ白いおわん型のヘルメットに、男の子はブルーのラインがあって、女子は赤いラインがという、その程度のヘルメットの記憶しかなかったんですが、今は物すごく格好いいといただきますか、似合うなというので、ぜひ幼いときから、できれば外に出て、登下校なんかのときには、ヘルメットを着用していただけたら、ある意味、安全にと思いますので、今後ともその辺のところは、またよろしくお願ひしたいと思ひます。

3項目めに入ります。

成人のひきこもりについての現状をお伺ひいたします。

昨今、新聞にも出ております。成人に限りませんが、ひきこもりというのは、なかなか御本人にも、また周りにとっても、大変な状況であると思ひます。

宿毛市の現状などについて、お教えてください。

○議長（野々下昌文君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをさせていただきます。

御質問の、ひきこもりの定義につきましては、厚生労働省が示しているものといたしまして、さまざまな原因の結果として、就学就労、家庭外での交友などの社会参加を回避し、原則的には、6カ月以上にわたって、おおむね家庭にとどまり続けている状態を示す現象とされているところでございます。

家庭にとどまり続けている状態には、趣味の用事のときだけ外出する。また、近所のコンビニなどには出かけるなどといった、他者とは交わらない形での外出はできる場合、そういったものも含んでいるというふう聞いております。

内閣府が平成27年12月に、15歳から3

9歳までの方を対象に行った調査では、近所のコンビニなどには出かける。趣味や用事のときだけ外出するなどの、引きこもり状態にある者が全国で約54万人と推計されているところでもございます。

また、平成30年12月に40歳から64歳までの方を対象に行った調査では、約61万人と推計をされているところでもございます。

本市の引きこもりの方がどれだけいるのか、把握が大変難しく、全てを把握しておりませんが、引きこもりの相談のあった個々のケースによって、対応しているのが現状でございます。

平成30年度では、引きこもりに関する、保健師による訪問活動といたしましては、14件です。

また、そのほか、心の相談などによる精神保健に関する相談は79件となっている、そういった現状でございます。

以上でございます。

○議長（野々下昌文君） 7番高倉真弓君。

○7番（高倉真弓君） 2番目に、対策、対応について、お伺ひいたします。

ただいまの市長のお言葉から、保健師による相談が14件、それから精神障害、79件、すごい数字だと思うんです。

この前、新聞に出ていた分も、どなたかに相談とか、誰かに打ち明けたら、もしかしたら親御さんが自分の子供さんを殺めるというようなことがなかったかもしれないという部分がありまして、宿毛市では、もし悩んでいる方がいらっしゃったら、どのように対応したらいいのか、対策、対応についてお教えてください。

○議長（野々下昌文君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをいたします。

本市の引きこもりで悩んでいる方への支援といたしましては、引きこもりの原因にはさまざまな理由があると思われまますので、先ほど申し

上げましたように、電話相談、及び継続的な訪問による支援をしつつ、必要があれば、適切な機関、そういった関係機関へつなげていくと、そのようにしているところがございます。

また、高知県では、地域の第一次相談窓口といたしまして、高知市の高知県精神保健センター内にひきこもり地域支援センターが設置をされております。

センターでは、専門的に本人及び家族の支援が行われているとともに、必要に応じて、医療機関や福祉保健所等関係機関との連携や、本人が進学や就職を希望する状況となれば、県内に3カ所設置されている若者サポートステーションへつなげるなどの支援があります。

昨年度は実人数151人、延べ954件の相談件数がありまして、必要に応じて、市担当課への連絡が行われているとのことでございますので、遠方にはなりますが、本市の方も御利用いただければと、そのように思っているところでございます。

そのほか、支援者機関との連携強化や、支援力の向上のための研修会等への参加によりまして、職員の資質向上に努めている、そういった現状でございます。

非常にデリケートな問題でもございますし、しっかりと対応するために、そういった専門機関、そしてまた先ほど申しましたように、職員のそういった資質の向上に努めているというのが現状でございます。

以上でございます。

○議長（野々下昌文君） 7番高倉真弓君。

○7番（高倉真弓君） 安心いたしました。引きこもりというのは、本当に、実は、9月議会以降、私も全然外に出られない状態とかが続きまして、引きこもりというのは、こういうところからいくんだなと思って。

そのきっかけは、9月議会のときに、高台に

賛成して、その後、スーパーに行ったら、スーパーのレジのど真ん中で、高台なんてって叱られてまして、しばらくそのスーパーには行きませんでした。

皆さんがそんなふうに思っているのかなという、気持ちがわかるだけにどうしようもなく、その3日間というのは、最初の日は10時まで寝ました。次の日は起きたんですが、まただめで、12時過ぎまで、また寝て、3日目も、随分遅くまで寝て。だめなんですね、出ていけないんですね。

引きこもりというのは、もしかしたら、そういうことが発端になったり、人の言葉とかいうのがあって、だんだん、もしかしたら、いじめのきっかけもそういうところがあって、学校に行けなくなったりするのかなという部分がありましたので、他人事ではないと思いました。

ですから、誰かに話して、誰かに聞いてもらって解決できる、前に出れるという感じが必要だと思います。

市長さっきおっしゃっていただきましたように、いろんな研修や何かで、受け皿、対策、話を聞いていただける方がいらっしゃるといことは、本当に心強く思います。

今後も、ぜひそういう形で、引きこもらないように対策をとっていただけたらと思います。

これで質問を終わります。いろいろありがとうございます。

○議長（野々下昌文君） この際、10分間休憩いたします。

午前10時32分 休憩

午前10時43分 再開

○議長（野々下昌文君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

12番松浦英夫君。

○12番（松浦英夫君） 皆さん、おはようご

ざいます。12番、松浦でございます。先の市議会議員選挙を受けて、4たびこの議場に来ることができました。まだまだ未熟な私ではありますので、同僚の議員各位初め、執行部の皆さんの御指導を賜りながら、市民の皆さんから届けられる声を市政に反映すべく努めてまいり所存でございますので、どうかよろしく願いをいたします。

それでは、通告いたしておりますことについて、市長並びに教育長に対して一般質問を行います。

まず、初めは、児童・生徒の登下校時の安全対策についてであります。

この部分については、先ほどの高倉議員の質問でも、若干述べられておりましたので、重複する部分があるかと思っておりますけれども、よろしく願いをいたします。

去る5月28日に、神奈川県川崎市において、通学途上の児童や保護者の19名が殺傷されるという、大変痛ましい、悲惨な事件が発生いたしました。この事件により、小学校6年生の栗林華子さんと、外務省職員の小山智史さんの2名が包丁で刺され、死亡いたしました。心からお悔やみを申し上げます。

犠牲となられた以外の17名の方々のうち、今なお病院で治療をされている方もいるとのこととあります。

今回の事件は、通学途上における出来事であり、私自身も大変ショックを受けたところであります。

この事件を受けて、宿毛市においても、真剣に受けとめながら、しっかりとした対策を講じなければならないと思っておりますのでございます。

事件の翌日には、早速、柴山文部科学大臣は、全国の都道府県に対し、登下校時における安全確保に関して一層の取り組みを求める要請をい

たしたところでございます。

宿毛市教育委員会として、常日ごろより、教職員を初め保護者や地域の方々が連携し、児童・生徒の登下校時における安全確保に取り組まれておるとは存じます。

まず、教育長として、今回の川崎市における事件について、どのように受けとめておるのか、まずお伺いをいたします。

○議長（野々下昌文君） 教育長。

○教育長（出口君男君） 教育長、12番議員の一般質問にお答えを申し上げます。

去る5月28日に、神奈川県川崎市で発生をいたしました殺傷事件につきましては、私も議員同様、大変ショックを受けると同時に、抵抗することのできない児童に対する、余りにも理不尽な行為に、強い憤りを感じているところでございます。

そして、このような事件は、決して他の自治体のことではなく、本市でも起こり得る可能性があるとも考えておりますので、保護者や関係機関との連携を深める中で、より一層、登下校時の安全対策に取り組まなければならないとの思いを強くいたしているところでございます。

以上でございます。

○議長（野々下昌文君） 12番松浦英夫君。

○12番（松浦英夫君） こうした事案については、先ほども教育長、少し触れられましたが、大都会だけに起こるとは思えないと思います。全国各地に起こる可能性は、十分にあるのではないのでしょうか。

宿毛市教育委員会として、今回の事件を受けて、宿毛市における児童・生徒の登下校時の安全対策について、今後どのような対策を講じようとしているのか、教育長の所見をお伺いいたします。

○議長（野々下昌文君） 教育長。

○教育長（出口君男君） 教育長、再質問にお

答え申し上げます。

児童・生徒の登下校時の安全対策について、今後どのような対策を講じるのかとの御質問でございます。

現在、教育委員会におきましては、青少年育成センターを中心に、学校及び関係機関と連携を図る中で、登下校及び放課後の児童・生徒の安全確保に向けて、さまざまな取り組みを行っているところでございます。

昨年度は、宿毛市通学路交通安全プログラムに防犯の観点を取り入れますとともに、宿毛市通学路安全対策連絡協議会委員に、新たに宿毛警察署刑事生活安全課長にも加わっていただき、通学路における危険個所に対する対策についても、検討を行ってまいりました。

今後も引き続き、関係機関と連携を深め、取り組みを継続してまいりたいというふうに考えております。

また、スクールガードリーダーや、補導員による登下校時の巡回、見守り活動を初め、小学校新1年生への防犯ブザー及びランドセルカバーの配布等の取り組みなども継続して行い、児童・生徒の安全確保に配慮してまいります。

児童・生徒が安全に通学するためには、教育委員会の取り組みだけでなく、保護者や地域の方々との連携が何より大切であるというふうに考えておりますので、今後も地域の方々の御協力をいただきながら、子供たちの安全の確保に努めてまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（野々下昌文君） 12番松浦英夫君。

○12番（松浦英夫君） 今、教育長が答弁されましたように、まさに教育委員会だけの取り組みではないというふうに思います。ぜひ、今後においても、地域の皆さんや保護者の皆さん、そして教職員はもとより、関係機関との連携をとりながら、子供たちの安心・安全を守る取り

組みを強めていただきたいというふうに思います。

それでは、次の質問に移りますけれども、中平市長は、3期12年、宿毛市議会議員として務めてこられたことは御案内のとおりであります。

そこで、議員としての活動を締めくくる最後の一般質問の内容について、たしか平成26年12月議会だったと思いますが、一般質問の内容について覚えておるとは思いますけれども、いかがでしょうか。

○議長（野々下昌文君） 市長。

○市長（中平富宏君） 松浦議員の一般質問にお答えをさせていただきたいとします。

先ほど、冒頭で、松浦議員も4期目スタートということで、またいろいろと期待をしております。よろしく願いをいたします。

私も3期12年務めたということで、その最後の質問はということでございます。

平成26年第4回定例議会において、何項目か質問しておりますが、今回の松浦議員からの通告をいただいております内容の中で、自転車にかかわる交通ルールについての質問をしたことは、記憶をしているところでございます。

以上でございます。

○議長（野々下昌文君） 12番松浦英夫君。

○12番（松浦英夫君） 今、市長から答弁をいただきました。まさに自転車にかかわるマナーの問題、ルールの問題であったというふうに思います。

交通事故をなくすとの観点から、正しいルールを守った自転車の乗り方についてが主な内容とするものであり、そして市民の皆さんにも、広く御協力をいただくための質問であったと理解をいたしております。

私が自転車の交通ルールとか、自転車に乗る場合の交通法規を十分に理解をしていないこと

がありましたので、中平市長、当時は議員でありましたが、よく勉強して、児童・生徒の登下校時における安全対策を真剣に考えていることに対して、関心をしながら、執行部に対する一般質問を聞いたところでございます。

児童・生徒の登下校時の安全確保の問題が大きく報道されている現在において、とても重要な質問であったと思います。

そこでお伺いいたしますが、質問の具体的な内容は、学校における子供たちへの自転車に係る交通ルールの指導のあり方、保護者に対するルールや、マナーの説明と指導、道路における標識の整備と通学路の設定の方法、そして歩道の整備の重要性等が主な柱であったと思いますが、これらの事案について、市長への就任以来、これらの問題を解決すべく、積極的に取り組んでこられたと存じますが、市長就任後における取り組みについて、お伺いをいたします。

あわせて、この取り組みにより、どのように改善されたのかについても、お伺いをいたします。

○議長（野々下昌文君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをさせていただきます。

御質問ありがとうございます。

松浦議員も私の当時の質問を聞いて、十分に交通ルールについて、特に道路交通法、自転車の部分について、理解をしてなかったというお話も、先ほどいただきました。

本当に、道路交通法、平成20年6月にも改正をされ、そしてその後、平成25年12月にも改正されるという形の中で、非常に複雑になっているという形の中での質問をさせていただきましたし、それ以後も、非常に自転車を取り巻く環境、いろいろと難しい面がございます。

そういったお話もさせていただきながら、少しずつ回答もしながら、答弁のほうもさせてい

ただきたいというふうに思っているところでもございます。

まず、一般質問をした自転車の安全対策に関しての内容について、市長就任以降のどのような取り組み、そして改善をされたかということでございます。

まず、子供たちへの交通ルールの徹底や、保護者へのルールの周知につきましては、教育委員会の管轄ではございますが、学校現場でしっかりと指導を行っている、そのように認識をさせていただいているところでもございます。

具体的には、子供たちや保護者に対する取り組みといたしまして、学校の教職員を中心とした児童・生徒に対する交通安全教育はもとより、宿毛警察署交通課の協力のもとで、交通安全教室の開催や、学校から保護者に対する交通安全に関する啓発文書等を配布するなど、継続した交通安全教育の推進に努めているところでございます。

また、昨年の宿毛サイクルフェスティバルでは、小学生を対象に、自転車に乗る楽しみを感じながら、安全に乗るための技術習得を行うウィラースクールを実施し、より一層の交通安全に対する意識向上も図ったところでございます。

こちらは、ベルギー発祥の交通安全教室ということで、非常に全国的に、今、脚光を浴びているスクールです。非常に楽しく、子供たちは自転車の楽しさも味わいながら、そして安全性、逆に言えば危険性もしっかりと学んでもらおうというものでございます。

質問から4年近く経過をいたしまして、先ほども少しお話をさせていただきましたが、自転車を取り巻く環境は、今も変化をしております。現在、全国的には自動車等の運転手に対して、自転車の側方を通過する際には、間を1.5メートル以上の安全な間隔を保つか、もしくは道路事情等から安全な間隔を保つことができ

ないときは、その横を徐行、ゆっくりと、いつでもとまれるようなスピードで走ることを呼びかける、こちら思いやり1.5メートル運動といいます、こちらが進められているところがございます。

宿毛市におきましても、今年度、啓発用のマグネットを作成をいたしまして、啓発にも努めていくこととしているところでもございます。

本議会初日にお配りをした宿毛市自転車を活用したまちづくり計画でもお示ししましたように、計画していることはほかにもございますが、今後、必要なソフト、そしてハード対策、こちらを両面から実施をしていくことで、自転車利用者にとって、優しいまちづくりを推進してまいりたい、そのように考えております。

その中で、しっかりとそういった児童・生徒の安全も担保ができる、そういったまちづくりを進めていきたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（野々下昌文君） 12番松浦英夫君。

○12番（松浦英夫君） ありがとうございます。

1点、具体的な部分についてお伺いをいたしますけれども、通学路の設定についての質問もあつたかと思えます。幾ら歩道の整備を行っても、自転車が通行できない歩道では何もならないのであります。

具体的な問題として、四季の丘地区から通学路についての内容がありました。

四季の丘から小中学校へ通学する場合に、多くの児童・生徒が毎日新しくできた、この歩道を利用いたしております。

この歩道は、現在でも自転車での通行はできないのかどうか、お伺いいたします。

あわせて、通学路の設定はどのように行っておるのか、お伺いをいたします。

○議長（野々下昌文君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをさせていただきます。

現状、自転車通行可能な歩道、以降、自歩道と呼びます。自転車が、先ほど議員おっしゃった、歩道の中を自転車が通行しても構わない、これを自歩道というふうになっております。

現状では、自歩道に、今言った歩道はなっていない状況でございます。道路交通法では、例外といたしまして、13歳未満、もしくは70歳以上の方や、安全に歩道を通行できない程度の身体の障害を有する場合、安全のためにやむを得ない場合には、自歩道に指定されていなくても、歩道の自転車通行が可能となっておりますが、自転車は左側通行が原則であります。

そういった状況の中、現状では自歩道にするより、自転車通行帯の整備を進める、そういった取り組みが全国的に始まっているところでございます。

また、宿毛市といたしましても、道路管理者、そして宿毛警察署と協議をしながら、最善の方法で子供たち、そして自転車に乗っている方々の安全を確保していかなければならないと考えているところでございます。

このため、先ほども申し上げた思いやり1.5メートルによる自動車のほうの運転者への啓発、要するに、基本的に車道のところを、現在、左側を走らないといけないという状況の道がありますので、その場合に、自動車がしっかりと自転車の安全を確保するために、思いやり1.5メートルの間隔を保つ、そういったものを啓発しております。

そして、自転車利用者に交通ルールを正しく理解していただくための活動は、非常に重要な取り組みになってくものと考えておりますので、先ほど申しましたように、今後も引き続き、これらの活動にしっかりと取り組んでまいりたい

いというふうに考えているところでございます。

あわせて、質問にありました、その区間だけに限らず、必要な区間については、自歩道にさせていただくように、これからも宿毛警察署に、引き続き要望も続けてまいりたいというふうに考えております。

そういった形の中で、自転車の今の取り巻く環境を、しっかりとキャッチをして、より子供たち、そして自転車に乗る人たちが安全に通行できるような、そういった道路環境を、宿毛市として全力で取り組んでまいりたい、そのように考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（野々下昌文君） 12番松浦英夫君。

○12番（松浦英夫君） 今、答弁をいただきましたけれども、具体的に、私が提起した部分についての答弁は、一切なかったというふうに思います。

改めて、市長の答弁を求めます。

○議長（野々下昌文君） 市長。

○市長（中平富宏君） 済みません、どこの部分か教えていただけたら助かるんですが。

○議長（野々下昌文君） 12番松浦英夫君。

○12番（松浦英夫君） 四季の丘から宿毛小中学校に通学する場合に、貝塚の入り口の部分に歩道を新設をされているわけございまして、あの道を、僕も交通安全のときに立つんですけども、ほとんど、100%といっても近い、歩道を自転車で通学しているわけでございます。

市長、その当時、駅前の方に行くと、自転車で通学はできるけれども、この歩道については、通学はできないというようなくだりがありましたので、今でもこの道は、自転車で通行はできないのか。

そして、通学路の設定ですね。小中学校へ通学する場合の通学路の設定についての所見をお伺いいたします。

○議長（野々下昌文君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをします。

一番最初のところで、現状、自転車通行可能な歩道、自歩道という形にはなっておりませんというのが答えでした。済みません。

通学路については、ちょっと抜けてましたので、再度、御説明をさせていただきます。

通学路の設定につきましては、児童・生徒の通学状況等を考慮した上で、各学校、それぞれの学校で判断をしているところだというふうに聞いております。

そういった形の中で、宿毛小学校、宿毛中学校は通学路として個別に指定をされていない、そういった現状だというふうに報告を受けているところでございます。

先ほど、現在、その歩道が、ここでいう自歩道になっていないという形の中で、少し背景を説明したので、わかりにくかったとは思いますが。

実は、先ほど、高倉議員の御質問にもありましたように、歩道の中に、実は自転車を入れると、非常に今度、歩行者が危険だということで、最近の取り組みとしては、歩道の中に自転車を走れるように自歩道にするのではなくて、歩道の中、もしくは車道と歩道の上に自転車通行帯というものをつくる、こちらの動きが今、盛んに行われております。

ただ、御承知のように、宿毛市の現在の道路事情であるとか、それから歩行者の数であるとか、利用状況といったものを勘案する中で、慎重に判断をしていかないといけないという形の中で、現在、市長就任後、宿毛警察署とも相談をさせていただきながら、それから先ほど言ったように、全国のそういった情報をキャッチしながら、この地域にとって、どういう形をとるのが一番子供たち、そして自転車に乗る人たちに安全なのかということ判断しながら、でき

ることを進めていっているところでございます。

正直な話、自転車通行帯を、ないところ全てにつくるというのは、今の道路事情からいくと、非常に厳しいものがありますので、そのあたりも、その場所場所でしっかりと判断しながら、子供たちの安全確保も図っていきたい、そのように思っているところでございます。

以上でございます。

○議長（野々下昌文君） 12番松浦英夫君。

○12番（松浦英夫君） 市長答弁の中で、今までも自転車については左側通行、という部分で、道路交通法の関係の中では、左側通行という部分があるわけでございますが。

あの場所を考えていただきたいと思っておりますけれども、橋から、今度は自宅に帰る場合、左側を通ると、下が川、そして急カーブになっているというような関係で、大変、交通事故といえますか、自転車の、交通法規上は左側ですよ。けど、左を通るとかえって、1メートル50あけますよという部分も徹底されていない中で、大変、子供たちにとって、かえって危険な、交通ルールを守ると危険な状況に追い込むというふうに思いますが、このことについてはどのように考えていますか。

○議長（野々下昌文君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをさせていただきます。

まさに、4年前に私が質問した内容を、今、松浦議員言っていたところでございます。

警察署とも相談をさせていただいているところでございます。道路交通法上では、あくまで左側ということで、自転車は左側通行ということでございまして、例えば、現在の状況でお話をすると、自歩道に設定をされたとしますよね、貝塚の下が。そのときに、実は、歩道が全てつながってはないんですね。交差点内は歩道があ

りませんので。交差点内は1回自転車をおりて、押しいただくか、もしくは交差点のところを渡ってもらって、交差点のところだけ左側を走って、また右側の歩道に入ると。非常に複雑なルールになっております。

だから、すっきりとしたお話をするためには、自転車通行帯を整備するか、もしくは左側通行での安全確保をしっかりとしていくのか、これじゃないと、今の道路交通法上では、非常に難しい状況になっています。

そういう状況の中で、現在、私として、宿毛市として取り組まさせていただいているのは、ドライバーの方々に、しっかりと今の道路交通法を理解していただいて、自転車に乗られる方々に、安全で安心して乗ってもらえるように、思いやりの運転をしてもらう、そのための取り組みが必要だというふうに考えておまして、そのために、今回、いろいろな計画も立てましたし、それをもとに、車に張るような啓発のパネルというものもつくって、啓発活動、それからいろいろなところに行って、お話をさせていただいているところでございます。

地道な活動にはなろうかとは思いますが、宿毛市のドライバーの方々が、自転車は車道の左側を走るのが原則だよということをしっかりと認知をしていただいて、その自転車の方々に思いやりを持った運転をしていただければ、そんなまちづくりをするのが、今のところでは一番早道なのかなというふうに考えているところでございます。

ただ、引き続き、自歩道に向けての歩道の自転車通行ができるような形も、警察署に対しては、お願いをしているところでございますので、これについても、あわせて取り組んでいきたいというふうには考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（野々下昌文君） 12番松浦英夫君。

○12番（松浦英夫君） 気の長い話になろうかというふうに思います。子供たちの、特に自転車に乗っている年代というのは、小中学生を中心にした部分が、宿毛市内を見渡しても8割近くは、子供たちだけではないかなというふうに思います。

そういう面で、先ほど質問しました登下校の安全対策ともかかわりは持つわけでございますので、しっかりとした取り組みをお願いをいたします。

次は、自転車を活用したまちづくりについて、2点ほどお伺いをいたします。

市長は、自転車を活用してのまちの活性化を図っていききたいとの強い思いから、自転車を活用してのまちづくりを目指しております。その計画については、先日の議員協議会で配付をされましたが、そのほか、プロデュース事業等、各種の取り組みを行っていることは、御案内のとおりであります。

また、自転車の利用を促進することだけではなく、普及を図ることにより、スポーツ、健康、教育、観光、環境など、複合的な効果を推進していくことにもつながるとしてまいります。

まさに自転車による宿毛のまちづくりであります。

しかし、先ほど申し上げましたように、歩道の整備や標識の整備を初め、自転車に乗る場合のルールへの順守やマナーの徹底をしっかりと行わなければなりません。あわせて、市民の協力を仰ぐことを明確にしながら進めていくことが、重要となってくるのではないのでしょうか。

私は、何よりも重要と考えるのは、しっかりとした将来ビジョンを市民に明らかにして、市民の御理解と御協力を得る中で、計画的に進めていくことが重要ではないかと考えます。

すなわち、行政だけが先行するのではなく、市民を巻き込んだ取り組みとしなければなりま

せん。しかし、これまでの取り組みを見てみますと、行政だけが先走っているようにしか見えませんし、一握りの愛好家中心の取り組みになっているのではないかと危惧をいたします。

このことについて、市長はどのように考えているのか、お伺いいたします。

○議長（野々下昌文君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをさせていただきます。

自転車を活用したまちづくりについての質問でございます。

質問議員も御承知のとおり、本市の自転車を活用したまちづくり計画につきましては、平成31年3月に策定をいたしました。

この計画は、自転車を活用したまちづくりにおける基本計画に位置するものでございまして、策定段階から庁内の関係課はもとより、警察や観光協会、体育協会、そして公共交通機関など、幅広い分野の方々にも参加をしていただきまして、自転車活用の一層の推進を図るための協議を重ね、計画策定に至っているところでございます。

計画の内容といたしましては、健康効果等の発信による自転車利用のきっかけづくり、交通安全教室の実施などによる、安心して自転車に乗るまちづくり、そして拠点やサイクリングコースを整備することによる、自転車が一番便利なまちづくり、オランダホストタウン事業やイベントの実施など、そういったものの地域の魅力を知るきっかけづくりという4つの基本方針を定めておりまして、自転車愛好家の方だけではなく、子供からお年寄りまで、皆さんが自転車に乗ることで、生き生きと暮らせるまちを目指すものとなっております。

「ジブンに、まちに、地球にいいこと、はじめよう！」をキャッチコピーといたしました、今年度から始まる本計画による目指すべき姿の

実現に向けて、先ほどお話もありましたが、市民の皆様とともに取り組んでいきたい、そのように考えているところでございます。

ことしからのスタートでございます。そういった形の中で、先ほど言ったように、子供たちを含む自転車の通学・通勤の安全性の担保であるとか、そういったものも、しっかりと発信をしながら、市民みんなが関心を持ってもらうことが一番だと思います。

そういった形の中で取り組みを進めてまいりたい、そのように考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（野々下昌文君） 12番松浦英夫君。

○12番（松浦英夫君） なかなかこれも気の長い話になるかと思えます。どうしても行政だけではなしに、市民の協力を得る努力というものがないというふうに思いますので、一層の取り組みを求めておきたいと思えます。

宿毛のまちで自転車を普及していく取り組みの一つとして、市民や市内を訪れる観光客に対して、広く自転車を活用していただきたい。自転車での観光を満喫していただきたいの思いから、宿毛市観光協会に委託をして行っているレンタサイクルの貸出事業があるわけですが、市民や観光客の皆さんに、どれだけ普及しているのかを探る方法の一つだと考えますので、その利用状況等について、お示しをいただきたいと思えます。

○議長（野々下昌文君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをさせていただきます。

気の長い話ではあるんですが、できるだけ即効性があるような形で、しっかりと、子供たちの命を守るという観点でもございますので、しっかりと取り組みを進めていきたい。スピーディーにやっていきたいというふうに思っており

ます。

先ほど来、テレビで、本当に悲惨な事件の報道を受けての質問が続いているところでございます。そういったことが、この宿毛で起こらないとも限らないというお話もありました。そういった案も、しっかりと前もって、準備というのはよくないですね、防犯という形で、そういうことが起こらないようなまちづくりにしていけないといけないというふうに考えているところでもございますが、その一方で、子供たちの交通事故というのは、残念ながら、現在も起こっています。実際、子供たちがけがをしていますし、頭を打ったことによって、障害が出ている、そういった子供たちがいるということで、高知市内のほうでは、非常に大きな渦となって、ヘルメットの着用についても動いて、その中で条例制定まで至ったというお話も聞いているところでございます。

そういった背景を受ける中で、しっかりと当市も取り組みを進めていきたいというふうに思っています。

その一方で、観光にも自転車を使っていこうということで、観光協会の実施するレンタルサイクル事業についても取り組みをしております。こちらは、現在、一般的な電動アシスト自転車3台、そしてロードバイク等6台、加えて3月に導入した電動アシストつきマウンテンバイク、いわゆるEバイクというふうに、一般的に呼ばれておりますが、このEバイクを4台で、事業を実施をしているところでございます。

利用実績につきましては、昨年度は一般的な電動アシストつき自転車のほうが210台、利用されております。そして、ロードバイクが、こちらのほうが、ロードバイクだけじゃないので、ロードバイク等となっておりますが、こちらが32台、そしてEバイクは、3月下旬からの貸出開始となったために、期間が短かったので、

3台となっているところでございます。

年間合計が245台となっております。今年度におきましては、4月から5月の2カ月間だけの実績とはなりますが、一般的な電動アシストつき自転車が63台、ロードバイク等が9台、Eバイクは37台、2カ月の合計が109台となっているところでございまして、1日当たり1.8台の稼働率となっているところでございます。

昨年の4月から5月の2カ月の実績は44台で、1日当たり0.7台の稼働率でございましたので、この2カ月間だけの比較にはなりますが、昨年の2倍以上の貸出実績と、ことしはなっているところでございます。

これは、昨今のサイクリングブームを背景に、特にEバイク導入によるPR効果や、宿毛市観光協会の事業といたしまして、昨年度からインドアサイクリングスクールや、ロードバイク初心者サイクリングの実施、また今年度はガイドつきEバイク初心者サイクリング、そういったものを企画いたしまして、自転車の楽しさを知っていただくための取り組みを、市内外に向けて行っておりますので、その効果が徐々にではあります、あらわれてきたのではないかと、いうふうに分しているところでございます。

以上でございます。

○議長（野々下昌文君） 12番松浦英夫君。

○12番（松浦英夫君） ありがとうございます。

次は、シモン芋の活用についてということで、お伺いをいたします。

世はまさに健康ブームであり、健康志向の方がふえてきている状況であります。

先ほど質問しました自転車の活用問題と、シモン芋の活用を図っていくこと、まさにキーワードは健康であります。

先日、高知新聞に掲載されておりましたイタ

ドリの葉にダイエット効果があるポリフェノールの一つであるネオクレゲン酸が大量に含まれていることが、高知県立大学の研究により、確認されたとのこととあります。

これはまさに産学官一体として取り組んできた成果のあらわれではないかと思えます。

このネオクレゲン酸を摂取することにより、脂肪燃焼効果にとって大変有効であるとのこととです。高知県食品工業団地事業協同組合では、本格的にお茶の商品化と販売を目指し、取り組んでいきたいとのこととあります。

皆さん御案内のとおり、イタドリは宿毛市内どこでも採取することができます。どこにでもあるイタドリであります、化学的に、医学的に研究することにより、その効果は実証され、広く活用することができます。

そして、商品化や企業化につなげる中で、地産外消へと発展させることができ、まさに中山間地域で生活をする方々にとって、朗報であります。

私は、平成21年第4回定例会において、シモン芋の活用について、一般質問をしてきた経緯があります。シモン芋の効用については、既に医学的にも証明をされております。全国の事例を引き合いに出しながら、このシモン芋を活用して企業化を進めることは、宿毛市の産業振興につながるのと思いで、調査研究をすべきではないかとの質問であります。

あの質問以降、約10年が経過しておりますが、この間、宿毛市として、シモン芋の商品化や企業化、栽培等についての調査や研究はなされてきたかどうか、まずお伺いをいたします。

○議長（野々下昌文君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをさせていただきます。

松浦議員、10年前にそういった質問をされたということ、私も記憶に残っておりますし、

また芋焼酎の工場をつくるという活動の中で、芋焼酎を何とかこの宿毛でつくろうという活動の中で、当時、夢いっぱい会という会で、いろいろ市民の方々が取り組みをしておりました。

その会の中で、私は漁業者の立場から、海を守る部会という部会に入らせていただいて、ともに活動をさせていただきましたが、そのときに、芋焼酎をつくるんだったら、シモン芋でつくったらどうかということ、私自身も実は発議を、当時、もう10数年前ですが、させていただいたひとりでもあります。

当時は、この後の答弁にも出てきますが、シモン芋自体が数が少なかった。それから、新たにつくるといっても、シモン芋と今の黄金千貫では、同じ芋の量からとれる焼酎の量が違うということで、そういった形の中で、芋焼酎をつくろうという部会の中で協議をする中で、今の形になったんだというふうに、当時は理解をしたところでございます。

それでは、先ほどの質問についてのお答えをさせていただきます。

シモン芋は、昭和50年代初頭には、市内で約100戸の農家が栽培に取り組んでいたようでございますが、現在は、JAに出荷をしている農家は1戸のみとなっております、そのほかにも、自家消費、要するに自分の家で食べる、そういったことを含めまして、少量の栽培を行っている農家が沖の島に数軒、その沖の島以外にも数軒となっているところでございます。

シモン芋の栄養価の高さや、止血などの効果について、健康雑誌で特集されたこともありまして、時折、栽培や入手方法、生産者などの問い合わせがありますが、問い合わせの内容に応じまして、その都度、担当課が情報収集を行っているものの、具体的な調査や研究は実施していないのが現状でございます。

なお、沖の島の地域おこし協力隊員が芋のつ

るや種芋の確保など、栽培に向け、準備をしているということでございまして、先日、試験的につるの植えつけを行ったと、そのような情報を聞いているところでございます。

以上でございます。

○議長（野々下昌文君） 12番松浦英夫君。

○12番（松浦英夫君） ぜひ取り組みをしていただきたいというふうに思いますけれども、調査研究がなされていないという答弁でございました。

中平市長初め歴代の市長は、議会の最終日に、「今会期中に、一般質問や質疑等を通じて寄せられました貴重な御意見や御提言につきましては、今後さらに検討しながら、市政の執行に反映させてまいりたい」というふうに、毎議会挨拶をされております。

ぜひ、このことをしっかりと受けて、商品化できるものかどうか、そこらあたり等も含めて、企業化が難しいのかどうか、行政としても取り組みをしていただきたいというふうに思います。

今、市長答弁ありましたように、御案内のとおり、シモン芋が日本で初めて紹介されたのは1971年に、宿毛市沖の島診療所に赴任しました楊博士が、ブラジルのシモン教授から譲り受けた種芋を沖の島で栽培したのが始まりであります。

このように、宿毛市が日本での原点であります。こうした宿毛市に非常に深い縁があり、常に医学的にも、先ほど市長答弁ありました、その効用については、証明されているシモン芋にかかわらず、どうしてシモン芋を活用しないのか、残念でなりません。今からでも遅くないと思います。ぜひ商品化や企業化について、真剣に考えるときではないでしょうか。

全国の各地で、シモン芋を活用しての商品を開拓し、販売し、企業化に成功している事例も数多くあります。

市長の答弁にありましたように、このシモン芋で焼酎をつくり、販売をしているというところもあります。

市内の中には、一部の人たちであります、このシモン芋に注目して活動しようと考えている人たちもおられるとお聞きをいたします。私は、「打たぬ太鼓は鳴らない」との考えのもと、これまでも取り組んできた、自負をいたしております。

今から20年前、重症心身障害児施設「幡多希望の家」の建設の問題が起きました。この事業は、大変な事業であり、私たちのようなものに、この重要な取り組みができるかどうか不安でなりませんでしたが、先ほど申しあげましたように、打たぬ太鼓は鳴らないとの思いから、必死になって募金活動に取り組み、現在があるわけであります。

このように、まず行動に移し、取り組んでいくことが重要であると思います。まさに打たぬ太鼓は鳴りません。ぜひ宿毛市としてもシモン芋に着目し、活用する中で、産業振興を図る取り組みをすることが重要と考えますけれども、再度、市長の所見を求めます。

○議長（野々下昌文君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをさせていただきます。

先ほど、調査研究なされてないということで、具体的なということでお話をさせていただいたつもりでございます。

本当に、私もそうですけれども、島に行けば落花生であるとか、シモン芋であるとか、いろんなものが、以前はたくさん栽培されていたというお話も聞く中で、現状はイノシシの問題であったりとか、いろいろな問題があつて、難しいよというお話を、行くたびに話をしながら、いろんな可能性も、そういった中で探っているところでございますし、また、担当課としても、

当然、議員の皆さん方から言われたことは、その後も、気にかけるという言い方は失礼な言い方かもしれませんが、しっかりとをもって、自分のそれぞれの業務をしていただいているものだというふうに思っているところでございます。

また、そういうふうな形の中で、しっかりと取り組みがなされていかなければならないというふうに思っていますし、また、沖の島の、今回、案件でもございますので、特にいろんな意味で、松浦議員は沖の島かかわり深い方でございますので、ぜひいろんな意味で前を引っ張っていただきたいというふうに、そういった思いも強く持っておりますので、どうかよろしくお願いをいたしたいと思っております。

いろいろな理由はあるんですが、現在、どうしてもシモン芋を開発というか、流通に乗せようと思えば、数量、余りつくられてないというのが一番のネックになってくると思います。そういった形の中で、個人や企業の方から、ぜひやりたいとかという声があれば、しっかりとそのプランを確認をさせていただく中にはなりますが、宿毛市としてもバックアップをしていきたいというふうに思っていますし、また、いろんな研究というか、いろんなところでお話も、自分も市長として発信もしていきたいと、そのようにきょうの質問を聞いて、改めて感じたところでございます。

以上でございます。

○議長（野々下昌文君） 12番松浦英夫君。

○12番（松浦英夫君） ぜひこの問題についても、前向きに取り組んでいただきたいと思いますというふうに思います。

最後の質問になりますけれども、宿毛市長選挙の問題について、質問をさせていただきます。

中平市長は、若さと行動力を前面に出しながら、厳しい選挙戦を戦い抜き、今日があるのであります。

この間、人口が減少する中での移住促進の取り組みや、子育て支援策等を初めとする宿毛市が抱える諸問題について、取り組んでこられましたし、市民の命と財産を守るという防災対策についても、昨年の7月豪雨を経験する中で、積極的に取り組んでこられました。

しかし、市民の中から聞こえてくるのは、宿毛市庁舎移転問題や、宿毛小中学校のPFIの問題について、余りにも市民の声に耳を傾けようとしない、市民に対してしっかりと説明責任を果たしていないと、中平市長の市政運営については、疑問視する声や批判する方々が多くいるのが実態ではないでしょうか。

市民の中で非常に関心の強いこの市長選挙についてであります。残すところ6カ月となった今日、誰もその動きが見えてまいりません。現職の市長として、こうした市民の厳しい意見がある中、どのような考えなのかどうか、そしてどのような立場であるのか、お伺いをいたします。

○議長（野々下昌文君） 市長。

○市長（中平富宏君） 大変厳しい質問でございますが、お答えをさせていただきたいというふうに思います。

次期市長選についての御質問でございます。私は、平成27年12月に市長に就任して以来、若者が夢を、そして高齢者が生きがいを持てる、そんなまちづくりを基本理念といたしまして、市民の皆様の市政に対する意見をしっかりと受けとめて、そして全力で宿毛市発展のために取り組んできたつもりでございます。

そういった形の中で、先ほど松浦議員おっしゃられた、そういった御意見があることも十分に承知しておりますし、しっかりと受けとめて、これからの市政運営もしていかなければならないというふうに思っているところでございます。

本年は、平成から令和へ、新しい時代がスタートをしました。私の任期も、残るところ半年となりましたが、この間の市政の課題解決のため、市民の皆様、議員各位の御協力をいただきながら、職員とともに残された任期をしっかりと全うすることが、私の今の最大の責務だというふうに思っておりますので、しっかりと頑張っていきたいというふうに思います。

厳しい御意見、しっかりと受けとめさせていただきたいと思います。

以上です。

○議長（野々下昌文君） 12番松浦英夫君。

○12番（松浦英夫君） 12月の市長選挙についてどういうふうな、対応するか、明確な答えはなかったわけですが、今、市長の答弁の中にありました、市民から聞こえてくる、こうした声にも真摯に耳を傾けるということでございますが、このことについては、いささかも変わりがないということで、確認の意味で質問をいたします。

○議長（野々下昌文君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをさせていただきます。

市民からは、議員のおっしゃるような声もありますし、また違った声もあります。いろんな声が届いてきているところでございます。そういった声をしっかりと受けとめる形の中で、市政運営をしていきたいという思いは確かなものでございます。

以上でございます。

○議長（野々下昌文君） 12番松浦英夫君。

○12番（松浦英夫君） これで私の一般質問は終わらせてもらいますけれども、冒頭で、教育長に対して質問しました、子供たちの安心・安全、そして自転車の普及、促進、産業振興、全力で、本当にみずからの課題として取り組んでいただくことを求めて、質問を終わります。

ありがとうございました。

○議長（野々下昌文君） この際、午後1時まで休憩いたします。

午前11時36分 休憩

午後 1時01分 再開

○議長（野々下昌文君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

3番三木健正君。

○3番（三木健正君） 3番、三木健正でございます。この4月に市民の皆様の御支援、御支持をいただきまして、市議会に参加させていただくことになりました。ふなれではございますが、皆様と同じく、宿毛市民のため、宿毛のために尽力していく、努力していくという目標点では一緒だと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

さて、早速ですが、通告書に従って質問に移らせていただきます。

公共施設の利用につきましてという内容のものでございます。

まず、初めに、現在の中央五丁目、旧沖須賀にあります旧武道館の利用についてですが、現在は、この武道館の機能は新設された宿毛小学校敷地内にあります新体育館に移っておるように思っております。

この旧武道館は、利用されていないと思われませんが、この旧武道館の現状、状態はどのようになっていますでしょうか、お伺いをいたします。

○議長（野々下昌文君） 市長。

○市長（中平富宏君） 三木議員の一般質問にお答えをさせていただきます。

旧武道館の現状に関する御質問でございます。

旧武道館につきましては、昭和46年に供用開始をして以来、本市の社会体育施設の中心といたしまして、多くの方に御利用をいただい

まいりました。

しかしながら、時代の流れとともに、施設の老朽化が進みまして、安全面や耐震面といった課題を抱えていたそんな中で、昨年度、宿毛小学校屋内運動場の建築に合わせまして、1階部分へ併設という形で、新たに整備をいたしまして、平成30年9月1日より供用を開始しているところでございます。

このため、旧武道館につきましては、昨年9月から貸し出し等は行わず閉鎖をしている、そういう状況でございます。

○議長（野々下昌文君） 3番三木健正君。

○3番（三木健正君） 現在、貸し出しは行われていないということで、こちらのほうでお聞きしましたところ、新設された新武道館ですね、今の小学校敷地内の武道館では、旧武道館に比べますと、月平均で約100名ほど多く利用がされているということで、一定の効果が、初期としては出てきているのではないかと思いますので、より一層、有効活用に御利用いただけるように、推進を進めていっていただきたいと思っています。

旧武道館につきましてですけれども、旧武道館の施設の今後の利用についてでございますが、この旧市街地の中でも、どこも同じなんですけれども、かなり高齢化というのは進んできているように思います。

その中で、かなり災害時等も含めまして、短時間で避難できる場所が必要であったりですか、またそういった高齢化に伴いまして、日常生活においても、買い物難民といえますか、日用品を買うにも困窮してきているような状態が、ぽつぽつと出てきているように思います。

また、今後はさらにそれが進んでいくのではないかと想定されるわけですが、その中におきまして、地域住民の助け合いやコミュニケーションといったものが、特にこれから重要になっ

てくるように思われます。

そうした中で、もう一步進めまして、例えば旧武道館の跡地利用につきまして、この場所に避難タワーの設置や、地域住民のコミュニティーセンターやコミュニティースペースといったものへの活用というのにはできないものでしょうか。

今後の活用計画と、また想定されていることがありましたら、お答えをお願いいたします。

○議長（野々下昌文君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをさせていただきます。

まず、旧武道館につきましては、先ほども申したとおり、老朽化が進みまして、耐震性もない施設でもあります。

また、武道館と屋内運動場を集約化するための財源といたしまして、活用した起債、こちらの条件としまして、合築前の旧武道館及び旧屋内運動場の延べ床面積の合計を超えることはできないために、旧武道館を引き続き活用するためには、延べ床面積を3分の1程度に減築する必要があります。

以上のことから、旧武道館を転用して活用することは、現実的ではなく、取り壊す方向で検討をしておりますが、跡地利用につきましては、今後、先ほど三木議員から御提案のあった点も含めまして、地域住民の皆様の御意見もしっかりとお聞きをしながら、地域住民の安全面や、そして既存市街地の活性化にもつながるような、そんな活用計画を決定をしまいたい、そのように考えているところでございます。

今の建物については、壊す方向で考えていくということでございます。

以上でございます。

○議長（野々下昌文君） 3番三木健正君。

○3番（三木健正君） ぜひとも、この旧武道館の跡地利用で、本当に地域の方々の声をくみ

取っていただいて、ぜひとも有効活用につなげていきたいのと、またこの地域のにぎわい創出に向けても、何かそういったものも加味した状態のものというのを、検討の材料の中に入れていただければと思います。

次の質問に移らせていただきます。

同じく公共施設の利用についてなんですけれども、再三、幾度となく議会の中でも出てきたかとは思われますが、新庁舎に移転した後の現庁舎の利用計画についての質問でございます。

平成30年9月議会におきまして、市長の答弁の中に、現庁舎を大学や専門学校などのサテライトキャンパス誘致に取り組む。また、現庁舎の使い方について、移転が決まった上で、しっかりと話を進めていきたいというふうな答弁がございましたが、今現在の進捗状況について、お伺いをいたします。

○議長（野々下昌文君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをさせていただきます。

新庁舎移転後の現庁舎、ここですが、こちらの活用計画につきましては、現状で確定したものはございませんが、今までもいろいろな提案もさせていただきましたし、またいろんな方々から、提案も受けているところでございます。

そういった形の中で、これからもさまざまな案をお示ししたり、お聞きをする中で、その実現性も見きわめつつ、市民の皆様の御意見をしっかりと受けながら、まちのにぎわいづくりに貢献できる、そんな活用方法の検討を進めてまいりたい、そのように考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（野々下昌文君） 3番三木健正君。

○3番（三木健正君） こちらはまだ煮詰まってないということで、多方面の用途、利用が予定されるというか、今後、出てくるであろうと

思われますが、いろんな中で、これもまた先ほどの武道館と同じく、この地域の方々に有効に使っていただける。また、県外から来られたりとか、そういった部分でのにぎわい創出の面でも、いろんな観点から、有効な利用を検討していただければと思いますので、引き続き、有効活用に向けて取り組んでいただきたいと思います。

続きまして、新庁舎での市民への行政サービスについての質問でございます。

新庁舎での市民への行政サービスについてですが、新庁舎につきましては、今現在行われている行政サービスより、建物も新しくなり、設備も新しくなっておりまして、多方面で機能化されたり、利便性が向上されるということを期待するわけではあります。その中で、窓口のワンストップ化であったりですか、スピード化といった業務改善や新コーナーの新設というものも必要になってくる部分があるかと思われま。

さて、そこで宿毛市でも高齢社会が進みまして、窓口に来られる平均年齢も上がっているのではないかとお察ししますが、各手続、理解やその仕方について、苦慮されることも、今後多くなることが想定されるように思います。

その中で、一つ取り上げて、今回、お聞きしたいのが、現在、市民の方々の死亡に伴う必要な手続について、担当窓口や、その手続の仕方の一般的なサンプル例をお伺いをいたします。

○議長（野々下昌文君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをいたします。

死亡に伴う手続についてでございます。

御逝去される方は、御高齢の方が多いため、葬祭費の請求手続を含む医療保険の手続や、年金に関する手続が発生することが多い、そういった現状にあります。

その中で、後期高齢者医療保険に関する手続

及び年金に関する手続につきましては、市民課で行っていただいております。

そのほか、該当者の方には、介護保険の手続を長寿政策課、障害者手帳関係の手続を福祉事務所で行っていただく場合があります。

現在、御遺族の方に来庁して行っていただく手続につきましては、死亡届出の際に、一般的な手続の内容と、御持参いただく物、担当課とその連絡先を一覧にしたものをお渡しをしているところでございます。

一覧を御確認いただくことで、再度、市役所のほうに来ていただく、そういった手間の軽減や、手続漏れを防ぐ、そういった一助として活用いただければというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（野々下昌文君） 3番三木健正君。

○3番（三木健正君） 特に死亡に関する手続をなぜお聞きしたかと申しますと、先ほど申し上げましたように、高齢化が進む中で、手続は個人情報保護法等の関係もあって、かなり複雑になってきているのと、いろいろな行政サービスがふえてくると、その分だけ、またこういったときの手続というのは、かなりふえてくるのではないかとこのように認識をいたします。

その中で、先ほどちょっと市長の答弁にもありました、時間的な部分を考えても、持参すべき書類の確認や忘れ物などというものが発生することで、出直ししなければならぬといったケースは、非常に多くなったりしてくるのではないかとこのように思われます。

非常にお葬式等で疲れた後に、こういった手続が非常に困惑するというのは、市民の気持ちに寄り添うという形の中で、ぜひともいい形へ持って行っていただきたいと思うわけですが、ちなみに、大分県の別府市では、市役所の中にお悔み手続に関するワンストップサービス窓口

が設置され、好評を得ているという情報が入っております。

これを、お悔みコーナーというそうですが、この窓口では、亡くなった方の情報をもとに、死亡に関するお悔み手続をお手伝いし、必要な課への案内と、関連書類の作成を補助してもらい、ワンストップでサービスが、まず開始されます。

関係する課がワンストップ窓口から連絡を受けた時点で、手続が各課で開始され、ワンストップ窓口へ手続完了後の書類を持ってきてくれるというサービスだそうです。非常に便利でわかりやすく、すばらしいサービスだなというふうに考えるわけですが、そこで、宿毛市におきましても、新庁舎におきましては、このような市民の皆様が大変なときにこそ、寄り添った窓口のサービスの一環として、こういったお悔みコーナーのようなものを新設してはどうかと思うわけですが、いかがでしょうか。

○議長（野々下昌文君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをいたします。

新庁舎につきましては、基本構想に掲げているとおり、来庁者への、わかりやすくスムーズな動線の確保や、住民利用が多い窓口同士を近い場所に配置するなど、利便性の向上や、業務の効率化を行い、窓口サービスを向上させ、質の高い市民サービスを提供することを目標としているところでございます。

現在も、死亡に伴う各種手続につきましては、各担当者が連携を図り、スムーズな手続ができるよう、取り組んでおりますが、課の配置等により、市民の皆様へ御負担をおかけしている部分があることは、承知をしているところでもございます。

今後、業者選択を行い、基本設計及び実施設計を進めていく中で、議員の御提案も参考にさせていただきながら、庁舎内外の意見を聞きつ

つ、人に優しく、利用しやすい庁舎を目指し、取り組んでまいりたい、そのように考えているところでございます。

しっかりとそういったものも考慮していただくような、そういった庁舎をつくり上げていきたい、そのように考えているところでもございます。

以上でございます。

○議長（野々下昌文君） 3番三木健正君。

○3番（三木健正君） 新庁舎の施設や配置につきまして、先ほど答弁にありましたように、今後ますます煮詰まったところとか、どんどん深いところへ進めていかれるように思われますが、ぜひともそういった、今の宿毛の現状を踏まえた中で、非常にわかりやすさ、それがあある意味、透明性にもつながってくるかと思っておりますので、そういった部分の配置であったり、設置というものを、必ず検討の中に入れていただきたいと思います。

最後の質問になりますが、津波の浸水域にある保育園の対応についての質問でございます。

せんだって、中央保育園、咸陽保育園を合併し、新庁舎エリアへの新設設置が決定して進めている状況であるとは思いますが、このほかには、この津波浸水エリアにある私立の宿毛保育園、大島保育園、及び公立の二ノ宮保育園への今後の対応について、質問をいたします。

平成30年6月議会におきまして、この3つの保育園につきまして、できる限り早い段階での高台移転が望ましいと答弁されておりますが、この件につきまして、現在の進捗状況はどのようになっておりますでしょうか、お伺いをいたします。

○議長（野々下昌文君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをいたします。

小深浦高台へ新築予定の統合保育園につきましては、統合する咸陽保育園と、中央保育園に

通う園児はもとより、建設場所の位置的状況から、大島保育園の園児を含めた地域の子供たちの受け入れを想定しているところでございます。

津波浸水区域にある保育園につきましては、早期の高台移転が望ましいと考えておりますが、まずは統合保育園の早期完成に、今、取り組んでいるところでございます。

そういった取り組みの中で、同時に今後の方向性について、子供たちの安全を最優先しながら、引き続き協議をしてみたい、そのように考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（野々下昌文君） 3番三木健正君。

○3番（三木健正君） 今の答弁にありましたように、咸陽保育園、中央保育園、それから大島保育園、この3園を合併した形の中で、新設して、またそういった状況の中で、いろいろ利点や改善点等出てきようかと思えます。

そういったものも含めて、今後の、先ほどの3園、宿毛保育園、大島保育園、二ノ宮保育園に関しまして、しっかりと行政からのフォローアップというものを行っていただきたいと思えます。

その子供の安全と保護者の安心というものを確保することは、その延長上には、少子化対策であったりですとか、子育て支援といったものが必ずそばについて、向上してまいるものだと考えております。

さらにその先には、次世代の宿毛の発展につながっていくんじゃないかと。小さな子供ですけども、いずれ大人になり、この宿毛に住んでよかったな、宿毛にまた住みたい、宿毛で住んでいきたいというふうな、そういった子育て、私たちでないとできない、今の時間帯だと思っております。

また南海トラフの地震等も懸念される中でですので、できるだけ早期に、そういった子供たち

の安全、また保護者の方々の安心といったものをできる保育システムであったり、そういったものに取り組んでいていただきたいなと思えます。

余談ではございますが、全国的には、市の財政面と、あと保育ニーズの多様化というものがあまして、その中で、公設民営形式という形で、運用されている自治体がふえてきているというふう聞いております。

そうした動きも参考にさせていただきながら、できる限り、早い段階で実現に向けていただきたいと思えます。

以上で私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（野々下昌文君） この際、10分間休憩いたします。

午後 1時21分 休憩

午後 1時32分 再開

○議長（野々下昌文君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

1番今城 隆君。

○1番（今城 隆君） 1番、今城 隆です。よろしく願いいたします。

まず、最初に自衛隊誘致について、質問いたします。

6月6日、衆議院安全保障委員会で、中谷元議員から、次のような発言がありました。佐賀空港では、オスプレイ配備が難航している。宿毛市は、高知県とともに自衛隊誘致をしているが、支援部隊を受け入れる適地を幅広く検討すべきではないかと、宿毛へのオスプレイ配備をおわせる質問がなされました。

市長は、宿毛へのオスプレイ配備構想を持っているのですか。また、中谷議員の質問の前に、このオスプレイ構想を知っていたのですか、お聞かせください。

○議長（野々下昌文君） 市長。

○市長（中平富宏君） 今城議員の一般質問にお答えをさせていただきます。

中谷衆議院議員の安全保障委員会における、岩屋防衛大臣への質問、答弁の中で、陸上自衛隊オスプレイの配備場所についてのやりとりがなされておりますが、この安全保障委員会におきまして、岩屋防衛大臣は、防衛省として、現在、陸自オスプレイを高知県宿毛市に配備する計画はないと答弁もしており、本市の自衛隊誘致の状況につきましては、これまでも議会で答弁をさせていただいているところでありますが、現時点で誘致の可能性があるのか、あるいは、どのような内容のものを誘致できるのかなどを含めて、白紙の状態でございます。

また、中谷衆議院議員の安全保障委員会での質問につきましても、事前に承知はしていなかった状況でございます。

以上でございます。

○議長（野々下昌文君） 1番今城 隆君。

○1番（今城 隆君） ということは、オスプレイ構想というのは、あったことはあったんですか、話に出たということは。

市長、いかがでしょうか。オスプレイの話については、これまでに何か論議されたことはあったんですか。

○議長（野々下昌文君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをいたします。

議論したことはございません。

以上でございます。

○議長（野々下昌文君） 1番今城 隆君。

○1番（今城 隆君） それでは、中谷議員のオスプレイ発言に対して、市長として、どのような立場をとられるか、聞きたいと思います。賛成、反対、保留、無視など、そんなことで構いませんので、どのような立場を、市長としてとられるのか、お教えてください。

○議長（野々下昌文君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをいたします。先の答弁と同じでございます。

以上でございます。

○議長（野々下昌文君） 1番今城 隆君。

○1番（今城 隆君） ということは、今のところ考えにないということでしょうか。

まず、自治体、住民の合意もとらずにこのような発言をすることは、地方自治の本旨、憲法92条に反する行為であると思います。住民意志に基づき、自治体が決定した上での論議ではない。個人がどんな考えであろうと、地方自治を飛び越えた中谷議員のこの発言は問題であると思います。

市長として、中谷議員にくぎを刺していただきたいと思うのですが、いかがでしょうか。

○議長（野々下昌文君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをさせていただきます。

その点につきましては、議員とは考え方が違うということを述べさせていただきたい思います。

以上でございます。

○議長（野々下昌文君） 1番今城 隆君。

○1番（今城 隆君） 地方自治の本旨、つまり住民自治、それから団体自治、地方分権ですね、この論議を飛び越えた上で、佐賀の話を、佐賀空港で住民の反対、そして漁民の反対にあり、頓挫している。それをもって、宿毛はどうですかというような、それをにおわせるような発言です。

ぜひ、くぎを刺していただきたいと思います。

佐賀の話を急にもってこられても困ります、程度の苦言を言ってもらってもいいんじゃないかと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（野々下昌文君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをさせていただきます。

きます。

中谷衆議院議員の発言については、私のほうからくぎを刺すという内容のものではないというふうに、今のところ考えております。

この後、何か動きがあれば、またそのときに皆様方と一緒に考えていきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（野々下昌文君） 1番今城 隆君。

○1番（今城 隆君） 内容としては、やはり地方自治を飛び越えて、こういうふうな論議をされるということは、やはり問題はあると思います。

次の質問にいきます。

宿毛にオスプレイ部隊が配備された場合、基幹産業や住民生活にどのような影響があると思われませんか、市長の考えをお聞かせください。

○議長（野々下昌文君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをさせていただきます。

宿毛にオスプレイが配備された場合に、どのような影響があるかということでございますが、先ほど答弁をさせていただきましたように、現在、オスプレイの配備計画はございませんので、配備された場合の影響調査などは、もちろん行っておりません。

そうしたことから、例えばエンジンの音などを初め、よくわかりませんが、さまざまな状況について把握をしていないところでございまして、当然、基幹産業や住民生活への影響につきましても、現時点ではお答えをいたしかねますので、御了承を願いたいというふうに思います。

以上でございます。

○議長（野々下昌文君） 1番今城 隆君。

○1番（今城 隆君） 自治体の長として、少々消極的なので、残念に思います。

振動、騒音、事故、環境の悪化やストレスによる住民生活への影響、基幹産業へのマイナス。沖縄でも、県民は猛反対。佐賀空港も、さっき言ったように、市民、漁協の強い反対で頓挫。そして、高知県内で20議会がオスプレイ配備、訓練中止を求める意見書を決議し、尾崎知事も、オスプレイは完全に懸念を払拭されたわけではないと、発言されている。

宿毛は、何でもいらっしゃいではない。プレーキも踏んで、安全運転をしていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（野々下昌文君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをさせていただきます。

当然、何でもいらっしゃいというつもりは、全くございません。

そういった形の中で、当然、動きがあれば、先ほどもお答えをしましたように、しっかりと調査をしなければならないというふうに考えますが、現時点では、そういう状況ではないというふうに判断をしているところでございます。

以上でございます。

○議長（野々下昌文君） 1番今城 隆君。

○1番（今城 隆君） もちろん今、そういう状況ではないんだと思いますが、住民合意の上ということになるとと思いますが、市長はこれまでの宿毛市の自衛隊誘致の動きは、住民合意の上と考えるか、市長の考えをお知らせください。

○議長（野々下昌文君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをさせていただきます。

自衛隊誘致活動を含めた住民合意についての質問でございます。

自衛隊誘致に対する私の基本的な考え方は、これまででも議会で答弁をさせていただいておりますが、地域経済の活性化や、昨年の豪雨災害でも多大な尽力を賜りました防災対策、さら

には本市の大きな課題でもあります人口減少対策にもつながるものと考え、これまで市議会や商工会議所と一体となり、要望活動等に取り組んでまいりました。

自衛隊誘致の現在の状況につきましては、誘致の可能性があるのか、あるいは、どのような内容のものを誘致できるのかなどを含めて、白紙の状態でございますので、具体的な説明をできる、そういった段階には至っていないというのが、そういった状況には変わりがないところでございます。

この自衛隊誘致につきましては、私ひとりが決定するものではないと考えておりますので、具体的な説明ができる状況になりましたら、当然、関係者を初めとする市民の方々、また近隣自治体にも説明をさせていただき中で、しっかりと御意見を聞かせていただく、そのような考えを持っているところでございます。

以上でございます。

○議長（野々下昌文君） 1番今城 隆君。

○1番（今城 隆君） 自衛隊誘致は、市の将来にとって、大変重要な論点です。当然、経済効果、プラスの面もあろうかと思えます。ですが、市は住民説明会も行っていない、これは地方自治の本旨に反すると思えます。誘致を進める、そういう状況においても、住民と合意をとりながら進めていってほしいと思えます。

今回の市議選で、自衛隊誘致で議会を引っ張ってきた候補が落選、反対を訴えてきた私が当選したことは、有権者の声であるとも捉えていただきたい。

今後は、しっかりと住民合意に基づく市政を進めていただくよう、お願いいたします。

次の話に移ります。

非核平和都市について、市長にお尋ねします。

まず、市長、宣言文を持たれていますか。ありましたら、ぜひ宣言決議文を読んでいただければ

と思いますけれども、ないですか。

それでは、私のほうから、少し省きますけれども、宣言文の抜粋を読みませう。

「宿毛市非核平和都市宣言決議。

世界の恒久平和を実現することは、人類共通の願いである。（中略）わが国は、（中略）この地球上に、広島、長崎の惨禍を再び繰り返してはならないと訴えるものである。

（中略）憲法の精神に基づく国の平和と安全こそが、地方自治の根本的条件である。私たちは、平和を愛し、人類の共存を願う立場から、あらゆる国のあらゆる核兵器の廃絶と、憲法にうたわれている平和的生存権の確立のため、ここに非核平和都市宣言を行うものである。

一つ、宿毛市は「核兵器をつくらず、持たず、持ち込ませず」の非核三原則を、将来ともに厳守する。

一つ、核兵器の宿毛市への通過、一時持ち込みをさせない。

一つ、核兵器の完全禁止のため、宿毛市を「非核都市」として広く呼びかける。

右、決議する。

昭和60年7月8日 宿毛市議会。」

市長、これまで宿毛市として、どのような行動をしてきたのか、お聞かせください。

○議長（野々下昌文君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをさせていただきます。

非核平和都市宣言についての質問でございます。

宿毛市非核平和都市宣言は、昭和60年6月定例会におきまして、議員提案により、決議案として提出され、昭和60年7月8日に可決、制定されております。

この宣言の内容といたしましては、世界の恒久平和実現のため、核兵器の廃絶を目指し、非核三原則の厳守と、核兵器の宿毛市への通過、

一時持ち込みを認めず、宿毛市を非核都市として広く呼びかけるものとなっております、先ほど読んでいただいたとおりでございます。

本市におきましては、独自の取り組みは行っておりませんが、非核平和都市宣言を行った自治体で組織される日本非核宣言自治体協議会に、平成25年より加盟をしているところでございます。

以上でございます。

○議長（野々下昌文君） 1番今城 隆君。

○1番（今城 隆君） それでは、加盟をしただけで、余り目立ったことはしていないということですね。

それでは、非核平和都市として、今後に行おうとする施策をお聞かせください。

よろしくをお願いします。

○議長（野々下昌文君） 市長。

○市長（中平富宏君） 今後の政策についての質問でございます。

まず、目立ったことはしていない。今、何かこれといった具体的なことはしていないところでございますが、やはり加盟をして、しっかりとその団体を支えていくというのは、立派な行動ではないかなというふうに思います。

今後の取り組みにつきましては、引き続き、人類の平和と安全を脅かす、核兵器の廃絶に向け、宿毛市非核平和都市宣言の趣旨や目的を十分に尊重してまいりたい、そのように考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（野々下昌文君） 1番今城 隆君。

○1番（今城 隆君） 私のほうからも、核兵器廃絶に向けた行動ステップの例を挙げておきたいと思います。

これは、どこの自治体でも、似たものです。

まず、1番目として、核兵器の壊滅的結末の認識。これは、広島、長崎、ビキニ、証言を聞

けるのは今です。

次に、非核のメッセージを発信しましょう。

「No Nukes非核平和の宿毛のまちへようこそ」とか、看板やポスターを掲示するのもいいと思います。

次に、非核平和の国際交流、ぜひやっていただきたいと思います。

宿毛にも外国人がふえてきています。外国人労働者も入ってきています。ぜひ市民や学生たちと一緒に、平和について語り合う場を持っていただければと思います。

そして、最後に核軍縮への働きかけ。大変大きな話題になるようですが、多くの市町村でやっています。

例えば、核兵器禁止条約を求める意見書。高知県では14議会、4割が採択しています。四万十市、四万十町、大月町など、近辺ではこのようなところです。

全国では347議会が意見書を出しております。それから、全国6割の被爆者国際署名に賛同の首長、市長会議というのがあるようです。

市長にお伺いします。今言った例も含めて、何かやれそうなことがありましたら、お答えください。

○議長（野々下昌文君） 市長。

○市長（中平富宏君） ただいま提案をいただいたところで、一つだけやれないことが、逆にございます。

市議会からの意見書は、議員の皆様方から出すものですので、市長としては、これはできないということございまして、それ以外のことは、まず、どういった状況なのかもしっかりと調べる中で、また検討してまいりたいというふうに思います。

以上でございます。

○議長（野々下昌文君） 1番今城 隆君。

○1番（今城 隆君） そのとおりですね。議

会の採決ということですので、これは市長としては当てはまらなかったかもしれません。

市長にお聞きします。

いつの間にか市のホームページから、非核平和都市宣言の文言が消えております。ホームページから抜け出ておりました。数年前はあったのですけれども。それから、看板もなくなっています。ぜひ、再度、掲示をしていただきたいと思ひます。

よろしくお聞きしますが、いかがでしょうか。

○議長（野々下昌文君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをさせていただきます。

その点につきましては、申しわけございません。自分は確認がとれていませんので、また確認をして、対応したいと思ひます。

以上でございます。

○議長（野々下昌文君） 1番今城 隆君。

○1番（今城 隆君） よろしくお聞きします。

決議されて、自分たちも、30年ほど前になりますものね。記憶にあったものが、いつの間にか、調べようとしたらなくなっている、寂しいものですので、ぜひしっかりとお願いいたします。

続いて、ビキニ被災者と遺族への救済策について、お聞きします。

ビキニ水爆実験から65年たちました。わかっているだけでも、被災マグロ漁船は延べ996隻、被災船員は、全国で1万人を超えます。3分の1が高知県の船員で、宿毛市では数百人の船員が被災しています。

国は、これまで被曝の事実を公表しなかったため、若くから体調を崩し、労災認定も受けられないまま、多くの方が、がんや白血病で亡くなりました。現在の生存者も、皆、がんを苦しんでいます。

宿毛市で生存しておられる被災船員は、まだ

まだ多くいるはずで。船員遺族の方々に、救済の手が届くよう、市にお願いしたいと思ひます。

そこで市長にお聞きします。

ビキニ被災の認識共有のため、まず健康、福祉、教育、啓発などにかかわる職員への研修機会をとっていただきたいと思ひます。いかがでしょうか。

○議長（野々下昌文君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをいたします。

ビキニ水爆実験による被災船員の救済に関しましては、1946年から1958年に行われた米国によるマーシャル諸島での核実験に関連し、健康に不安感を覚えている元漁船員の方がいらっしゃることは、承知をしているところでございます。

宿毛市としましても、こうした事実関係につきまして、関係課を中心に状況を共有しておりまして、今後につきましても、ビキニにおける核実験に関連し、健康不安を覚えている方々が、宿毛市に相談される際には、関係職員が歴史的経緯も踏まえ、きめ細やかな対応ができるよう、職員への指導を図ってまいりたい、そのように考えているところでございます。

以上です。

○議長（野々下昌文君） 1番今城 隆君。

○1番（今城 隆君） ありがとうございます。助かります。

宿毛市には、ずっと被災者支援にかかわってきた山下正寿さんも講師に来ていただけるはずです。1時間ぐらいの説明を聞くだけでも、随分と認識が変わってくるものと思ひます。

多くの被災者に対面し、逐一情報を入れていますので、ぜひまた時間をとっていただいて、市役所でも1時間ぐらいでも話を聞くような機会がもてれば、ぐっとまた認識度が広がると思ひますので、よろしくお聞きします。

そのような研修機会というのは、いかがでしょう。

○議長（野々下昌文君） 市長。

○市長（中平富宏君） この件につきましては、総務課長のほうからお答えをさせていただきたいと思います。

○議長（野々下昌文君） 総務課長。

○総務課長（河原敏郎君） 総務課長、今城議員の質問にお答えさせていただきます。

現在、職員研修につきましては、職員としての経験年数であるとか、役職であるとか、収納事務とか課税事務である、専門性であるとかといったことを中心に、県内市町村が立ち上げました、こうち人づくり広域連合と、千葉県にあります広域財団法人の市町村アカデミー等を通じて、年間を通した研修計画を実施しております。

今、今城議員が御指摘されましたような、ビキニ被曝についての個別の研修計画については、現時点で年次計画の中には計画をされてはおりませんが、今後、特に個別の課題につきましては、所管課の意見も聞きながら、そのような要望があれば、関係課とも研修として取り組んでいくか、検討していきたいというふうには考えております。

ただ、先ほど市長が申し上げましたように、まずは関係職員が、歴史的経緯も踏まえ、住民の方へ、健康不安をおぼえる住民の方へ、いかに周知をしていくかということが大切であろうかと思っておりますので、まずは、前段で関係職員の指導を図って、市民の方へ周知をしていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（野々下昌文君） 1番今城 隆君。

○1番（今城 隆君） ありがとうございます。

私の考えていることは、それほど大層なことじゃなくて、例えば、あいた時間、5時以降、

例えば1時間ぐらい、可能な方が参加していただけたら、あるいは興味のある職員、それから、課長とか指導的立場にある人が知っていただくと、その後の話がすぐいきますよね。

証言者のビデオも数多く撮っています。話は直接、なかなか聞けないと思いますので、この辺の幡多の証言者の声、それから山下先生の一言、本当に1冊本を読むより、30分話を聞くほうが、ずっと現実がわかってくる、こんなことがありますので、フレキシブルな感じで、それは当然、仕事の枠で取るべきことなのかもしれませんが、機動的にやっていただくということが、私たち、これからすぐにそういうことが動いていく可能性があると思っていますので、よろしくをお願いします。気軽をお願いします。

次に、児童生徒への学習、市民への啓発について、教育長にお聞きします。

地元のビキニ被災船員の事実に学ぶことは、平和教育としても日本や世界の被災者救済にも大きな力になります。

高知県教育委員会後援の紙芝居「ビキニの海の願い」や、教材DVDなどを地域教材として、先生方にも活用していただきたいと思うんですが、教育長、いかがですか。

○議長（野々下昌文君） 教育長。

○教育長（出口君男君） 教育長、1番議員の一般質問にお答え申し上げます。

核兵器によって、広島県や長崎県の人々を初め、多くのとうとい人命が一瞬にして奪われてしまったことは、決して許されないことであり、こうした悲惨な戦争を二度と起こしてはならないと考えております。

また、核兵器製造のための核実験が、地球環境や人々に与える影響等について、正しい認識を持つことも大切なことであるというふうと考えております。

市内の学校におきましては、悲惨な戦争をな

くしていくための平和学習に取り組んでおりました、小学校では毎年、広島県へ修学旅行で訪れまして、原爆資料館の見学でありますとか、あるいは語り部の話を聞いて、戦争の悲惨さや、平和の大切さについて学習を深めているところでございます。

また、広島県での学習を学校全体で共有する、そういった取り組みも行っております。

さらに中学校におきましても、8月の登校日などに合わせまして、平和学習を行っていただいております。今後も児童や生徒の理解度や年齢に応じた、効果的な教育がなされるよう、サポートしてまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（野々下昌文君） 1番今城 隆君。

○1番（今城 隆君） ありがとうございます。

それでは、地元のビキニ被災の現実を学ぶという機会も持てる可能性があるということですね。よろしいでしょうか。

○議長（野々下昌文君） 教育長。

○教育長（出口君男君） 教育長、再質問にお答え申し上げます。

今城議員も御承知のことと思っておりますけれども、小中学校における平和学習において、どのような教材等を活用するかというのは、基本的には学校現場において御判断をいただくということでございますけれども、教育委員会として、そういったさまざまな教材がある。いわゆる広島原爆資料館以外でも、核の悲惨さというものを訴える、そういう教材が、こういったものがありますよという情報提供はできると思っておりますので、教育委員会としては、そういう形で取り組んでまいりたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（野々下昌文君） 1番今城 隆君。

○1番（今城 隆君） ありがとうございます。救済のお手伝いをしていますから、つつい押し込むような感じになってきていますが、決してそういうわけではありません。学校に無理やりということではなく、地域教材として、地元のおじさんたちが、これだけいたのかという現実に出くわしてしまいます。

私の教え子、同級生のお父さん、つい、ここにかかわってしまうと、いっぱいいたということがわかってきました。地元のおじさんとか、本当にいっぱいいるんです。

ということで、写真集も学校に配付はされて、教育委員会を通してありました。それから、恐らく紙芝居も、教育委員会に届いたのかもしれませんが、送られてくるとは思います。

ですから、教職員にも、こういうのがあるということを知らせていただければ、恐らくどんどん広がっていくと思います。それが地元の船員たちの救済、第一歩につながる可能性が強いと思いますので、ぜひまたお伝えください。

続いて、市長にお聞きします。

相談窓口の開設、情報収集、健康相談会の呼びかけについて、被災者や遺族が気軽に相談でき、県や支援団体につなげていただければ、大変助かります。

先ほども、これに重なる言葉があったかもしれませんが、もう一度よろしくお願ひします。

○議長（野々下昌文君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをいたします。

これまで土佐清水市、室戸市、高知市におきまして、高知県による健康相談会などが実施をされております。本市では、個別の健康相談において、ビキニ環礁水爆実験に関連し、健康に不安感がありそうな方がおられましたら、高知県へ相談するなどの対応をしてきたところでございます。

関係者が年齢を重ねる中で、さまざまな健康

に関する不安も生じると思われ、相談内容も時代とともに変化するものと考えられます。

放射線は目に見えないものであるという性質でありまして、被曝線量にかかわらず、被曝した方の健康への不安感につながるものと、そのようにも思っております。

今後につきましても、高知県とも連携を図りつつ、適切な助言、サポートができるよう努めてまいりたい、そのように考えているところがございますので、しっかりとしたサポートをしていきたいというふうに考えているところがございます。

以上でございます。

○議長（野々下昌文君） 1番今城 隆君。

○1番（今城 隆君） ありがとうございます。助かります。

何であるか、いろいろあるかと思えます。いろいろなところに届いてくるかもしれません。

まず、広報なども活用していただいて、不安な方が広報の中でキャッチできるとか、あるいは県の健康相談会が幡多地域で、恐らく秋ぐらいにあるんじゃないかと思えますが、あったとしたら、それが放送などを通じて市民の多くが耳に入っている。「おんちゃん、どうよ。」みたいな感じで伝わっていく、そういうものができたらと思えます。

今まで、なかなかあっても本人に伝わってなかったということがありますので、ぜひそんな感じで広めていただければと思います。よろしくお願いします。

続いて、宿毛湾漁業振興についてお伺いします。

漁業就業支援について、それから外国人技能実習生や、外国人労働者の拠点づくりについて、お聞きします。

宿毛湾漁業は、年商約230億円、随分盛り上がってきています。重要な基幹産業です。し

かし、後継者不足です。

すくも湾漁協では、外国人実習生の受け入れが始まり、来年には20名ほどになると聞きます。他の業種でも、今後、外国人労働者がふえることから、宿舎、日本語研修、手続など、相談窓口となる拠点づくりを、市または幡多地域でつくることができないかということです。

もう一つ、つけ加えます。

また、漁業の基盤となる中小漁業の支援、就労対策、所得向上など、そういうものについて市長の所見をお伺いします。よろしく申し上げます。

○議長（野々下昌文君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをさせていただきます。

議員おっしゃるとおり、水産業というのは宿毛市の基幹産業の、本当に重要な一つだというふうに認識をしているところでございます。

そういった産業であるにもかかわらず、魚価の低迷であるとか、その時々浮き沈みの中で、非常に経営母体が安定をしていない、そういった職種でもあろうかというふうに、自分自身も認識をしているところでございます。

すくも湾漁協では、中型まき網漁業の知識や技術を習得されることを目的に、昨年度から、外国人技能実習生の受け入れを行っておりまして、今年度の外国人実習生につきましても、既に室戸市の漁業研修センターに入学をし、日本語や文化、漁業技術の習得を行っているところでございます。

昨年度の外国人実習生につきましても、大月町で中型まき網漁業の研修を受けておりまして、網元が用意した宿舎で共同生活を行っているとお聞きをいたしております。

本年度からは、宿毛市内の網元でも、外国人実習生の受け入れが始まりますので、実習生の生活面でのサポートや、各種支援に関しては、

基本は漁協職員や網元が行うことになるかと思いますが、市といたしましては、大月町や漁協、受け入れ先である網元とは情報共有を密に行い、実習生にとりまして、よりよい生活環境となるよう努めてまいりたいというふうに考えておきまして、しっかりと側面からサポートさせていただかなければならない、そのように思っております。

釣りや小型まき網漁業者への支援に関しまして、新たに漁業者を志す場合には、条件にもよりますが、県の補助制度を活用して、漁業研修を受けることが可能となっております。

また、漁業者の所得向上策に関しましては、水揚げ量を増すことと、漁獲物を高値で販売することが基本となりますが、市といたしましては、水産資源の増大を図るため、これまでもイサキやカサゴ、ヒラメなどの放流事業を実施しており、特にイサキにつきましては、放流効果が高く、イサキ資源の下支えに寄与していると考えているところでもございます。

また、間接的でございますが、未利用魚、要するに利用していない魚ですが、この魚の有効活用や、消費拡大を目的とした補助事業を実施した結果、魚価が向上して、漁業収入の増加につながった事例もあります。

今後も宿毛湾中央市場の機能強化や、販路開拓を支援することで、漁業者の所得向上に努めたいというふうに考えているところでございます。

この未利用魚なんですが、今までは余り食べていなかった魚を、少し違ったところに送って食べてもらったりとか、また地元であっても、違った料理をして食べるとかいうことで、非常に人気が出て、一部魚種によっては、値段がかなりはね上がったという事例もございますので、いろんな加工であるとか、いろんなことを手がけながら、せっかくとった魚、そういった魚を

しっかりと高値で販売できるような、そういった土壌をつくり上げていきたい、そのように考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（野々下昌文君） 1番今城 隆君。

○1番（今城 隆君） 実は、この話は漁協などに聞きに行って、これは現在進めている内容。私が今、質問したのは、実はこの上にさらに要求しているということなんです。

今言った外国人相談窓口、あるいは拠点となるものというのは、やはりこれからどんどん外国人労働者がふえてきますので、大変になってからでは遅いと思います。困ったときに、あるいは市民として受け入れるという窓口ですよね、そういうものができないかということです。

宿毛に来た外国人労働者たちを、市民として丁寧に受け入れる施策が必要だと思います。ここに来れば相談ができる、そして助かる、そんな場所づくりを設定していただきたい。

事業者が違ってでも、例えばどこかサテライトみたいなのところがあって、何かその国の情報があるだとか、諸手続のアドバイスが受けられるとか、市に一つ、あるいは地域に一つあれば、困りごとが相談できるとか、解決していく可能性があります。

今は、業者の中で困ったまま、受け入れてくれている方が気がつくまでということがあるようですので、市民としての受け入れという、そういうことはできないでしょうか。

そういう展望ですが、お願いします。

○議長（野々下昌文君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをさせていただきます。

市民としての受け入れについては、どのような形なのか、少し勉強させていただきたいと思いますが、そのサポート体制については、当然、しっかりと労働目的、また研修目的という形で

入ってこられたりとか、いろいろな目的で入ってこられるのだとは思いますが、そういったのをしっかりと支えて、先ほど、側面的というお話をさせていただきましたが、それぞれの網元であったりとか、例えば農家でももう既にやられていますよね。そういったところに入った方々を、そのまま自分たちは知らないよじゃなくて、しっかりとサポートができるような形で、雇われている方ともお話をしながら、どういったふうな形で市としてサポートできるのか、また考えてもらいたいというふうに思いますし、また担当課のほうで、そういったお話を、海外の研修生が入られているところに、こちらからもお話をさせていただく、そういう取り組みをこれから進めていかなければならないかなというふうに、今、思ったところがございます。

以上でございます。

○議長（野々下昌文君） 1番今城 隆君。

○1番（今城 隆君） ありがとうございます。

本当に、そういう場ができたり、市民と交流ができる機会がふえたりしながら、いい思い出、ここで何年か過ごしていただく。そして、日本の情報も、あるいは海外の情報も、私たちが仕入れて、真の国際交流になろうかと思えます。市民的な国際交流、平和交流になろうかと思えますので、ぜひ何かそういう相談受入口が、あるいは自分たちのいろんな学習の場になったり、自分たちの市民的活動の広がりになったり、そういう機会になろうかと思えますので、新たな動きが出てくることを期待します。

それから、中小漁業の所得向上は、今やられていること、成果が上がっているようですが、さらに地元のほかの業種と結びつけて、地元で消費。例えば、市場で、加工場近くでおいしい料理が食べれるだとか、家族で体験型観光ができる、あるいは教育や福祉も漁業と何かつなげられる。若者の起業支援にもつながる、周辺産

業と中小漁業者の漁獲が結びついて、小さな糸が結びついていく。ひょっとしたら、経済活動としては大きなものではないかもしれませんが、これは恐らく、町並みの復活につながるのではないかと思います。

今、大きな動きをつくろうとして、小さな動きがとまっている、いわゆる細胞が死んだということですよ。

血管が大きなものはどんとつながるけれども、最後に血が通ってないというのが、過疎化であり、まちの寂れであると思えますから、小さな漁業が、小さな町のあらゆる営みとつながって、共存していくような形、そういうトータルデザインの中で行政が後押しする、そんなまちづくりをしていただければと思っております。

次に、赤潮予知対策など研究施設、輸出などのための検疫所の設置について伺います。

宿毛湾の赤潮が心配される状況になっています。南予水産研修センターのように、宿毛湾にも大学と連携した施設が、研究施設ができないか。高知大学も産学連携、地学連携を進めています。宿毛市から声を上げていただきたい。

さらに、宿毛湾の輸出が拡大するようですが、宿毛湾に検疫所などをつくるなどの対応ができないか、市長に伺いたいと思えます。

○議長（野々下昌文君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えさせていただきます。

赤潮対策に関しましては、高知県の出先機関である宿毛漁業指導所が、定期的に環境調査を実施しておりまして、赤潮プランクトンの遺伝子解析調査も実施をしているところでございます。

調査結果につきましても、養殖業者や漁協など、関係機関にファクスで送信されるよう、整備をされておりまして、赤潮の発生リスクが高まった場合などには、指導所職員から、注意喚

起がなされることとなっております。

これ以外にも、国立研究開発法人が管理運営する赤潮ネットというサイトでは、愛媛県や大分県など、宿毛湾以外の赤潮発生状況も把握することが可能となっております。

議員がおっしゃられる赤潮対策を含めた水産関連の研究施設の設置に関しましては、地域の発展に非常に有効とは思いますが、当面は漁業指導所の協力を得ながら、赤潮対策を含め、漁業者が必要とする情報の提供に取り組んでまいりたいと考えております。

海外輸出に関しましては、輸出相手国によって、必要な証明書が異なり、その多くは高知県が発行する証明書となっております。事業所にとりましては、申請書類の提出や、証明書の発行などに多くの時間が割かれているという、そういう状況でありまして、そのため、高知県や宿毛市、漁協や、水産関係者で組織される高知県水産物輸出促進協議会におきまして、海外輸出における各種手続や、課題について協議、意見交換を行っているところをございまして、今後海外輸出に向けた事務の簡素化、改善に向け、引き続き、県や関係機関と協議をしてみたいというふうに考えているところをございまして、議員御指摘の点につきましては、何らかの改善策を講じていきたいと、そのように考えているところをございます。

以上でございます。

○議長（野々下昌文君） 1番今城 隆君。

○1番（今城 隆君） 私も通告書を出して、先日、漁業指導所に行ってきましたら、随分話が進んでいました。聞き取りをした方、漁協だったんですが、それ以上に、かなり進んでいて、赤潮の検査機械は、さっき言われたように、既に入ったと。遺伝子レベルで、すぐに採水した水を入れれば、自動に濃度、プランクトン種、自動に出ると。あとは採水人員が整えば、採水

する、結局、海の各地で採水して、それを検査して、データを入力すれば、宇和海のようなものがすぐにでも出るところまできている。ただ、あとは採水人員だけだということでした。随分進んでおります。

そして、検疫も、自分が聞いていたのは、須崎市に検体を届けて、戻ってくるのに1日かかってくるという話だったが、もう既に湊の指導所でできていると。

書類については、電子データを交換するということですので、あと、その書類の手続の簡素化、県との間の簡素化ができれば、人間の移動というのはほとんどなく、済むようになっている。どんどん進んでいるようです。

いい話でしたが、ただ、今、大学の設置の要求については、未回答だったと思いますので、ぜひ高知大学、栽培漁業学科ありますよね、など、研究所分館が宿毛湾にできることは、漁業者にとっても大学にとっても、重要なことだということを、漁協からも指導所からも伺いましたので、ぜひ後押しをお願いします。

産官連携で、大学のほうも動くべきところですので、声をかけてマッチすれば、動き始める可能性がありますので、よろしくをお願いします。

次にいきます。

急を要する災害対策について、伺います。

津波被害を拡大させないため、行政主導で廃船処理システムづくりを行っていただきたい。

また、震災後の早期漁業復興のため、沿岸部の国土調査を急ぐよう、すくも湾漁協から強い要請を受けました。対応について、市長にお聞きします。

○議長（野々下昌文君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをいたします。

先ほどの件でございますが、漁業指導所は県の出先機関でもございますので、その漁業指導所が大学と連携してやりたいということをござ

いましたら、また自分たちも一緒にお話をさせていただきたいというふうに思ったところがございます。

私、実は以前、検体とか自分でやっていたこともあって、実は、今、技術が上がって漁業者も自分で検体されています。

そういった部分で、自分たちで判断ができなかったときに、漁業指導所に持って行って御指導をいただいたりとかいう形の中で、もう20年ほど前の話になりますが、漁協職員も技術を学ばなければならないという士気がありましたので、今はできるようになっているのかなというふうに思っておりますが、さらに、またそういったものが必要であれば、しっかりと協議してまいりたいというふうに思ったところございました。

それでは、お答えをさせていただきます。

東日本大震災以降、国土調査が被災後の迅速な復旧復興に貢献することが確認をされまして、宿毛市においても、南海トラフ地震の津波浸水想定区域での国土調査が重要であると考えているところがございます。

そのような中で、現在の宿毛市における海岸沿いにおいては、藻津から高砂まで完了しておりますが、大島と坂ノ下以南の区域が未実施となっております。

近年では、公共事業の用地取得を円滑に行えるよう、高規格道路のルート帯の沿線を優先的に実施しております。計画では、令和3年度末に現地調査を終えることとしておりますので、その後、沿岸部における未実施区域の国土調査を計画的にしていきたいというふうに考えております。

なお、国土調査につきましては、ここ近年、増額予算も議会のほうにもお願いをして、進めているところでもございます。

廃船の処理につきましては、南海トラフ地震

における津波被害の拡大につながるとして、県全体としても、力を入れているところであります。廃船処理の推進として、補助事業もございます。県が行う補助事業の内容といたしましては、市町村が事業主体として、長期間違法に放置されている船舶で、所有者が不明な船舶について、処理経費の2分の1以内を補助するという事業でございます。所有者が判明している廃船につきましては、対象外となっておりますところがございます。

宿毛市といたしましても、管理漁港内における廃船の現状を調査しているところであります。その結果に基づき、県に対しても申請していく予定であります。

県が補助対象外としている所有者が判明している廃船の対応につきましては、現在、宿毛湾漁協、並びに藻津漁協と協議を行っているところでございます。

これも大きな課題でございます。現在、FRPの船になっておりまして、非常に廃船の手間もかかるし、またお金もかかるというところでございます。そのあたりは、先ほど答弁したように、各部局ごと協議を行っている、そういう状況でございます。

以上でございます。

○議長（野々下昌文君） 1番今城 隆君。

○1番（今城 隆君） 結局は、そのやりますなんですけれども、進んでないから急いでほしいという要求なんですよね、この漁協からの話。私は、それを伝えてくれという話で、これを今、言っております。

それから、今、話を聞きましたが、沿岸部が終わるのが、もう7年も8年もさきになっていくと思います、この話では。

素人が常識的な判断をすると、10年さきでもできていない高規格道路よりも、沿岸部がさきというの、普通の感覚です。ぜひ、ある

いは同時進行とか、人員をふやすなどして、沿岸部の国土調査を急いであげるべきではないかと思えます。いかがでしょうか。

○議長（野々下昌文君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをさせていただきます。

先ほど、答弁でも申しましたように、実は私、就任以後、国土調査の人員であるとか、予算であるとかというのをあげさせていただいております。議会の皆さん方に御承認をいただいていることではございますが、そういった形の中で、できる限り、スピーディーに国土調査を進めるよう、努力をしているところでございますが、なかなか予定どおりに進まないのが、この調査でございまして、非常になかなか、1件1件ここでお話はできませんが、非常に難しい状況で、一度入ると、なかなか出れないということで、時間がかかっております。

はっきりした年数は、今ちょっと承知はしてないんですが、西地域のほう、宇須々木、藻津のほうから国土調査が入られたのは、当然、昭和の時代から入って、なかなか時間がかかりながら、今の状況になっているというふうにお聞きをいたしているところでもございます。

高規格道路の関係ですが、これも一つ一つ処理しながら、今、おっしゃったように、10年ぐらいのスパンがかかりながら動いている事業でもございます。

そういった形の中で、ここでまた国土調査をせずに次のところに行く、高規格はその分延びるということも、当然あり得る話でありまして、そのあたりは、できる限り予算、人員も、増員増額をしながら進めなければいけない事業だというふうには認識をしているところでございますが、ぜひ御理解をしていただき、また、そういった予算等を計上した際には、ぜひ議員の皆様方にも御理解をしていただきたい、重ねて

お願いをいたしたいところでございます。

以上でございます。

○議長（野々下昌文君） 1番今城 隆君。

○1番（今城 隆君） なかなか理解はしないんですが、津波が来た後になってしまったということにならないよという話ですので、本当に、何が優先すべきかという線を、また検討してください。

続いて、特定空家指定と行政代執行について、お聞きします。

次のような相談を受けました。隣の空き家が崩れ、我が家に倒れかかり、大変危険だ。市に相談しても、一向に対応がないということです。

これは、特定空家として、行政代執行すべき事例ではありませんか。お答えください。

○議長（野々下昌文君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをさせていただきます。

その前に、なかなか理解はできないというお話ですが、場をかえて、またいろいろお話もさせていただきたいと思っておりますが、今、言った海岸線の国土調査は、財産を守るために、津波が来た後にも、その人が所有してた土地を明確に区分けというんですか、線引きをしていくということに資するというふうを考えております。

また、その一方で、高規格道路というのは、命を守ろうということでの整備も、同時に進めておりますので、そのあたりをまたしっかりと考えながら、御理解もいただきながら、事業を進めてまいりたい、そのように思っているところでございます。

代執行にすべきではないかということでございます。

空き家問題は、本市においても、近隣の安全性や公衆衛生の悪化など、周辺環境に影響が及ぶ重大な課題となっているところでございます。

そのような中、空き家の所有者等におきましては、その責任において、周辺的生活環境に悪影響を及ぼさないよう、適正な管理に努めていただきたいと考えておりました。現在、環境課において、所有者等の特定を行い、危険度の高い空き家について、現状をお知らせし、適正管理に係る依頼や相談を行うとともに、取り壊しに関する補助金や、解体業者の情報提供などを行っているところでございます。

一方では、所有者が不明な空き家や、意見聴取ができていない空き家も多く、現地確認や関係機関への調査などを引き続き実施し、所有者の特定や、事情の把握に努めているところでございます。

特定空家等とは、そのまま放置すれば、倒壊等著しく、保安上危険となる恐れのある状態、または著しく衛生上、有害となる状態などのため、放置されることが不適切である状態にあると認められる空き家等をいいますが、行政代執行を行うに際しては、所有者の財産であることから、放置された経過や、事情の把握を初め、解体に要した費用の徴収など、多くの課題が山積しておりまして、現時点での実施は困難な状況と考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（野々下昌文君） 1番今城 隆君。

○1番（今城 隆君） これですよね、サッシに屋根があたっています。この状態で1年経過しました。動きません。どうしたらいいんでしょうかというお願いなんですよね。

じゃあ、行政代執行が使えない事例だ。資金回収ができない。じゃあ、相談者の家の敷地に壁を立てて、この屋根を防御する、そういうたてつけはできますよね。

本人が自分の敷地に壁をつくって、この屋根がガラスにあたるのをとめる、できますよね。それを、地区住民が協力しながら支える。市も

できる限りの協力をする。

とにかく、この方の危険度を取り除いてほしい、これが要求です。普通ならできます。普通の私たちの感覚では、いかがでしょうか。

○議長（野々下昌文君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをさせていただきます。

非常に、住民の方が困られているというのも、その写真を見る限りで、すぐに判断もできますし、行政として、代執行を含めてできないのかという議員の思いも、一面わかるところでございます。

そういった形の中で、地域住民の力も得ながらというお話もありましたが、また、倒れかかっているほうには、所有者もおられるというお話も聞いているところでもございますし、危険を排除するための援助や方法について、事例に応じまして、高知県を初め、関係機関との御意見をいただきながら、宿毛市としても検討、考えてまいりたい、そのように現在、考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（野々下昌文君） 1番今城 隆君。

○1番（今城 隆君） 宿毛市は、特定空家認定もほとんど進んでないと聞きます。ですので、この制度も活用できる準備をしておく。代執行できなくても、できる事例で、急いで対応できる準備をしておく必要があると思います。

よろしくをお願いします。

次に移ります。

前向きに、ぜひ、いろんなやり方で検討してください。

続いて、公共事業入札の不透明性について伺います。

5月の市庁舎高台造成入札不調の件から、市民が不思議に思う点を述べておきます。

市の積算ミスがあったという説明で、各グル

ープの入札結果を知りました。秘密のはずの最低制限価格に、各グループがずらりと並んだのは驚きです。

補正が必要がない事例なら、恐らく4グループが一直線に並んだと思われます。これでも1万円差ですから、ほぼ10億円に対して1万円ですから、10万分の1の精度で当てていると。

それから、宿毛市はこの1年で20件余りの最低制限価格、どんぴしゃの入札が出ております。ということは、土木事業において、業者は最低制限価格を見通せるということになると思いますが、市長、その理由を教えてください。

○議長（野々下昌文君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをさせていただきます。

議員のほうも、いろいろと調べていただいたということですので、当市だけじゃなくて、県内の状況もわかった上での質問だというふうに思います。

国は、平成12年の公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律の制定後、公共工事における入札の適正化、公正化、透明性の確保に取り組んでおりまして、国や自治体は、積算の考え方を示した積算基準書や、手引き、運用指針等を、一般に公開をしているところでございます。

また、使用している単価につきましても、高知県が公表しておりまして、建設物価や積算資料に掲載されている単価につきましても、書籍を購入すれば、確認をすることができ、見積もり単価につきましても、閲覧時に確認できるものと、そのように今、なっているところでございます。

また、近年では、民間技術者の責任能力も格段に向上しておりまして、民間に導入されている積算システムでも、ほぼ100%に近い精度で、積算を行うことが可能となっているのが現

状でございます。

これをもとに、最低制限価格を設定するわけですが、最低制限価格の設定については、現在、多くの自治体で使用されているモデルの積算式を、宿毛市でも採用しておりまして、これも公表をされているところでございます。

以上のことから、公共工事の入札におきましては、最低制限価格と同額での落札額となるのが、現在、珍しいことではない、そんな現状となっているのが、今の状況でございます。

以上でございます。

○議長（野々下昌文君） 1番今城 隆君。

○1番（今城 隆君） 了解しました。談合ではないということ。

いわゆる中央公契連モデルの計算式に、設計書の数値を代入すれば、ほぼどんぴしゃ当たるということ。

自治体によっては、競争入札の意味をなさないとして、このモデルの値に変動係数を乗じて、最低制限価格を変動させる。そうやって競争入札の意味をなすと。

あるいは、初めから公開しくじ引きだけというところも出ているようです。

何が適切かはわかりませんが、公正さの担保に、傍聴制度を設けるところがふえてきているようです。

そこで市長にお伺いします。

宿毛市でも、積極的な資料公開、傍聴制度を整えるなどして、健全、公正な入札制度の研究を進めていただきたい。傍聴制度、いかがでしょうか。

○議長（野々下昌文君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをさせていただきます。

宿毛市といたしましても、ランダム係数の採用であるとか、また最低制限価格の事前公表であるとか、いろんなことを検討したところでご

ざいますが、それぞれ問題があって、現在の形になっているところがございます、多くの自治体が、当市と同じような状況だというふうに感じているところがございます。

それでは、傍聴制度の件について、お答えをさせていただきます。

先ほども述べましたとおり、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律の制定後、宿毛市でも、入札の透明性の確保に取り組んでおりまして、現在、指名競争入札の落札結果につきましては、ホームページ上にて公開入札参加業者、そして落札金額、予定価格、最低制限価格については、市役所2階の閲覧室にて公開を行っているところがございます。

宿毛市では、入札方式の検討において、市内業者優先の契約を進めるため、ほぼ全ての入札において、指名競争入札方式を採用しておりますが、入札不調、そして入札不落の場合に、同条件での再入札を行うことがあります。

最初の入札の際に、入札参加業者以外の者が入札状況を傍聴すれば、再入札のときには、公正性の阻害や、談合の誘発につながる危険性があるために、宿毛市では、入札の傍聴制度については、採用していないというのが今の現状であります。

そういった懸念があるということで、現在はしていないということでございます。

以上でございます。

○議長（野々下昌文君） 1番今城 隆君。

○1番（今城 隆君） そうですね、非常に難しいところでやっていることは、よくわかります。ただし、その困難さも含めて、市民が知るということは、大事なことなんですよね。

こういうぎりぎりのところで、我々業者はやっているんだということを知っていただくことが、不信を取り除く、今やっている仕組みの不信を取り除くということになるかと思えます。

それから、ある意味では、第三者の目が入ることによって、改善されていくという話があります。

ぜひ、今の時点ではできないと言われてきましたが、できる方法を編み出すなどして、やっぱり何が行われていたのかということは、市民は知るという必要がありますので、検討をお願いしたいと思います。

この項の最後に、今回は土木建設の質問でしたが、小中学校のPFIの入札は、これ以上に市民にとっては不透明です。公正さの証明として、市はみずから必要な情報を公開しなければならないと、申し述べておきます。

次の質問に移ります。

市発注における業者への指導などについて、伺います。

市の事業で働いた臨時作業員より、賃金未払いの相談を受けました。市の担当課、法律相談、警察、労働基準監督署を回り、最後に私に相談が来た。社員と一緒に働いたのに、孫請の形になっており、契約書、出勤簿もなし。労災保険なし、最低賃金以下、半分の日数の賃金を抜かれた、という事例でした。

先日、本人と一緒に社長に会いました。その場で未払いは解決しましたが、ここに至るまで1年を要しています。

相談者は、尊厳を踏みにじられた。同様の被害者を出してはいけないと怒っています。

行政機関への相談では、実質的にたらいまわしになったことも事実です。問題ですね。

そこで市長にお聞きします。

市の発注事業で働く者の雇用、労働環境の把握と改善指導、相談の受け皿もしっかりやっていていただきたい。市長、いかがでしょうか。

○議長（野々下昌文君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをさせていただきますと思います。

その前に、先ほど、はっきりとお示しができなかった国土調査の実施なんです、昭和57年より行われておりまして、先ほど答弁したように、西から、藻津方面から東向きに、一部飛び越したところもありますが、実施をされてきている経過がございまして、実は、かなり西のほうも、津波浸水エリアでございまして。

そういった形の中で、市内の全体に占める割合としては、県内の他市町村と比べると、率としては津波浸水エリアの国土調査はかなりできているほうだということは、今、報告がありましたが、なおのこと、しっかりと進めてまいりたいと思っております。

それでは、答弁に戻ります。

市が発注した工事における雇用、労働環境の実態把握と改善指導について、お答えをさせていただきます。

労働基準監督署は、法律に基づく最低労働基準等の厳守について、事業者等を監督することを主たる業務とする機関でございまして、労働契約や賃金の支払い等の労働条件等に関する事務を所管しております。

そして、定期的に、また労働者から法違反の申告があったときは、それに基づいて事業場に立ち入って、労務関係書類や安全衛生管理の状況を調べ、法違反が認められた場合には、事業主に対し、その是正を指導をいたします。

宿毛市として、労働基準監督署の所管事務はできませんが、相談があった場合は、単に同署を紹介するだけではなくて、先ほどたらいまわしというお言葉もありましたが、そういった同署を紹介するだけではなくて、今後は労働基準監督署と連携した取り組みができないか、考えてまいりたいというふうに考えているところでございます。

なお、やはり権限等は当市持っておりませんので、そこらあたりについては、御理解をいた

だく中で、しっかりと連携した取り組みができないか、考えてまいりたい、そういうことでございます。

以上でございます。

○議長（野々下昌文君） 1番今城 隆君。

○1番（今城 隆君） もちろん権限を越えたことはできません。ただし、例えば相談を受けて、うまくいかなかったら、また相談に来てねとか、それだけでも、恐らく、随分変わってくると思います。

それから、業者にどうよとか言いながら、様子を見るだけでも、チェック体制できると思います。今でも子請、孫請状態で、労働者が雇われて、人数調整行われているという実例があるようです。どこというわけじゃないですよ。

割と、そういう環境でやっているのが、どこもあるということですから、少なくとも市で発注したものについては、そういうことが起こらない、視線というか、アンテナを張っていただくということで、随分変わってくると思います。

地元の顔の見える人たちの切実な悩みや、願いに共感して、知恵を集めて、手だてを探っていただきたいと思っております。

ぜひ、市のほうでも頑張ってください。お願いします。

ありがとうございました。

○議長（野々下昌文君） これより、10分間休憩いたします。

午後 2時51分 休憩

午後 3時03分 再開

○議長（野々下昌文君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

4番川田栄子君。

○4番（川田栄子君） 4番、川田栄子でございます。よろしく申し上げます。

選挙が終わって初めての一般質問でござい

す。私は、問題、課題意識を持って、議員に挑戦をいたしました。なので、行政職員の皆様とは温度差があるかもわかりません。私の役目は、市民の声をしっかり聞いて、市民の幸せにつなげる、このことが役目と思っております。今までも貫いてまいりました。これからも、その趣旨に沿ってまいります。

それでは、一般質問のほうへ入らせていただきます。

林邸の現状と今後についてでございます。

新カフェの現状を聞くのはまだ早いかもしれませんが、滑り出しは手応えを感じているものでしょうか。期待しているところであります。

今後の見通しにつなげるための問題発生は起きていないかなど、現状をお尋ねします。

○議長（野々下昌文君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをさせていただきます。

林邸カフェの現状につきまして、開店当初は注目度の高さから、4月には2,400人の来客、そして5月には2,600人の来客がありまして、順調な滑り出しでスタートをすることができたとお聞きをいたしております。

運営者からは、この状態を維持、継続させるため、今後も新たな顧客の掘り出しを行っていきたいとお聞きをいたしております。宿毛の喫茶店で名物となっているモーニングにちなんだ「すくモーニング」の提供も開始をしているところでございます。

また、6月25日からは、新たなランチメニューの提供や、すくモーニングにおにぎりバージョンを新たに加え、引き続き、この取り組みを継続していきたいというお話を聞いているところでございます。

以上でございます。

○議長（野々下昌文君） 4番川田栄子君。

○4番（川田栄子君） まちづくりへつなげる

取り組みを話していましたが、どんな仕掛けをしてきているのか、またこれからどのような仕掛けを持っておられるのか、それについてお尋ねいたします。

○議長（野々下昌文君） 市長。

○市長（中平富宏君） まちづくりの仕掛けということでございます。

林邸の御質問でございますので、林邸の関係でお答えをさせていただきたいと思っております。

林邸カフェにおきましては、ゴールデンウィークイベントといたしまして、宿毛のまち作戦会議や、こどもの日記念映画の上映など、さまざまな交流イベントが企画実施されておりまして、また市の職員もこれらのイベントに参加し、状況の把握も含め、市民活動の一環として、この取り組みにも関わっているところでもございます。

運営者の合同会社ドラマチックは、「活かす、繋ぐ、しかもドラマチックに。」を理念に、まちにユニークな人材や、活動が根づく仕組みづくりを目標に、まちづくりに取り組んでいる会社でありまして、このコンセプトを基本といたしまして行われるさまざまな取り組みは、当市としても非常に期待をするものでございます。

また、宿毛のまち作戦会議に参加した市民の方の発案により、企画された「宿毛音頭で盛り上げナイト！」の開催など、市民発案の企画実現に向け、新たな取り組みも始まるなど、形として、成果が実りつつあります。

林邸カフェにおける多種多様なイベントの開催により、この場所から新たな人の交流が生まれ、人や活動が根づくコミュニティが形成されつつありますので、今後もこの取り組みが広がっていくことを期待をしている、そういう状況でございます。

また、合同会社ドラマチックは、人が集う場所を目指し、サイクルステーションとしての取

り組みにも協力をしていきたいとの意向もお伺いしているところでもございます。

この取り組みは、本市が進めております宿毛市自転車を活用したまちづくり計画にも合致するものでありまして、相乗効果によって、地域に活力が生まれることを、非常に期待をしているところでもございます。

以上でございます。

○議長（野々下昌文君） 4番川田栄子君。

○4番（川田栄子君） うまくいくことを願っておりますが、もしそうならなかったら、市として、どのような対策を考えているか、お聞かせください。

○議長（野々下昌文君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをさせていただきます。

今、一生懸命取り組んでいただけているというお話をさせていただきました。しっかりと、一緒になって取り組みをしていきたいと思っておりますので、今、だめになったらというお話は、ちょっと控えさせていただきたいと思えます。

以上でございます。

○議長（野々下昌文君） 4番川田栄子君。

○4番（川田栄子君） しっかり受けとめました。

林邸の文化財のことについて、お尋ねいたします。

林邸の文化財、宿毛のすごさは何といっても歴史的偉人を出していることが基本であると、専門家は言われます。

このことを大事にしながら、すごい偉人が出ているよ、高知県最後の自由民権運動の林邸と聞いています。もっときちんとすべきだった、名残を惜しむ方も少なくありません。

林邸には、全国から民権運動の重要な文化財がありました。このことについて、お尋ねいた

します。

もともとの林邸の資料目録はございますか。その点、お尋ねいたします。

○議長（野々下昌文君） 市長。

○市長（中平富宏君） 資料目録については、担当者のほうからお答えをさせていただきたいと思えます。

○議長（野々下昌文君） 商工観光課長。

○商工観光課長（上村秀生君） 商工観光課長、4番、川田議員の質問にお答えさせていただきます。

林邸のもともとあった文化財の目録はあるかという御質問でございますけれども、現在、目録については、作成はしておりません。

以上でございます。

○議長（野々下昌文君） 4番川田栄子君。

○4番（川田栄子君） 目録はないということですね。

文教センターの資料館にもございませんでしよつか。お尋ねいたします。

○議長（野々下昌文君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをさせていただきますと思えます。

少し答弁読まさせていただきます後に、また御説明をさせていただきたいと思えますが。

改築の際に譲り受けた物品の目録ということだというふうに理解をしましたが、物品の中から、たんすなど価値のあるものにつきましては、館内に展示を既に行っているところでございます。一方で、食器などその他の物品についてもありましたが、そういったもの譲り受けましたが、それらについては、その時点では価値が高いものと判断ができなかったために、市が管理する倉庫などに保管をしております。現状では、寄附をいただいた、文化的な価値のある物品についての目録というのがないような状況でございます。

数が余らないということでございます。

今後、保管している物品の整理をしていく中で、展示できるものがあれば、来館者の方に見ていただけるようにしていきたいというふうに思いますし、またそういった食器類の数等、また数えて書きとめておきたいというふうには考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（野々下昌文君） 4番川田栄子君。

○4番（川田栄子君） 資料館のほうにございますかと思いましたが、資料目録は重要でございますので、コピーでもよいから、林邸のほうへ置いていただいて、目に触れていただいたらと思いましたが、でも。

○議長（野々下昌文君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをさせていただきます。

林邸の改築に伴って、林邸から出たものについてのお答えをさせていただきましたので、それまで宿毛市が持っている、林家に関する資料であるとか、いろいろなものについての目録ということであれば、また答弁が変わってくるわけですが、その点について、もしよろしければ、言っていただければお答えさせていただきますと思います。

○議長（野々下昌文君） 4番川田栄子君。

○4番（川田栄子君） 林邸の資料目録、ございますか。答えられますか。

○議長（野々下昌文君） 市長。

○市長（中平富宏君） 再度、答弁をさせていただきます。

先ほど答弁したことと重複いたしますが、現在、林邸にもともとあったものが、たんすとか食器類ということで、目録のほうは作成をしていないということで、目録はございません。

ただ、その中で、重要文化財として指定されるようなものは、今回、御寄附を受けていない

という状況でございます。

以上でございます。

○議長（野々下昌文君） 4番川田栄子君。

○4番（川田栄子君） 林邸の文化財的な資料目録は、文教センターの資料館にもございせんか。

○議長（野々下昌文君） 川田議員に申し上げます。

同一趣旨の問題で、先ほど答弁したとおりでございます。

○4番（川田栄子君） 了解。

次いきます。

そういうものがあれば、コピーでも置いていただいたら、皆さんの目に触れるからいいかなと思ひまして、質問をさせていただきました。

次へいきます。

庭にありました石はどこへ、また庭に野生のランがありましたけれども、それはどこへ置かれたのでしょうか。また、門扉はどこへ置いてあるか。

宿毛の観光ガイドの皆さんは、高い門扉があったことを、苦労して説明をしています。庭にあった石、ラン、門扉はどこにあるか、お尋ねします。

○議長（野々下昌文君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをさせていただきます。

林邸の改修においては、早稲田大学の古谷教授と綿密に協議を重ねながら、歴史的価値を考えまして、できる限り、当時の趣を維持しつつも、この林邸を地域の方々の活動にも、積極的に利用していただくことを想定した改築を行ったということでございます。

今回の改築に当たりまして、敷地内にもともとあった石につきましては、使用可能なものについては、処分することなく、庭園のところに設置をしているところでございます。現在も設

置をしております。

ランにつきましては、ただ同じ場所に植えかえても、枯れる可能性が非常に高いというお話を聞く中で、現在、土佐愛蘭会宿毛支部におきまして管理をしていただいているところでございます。

最後に、門扉については、改築前の時点で、既にもう存在していなかったというところでございます。

以上でございます。

○議長（野々下昌文君） 4番川田栄子君。

○4番（川田栄子君） 林邸のもともとの写真がありました。秋には観光ガイドの皆さんが、真丁を盛り上げる企画を立てております。

まちかどギャラリー、ここでは写真も多く置くと聞いております。あわせて、林邸の元の写真をここに置いてはどうでしょうか。この点について、お尋ねいたします。

○議長（野々下昌文君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをいたします。

林邸の改築につきましては、歴史的価値や魅力を考え、できる限り、当時の趣を維持する形で行ったところではありますが、老朽化が著しい部分があったことや、耐震性の確保、また利活用などのコンセプトも考慮した上で、結果的に、大規模な改修を行いましたので、雰囲気や状態が変わった箇所もございます。

そういった形の中で、川田議員がおっしゃるように、林邸の価値や魅力を伝えていくためにも、改修前の写真の展示については、検討していきたい、そのように考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（野々下昌文君） 4番川田栄子君。

○4番（川田栄子君） 歴史的建造物や文化財の議論は、これまでしてきたでしょうか、お尋ねいたします。

○議長（野々下昌文君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをさせていただきます。

先ほど答弁したことと同じにはなりますが、林邸の改築につきましては、歴史的価値や魅力を考え、できる限り、当時の趣を維持する形で行ったということでございます。

以上でございます。

○議長（野々下昌文君） 4番川田栄子君。

○4番（川田栄子君） 建築は誰がやっても同じではございません。適正な設計料、優秀な設計者を選ぶには、発注者側が高い見識を求められます。

早稲田大学に頼まれましたが、早稲田大学は現代建築でございました。そのような結果が、今の林邸になっております。

次へまいります。

宿毛小中学校合築PFI事業についてでございます。

宿毛小中学校合築PFI事業について、この事業は平成30年度の実施方針公表時には、平成31年度6月議会とっておりましたが、事業者の希望で3月議会となりました。

水路の問題など、先送りしながらも、賛成多数で可決されました。この事業は、30年間続くものであり、可決されたから終わるものではありません。私はそう認識しております。

このPFI事業は、BTO方式で、サービス購入型で、施設整備ができれば行政の所有となり、その後、民間に維持管理を任せてサービス料を支払うというもので、これはリスクを民間側が余り負わないものであります。

PFIを導入するメリットは、民間企業の経営ノウハウを、効率的に導入して、コスト削減やサービスがよくなるのではといわれております。

一番安い事業者が落札ではなく、非価格面で

の提案が評価される公募型プロポーザル方式となっております。

具体的には、経営体制やモニタリング体制、ファイナンスの安定性の審査項目が重視されます。金額ではないから、どうやって選定プロセスが公平性、透明性、客観性をもって行われたかということについて、一連の質問を行ってまいります。

まず、初めに、市長のつぶやきかもわかりませんが、この市長のつぶやきが、今生きているのか、どのような変わったのか、少しお伺いしてまいります。

小学校移転について、沖本市長が現地建設で選挙を戦われましたが、その後、議会との攻防で時が流れた経緯があります。

中平市長となられての発言で、小中学校5階建て、忠霊塔へ陸橋をかけ、屋根をつけるこの話は記憶に残っているところであります。その後、この話は余り聞かないので、終わった話と受けとめてよいのでしょうか、お尋ねをいたします。

○議長（野々下昌文君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをさせていただきます。

通告にも受けておりましたので、少し調べさせてもいただきました。

宿毛小学校、宿毛中学校の建設につきまして、高台を断念して以降の経過について、まず説明をさせていただきたいと思っております。

まず、高台整備が困難となった以降、現敷地に建設することが最善であるとして、宿毛小学校校舎がある敷地の北側に、小学校校舎を配置する案、そして宿毛中学校のグラウンド敷地内に小中学校合築校舎を配置する案を、保護者や地域の方々へ提案をさせていただきました。

その後、議員協議会におきまして、宿毛小学校のグラウンドと宿毛中学校の敷地の中に、小

中一体型施設を建設する方針を説明させていただき、学校とも協議をした上で、宿毛小学校のグラウンド付近に小中一体型施設を建設する案を、保護者や地域の方々へ提示をし、意見交換を開催させていただいております。

現在は、先ほど、川田議員のほうからお話ありましたが、PFI導入可能性調査の結果を踏まえまして、宿毛小中学校整備事業として、校舎も含めた施設の建設について、PFI手法による手続を開始しておりまして、宿毛小学校グラウンド並びに宿毛中学校グラウンドに小中学校合築校舎を建設することで、設計協議を行っておりまして、7月には地域の方の意見も反映させるために、近隣地域の方々も交えたワークショップを開催することとしているところでございます。

配置の件等の御質問、川田議員からありましたが、変更の説明等も、その都度、議会へは報告をさせていただいております。意見交換会等を開催し、地域の方々にも情報を提供させていただいているところではございますが、先ほどおっしゃっていた5階建ての案でございますが、平成29年1月のときに、文教センターの多目的ホールで説明会を開かさせていただいたときの、3案、このときあったわけですが、冒頭でも、私もお話もさせていただきましたが、この3案だけに決まった話じゃなくて、皆さん方の意見もいただく中で、いろんなことを考えていこうというということで、3案の提示をする中で、御意見をいただいたところでございます。

そのときに、いろいろ御意見もいただく中で、5階建ての可能性についても、することはできるよというお話等をさせていただいたのは、記憶をしているところでございますが、その後も、議会のほうには、その都度、説明はしてきたところでございます。

以上でございます。

○議長（野々下昌文君） 4番川田栄子君。

○4番（川田栄子君） 小中学校合築になれば、小学校、中学校の体育館を交換してもらおうというておりましたことを聞いたことがあります、このことの話は、今も生きている話なのでしょうか、どうでしょうか、お尋ねいたします。

○議長（野々下昌文君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをさせていただきます。

先ほど答えたとおり、いろんな協議をする中で、皆さんからもいろんな意見を聞きますし、例えば、そういったことは可能かとか、いろいろな御意見をいただく中で、こういったこともできますよねとかいうふうな話をしたところの中の1案であります。

先ほども説明したような形の中で、その都度、今の現状でこういう形になっていますというのは、議会のほうに報告をさせていただいているところでございます。

以上でございます。

○議長（野々下昌文君） 川田議員に注意申し上げます。

川田議員も現役議員でありますので、全て聞いています。同一種の問題は慎むように、よろしく願いいたします。

4番川田栄子君。

○4番（川田栄子君） 確認を行っております。

用地買収が進む中、隣接住民との交渉が続いていたが、途中からの意欲が失われたのか、解体費用の負担分の値下げの交渉など、お願いがあったと聞いております。

その後、用地買収は消えました。1案を進めるに当たり、予算もあることでしょうか、用地獲得は必要であったのではないかと考えています。誠意をもった結果と理解していいのでしょうか。このことについて、お伺いいたします。

○議長（野々下昌文君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをさせていただきます。

推測、推察するお話にはなりますが、小学校の裏の用地の話でしょうか。用地、用地という話ですが。

その用地であれば、先ほどの話と同様で、紆余曲折あったこと、議員も重々に承知だと思います。その都度、それぞれの場で御説明しながら、議員の皆様方の御意見も聞く中で、取り組んできたというふうに理解をしているところでございます。

○議長（野々下昌文君） 再度申し上げます。

聞いているはずですので、きちっと自分で精査してください。

同一種の発言はしないように、再度注意申し上げます。

4番川田栄子君。

○4番（川田栄子君） 5階建てと言っていた話は、多くの市民が共有していた話ですが、その後、反面、5階建てについては、教育的環境から問題があると、市民の意見も多く出ていました。

結局、企画提案書は2階建て、一部を4階建てになっていました。いつから2階建ての話になったのか、その点、お尋ねいたします。

○議長（野々下昌文君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをさせていただきます。

先ほどと全く同じ話になって、大変恐縮ですが、その件についても、その都度、議員の皆様方に説明をしながら、取り組んできたことになっております。

当然、2階になったのは、提案を受けて、その形が決定したときに、2階になったということでございます。

それから、5階建てとか4階建てとか、建て

る場所については、それぞれ川田議員からもいろんな御意見をいただいたところでもございます。

そういった形の中で、いろんな御意見等をいただく中で、それぞれ、その都度、説明はさせていただいたというふうに理解をしているところでございます。

当然、形が、これでやりますという提案をしているわけではなくて、こういう可能性もありますよねと、何案か提案したうちの1案で、それもこれをやりますという話はしていませんので、その点は御理解をしていただきたいと思います。

以上でございます。

○議長（野々下昌文君） 4番川田栄子君。

○4番（川田栄子君） 市民の方は、そう理解しておりません。説明不十分だと、多くの方がそう思っておられます。しっかり議会で説明したから、それで終わりというものではございません。真剣に考えられている市民の方にも、隅々まで届くように、しっかり、何度も説明があってもいいのではないかと考えております。

次へいきます。

公共建築には、国は多くの補助金を出しています。特に学校については、手厚い。国のお金でどんどん整備をしてしまうこと、公共施設の設置、管理にせよ、公共サービスの改革にせよ、上手に提案して、国からお金を引き出し、地元で還元することができるかが、これからの地方公共団体の長、議会、あるいは職員の知恵の出どころであります。また、腕の見せどころもなってきました。

今、建てようとしている宿毛中学校には、補助金が出ませんが、組み合わせようとしているPFIでやると、国の補助金以上の有益な方法となっているのか、御説明をお願いします。

○議長（野々下昌文君） 教育長。

○教育長（出口君男君） 教育長、4番議員の一般質問にお答え申し上げます。

中学校校舎の建設に当たっての補助金に関する御質問でございますけれども、教育委員会といたしましては、教育環境をより充実させていくことが使命でございます。そういったことから、充実させるための財源の確保の議論につきましては、財政担当当局と十分に協議を行っているところでございます。

以上でございます。

○議長（野々下昌文君） 4番川田栄子君。

○4番（川田栄子君）

.....
.....（発言一部取り消し）.....

.....
.....
.....
.....

次、まいります。

○議長（野々下昌文君） 本日の会議時間は議事の都合により、あらかじめこれを延長いたします。

暫時休憩いたします。

午後 3時35分 休憩

----- . . . ----- . . . -----

午後 5時00分 再開

○議長（野々下昌文君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

ただいまの川田栄子君の一般質問における発言の中で、「私もちょっと申し上げます」から、「次、まいります」の前までの発言については、議長において、不穏当なものであると認めますので、川田栄子君に取り消しを希望いたします。

4番川田栄子君。

○4番（川田栄子君） 私は、委員会とか議会の公のこういう話ではなくて、委員会そのもの

の中での話よりも、この議場で皆さんが経過をわかっていたかのために使った言葉でありまして、決して議会を軽視したとか、そういう意味で使ったものではございませんので、取り消しは希望しておりません。

○議長（野々下昌文君） 川田栄子君において、取り消しをされないならば、議長は、川田栄子君に取り消しを命じます。

地方自治法第129条及び会議規則第87条の規定により、川田栄子君の、「私もちょっと申し上げます」から、「次、まいります」の前までの発言については、会議録に記載しないことに処置いたします。

一般質問を継続いたします。

4番川田栄子君。

○4番（川田栄子君） 私もそうではありますが、市民の方にも、拙速である。賛成、反対を言う前に、PFI事業のことを理解していない市民の方が、かなり多くおられることもわかっています。

教育委員会の中でも、皆さんはPFI方式に好印象を持たれているようでありますが、私は少し不安を感じております。

新聞報道でPFI方式に決定したと、その後、知りました。PFIの利点として、費用対効果があるとのことでありましたが、数千万円単位ではなく、もっと効果があるとも伝えておられます。

PFI方式が学校建設に適しているか、疑問である。ある程度、意見も吸い上げてくれるとのことではありますが、一般発注方式のほうがよいというような気がするなど、またファイナンスリースによる所有権の問題など、もう少し勉強しなければわからない部分が多いので、と教育委員の方も話しておられる会議録がございます。

この後、教育委員会では、疑問のほか、十分

な時間と検討が尽くされたのか、対応ができたのかということ、教育長にお尋ねいたします。

○議長（野々下昌文君） 教育長。

○教育長（出口君男君） 教育長、川田議員の御質問にお答え申し上げます。

宿毛小学校、中学校の改築の関係で、総合教育会議、これは平成30年6月11日であったと思いますけれども、その中で、教育委員のほうから、PFIの導入について、新聞報道等で知ったという発言がございましたけれども、その件に関しては、その総合教育会議の場で、担当課より十分、説明をいたしております。

なお、教育委員会におきまして、PFIについての協議については、平成29年から、担当課から、担当者にお越しいただいて、PFIの内容等について説明をいただき、また平成30年の第1回教育委員会定例会、これ1月でございますけれども、において、委員の中の協議の中で、当初予算の中に学校に関する設計予算がないということについて、議論がございまして、私のほうから、現在、執行部でPFIについての導入に向けて検討をされている最中で、当初予算については、それが方向づけできてからということで、説明もいたしておりますので、教育委員会の中では、十分、議論はしておるつもりでございます。

なお、教育委員会個々は、それぞれ個人がいろんな考えをお持ちだろうと思いますので、それらを踏まえて、最終的に教育委員会で合議決定をしたということで御理解をいただきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（野々下昌文君） 4番川田栄子君。

○4番（川田栄子君） 教育長は、子供たちにとって、最適な教育環境をつくるということになれば、屋上ではなく、屋根のある建物が必要。しかし、避難場所として活用するために屋上

必要ということであれば、検討が必要とおっしゃっています。

その点、十分な議論がどのようになったか、私たちに説明をお願い申し上げます。

○議長（野々下昌文君） 教育長。

○教育長（出口君男君） 教育長、再質問にお答え申し上げます。

ただいま御質問いただきました件につきましても、宿毛市総合教育会議の場における私の発言であろうと思えますけれども、議員御指摘のように、教育委員会といたしましては、校舎の建設に当たっては、管理運営上、屋根があるほうが望ましいというふうに考えております。

これは、これまでの、現在ございます各小中学校の校舎の老朽化に伴う雨漏り等、いろいろな課題がございまして、なかなかそれが抜本的な改修ができない、最終的に屋根を設置することによって、雨漏りをとめるという形になったことも踏まえまして、教育委員会においては、屋根つきの校舎が望ましいというふうに判断をしているものでございます。

以上でございます。

○議長（野々下昌文君） 4番川田栄子君。

○4番（川田栄子君） PFIはファイナンスの先食いであり、その仕組みは複雑で、自治体がみずから行う起債に比べてわかりにくい。PFIが行政的専門性に支えられ、創意工夫の結果であるならば、それでよいと思いますが、ただ一方的な政治的配慮、忖度による将来を見ない、楽観的、無責任政策によるものなら、将来に禍根を残すことになると思うのですが、そもそもPFI手法を取り入れた理由について、お尋ねいたします。

○議長（野々下昌文君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをさせていただきます。

川田議員は、何か疑惑のようなお話をされて

いるようでございますが、これまでも再三御説明を申し上げてきたことですが、平成29年度に実施した宿毛市PFI調査研究アドバイザー業務、これ議会のほうで予算議決もいただいている案件でもございます。

宿毛小学校、宿毛中学校の合築校舎整備にPFI手法を導入することで、一定の効果が見られるとの結果に至ったことによりまして、PFI手法の導入を選択したものでございます。変わっておりません、ずっと説明してきたとおりでございます。

○議長（野々下昌文君） 4番川田栄子君。

○4番（川田栄子君） PFIは、公共が担っていたものを民間がかわって行うので、そこにはルールが存在します。PFIの5原則についてお尋ねいたします。

○議長（野々下昌文君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをさせていただきます。

PFIの5原則ということでございます。

1つに、公共性の原則。2つ目といたしまして、民間経営資源活用の原則。3番目といたしまして、効率性の原則。4番目といたしまして、公平性の原則。そして最後5番目といたしまして、透明性の原則となっております。

以上でございます。

○議長（野々下昌文君） 4番川田栄子君。

○4番（川田栄子君） 先ほど5原則を伺いました。何のために行政が要るのかということを考えれば、住民の福祉の増進であります。住民を抜きに語れませんので、透明性の視点でお伺いしてまいります。

PFIには、全部、井勘定のブラックボックスになることがあるのかもしないということです。

井勘定の価格で始まる予定額、42億9,920万円ですが、この金額が井勘定の高

く想定か、低いかの積算により、契約金額を考えるととなります。

この金額は高く想定か、低く想定か、そこをどう考えていくか、積算についての根拠をお尋ねいたします。

○議長（野々下昌文君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをさせていただきます。

これにつきましても、何度もその根拠について御説明は、議会、委員会等でもさせていただいているところではございますが、その上で、井勘定と言われるのは、どうかなというふうに思うところでもございますが。

アドバイザー契約を締結しているコンサル業者が連携している建築の専門業者が、10月に公表した要求水準書をもとに、設計図面を作成し、PFIでの事業費を試算をしたものとなっております。

以上でございます。

○議長（野々下昌文君） 4番川田栄子君。

○4番（川田栄子君） 優先交渉権者との契約金額は42億9,490万円、次点事業者は42億8,896万円です。PFIは、金額評価より技能面に価値を置いているものですが、一般競争入札なら2割近くほど引けることもあるともいわれます。

VFMが4.9%あるといわれる中で、契約額と予定額の差は600万円ほどでございます。ほぼ満額に近いものです。

財政的なコストダウンとなったのか、その点についてお尋ねいたします。

○議長（野々下昌文君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをします。

ざくっとした質問で、少し困惑しているところではございます。

例えば、入札をすれば2割ぐらいのカットが、当然されるかのような御発言も、場合によって

はあるようなことも言われましたが、当然、最低制限価格で品質の管理もしていかなければならないという形の中で、実際、2割のカットをした金額を入れたときに、そこにかからないのかなという部分もありますが、今回については、その点については、これ以上、説明は控えさせていただきますと思います。

予定価格と提案金額の差が小さいので、そのことでコストダウンができたと言えるのかという趣旨の御質問もございましたので、少しお答えをさせていただきますが、PFI事業では、コストダウンについて、従来の指名競争入札のように、予定価格と入札価格を比較するものではございません。PFI事業では、従来方式とPFI手法との比較することになっておりまして、債務負担行為額そのものが、従来方式で算定した総事業費45億1,937万2,864円との比較で、既にバリュー・フォー・マネーが4.9%の効果が見られるとの結果になっておりますので、一定、コストダウンができていけるものというふうにご考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（野々下昌文君） 4番川田栄子君。

○4番（川田栄子君） 第1次審査を経て、2次審査では選定委員の7人が評価点を、有識者4人から助言を受けて点数が決まります。

5人が職員、宿毛中学校の校長先生お二人となっております。この構成についてであります。参考に他を見てもみますと、学校の先生、教育委員会、同窓会長、PTA会長、マスコミ、大学教授、PFIの専門家、実務者、市長、そのほか各方面からの構成になっております。市民から、偏っていると思われなことが重要だからです。

民間建築の場合は、お気に入りの建築家をお願いしたり、数社から見積もりをもって、一番

安いものを選んだりしています。透明性、公平性、客観性が問われる公共建築では、そうはいきません。客観的な評価基準のもとに、公正な審査を行い、選定プロセスの透明性を高められることが求められます。

当市の選定委員がこのような構成となった理由について、お伺いいたします。

○議長（野々下昌文君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをさせていただきます。

選定方法につきましては、本事業が学校の整備であることから、教育委員会より教育長と学校教育課長、実際に学校を使用される教職員の考えも必要だということから、宿毛小・中学校の両校長に入っていました。

また、建設の観点から、都市建設課長、PFI担当課である総務課長、統括的な立場として副市長を選定をいたしました。

また、今回は、専門的な知識から審査をしていただける外部有識者にも入っていただいておりますので、適正な評価がなされたと考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（野々下昌文君） 4番川田栄子君。

○4番（川田栄子君） 選定委員の評価点には、それぞれ個性が入っていることと思いますが、それはそれで尊重しなければならないと思っております。

議会また執行部も、この事業が住民にとって有益なのか判断していくためには、情報を入手する必要があります。

選定委員会による評価点では、総合点となっておりますので、評価点の個人別を見たいと、情報公開請求をいたしました。

これは、正当性の問題です。具体的な決定が納得のいく結論を出しているかを確認するためであります。

情報公開制度の考え方の基本は、行政は役所が預かっている市民の財産であるところの行政の情報を、市民に説明する責任と、市民に提供する責任があるということであります。職員は、公開する努力をしてもらいたいと思いません。

市民にとって、クリアしなければならないハードルが多い自治体ほど、ハードルを課す職員がいるほど、自治体の質が悪いのが常とされています。それが情報公開のレベルにあらわれるということです。

公開できないという回答になった理由について、お伺いいたします。

○議長（野々下昌文君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをさせていただきます。

選定委員である職員の氏名につきましては、宿毛市情報公開条例第6条第2号ウ（ア）の規定によりまして、公開することとされておりまして、本市のホームページ上において、審査公表の一部として、既に公表しているところでございます。

一方、各選定委員の採点結果につきましては、当該情報を公開した場合、前述の職員の氏名と照合することで、各選定委員の採点結果が推測されることになりまして、その結果、各選定委員が、今回の採点結果に対する個人攻撃を受ける可能性があることで、今後、同市の事務事業の公正かつ適正な意思決定に当たり、著しい支障が生じるおそれがあると認められたため、公表をしていないところでございます。

以上でございます。

○議長（野々下昌文君） 4番川田栄子君。

○4番（川田栄子君） 氏名は公表しなくても、評価点の公表だけでよいわけなので、個人情報には守られると思いますが、その点についてお伺いいたします。

○議長（野々下昌文君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをいたします。

先ほどお答えをさせていただいた内容をもう一度繰り返させていただきます。

選定委員である市職員の氏名につきましては、宿毛市情報公開条例第6条第2号ウ（ア）の規定により、公開することとされておりまして、本市ホームページ上において、既に公表しております。

以上でございます。

○議長（野々下昌文君） 4番川田栄子君。

○4番（川田栄子君） 得点の公表をお願いしているわけですが、氏名の公表はわかっておりますけれども、

得点の公表のみで、全体を把握する、A社、B社を判断する材料は、得点が欲しいわけですよ。その得点の公表だけの情報公開ができませんか、再度お尋ねいたします。

○議長（野々下昌文君） 市長。

○市長（中平富宏君） 御理解をしていただきたいと思うんですが、既に氏名を公表しておりますので、今から得点だけの公表をするということは、不可能ですので、その点は御理解をしていただきたいと思います。

以上です。

○議長（野々下昌文君） 4番川田栄子君。

○4番（川田栄子君） 次へいきます。

優先交渉権者は、地域経済の貢献度で高い得点のまま逃げ切りました。配点は10点、20点、30、40、50点。そして、地域経済の貢献度110点と、倍以上となっています。この部分は、市長の裁量範囲である程度、認められる部分と思いますが、桁外れを感じます。

民間事業者の評価選定に当たっては、公平性、公正性、透明性を確保することが重要です。このことは、正当性が問われています。

具体的な決定が納得のいく結論を与えている

かという問題を問うものです。適正な技術評価が優位な競争が行われるような評価項目、配点、採点のあり方なのかの点について、A社、B社、この得点の差を説明をお願いいたします。

○議長（野々下昌文君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをさせていただきたいと思いますが、質問のほうで、どこの部分を聞かれているのかが少しわからないところがありますので、答弁のほうはずれていたら御容赦を願いたい、もしくは御指摘をしていただきたいと思います。

得点の差がついたのはなぜかということに関しては、総体的に見たら、しっかりと採点した結果、結果として得点に差が出るわけですから、それを逆に、私が、説明がなかなかできないとか、逆にそれぞれの委員さんたちがしっかりと採点した結果だとしか言えないところでございまして、その点については、議員のほう、それぞれの名前を公表されている方々が、しっかりと採点しているのかという疑義を持たれているような、先ほどから質問等ございしますが、それぞれがしっかりと採点をしていただいたものだというふうに、私は受けとめているところでございまして、当然、そういった方々に、これからも、場合によってはいろいろところで行政がお世話にならないといけませんし、またそういった採点等にも携わっていただかなければならないこともあるかもしれませんので、そういったことに関しては、しっかりと、そういったものは払拭をしていきたいというふうな思いから、説明をさせていただきたいと思えます。

平成31年3月議会の山戸議員の一般質問でも答弁をさせていただいておりますが、宿毛市において、PFI事業を成功させるためには、地元事業者ができるだけ多く参画した、地域経済に貢献できるか。また、PFI事業のノウハ

ウを地元事業者にどれだけ継承できるかが、必要不可欠なものと考えております。

また、地域経済への波及効果は、当初から、議会からも指摘を受けてきた点でもあります。その観点から、この項目の配点につきましては、重点配分しているところでございます。

大差がついた理由といたしましては、応募事業者1より応募事業者2のほうが、参画する地元事業者の数が多く、PFI経験のある事業者と一緒に事業を遂行していくことで、ノウハウの継承やスキルアップが図れるのではないかと評価されたというふうに、私自身は推測で考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（野々下昌文君） 4番川田栄子君。

○4番（川田栄子君） 開いたということは、地域経済、110点と、倍以上となっておりますので、この点をお聞きしましたことなんですけれども。そういうことでございます。

次へまいります。

7人の選定委員会による審査において、地域経済の貢献度で50点の差をつけたまま、山幸グループが代表者となりました。

有識者の発言内容からは、一抹の不安を感じています。

有識者は、次点業者に比べて実績が少ない。PFIの経験がない。なので委託にするというが、代表企業に経験がなくて、監督ができるかと指摘もされています。不安だと、有識者にも複数の方がお話をしておられます。

ファイナンスにも不安、マネジメントも実績がないので、お任せになるだろう。SPCの主体性を持った管理は大丈夫か。津波に備えとした三、四階の面積は大丈夫か。維持管理業務でも、地元企業の代表企業に経験がないのに、監督ができるか。SPCに、運営を専門とする企業が入ってない。なので、30年間、外部に

委託は確認がいる。

次点事業者は経験がある。修繕、長期計画や、大規模修繕についても、考えている。ファイナンスは計画がある。マネジメントもよい。企画についても、よい評価でありましたが、以上のことから、この結果について、現在の代表者が選ばれた理由について、不安は免れません。

山幸グループが、確かであるか、不安を抱える問題に対応するために、行政がフージャースに入ってもらったということですが、これは審査員による評価も終わり、正統性が問われる話であります。

この正統性は、具体的な決定が正しい権限に由来しているか、この点に関してどのようにお考えなのか、御説明をお願いいたします。

○議長（野々下昌文君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをさせていただきます。

川田議員、選定されている方々が、しっかり選定をしているか、すごく疑問視があるという一方で、今のお話は、まさにしっかりと選定をされているからこそ、そのマイナス面についても、しっかりとその場で議論をされたという、結果の議事録ではないかというふうに、私は、推察ですけれども、思うところでございます。それぞれの考え方がございますので、その点については、私はそのように思います。

いろんな議論をする中で、最終的に決定をしたのだというふうに思っているところでもございます。

優先交渉権者となったグループは、PFI事業の経験がなかったことから、実施体制等については、PFIの事業遂行に対して、他者と比較し、低い評価になったものだと、そのように先ほどお話しさせていただきましたが、思われますが、結果的に、総得点では上回ったことから、優先交渉権者に選定された、そういったもので

ございます。

また、優先交渉権者決定後に契約交渉を進めていく中で、第三者企業の立場であったPFI事業の経験のある事業者が構成企業になり、サポート、バックアップが強化されましたので、30年間の長期的な事業を、より安定的に遂行できるものだというふうに考えております。

そのバックアップの企業についてでございますが、先ほど、川田議員のほうから、フージャースグループというお名前あがってきました。

このフージャースグループは、企画提案時には、もともと第三者企業の立場で参加をされていた、もう既に参加をされていた、そういった企業になります。

優先交渉権者決定後に、その第三者企業から構成企業に変更したという形ですので、ルール上は特に問題がない、そういうところでございます。

以上でございます。

○議長（野々下昌文君） 4番川田栄子君。

○4番（川田栄子君） ルール上では問題がないと言われました。じゃあ、ルールに反するのではないのか。私は構成企業の中で評価点をいただいたのではないですか。山幸グループさん、これは後出しじゃんけんではないですか。すると評価点も変わってくるのではございませんか。地域経済に貢献するという点で。

このことについて、相手方業者も、もう終わっていることなので、文句も出ないのでしょうか。地域経済の貢献と評価点は無効となるのではございませんか。市民からもおかしいと思う方も、幾つか声が上がっております。

おかしくない話なら、誰が見ても不正がないと証明してもらいたいです。

公募型プロポーザル方式の具体的な決定が、正しい権限に由来しているのか。正しい手続によって形成されたかという問題、この点につい

てお尋ねいたします。

○議長（野々下昌文君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをさせていただきます。

端的な答えにはなりますが、フージャースグループが構成企業になることで、地元経済の貢献度及び人材の育成活用、議員もいろいろ資料を持っておられますので、わかると思いますが、その項目で評価点が変わることはありませんので、結果的に後から入って、後出しじゃんけんかという状況では、全くございません。

以上でございます。

○議長（野々下昌文君） 4番川田栄子君。

○4番（川田栄子君） フージャース、信頼おける会社でしょうか。週刊誌でよくうわさも聞きますけれども。

次にまいります。

水路についてであります。今の進捗状況について、宿毛水利土木組合とのお話について、御説明をお願いいたします。

○議長（野々下昌文君） 教育長。

○教育長（出口君男君） 教育長、お答え申し上げます。

宿毛水利土木組合との協議の状況について、御質問でございます。

宿毛水利土木組合につきましては、宿毛小学校グラウンドと、宿毛中学校グラウンドの敷地の間にある宿毛市所有の暗渠水路を、長年にわたって管理をさせていただいておりますけれども、優先交渉権者を決定後は、提案図面をもとに、施設配置について御理解をいただくため、継続して協議を重ねているところでございます。

今後は、提案図面での施設配置を行っていくに当たり、現状よりも当該水路が管理しやすい形にするにはどうすればよいか等、SPCも交えて、宿毛水利土木組合と協議をしていくことといたしております。

以上でございます。

○議長（野々下昌文君） 4番川田栄子君。

○4番（川田栄子君） 今、こういう建設を進めていく中で、この宿毛水利土木組合とのこういう問題にならないためには、どこでどうすればよかったのでしょうか。そこのあたりはどう考えておられるのか、お話しください。

○議長（野々下昌文君） 教育長。

○教育長（出口君男君） 教育長、再質問にお答え申し上げます。

宿毛水利土木組合との協議の関係でございますけれども、この件に関しては、以前にも申し上げましたけれども、優先交渉権者が決定するまでの間においては、どのような施設が、どういう配置で建設されるかわからない状況でございますので、そういったことから、優先交渉権者が決定した後に、宿毛水利土木組合のほうへ協議の申し入れを、具体的にさせていただいたということございまして、我々としては、できる限りの誠意を尽くして、協議を重ねているところでございます。

以上でございます。

○議長（野々下昌文君） 4番川田栄子君。

○4番（川田栄子君） 了解いたしました。

PFI事業の情報開示についてであります。

この事業は、徳島市立高校は徳島で初めてだったので、議会には関心がありました。質問も多く出た、行政関係者に話を伺いました。

与野党は関係ない議会で、全員が質問したと、笑って話してくれました。

公共ではなく、なぜPFIか、説明せよとなりました。実施方針、募集要項、その都度、その都度、議会に説明してきました。秘密会議は、議会にもできる限り説明してきました。答えれないとはなかったと言っています。

審査結果も、全て出しました。選定理由も出しました。こういうメンバーで、こういう選定

をしたが、その結果どうだったのか、全部出しました。

提案者は、決定まで出しづらい。審査結果が出るまでは、知らせませんでした。

募集をかけると、委員会には、市の提案内容、この内容で募集をかけると説明しました。三社グループの募集がありました。

審査員は大学教授、マスコミ、教育委員会、職員、同窓会会長、9名であったそうです。

事業名全て公表、実施方針検討委員会を立ち上げて、職員に偏っていると思われるので、多方面から入れたということでもあります。

議会が関心を持っているので、隠して見つかるストップをかけることが事前にあったことなど、しかしかわらず、本会議で質問攻めにあったと、その様子が流れたので、地元新聞にその都度、載せました。

なので、市民は周知できたと話しています。

当市では、PFIについて、まだまだ市民の周知は少ないのであります。使われるのは住民の税金です。住民の知らないところで物事が決まり、税金がどのように使われていくのか、知らされない中で進むのは、市民の怒りを生むこととなります。

この点に関しては、どのようにお考えなのかお聞きします。

○議長（野々下昌文君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをさせていただきます。

川田議員、徳島のほうまで電話をしていただいて、確認をしたということで、徳島市立の高校ですかね、PFI事業で成功されたという事例を十分に聞いたということで、その点からも、PFI事業そのものは、すばらしいものかなということ、認識をしていただけたのかなということで、少し安堵をしたところでもございます。

また、当市といたしましても、徳島市のほう

に連絡をして、確認をしたんですが、川田議員とは少し話が違っていて、本市において提示をできる情報資料につきましては、その都度、議会には提出してきているところがございます。この提出した資料等は、向こうと確認をする中では、当市と同じ資料を提出されているというふうに認識をしているところでもございます。

宿毛市だけが、特別に提示をしていないというわけではないということでもございましたので、川田議員の言われる、全てというのは、どこを捉えて全てなのかが、ちょっとわからないところでございます。

以上でございます。

○議長（野々下昌文君） 4番川田栄子君。

○4番（川田栄子君） 全てというのは、当市の場合には2社、グループ出ておりますけれども。山幸グループさん、相手業者、どなたなのかかわからない。このPFI事業は、選定委員の方たちが、どういうふうな状況になって、どういうような結果を出したか、議会を通過していくわけではありません。全てが、結果が出てきた中で、判断をしていくわけでもございますので、どういう事業者が出て、そういうものたちの算定した採点方法、そしてまた、その採点基準、そして結果を説明することによって、議会も納得をしていくわけですが、相手業者が出ない中で、それをどうやって私たちが納得をしていくかということについて、なかなか理解しがたいものがあるから、そのことについて、全てということを申し上げました。

そして、長く続く事業でもございますので、情報公開は議会も知っていかなければなりません。そのあたりを、私は申し上げました。

次、まいります。

情報公開条例第1条は、市民と市が行政情報を共有することにより、市民の知る権利を保障

し、本市の諸活動を市民に説明する責務を全うするとともに、市政は市民参加を一層増進し、もって市政に対する市民の理解と信頼を深め、地方自治体の本旨に即した市民全体の構成で、開かれた政務の実現を図ることを目的とするとあります。

今、契約を終了した法人事業者情報については、公開することで不利益が生じるおそれがあるとは考えられません。支障がないから、公開処分とする自治体があるということは、他の自治体でも支障はないはずであります。今においても、未公開情報とする理由について御説明をお願いいたします。

○議長（野々下昌文君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをさせていただきます。

まず、全てを公開したというのは、結果的に、川田議員、それは、お話で、私が今理解したのは、相手企業の名前が出てないということだけを捉えて、全てとお話をされたのでしょうか。

結果の公表であるとか、委員の名前であるとか、そういうことは全く当市と一緒にということでお聞きをしておりますので、非常に、聞いている方々が誤解をされるような質問は、ちょっと控えていただきたいというふうに、偉そうな言い方で申しわけございませんが、思うところでございます。

相手方の公表については、なぜできなかったかは、この後、担当課から説明をさせていただきますが、そういった指摘を受ける中で、今度、庁舎の建設の設計のほうのプロポーザルの関係は、事前にそれを公表することを了解していただく形の中での応募をとりましたので、今度は、皆さん方にもそれを公表できるような形でやりましたということも、議員の皆様方に、先日、お話をさせていただいた直後でもございます。

そういった状況の中ではございますが、再度、

担当課のほうから説明をさせていただきます。

○議長（野々下昌文君） 総務課長。

○総務課長（河原敏郎君） 総務課長、川田議員の質問にお答えさせていただきます。

落選事業者の名前が未公開になっている点について、という御質問であろうかと思えます。

P F I 事業につきまして、落選業者におきましては、企画提案書であるとか、業者そのものの名前が、落選ということで公表されるということは、非常に不名誉なことでもありますので、その点については、我々としては、公表を差し控えたということと、いろんな面で、落選業者の企画提案書につきましても、落選をした時点で全て提案業者のほうにお返しをしております、我々の手元には、そういう公開する資料等についてはございません。

ということで、公開ができないということ、これまでも御説明をさせていただいてきたとおりでございます。

以上でございます。

○議長（野々下昌文君） 4番川田栄子君。

○4番（川田栄子君） 全てというのは、先ほど、私が申し上げたことが、全体が全てです。

それで、徳島から比べると、三社グループの募集があった、それは全て公表したと。そこだけ、宿毛市が公表されていないということで、今はもう終わった段階でありますので、入札の状況から見ても、誰かが選ばれて誰かが選ばれないという状況は常でございますので、今さらその事業者に不利益がこうむるとは考えられませんので、公表をお願いしたいと申し上げたところでございます。

次へまいります。

庁舎移転問題についてでございます。

庁舎造成地の入札やり直しとなったことは、新聞報道にもありました。説明の意味でも、経過について御説明をお願いいたします。

○議長（野々下昌文君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをさせていただきますと思いますが、その前段で、それであれば、全てというよりは、相手方の公表をしてない点だけになるのではないかというふうに、私は認識をしたところでもございます。

それから、相手の企業に対しては、著作権の保護の観点からも、やはり公表ができないような状況になっております。そこを、先ほどもお話ししたように、次回からはクリアできるような形で、前もって、それについては了解をもったもので参加をしていただくような、規定といえますか、形に変えたところでございます。

それでは、落札決定取り消しについて、答弁を述べさせていただきますと思います。

市役所庁舎や、保育園などの移転先であります小深浦高台造成工事についての経過等についての御質問でございますので、この工事につきまして、説明をさせていただきますと思います。

この工事につきましては、5月8日に市内業者へ指名通知をし、5月9日から23日までの15日間を閲覧期間とし、5月24日に入札を行いました。

入札では、宿毛市内の5つの共同企業体が参加をし、2つの企業体が最低制限価格を下回り、失格し、同額であった2つの企業体がくじ引きを行い、1企業体が落札をいたしました。

その後、5月28日正午までの疑義申立期間中に、2つの企業体から同じ内容の疑義申立がありました。

その疑義申立の内容は、機械が移動する際に、仮設で設置する敷き鉄板の賃料、リース料金になりますが、こちらについて、減額補正されるべきところが、宿毛市の積算では、減額補正されていないのではないかとこのものでした。

積算基準では、賃料は1日当たり積算単価があり、日数掛ける単価で、1枚当たりの賃料が

算出されます。しかしながら、リース期間が長くなると、日数の増加に比例せず、減少する場合があります。減額補正をすることとなっています。

今回の疑義申立を受ける中で、積算内容を確認した結果、先ほど説明した減額補正しなければならない点につきまして、今回の積算では、減額補正がされていないことが確認されました。

この減額補正をした場合、工事価格で約16万円安くなることが判明しましたので、最低制限価格を下回り、失格となった2つの企業体については、本来であれば失格にならないことが判明しました。

このことから、県などにも確認をする中で、まず、積算に誤りがあったこと。次に、正しい積算に修正した場合、落札候補者に変更が生じることから、落札決定を取り消すことを判断し、5月28日付で落札決定の取り消しを行いました。

今回の積算は、設計金額も多いことから、担当課である都市建設課内で行ったチェックに加えまして、高知県建設技術公社にも計3回のチェックを依頼し、確認を重ねましたが、結果として、積算ミスとなりました。

この積算ミスによりまして、市民の皆様や参加業者の信頼を失うことになりましたので、大変申しわけなく思っているところでございます。

積算誤りの原因につきましては、宿毛市が使用している高知県土木積算システムにおいて、本来であれば単価表で敷き鉄板のサイズを選び、供用日数を入力すれば、減額補正も考慮された1枚当たりの金額が自動計算され、表示されなければなりません。今回は、この高知県土木積算システムに不備があり、減額補正が反映されないまま、自動計算されたことが原因であると判明しました。

今回、このような事例が発生しましたので、システムを所有する高知県や、システムの運用

委託を受けている高知県建設技術公社に対し、今後のシステム運用の正確性を確保できるよう、要請を行ったところでございます。

経過は以上でございます。

○議長（野々下昌文君） 4番川田栄子君。

○4番（川田栄子君） もし、このミスがどこかで見つけられるとしたら、どこでそのことを見つえられる、時期的なものはどこかにおありになったのでしょうか。それとも、それはだめな、到底できないシステムの問題であったということで理解していいでしょうか、御説明をお願いいたします。

○議長（野々下昌文君） 市長。

○市長（中平富宏君） 市長、答弁をさせていただきます。

どこの時点で気がつけばということでございます。

結果的に、3度のチェックを、庁外にもかけていただいて、わからなかったということで、その原因がシステムの内部であったということでございます。

結果的に申しますと、やはりシステムを管理する高知県のほうに、しっかりと管理をしていただきたい、そのようにお願いを申し上げたということで、先ほどの答弁にもあったような内容になっております。

また、入札のやり直しをしなくてよかった時期については、入札前日までに気がつき、各社に訂正内容を通知できれば、やり直しには至らなかったというふうに思っております。

この時点で気がつけば、入札取消にはならなかったということでございます。

以上でございます。

○議長（野々下昌文君） 4番川田栄子君。

○4番（川田栄子君） 職員の皆様におかれましては、さまざまな機種、ハイレベルな技術を、これからも習得され、市民や、また宿毛発

展のために貢献している事業者の皆さんのためにも、頑張ってくださいと思います。

それでは、新庁舎付近の市街化について、お聞きいたします。

新庁舎周辺の土地活用策についてであります。新庁舎周辺に新しい市街地を形成するなどのお考えがあるかどうかについて、お聞きいたします。

○議長（野々下昌文君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをさせていただきますと思います。

周辺ということですが、どの程度までを捉えたかということもございますが、現段階では、庁舎建設予定地である小深浦高台の造成工事の区域においては、建物の配置等計画しておりますが、それ以外の周辺エリアについては、市街化をするような計画は、今のところございません。

以上でございます。

○議長（野々下昌文君） 4番川田栄子君。

○4番（川田栄子君） 新庁舎移転に対する住民の不満は、議決後も続いていることを、市長は御存じでしょうか。

建設したら、そこで長くいることになる市民の庁舎であり、市民にとって切実な声は、議決したら終わりではない。この点についてお尋ねいたします。

○議長（野々下昌文君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをさせていただきます。

今でも、市役所庁舎の高台移転に反対をされている方々がおられるということは、承知を、当然させていただいているところでもございますし、またそういった御意見もお伺いをする機会も多いところでございます。

ですが、これまでも何度もお答えしてまいりましたが、議員がおっしゃるような結論ありき

の庁舎移転などではございませんで、庁内での検討委員会から始まり、市民との意見交換会、アンケート調査、審議会への諮問、住民説明会と、でき得る限りの手段を踏んで、昨年9月議会で特別議決をいただいたところでございます。

そういったものでもございます。これからも、市民の皆様のお意見につきましては、賛成意見も反対意見も真摯に受けとめてまいります。来るべき南海トラフ地震に備えるためにも、新庁舎移転の手続きは着実に進めてまいりたい、そのように考えている思いについては、変わらないところでございます。

皆様方の御意見は、しっかりと受けとめていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（野々下昌文君） 4番川田栄子君。

○4番（川田栄子君） 市民からの切実な声に目をつぶってはいけないうして、取り上げました。

本当にあそこでよかったのか。もっと時間をかけるべきであった。拙速だと、市民も私も思っております。

新庁舎の議論は昨年4月に始まり、9月に議決されました。市民も3,000名以上の署名を集め、しっかりと働きました。その思いを議会はくみ取らなければならないのに、時間が無い、財政どうするかと迫り、多数決で幕引きとなりました。

市長は、議会の決めたことだからと思っていることでしょうか、決めてくれと出したのは市長です。議会は、賛成多数で高台決定に終わりました。

この思いは、市民の皆さんもそれぞれ納得をされていくでしょうけれども、このようにならないためにはどうすればよかったのか、疑問が残っております。

次、高台と緊急防災・減災事業債のこの1点に突っ走った経過の中で、財政をどうするか議論ありませんでした。これは追加再質問になります。もっと時間があればと思ったことを思い出します。

緊急防災・減災事業債のほかに財政的な手段は何も考えられなかったでしょうか、提示もございませんでした。

その点についてお聞かせください。

○議長（野々下昌文君） 市長。

○市長（中平富宏君） 通告になかったので、担当課のほうからお答えをさせていただきますが、その前に、議会が決めたことだからということだけで済ませているつもりはございませんし、そういった発言もした覚えはございません。

自分が当然、提案させていただいておりますので、当然、自分としては、それがふさわしいという強い思いを持って、議会に提案をさせていただいて、特別議決をいただいたという形の中で、今、動かさせていただいていると御説明を、ずっとさせていただいているところでございます。

緊急防災・減災事業債以外の話を、今、されています。これも、4月に話が始まって、9月に議決という話ですが、その1年以上前から、ずっと、当然、いろいろなところで議論してきた内容でございます。また4月以降も、財源については、非常に市民の方々、それから議員の皆様方からも御質問があった案件でございますので、常に説明をしてきた経過でございますが、改めて再度、また質問をされましたので、担当課のほうから御説明をさせていただきたいと思っております。

○議長（野々下昌文君） 総務課長。

○総務課長（河原敏郎君） 総務課長、川田議員の質問にお答えします。

これまでも、高台移転につきましては、有利

な財源につきましては、我々としても御提案をして、議論をしていただく中で、御決定をいただいたというふうに理解しております。

以上でございます。

○議長（野々下昌文君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをさせていただきます。

緊急防災・減災事業債以外にどんな使えるような、そういった補助がないかということでございます。

例えば、緊急防災・減災事業債の期限を過ぎた場合も、使える、緊急減災事業債のような補助はありますが、補助率が下がってきます。その内容については、通告がなかったのも、また詳細については、後で担当課のほうから資料をお渡しをさせていただきたいと思っております。

なお、説明会の中でずっとお話をさせていただいた、高台以外の場所に建てる場合は、有利な起債等補助金はないというところでございます。

以上でございます。

○議長（野々下昌文君） 川田議員に申し上げます。

通告外の質問をしておりますので、気をつけてください。宿毛市議会は通告制になっておりますので、よろしく願いいたします。

4番川田栄子君。

○4番（川田栄子君） 通告制でございますので、再質問といたしまして、緊急防災・減災事業債が、ほかにあったのかなかったのか。ありましたら、ありましたで、それでよかったんですけども。

次へまいります。

メス猫避妊手術推進事業について、この3月議会でも行いましたが、重ねて行います。

捨て猫についてのアンケートをとりました。時間も短くありましたが、58人の方と話し

した。

御近所の方、会社、学校と身近な範囲であります。内容は、猫の遺棄は犯罪である。捨て猫を見つけたらどこへ電話するか。猫についての相談は、市の何課へ連絡するか、この3点です。

1については、どちらかという、犯罪であると認識している方が、少しはいました。2、3については、ゼロでした。

3については、環境課とか、市民課とか言われた方が4名ほどおられました。

宿毛市の正解では、健康推進課と言われる方はいませんでした。健康推進課も、市町村がかわれば全然かわってまいります。

四万十市は環境課、土佐清水市は市民課、黒潮町は住民課、また県は食品衛生課となっています。これは、ほとんど正解はゼロです。もう少し啓発をしていかなければと思いました。

猫を捨てることは犯罪でありますので、警察へ連絡をすれば刑事が来ます。そして、猫は警察へ連れて帰ります。そして、5日ほど世話をしていきます。その後、小動物愛護センターへ引き取りします。そこでは、世話をしながら、里親探しに当たってまいります。

知事が力を入れている殺処分ワーストワンから抜け出したい対策をとっているのに、自治体ももっと力を入れなくてはいけないのではと思います。

このアンケートが、もっと広い範囲になると、知ってもらえることと思っております。担当課の働きかけは欠かせません。この点について、市長はどのようにお考えでしょうか、お尋ねいたします。

○議長（野々下昌文君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをさせていただきます。

時間がございませんので、どこまでお答えが

できるかわかりませんが、できる限りお答えをさせていただきたいと思っております。

まず、アンケートをとることが、非常にそういった啓発活動につながるだろうということでございます。考えていただいて、その答えもしっかりと示すことによって、啓発が進むんだというふうに思いますので、アンケートをとると同時に、その答えをしっかりとまた伝えていただきたいなというふうに、改めて思ったところでございますし、またそういった活動を、ぜひ続けていただきたい、そのように思ったところでございます。

3月議会でもお話をさせていただいたところでございますが、本市としましては、動物の遺棄は犯罪になること、動物の遺棄を発見した際は、発見していただいた方が、まずは警察に連絡をしていただくことを、引き続き啓発をしていくことが必要だと、そのように感じているところでございます。

動物の遺棄は犯罪に当たる啓発ポスターも、公共施設並びに遺棄されているとの情報があった場所には、随時、掲示を行っているところでございます。

また、犬猫の引き取りに関して、市への相談がありますが、犬猫の引き取りは、動物愛護及び管理に関する法律により、県の業務となっております。県内では、中核市の高知市を除きまして、それぞれの県の管轄福祉保健所の業務となっております。本市では、四万十市にある幡多福祉保健所が管轄であるため、引き取りに関しての相談があった場合には、飼い主としての責務を説明しつつ、保健所への連絡をお願いしているところでございます。

今後も広報や回覧、ポスター掲示などによりまして、引き続き、啓発に努めてまいります。

そういった形の中で、そんな不幸な猫や犬がふえないことを願っているところでございます。

以上でございます。

○議長（野々下昌文君） 4番川田栄子君。

○4番（川田栄子君） ちょっと、健康推進課は、じゃあ猫の、警察ということは……

○議長（野々下昌文君） 川田議員に申し上げます。川田議員の一般質問の時間は既に90分に及びましたので、会議規則第57条の規定により、発言を禁止いたします。

本日の会議はこの程度にとどめ、延会したいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（野々下昌文君） 御異議なしと認めます。

よって、本日はこれにて延会することに決しました。

本日は、これにて延会いたします。

午後 6時07分 延会

令和元年
第2回宿毛市議会定例会会議録第3号

1 議事日程

第8日（令和元年6月25日 火曜日）

午前10時 開議

第1 一般質問

----- . . . ----- . . . -----

2 本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問

----- . . . ----- . . . -----

3 出席議員（14名）

1番 今 城 隆 君	2番 堀 景 君
3番 三 木 健 正 君	4番 川 田 栄 子 君
5番 川 村 三千代 君	6番 山 岡 力 君
7番 高 倉 真 弓 君	8番 山 上 庄 一 君
9番 山 戸 寛 君	10番 岡 崎 利 久 君
11番 野々下 昌 文 君	12番 松 浦 英 夫 君
13番 寺 田 公 一 君	14番 濱 田 陸 紀 君

----- . . . ----- . . . -----

4 欠席議員

な し

----- . . . ----- . . . -----

5 事務局職員出席者

事務局 長 朝比奈 淳 司 君
次長兼庶務係長 奈良 和 美 君
兼調査係長
議事係長 宮 本 誉 子 君

----- . . . ----- . . . -----

6 出席要求による出席者

市 長 中 平 富 宏 君
副 市 長 岩 本 昌 彦 君
企 画 課 長 黒 田 厚 君
総 務 課 長 河 原 敏 郎 君
危機管理課長 岩 本 敬 二 君
市 民 課 長 沢 田 美 保 君
税 務 課 長 山 岡 敏 樹 君

会計管理者兼 会計課長	佐藤 恵介 君
健康推進課長	和田 克哉 君
長寿政策課長	桑原 一 君
環境課長	岡本 武 君
人権推進課長	谷本 裕子 君
産業振興課長	谷本 和哉 君
商工観光課長	上村 秀生 君
土木課長	川島 義之 君
都市建設課長	小島 裕史 君
福祉事務所長	河原 志加子 君
水道課長	平井 建一 君
教育長	出口 君男 君
教育次長兼 学校教育課長	中山 佳久 君
生涯学習課長 兼宿毛文教 センター所長	楠目 健一 君
学校給食 センター所長	山戸 達朗 君
農業委員会 事務局長	岩田 明仁 君
選挙管理委員会 事務局長	児島 厚臣 君

-----・-----・-----

午前10時01分 開議

○議長（野々下昌文君） これより本日の会議を開きます。

日程第1「一般質問」を行います。

順次発言を許します。

5番川村三千代君。

○5番（川村三千代君） おはようございます。5番川村三千代、一般質問をいたします。

申しわけありません、ちょっと二、三日前からのどの調子がおかしくて、お聞き苦しい点があるかと思いますが、どうか御容赦をよろしくお願いをいたします。

私、今回は3項目について質問をさせていただきます。

1つが子供たちの安心・安全について、そして、2つ目が多発しております高齢者ドライバーの交通事故について、そして、最後、3項目目が観光振興についてでございます。それぞれ市長、または、教育長からの答弁をよろしくお願いをいたします。

まず、子供たちの安心・安全についてですけれども、皆様も御記憶に新しいことと思います。先月、5月8日、ちょうど10連休が明けて間もなくでしたけれども、滋賀県の大津市で散歩中の保育園児の列に車が突っ込みまして、園児の方お二人が亡くなるという大変痛ましい事故が起きました。その後、保育園のお散歩などについて、コースやいろいろなことが検討、見直しが行われたと聞いておりますけれども、本市ではどのような状況になっているのか、御説明をよろしくお願いをいたします。

○議長（野々下昌文君） 市長。

○市長（中平富宏君） おはようございます。

川村議員の質問にお答えをさせていただきます。

保育園での園児の散歩時における取り組みに

ついてですが、宿毛市におきましても、保育園生活の中で、周囲の環境にかかわり、そして、親しむことで、季節に触れ、好奇心や探求心を育むことなどを目的に、全園で各年齢に応じた散歩の機会を設けている、そういう状況でございます。

これまでもコースの選定や引率する保育士の配置等、安全性につきましては配慮してきたところではございましたが、今回の事故を受けて、引率する職員の増員やイベント等での徒歩での外出時には警察の方に見守りをさせていただくなど、いろいろ工夫をしているところでございます。

宿毛市では、幸いなことにこれまで重大な事故はありませんが、今後も安全の確保を最優先にいたしまして、子供たちが安心して身近な環境に触れ合うことができる、そんな体制づくりに努めていっているところでもございますし、また、努めていかなければならないと強く思っているところでございます。

以上でございます。

○議長（野々下昌文君） 5番川村三千代君。

○5番（川村三千代君） この事故が起こった直後、いろいろな保育士さんのインタビューも拝見しましたけれども、やはりどうしても散歩というのは、園児を狭い園内に閉じ込めておくこともできませんし、市長が先ほどおっしゃっていたように、さまざまな四季折々の風景に触れたりですとか、そういった面でどうしても散歩というのは外すことができない行事というか、催しであるというふうにおっしゃっていただき、また、この滋賀県の大津市の事故の後、今月におきましても兵庫県の西宮市で保育園児の列にまた車が突っ込むというような事故もございました。本当に保育園の皆さん、万全の体制で、例えば、この大津の事故の場合でも、子供たちを一行に並ばせて、一番車道から遠い

歩道、隅を歩くように、そしてまた、前後に保育士さんがついて、また、中ごろにもお一人ついて3人体制で散歩をなさっていたということで、非常に万全な体制をとっていたにもかかわらず、避けられない事故であったというふうに皆さん思っていると思います。

ここでお一人亡くなった園児さんのお父様がコメントを寄せておられますので、少し紹介をさせていただきます。

レイモンド淡海保育園におかれましては、これはその事故に遭われた園児さんが通っていた保育園の名前ですが、短い期間ではありましたが、娘のかけがえのない笑顔を見守ってくれたことには感謝の意しかなく、今回のことにとられることなく、今後も小さな命に寄り添い、ともに歩み続けることを娘もきっと望んでいます。最愛の娘さんが亡くなって間もないころ、胸が張り裂けるほどの深い悲しみの中で、このようなコメントを寄せてくださったこのお父様の意に応える意味でも、保育園の皆さんの安全・安心を地域で、そしてまた、行政としても見守っていかねばならないと思っております。

市長、このお父様のコメントに何か思うところがございましたらおっしゃっていただけませんか。

○議長（野々下昌文君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをさせていただきます。

やはりこういった突然の事故で最愛の自分の娘や息子を亡くすということは本当に当事者じゃないとわからないつらさ、悲しさ、また、いろんな意味での無念さがあるんだというふうに思います。この事故だけじゃなくて、ほかの本当に理不尽なそういった状況において、自分の最愛の人の命を亡くすという、そういった報道を受けるたびに本当に悲しいですし、やっぱり

社会として何ができるのかというのを自分たちはしっかりと考えて、やはり行動していかなければならないというふうに思うところです。また、そういった被害者の家族の方がコメントを出すということは、やっぱりそういったこういった不幸なことがもう起きないように、社会全体で考えてほしいという、そういうコメントだというふうに受けとめているところでございます。

以上でございます。

○議長（野々下昌文君） 5番川村三千代君。

○5番（川村三千代君） そして、保育園の場合は交通事故でしたけれども、また、通学時に大変悲惨な事故が起きました。これは5月28日のことですけれども、神奈川県川崎市で、これはスクールバスを待っている小学生の列に男が刃物を振りかざしながら迫ってまいりまして、御父兄の方お一人と、そして、小学校6年生の女子児童がお亡くなりになったということで、この件に関しましては、昨日も松浦議員のほうも一般質問の中で取り上げておりました。重なってしまうこともあろうかと思っておりますけれども、改めて児童生徒の通学における安全対策について、現在の状況をお願いいたします。

○議長（野々下昌文君） 教育長。

○教育長（出口君男君） おはようございます。5番川村議員の一般質問にお答え申し上げます。

児童生徒の通学時の安全対策について御質問をいただきました。

現在、青少年育成センターを中心といたしまして、学校及び関係機関と連携を図る中で、スクールガードリーダーや補導員、さらには、PTAや各種団体等に御協力をいただき、登下校時の巡回、見守り活動を行っているところでございます。

また、小学校新1年生への防犯ブザーやランドセルカバーの配布を行う中で防犯対策を講じ

るほか、遠距離通学の児童生徒への取り組みといたしましては、市内5路線のスクールバスを運行し、児童生徒の安全確保に配慮いたしているところでございます。

昨日も申し上げましたけれども、児童生徒が安全に通学するためには、教育委員会の取り組みだけでなく、保護者や地域の方々との連携が何よりも大切であるというふうに考えておりますので、今後も地域の方々の御協力をいただきながら、通学時の安全対策に取り組んでまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（野々下昌文君） 5番川村三千代君。

○5番（川村三千代君） 学校関係者の皆さんはもちろんですが、本当にPTAの方々、地域の皆さんが通学路の安全性に尽力されていらっしゃることを本当に感謝を申し上げます。

ただ、この川崎の事件ですけれども、刃渡り30センチの刃物を持った男が無言で襲いかかってきたという、大変凶悪性を持った事件でございますし、児童生徒を襲ったものではございませんけれども、先日も大阪のほうでは交番で刃物で襲撃する事件も起こりました。また、昨日も名古屋のほうで男性2人が刃物によって亡くなるというような事件も起こっております。非常に刃物を使った凶悪な事件が最近多発しております。

そういった中で、例えば、見守りですとか、声かけ、こういったことは確かに連れ去りですとか、わいせつ行為といったような、こういった児童に降りかかる事件や事故を防ぐことはできると思いますけれども、そういった刃物を持った、こういった凶悪犯に対してはなかなかそれだけで対応できるのかという不安もございます。

この事件が報道されておりました折に、防犯の評論家の方がテレビでおっしゃっていたんで

すが、これからは攻める防犯も必要である。つまり、そういった凶器を持った犯人が来た場合に、ある程度対処ができるような、そういったものをやっぱり備えておくことも必要ではないかとおっしゃっておりました。例えば、催涙スプレーですとか、スタンガン。催涙スプレーのほうが効果があるとは思いますが、そういった防犯に関する器具を何かそういった学校関係者や、または、ボランティアで見守ってくださる方に推奨するというようなお考えはありますでしょうか、そういったことに関してのお答えを、恐れ入ります、お願いいたします。

○議長（野々下昌文君） 教育長。

○教育長（出口君男君） 再質問にお答え申し上げます。

議員御指摘のとおり、昨今の犯罪情勢を踏まえますと、児童生徒のみならず、見守り活動に携わるの方々につきましても、その安全対策というのは求められているというふうに認識をいたしております。今後、どのような形が望ましいのか等について、関係機関とも十分に協議をする中で、児童生徒だけでなく、見守りをしていただいている方々の安全確保についても研究、検討してまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（野々下昌文君） 5番川村三千代君。

○5番（川村三千代君） そういった凶悪な犯罪が起らないのが何より望ましいことですが、万が一そういった事案が発生したときのことやはり対策として考えていく必要があると思いますので、よろしく願いをいたします。

そして、続いては虐待についてでございます。先日も北海道において2歳の女の子が母親と、そしてまたその交際相手による虐待で亡くなるという大変痛ましい事件が起こりました。本当

に毎議会ごと、この問題をもう取り上げなくてはならないほど情けないといえますか、大変悲しい現実がありますけれども、いろいろとこの問題につきましても前議会と重複してまいる場合もありますけれども、関係機関の連携がどのようになっているのか、お答えをお願いいたします。

○議長（野々下昌文君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをさせていただきます。

5月に起こった北海道の虐待死亡事件では、児童相談所と警察の連携の不備について大きく報道され、各自治体は関係機関との連携体制についていま一度見直しを図り、その強化について取り組んでいるところでございます。

虐待疑いを含めて、最初の相談は福祉事務所に入ってきます。その相談内容を所内の要保護児童地域対策協議会、要対協といいますが、こちらで程度や緊急性等を協議する中、福祉事務所長が判断し、48時間以内に職員2人体制で子供の状況を確認することとなっています。

特に、身体的虐待を疑う緊急性の高いケースにつきましては、必ず子供の状況を確認する前後で児童相談所に助言をいただきながら、必要に応じて警察とも情報を共有することになっているところでございます。

さらに、子供が所属する保育園や小中学校にも協力していただく必要がありますので、迅速に対応ができるよう、教育委員会等とも情報を共有しております。

当市でも、年々対応するケースの内容が子供たちにとって大変厳しいものとなってきており、児童相談所及び警察と連携をして、迅速な対応を求められたケースが今年に入ってから複数件ございました。

関係機関での役割や支援策に漏れがないよう、細心の注意を払いながら情報共有し、意思統一

を図っていかなければならないと、そのように考えているところでございます。

昨年3月、東京で起こった5歳女児の虐待死亡事件を受け、国は虐待事案が発生したときのルール改正を行い、去る6月19日、今国会で親の体罰禁止を柱とした児童虐待防止法などの改正案が可決され、来年4月から施行されることとなりました。

宿毛市としては、常に子供の命を守るという視点を忘れず、対応する職員のさらなる質の向上を図り、より多くの関係機関が子供を見守る仕組みを整備しながら、日常的に機能することができるよう、取り組んでまいりたいというふうに考えております。

また、これは市民の皆様へのお願いではありますが、身近なところで気がかりなことがあった場合、皆様から情報提供していただくことが重大事例を防ぐきっかけとなっていくことと考えておりますので、どうぞ市役所や児童相談所、警察への一報をよろしく願いをいたします。

よろしく願いをいたします。

以上です。

○議長（野々下昌文君） 5番川村三千代君。

○5番（川村三千代君） 市長も今おっしゃいましたけれども、本当に地域の目というのが、見守りの目というのが虐待の場合も非常に重要な意味を持ってくると思いますので、ぜひとも地域の皆様、本当にちょっと気になることでもありましたら一報、お願いをいたしたいと私のほうからもお願いを申し上げます。

いろいろな機関の連携が不十分で救えなかった例というのが全国を見ますと多々ございます。本市におきましてはそのようなことがないようにぜひとも皆様、よろしく願いをいたします。

それでは、続いて、高齢者ドライバーの交通事故の件について御質問させていただきます。

私は以前にもこの高齢者ドライバーの事故に

については一般質問させていただいたことがございますが、この事故につきましても、最近では本当に多く報道をされるようになっております。

特に、皆さんが御記憶なさっているのは東京の池袋で起きたあの事故ではないかと思えます。87歳の方が運転をしていた車が31歳のお母様と3歳のお子さんが、横断歩道を渡っておりましたけれども、そこに突っ込みまして、お二人とも亡くなるという、そしてまた、多くのけが人も出されました。

また、この方87歳という御高齢もさることながら、警察から出てきたところ、また、現場検証している模様などテレビで見ますと、両手につえを持って、この方がアクセルとブレーキをまともに踏めるんだらうかというような足元のおぼつかないありさまを見まして、このような状態の御老人が運転することを本当に許していいんだらうかと、私も考えたところでもございました。

この事故を背景といたしまして、国としてもいろいろと高齢者ドライバーの件については検討をしているところではございます。

さて、私が前回この高齢者ドライバーの交通事故について質問をいたしました際に、市長のほうからは今はいろいろなサポートのついた車が開発もされていますし、普及もしつつあるので、そういった車を高齢者ドライバーの方には推奨していきたいというふうな趣旨のお答えをいただきましたが、現在本市において、安全装置のついた車というのはどのような普及率、現状になっておりますでしょうか。

○議長（野々下昌文君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをさせていただきます。

宿毛市における安全装置つき自動車の普及状況についてでございます。

このことに関しましては統計がございません

ので明確な答弁はできませんが、昨今では自動車技術の発展により、そうした機能を持った自動車も販売をされているところは御承知のところでございます。宿毛市においても少しずつ普及している現状ではないかというふうに、そのように考えているところでもございます。

市内での普及に向けた取り組み状況としては、宿毛警察署において高齢者交通安全活動推進員、通称高齢者アドバイザーが高齢者宅への訪問活動や地区集会所等で行う交通安全教室におきまして、安全装置つき自動車の有効性を説明する中で普及に努めているところでもございます。

また、宿毛自動車学校においても、高齢者が免許更新時に行う講習において、同様の取り組みを行っているところでもございます。

以上でございます。

○議長（野々下昌文君） 5番川村三千代君。

○5番（川村三千代君） この安全装置つきのサポートカー、こちらのほうについては奈半利町のほうでは補助金を出すというようなことも行われておりますし、また、この6月議会で南国市や香南市がその補助制度を検討、また、取り組んでいきたいというような議会での市長からの説明もあったようでございます。もちろん財源的な問題もございますけれども、ぜひともサポートカー普及に本市でも努めていかなければならないと思っております。

この高齢者の事故、このサポートがついてれば、自動ブレーキがついていれば約4割は防げたのではないかという統計も出ております。重ねて市長、いかがでしょうか、サポートカーのこういった補助制度を含めて普及について、もう一度お答えをお願いいたします。

○議長（野々下昌文君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをさせていただきます。

このことに関しましては、昨今の悲惨な事故

を受けまして、東京都が急発進防止装置を高年齢ドライバーが運転する車に後づけで設置をする際に、取り付け費用の9割程度を補助する方針を表明したところでもございます。これは、先ほども申しましたが、急発進を防止する装置ということでございます。

また、香川県においては、平成28年度から補助制度を創設し、一定の機能を持った新車を高年齢ドライバーが購入する際に、1台につき3万円を補助しております。

先ほど議員のほうからも御紹介がありましたが、県内においても奈半利町が今年度から香川県と同様の補助制度を創設いたしまして、高年齢ドライバーの悲惨な事故防止に取り組んでいるところでもございます。

宿毛市において、今後このような補助制度を創設していくかということにつきましては、市単独財源によりまして、直ちに制度を創設していくことは困難な状況であると考えているところでもございますが、このことに関しては全国的な課題であると考えております。

先週18日には、政府は交通安全確保に向けた緊急対策を決定し、対策の一つとして安全運転支援機能を持つ、これは安全運転の支援機能なので少し大きな意味になりますが、こちらを持つ自動車のみを運転できる高年齢向けの限定免許を創設する方針を示したとも聞いています。こうした国の動向を注視する中で、国、県に対してもしっかりと要望して、宿毛市としての対策を検討してまいりたいというふうに考えているところでもございます。

この安全装置につきましてはいろいろな、議員も御承知だと思いますが、いろいろなものがありまして、ブレーキとアクセルを間違えて急にアクセルを踏み込んだときにとまって、前に進まなくするであるとか、壁が近づいてくると自動ブレーキであったりとか、それから、車線

をはみ出るようであれば、それをまた元の自分の走行車線に戻すものであるとか、いろいろなものが今の技術の中でどんどんどんどん新しく出てきていますし、また、県から、以前は高級車についていたんですけど、言うところちょっと語弊があるかもしれませんが、値段の安いそういった車両にもこういった装置がついてきている、そういう時代でもありますので、そういう流れも注視をする中で、宿毛市としてどういうことができるのか、またしっかりと考えていきたいというふうに思っているところでもございます。

以上でございます。

○議長（野々下昌文君） 5番川村三千代君。

○5番（川村三千代君） いろいろと国の動向も見ながら、またこの点には努めていただきたいと思えます。

また、車にそういう装置をつけることももちろんですけれども、急発進できない仕組みになる車どめというのもありまして、タイヤが空回りするようになって、こういった車どめもまた新しい庁舎で考えてみてはどうか。実際愛知県のほうではこの車どめを使っている市役所もあると伺っておりますので、またこういった点からも高年齢ドライバーの事故が一件でも少なくなるように努めていただきたいと思えます。

そして、高年齢ドライバーの事故が多発することによりまして、高年齢ドライバーの免許の返納のことについてもいろいろと話題になっております。先ほど申し上げた池袋の事故後は飛躍的に返納率が伸びているということも聞いております。

ただ、本県では、やはりどうしても地理的条件ですとか、公共交通機関が脆弱であるというようなことが背景にございまして、なかなか高年齢の高年齢者の免許返納率が伸びないという状況を聞いております。免許の返納をするにこしたことはないんですけども、やはりどうして

もその後のこと、移手段、そしてまた、生活援助、買い物に行けなくなる、通院できなくなる、そういったさまざまなことを考えますと、返納、なかなかできないなとちゅうちょしていらっしゃる方がたくさんいるのも事実でございます。

免許を返納した際にいろいろな優遇措置があるとお伺いしておりますけれども、本市の場合はどのようになっておりますでしょうか、お願いをいたします。

○議長（野々下昌文君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをさせていただきます。

まず、現在の免許の返納の状況について少しお話をさせていただきたいと思っております。

宿毛市在住者の運転免許の自主返納件数は、平成28年が28件、平成29年が49件、そして、平成30年が58件、平成31年1月から6月18日現在の件数が44件となっております。宿毛市においても自主返納件数が年々ふえてきている、そういった状況でございます。

宿毛市における免許返納時、免許を返納されたときの優遇措置に関してでございますが、免許返納時の優遇措置、宿毛市としての支援は行っておりませんが、公共交通機関として土佐くろしお鉄道や高知西南交通が運賃等に対する支援を行っております。また、一部のコンビニエンスストアや銀行等、企業が高齢免許返納者への生活支援サービスを行っているところでもございます。

現在、宿毛市が取り組んでおります宿毛市自転車を活用したまちづくり計画の中で推奨しております電動アシストつき自転車も免許返納につながる一つの方法ではないかというふうに考えているところでもございます。

こちら、電動アシストつき自転車は2輪だけではなくて、転倒の危険性が少ない3輪のもの

もありまして、自転車になれていない方でも簡単に利用することができるといった自転車でもございますし、また、坂道もアシストがついていきますので、ペダルさえ前へこいでいただければ自転車が電気の力で進むという形でございます。これに比較的若いときになれ親しんでいただくことで、自動車から自転車へスムーズな移行ができるのではないかとというふうに考えております。

そういった形の中で、現在進めております、庁舎移転も含めて、宿毛市の中を今はなちゃんバスが走っているわけですが、そういったコミュニティバスを利用する中で、点と点を線でつないで、その線を今度円でつなぐような形で宿毛市の今公共交通網が途絶えている地域を何とか結んでいきたいという考え方を持っているとございまして。ただ、全てをつなぐことは不可能でございますので、その、例えば、乗降場所、そういうところまでに歩いていけなければ、こういったアシストつき自転車とかを利用するとか、いろんな方策を現在思案をしているところでございます。

以上でございます。

○議長（野々下昌文君） 5番川村三千代君。

○5番（川村三千代君） 市としてもいろいろに考えていらっしゃるということですが、優遇措置の問題なんです、本市は非常に優遇措置が少ないというのが現状だと思います。お隣、四万十市にまいりますと、本当にさまざまな商店、お店でいろいろな優遇措置が受けられるようになっております。それは理髪店、美容院、それから、飲食店、居酒屋さんですとか、喫茶店ですとか、店によって優遇措置は違うんですけれども、例えば、5%オフですとか、また、何かポイントで還元するようなお店はポイント2倍サービスですとか、そういった優遇措置をとっているお店が非常に四万十市に限らず、県

下でもたくさんございます。そういった中で宿毛市は、そういったお店が非常に少ないというか、ほとんどないのが実態ですので、これはぜひ行政のほうから民間の皆さんに働きかけて、そういった優遇措置をとれるお店がまた1件でもふえるとまた変わってくるんじゃないのかなという思いもするんですが、市長、いかがでしょう。

○議長（野々下昌文君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをさせていただきます。

市内における優遇措置を現在行っていただいているところはコンビニエンスストアであるとか、銀行であるとか、そういうお話をさせていただきました。そういった形の中で、当然民間のほうからいろいろしていただかなければならないことがあるわけですが、当然そこに対する啓発というか、お願いであるとか、お知らせであるとか、そういったのを自治体のほうから、宿毛市のほうから発信をしていくということは大切なことだと思いますので、しっかりと取り組みをしていかなければならないというふうに改めて思ったところでございます。

そういった形の中で、実は、やはり返納率が上がらないのはやはり本当に車がなくなると困る、生活ができなくなる、そういった背景のもとでなかなか返納が進まないというふうに思っております。だから、その両方からしっかりと整備して、車に乗るのが怖いと思われる、そういった高齢者の方には免許を返していただいてもこの宿毛市で生活ができる、そんな地域にしていきたいなというふうに思ったところでございます。

以上でございます。

○議長（野々下昌文君） 5番川村三千代君。

○5番（川村三千代君） 先ほど市長もおっしゃっていた、コミュニティバス、はなちゃんバ

ス、こちらのほうもどンドン活用して、免許の返納率の向上に向けて役立てていただきたいと思うんですが、このコミュニティバスですが、町区を巡回しているバスについては100円ということで均一の料金なんですが、全地域100円で乗れるというふうに改善するともっと皆さん乗りやすくなるんじゃないかなと思うんですけども、私なんか特にいつも車に乗って、公共交通は余り利用していない者にとっては、公共交通を利用しようとするときに、いつもああ、小銭があるかなとか、もちろん車内で両替もできますけれども、そういったことを結構気にするほうなんです。それが100円玉1個で乗れるとなると、もっと皆さん気軽に乗れるんじゃないかと、出井の奥からまちへ来るのも、それから、栄喜からまちへ来るのもみんな100円だよというふうになるともっと皆さんの利用率が上がるのではないかなと思うんですけども、コミュニティバスを今後もっと高齢者の方に乗っていただくためにどのようにお考えでしょうか。

○議長（野々下昌文君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをさせていただきます。

本市のコミュニティバスにつきましては、平成30年度には全線で延べ8,227人に乗車をさせていただいております、多くの方々に現在も御利用いただいている、そういう状況でございます。

このコミュニティバスのさらなる有効活用に向けて、料金設定や年間パスポートなどの導入については、これまでも考えてきたところもございますが、タクシーなど、他の民間事業者との関係、影響も考えられますので、慎重に議論をしなければならぬ点もございます。

そして、他市町村の取り組みも参考にさせていただきながら、さらなる利用促進、また、利

便性の向上に向け、今後検討してまいりたいというふうに現在考えているところでもございます。

高齢ドライバーの交通事故防止策につきましては、公共交通機関の利用促進が有効な手段の一つであると認識をしているところでもございますので、そのためには運転免許証を返納しやすい、先ほども申しましたが、環境づくりを行うことも重要であると考えておまして、当然市のコミュニティバスであるとか、現在も利用していますが、スクールバスの一般混乗ですね、こちらにつきましても運転免許の自主返納者に対する利用料金の減免など、優遇措置の導入について今後検討を進めなければならない、そのように考えているところでもございます。

また、現在、非常にコミュニティバス、はなちゃんバスを利用していただいていますので、これからは、先ほど言った、新たな形での路線の創設であるとか、また、循環型、ぐるぐるぐるぐる回るやつですね、そういった円のバスの運営であるとか、運行であるとか、そういったものもしっかりと考えて検討していきたいというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（野々下昌文君） 5番川村三千代君。

○5番（川村三千代君） 免許を返納してしまいますと、本当に御高齢の方、なかなか家から出歩かなくなって、これはうちの母親もそうでしたけれども、何かだんだん前より認知が進んできたなど思ったこともありました。実際、お年寄りに限らずそうなんですけれども、お買い物に行くのは楽しいじゃないですか。その楽しみが何かいつでもどこでも自分の好きなときに行けたのが奪われてしまうという、そういった思いから、お年寄りの方、なかなか免許も返納できないのも現実だと思います。

愛生福祉会のほうでは、週に1回、お買い物

バスを宿毛のほうに走らせておりますけれども、また、サニーマート系列ではとくし丸という軽自動車の荷台いっぱい商品積んで、買い物難民の皆さんのところを回るようなそういった車もございますけれども、いろんな形で、また、本当に官民一体となって高齢者の問題、免許返納も含めてお年寄りになってから生き生きと楽しく暮らせる宿毛市であってほしいなと願っておりますので、また今後とも行政のほうでもいろいろと力を尽くしていただきたいと思っております。

それでは、続きまして、観光振興について質問をさせていただきます。

観光振興と申しましても、私の場合、この1点、ドローンの活用ということに絞って質問をさせていただきますと思っております。

ドローンにつきましては、以前も一度災害の発生したときに、例えば、土砂崩れや崩落等で孤立してしまった地域に、例えば、薬ですとか、食料ですとか、そういったものを運ぶのにドローンが使えないかということを一度質問をしたことがあったんですが、そのときは、市長は、市役所として、市としてはドローンを購入し、活用していく考えはないというようなことでお返事をいただいたと思いますが、ここで再び、ドローンはそういった災害発生時ばかりではなくて観光にも生かせるということで新たにまた質問をさせていただきました。

と申しますのも、荒木初子さんの件を一般質問した際に、ウィキペディアで荒木初子と見たときの沖の島の写真というものがどう見て柏島の写真だったんです。それを担当課に申しましたら、いや、この後ろに写っているじゃないかと、でも、中心がどうしても柏島なので、一般の人が見ると、どうしても柏島が沖の島になってしまう状況なんです。実を申しますと、読売旅行さんがよさこいツアーでよくこういったの

を、チラシが入りますが、読売旅行さんが拝啓、知産知消の旅お届けします、地産地消の知は高知の知、知るといふ字を書いて、聞いたことはあるが行ったり見たりしたことがない、魅力満載の地元で楽しむ旅、登場ということで、日帰りのさまざまな県下のバスツアーを組んでいますが、その中にまだ見ぬ絶景、秘境の島めぐり、チャーター船で訪れる海の秘境、沖の島と鶴来島アイランドクルーズというこの日帰りツアー、大変魅力あふれる題目がついているこのクルーズがあるんですが、ここにもまたどう見てもこれは柏島だなという写真が出ております。沖の島というのは本当に釣りをなさる方もそうですし、私なんかいつ行ってもすばらしい自然、心を奪われる自然がいっぱいなんですけれども、余りに沖の島をきちんとPRする写真がないのではないかと。こういったところからも考えておりました、それこそドローンを使って、沖の島や鶴来島の絶景、どう見ても柏島の写真では秘境感が全くないわけです、つながっていますから。そういったところで、宣伝材料としてもどうしてももっと沖の島や鶴来島の写真が欲しい。

そしてまた、そういう空から空撮しますと、もっといろんな視点で宿毛のよさが発見できるのではないかと。例えば、中筋川ダムの平田町黒川の桜の花がきれいに咲く時分ですとか、それから、大島の桜公園もそうですし、また、例えば、坂本ダム、中筋川ダム、もうすぐ完成します、横瀬川ダム、これらのダムも空撮したらもっといろんな魅力あふれるものができるのではないかと思うんですが、ドローンを使った宿毛の魅力、観光の発信、発掘ということについて市長、どのようにお考えでしょうか。

○議長（野々下昌文君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをさせていただきます。

その前に、先ほどのはなちゃんバスの件なん

ですが、西のほうの御婦人たちが本当にきれいな格好して、きれいな格好してという怒られますね、少しいつもとは違う服装で皆さん立っているんです。どうしたのと言ったら、はなちゃんバスに乗って、モーニング食べに行くのに行つて。モーニング食べにいくだけに乗っていただいていますし、また、林邸カフェ、あちらにも時間があれば僕も寄つて、いろんな方々に声をかけさせてもらっているんですが、こちらのほうも、今度は西じゃなくて東のほうから来られている方もおられましたし、また、はなちゃんバスだけじゃなくて、そういった病院のついでにということで、うまくバスを乗りながら、きょうはすぐモーニング食べにきたよとか言つて、そういうお話を聞きました。

だから、本当に女性の方だけじゃなくて、本当に外にでるといふのは心も明るくなるというか、豊かになるし、当然そういった部分で心身ともに元気に、健康になるんだなというふうに感じているところでございますので、しっかり外に出てもらう、そういった意味でも使える話でもございますので、しっかりと考えていきたいというふうに思っているところでございます。

このドローンについてでございます。

ドローンについては、宿毛市のほうは持っていないというお話を前回させていただきましたが、現在、宿毛消防署が1台、所有をしております、必要な場合には撮影に協力をしていただける、そういう状況でございますので、宿毛市で空撮映像を撮りたいと思えば撮れる状況に現在なっているところでございます。

議員のほうからもお話がありましたように、ドローンというのは静止画だけじゃなくて、本当にダイナミックで、本当にすばらしい映像を今撮つていまして、特に、ドローンを操縦される方々はそういった映像を撮るのが大きな楽し

みになっていまして、楽しみの一つというよりはそれがメインになっていまして、いろんな映像を撮りながら、いろんなユーチューブであるとか、いろんなところでアップをしているのを私も見るところでございます。

そういった現状の中、宿毛市としましては、スワンテレビや、それから、市民の方々から提供していただいたそういった映像を使って情報発信を現在しているところでございます。

それから、沖の島のお話がありましたが、実は沖の島であるとか、鶴来島の写真は当市としてもたくさん所有をしております。多分当市のほうに問い合わせしていただいたらそういったお写真を御提供できるかと思うんですが、多分何らかの形で違うところから持ってこられた写真を使っているのかなというふうに思いますので、議員御指摘のそういったパンフレット等に掲載しているところに関しては逆にうちの商工観光課のほうからしっかりとこういう写真がありますよということで情報提供というか、そういう写真の提供もさせてもらわないといけないなと思いながら聞かせていただいたところでございます。しっかりとPRしてまいりますし、そういったすばらしい映像、そして、そういった写真も使っていきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（野々下昌文君） 5番川村三千代君。

○5番（川村三千代君） ドローンは消防署のほうに所有をしているし、また、民間で持っていらっしゃる方もいらっしゃって、また、その映像なりを提供して下さって、宿毛のPRにも役立っているということですが、ドローン、例えば、災害発生時、先ほど物資を運ぶことにも使えると申しましたけれども、例えば、被災状況の速やかなチェック、それにも使えますし、例えば、いろんな面で、例えば、教育委員会で

も、例えば、学校行事を撮るですとか、ですから、危機管理の面からも、それから、土木の面からも、それから、産業振興の面からもいろいろな活用方法がありますので、ぜひ市としても1台購入して、活用していくのがいいのではないかなと思うんですけども、またひとつ御検討をお願いできればと思います。

済みません、今回は本当に何度もせき込むような状態がございまして、大変私の一般質問、お聞き苦しいところで失礼をいたしました。5番川村三千代、以上で一般質問を終わります。

ありがとうございました。

○議長（野々下昌文君） この際、10分間休憩いたします。

午前10時47分 休憩

午前11時01分 再開

○議長（野々下昌文君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

10番岡崎利久君。

○10番（岡崎利久君） 10番、通告に従いまして、一般質問を行いたいと思います。

まず初めに、道の駅についてを質問させていただきます。

現在の道の駅、サニーサイドパークの整備についてでございますが、過去に多くの議員から一般質問があり、中平市長の方向性、大体の方向性についてはわかっているつもりではございますが、再度お伺いをいたしたいと思います。

2019年4月27日には、スノーピーク土佐清水キャンプフィールドがオープンをいたしました。2020年7月には、新足摺海洋館、SATOUMIがリニューアルオープンをいたします。今後、国道321号の交通量はふえ、道の駅すくもサニーサイドパークを利用される方々もふえるかと思っております。現在の道の駅すくもサニーサイドパークの整備についてどのよう

に考えているのか、お伺いをいたしたいと思
います。

○議長（野々下昌文君） 市長。

○市長（中平富宏君） 岡崎議員の一般質問に
お答えをさせていただきます。

道の駅すくもサニーサイドパークの施設改修
につきましては、昨年度、宿毛青年会議所から
アンケート調査結果や提言書が提出される中、
市の関係課や観光協会などの関係組織、入居者
等で意見交換会を重ね、現在の課題や改修案な
どを検討いたしました。

現在、整備の方向性といましては、利用
しやすい公園として改修することと海洋教育や
体験活動を行う施設、渚の交番の設置を検討し
ているところでございます。

渚の交番というのは、日本財団が進める海の
拠点をつくるプロジェクトで、地域や海にかか
わる活動している団体に対し、海洋教育や体験
活動等を行う施設整備費について、ほぼ10
0%助成される支援制度ですが、柏島で活動し
ているNPO法人黒潮実感センターよりこの支
援制度を活用して、宿毛湾全域の海洋教育や体
験活動などを行う拠点施設を整備したいとお
話をいただき、サニーサイドパークに新しいに
ぎわいと人の流れをつくるために当施設の設
置を検討してまいりたいと考えているところ
でございます。

この施設ができることによりまして、マリ
ンアクティビティなどの自然体験型観光の振興
につながる効果も期待できると考えていると
ころでございます。

渚の交番の整備の検討に合わせまして、道
の駅の改修を進めていきたいと考えています
が、具体的には、通路などのバリアフリー化
を行い、老朽化し、バリアフリーになってい
ないトイレについては設置場所も変更して、
新規に移設したいと考えております。

また、海鮮バーベキューなどができる簡
易な施設の設置や駐車場スペースの見直しも
検討し、海辺のロケーションを生かした海の
道の駅にしてまいりたいと、そのように考
えております。

議員からもお話がありましたように、321
号を取り巻く環境が非常にこれから観光客
がふえてくるであろうと、そのように思
われる施設整備が進んでいるところでござ
います。四万十市、そして、土佐清水市、
大月町のそれぞれの道の駅としっかりと
連携をして取り組むことによりまして、
この高知西南エリアにさらなる観光客の
誘客につなげていけるものだと、そのよ
うに考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（野々下昌文君） 10番岡崎利久君。

○10番（岡崎利久君） 今市長よりる
説明がありました。そのように実施される
ように市のほうとしても協力していただ
きたいと、そのように思っております。

次に、新しい道の駅の構想についてお
伺いをいたします。

平成29年第1回定例会の一般質問の
答弁の中で、道の駅のあり方として、2
カ所の機能分担した施設を位置づけるこ
とができないかというふうに市長が答
弁をされています。要するに、サニー
サイドパークを今言われたように、海
の道の駅と、それから、市街地の2つ
のそれぞれ分担した機能を持たせた道
の駅の整備ができないかというふう
に答弁がありました。

現在、道の駅として、サニーサイド
パークがあり、また、まちの駅として
林邸があります。新たな道の駅につ
いてどのような構想を思い描いてい
るのかお伺いをいたしたいと思いま
す。

○議長（野々下昌文君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをさ
せていただきます。

新しい道の駅につきましては、今春、
計画段

階評価を終えた宿毛内海間の高規格幹線道路の整備も踏まえる中で、市街地に人の流れをつくることのできるようなところに特産品の販売や観光などの情報発信の機能を持った施設を整備したいと考えております。

具体的な内容につきましては、まずは現在の道の駅すくもサニーサイドパークの改修を進める中で、それぞれの特色を生かした道の駅建設を検討してまいりたい、そのように考えているところでございます。

現在の当市を取り巻く環境といたしましては、先日、高知水産の水産加工施設、これは県内の加工施設でございますが、できました。また、ふるさと納税を進める中で、4年前には数百万円だったふるさと納税が現在は3億円を超えたり、3億円近くなったりということも近年はそういった伸び率で伸びているところでございます。

そういった中で、一次産品を中心とした非常に商品開発がここ二、三年で進んできております。そういった商品をしっかりと宿毛で売る、そういった場所を整備する、そういったことも必要だというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（野々下昌文君） 10番岡崎利久君。

○10番（岡崎利久君） 一つ再質問をさせていただきます。

今市長より説明がありました、特産品を展示できるような、そのような考えの道の駅をつかっていきたいような考えをされていましたがけれども、この新しい道の駅、市長の考えとしては、例えば、2年後であるとか、3年後であるとか、現在のサニーサイドパークの設備がそろわないとなかなか難しいかと思っておりますけれども、していくということによろしいでしょうか、その点、御答弁願います。

○議長（野々下昌文君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをさせていただきます。

やはり物産というものが中心になるかとは思っています。物産、そして、観光の発信の拠点という形の中でこの3つの道の駅を使っていきたいというふうに考えているところでございまして、やはり物産の中心になるものを早い段階で整備をする必要があるというふうに考えておりまして、現在のサニーサイドパークの道の駅の改修を進める中でしっかりと検討してまいりたい、そのように考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（野々下昌文君） 10番岡崎利久君。

○10番（岡崎利久君） それでは、次に、宿毛市自転車を活用したまちづくり計画についてお伺いをいたしたいと思っております。

極めて身近な交通手段である自転車は、環境負荷の低減、健康の増進、観光振興や災害時において機動的であるなどの面から注目されており、国においては、平成29年5月、自転車の利用を促進し、自動車への依存の程度を低減することによって公共の利益の増進に資するなどを基本理念とする自転車活用推進法が施行をされております。

本市においても平成31年3月に宿毛市自転車を活用したまちづくり計画を策定いたしました。平成31年度市長の行政方針の表明の中では、宿毛市自転車を活用したまちづくり計画では、子供から高齢者までが自転車に乗れる機会をふやすことで、自転車やサイクリングスポーツを市民にとって身近なものにしていくとともに、交通ルール、マナーの徹底や健康増進を図り、市民の安全を確保した上で、将来的な生活の質の向上を図っていきたい。また、市内業者の皆様とともに連携を図りながら自転車を切

り口とした観光振興の取り組みや各種イベントの実施により、交流人口の拡大を図り、地域経済の活性化につなげてまいりたいと言われております。

宿毛市自転車を活用したまちづくり計画の進め方についてお伺いをいたします。

1点目の今後の取り組みについては、松浦議員に対する答弁で了解をいたしましたので、それ以上のことは質問いたしません。

少し具体的な内容について質問をいたしたいと思えます。

市長の行政方針の表明の中で、子供から高齢者までが自転車に触れる機会をふやすことでの発言がありましたが、子供で見れば移動手段は自転車が多いかと思えますので、自転車に触れる機会が多いかと思えます。高齢者の移動手段は車が多いかと思えますので、高齢者に対してどのように自転車に触れる機会をふやしていくつもりなのか、その点お伺いをいたしたいと思えます。

○議長（野々下昌文君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをさせていただきます。

高齢者の自転車に触れる機会をどのようにふやしていくのか、また、そういった取り組みについてのお答えをさせていただきたいと思えます。

まずは、自転車に限らず、高齢者の方々に交通安全への意識を高めていただくため、老人クラブ連合会や各地域の老人クラブ、元気クラブ、いきいき百歳体操などの自主的な集いのグループなどに対して、宿毛警察署の高齢者アドバイザーによる交通安全教室をより多くのグループ等で実施できるように支援をまいりたいと、そのように考えております。

高齢者の中には筋力の低下から屋外での自転車乗車に不安がある方もいるかと思えますが、

自転車は膝に負担をかけずに身体の中でも最も大きい筋肉を鍛えることができるメリットがあります。

現在、地域で広がっていますいきいき百歳体操も幾つになっても一定の負荷を筋肉に与えることで筋力をつけることができることに着目した取り組みでもありまして、自転車でもその効果が期待されますので、室内で自転車の模擬的な体験ができる機材などを活用した取り組みができないか、検討をし、多くの高齢者の方に自転車を活用してもらう機会が広がるように取り組んでまいりたい、そのように考えているところでございます。

まずは、自転車を乗らずにお年をとってしまった方には室内で自転車を乗れるようなサイクリングマシンのような簡単なものですが、そういったものを使って運動してもらえないか、そのように考えております。

また、自転車になれていない高齢者の方でも電動アシストつき三輪自転車、これは先ほどお話を川村議員のときにさせてもらったのですが、これであれば転倒の危険性も少なく、安全に御利用いただけるのではないかと考えているところでもございます。日常生活の移動手段として自動車等に頼るだけではなくて、自転車をうまく活用していただくことで、先ほど言った免許の返納であるとか、それから、健康の増進であるとか、そういったものにつながるのではないかというふうに考えておまして、多面的にいろんな活用方法をこれからも考えて模索していきたいと、そのように思っているところでございます。

以上でございます。

○議長（野々下昌文君） 10番岡崎利久君。

○10番（岡崎利久君） ありがとうございます。

ただいまの答弁で全てのことがわかりました。

これから実施していく計画等々でございますので、一つずつ市民とともに市役所のほうはきちんと対応を高齢者に対してしていただければとそうのように思っていますので、どうぞよろしくお願いをいたします。

次に、今後の条例制定についてお伺いをいたします。

千葉県では、千葉県自転車を活用したまちづくり条例を平成29年7月1日に施行しております。今後、宿毛市として条例を制定していく考えはあるのかどうかお伺いいたしたいと思っております。

○議長（野々下昌文君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをいたします。

本市が平成31年3月に策定した宿毛市自転車を活用したまちづくり計画につきましては、自転車活用推進法第9条に定める国の自転車活用推進計画を勘案し、地域の実情に応じた地方版推進計画であり、本市における自転車を活用したまちづくりの基本的な方向性を示すものとなっております。

千葉県における自転車を活用したまちづくり条例につきましても、本市の計画と同様に自転車を活用したまちづくりの基本的な推進体制を示したものと理解をしているところでございます。

本市の今後の取り組みの方向性につきましては、市民の皆様を初め、各関係機関の自転車を活用したまちづくりへの御理解、御協力をいただきながら、本計画の基本方針に基づき、各種の事業を実施していくこととしておりますので、現時点では条例を制定する、そういった予定はないといったところでございます。

以上でございます。

○議長（野々下昌文君） 10番岡崎利久君。

○10番（岡崎利久君） わかりました。

次に、庁舎について質問をいたします。

ずばり新庁舎の完成時期についてお伺いをいたします。

○議長（野々下昌文君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをさせていただきます。

令和3年度末の完成を目指し、現在取り組みを進めているところでございます。

以上でございます。

○議長（野々下昌文君） 10番岡崎利久君。

○10番（岡崎利久君） 新庁舎が令和3年度末に完成できるように努力していただきたいと思います、そのように思っております。

次に、庁舎移転後の行政サービスについてを質問いたしたいと思っております。

平成30年第3回定例会において、庁舎が移転した際にも既存市街地の住民の皆様に対する行政サービスが維持できるように、市民直結の窓口業務を担保した機能は残しながらとの答弁が市長のほうからありました。

そこで、質問をいたします。

この中で、市民直結の窓口業務とはどのような課を想定しているのか、お伺いをいたしたいと思っております。

○議長（野々下昌文君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをいたします。

市民直結の窓口業務についてでございますが、想定しております市民直結の窓口業務とは、戸籍や住民票の交付、各種証明書の発行や税金の支払い、国保や国民年金、介護保険などの申請業務を受け付けることができる支所的な機能を想定しております。それを課として設置するかどうかについては現状では決定をしていないところでございます。

以上でございます。

○議長（野々下昌文君） 10番岡崎利久君。

○10番（岡崎利久君） 課を想定しているのではなくて支所的なことを考えているということ

とでございましたので、その点了承いたしました。

そうするならば、支所的なものをどこの場所に設置を考えているのか、今の段階で考えがあればお伺いいたしたいと思います。

○議長（野々下昌文君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをさせていただきます。

どこに設置するかということにつきましては、現状では明確には決まっておりませんが、候補地として考えられるのは現庁舎や文教センターが挙げられるとそのように思っております。

以上でございます。

○議長（野々下昌文君） 10番岡崎利久君。

○10番（岡崎利久君） 今支所の設置場所についてはまだ決まっていなくて、庁舎や文教センターを考えているということでしたので、それで了解をいたします。

次に、3番目、庁舎移転後の現庁舎の活用について、この質問に関しましては、昨日、三木議員の答弁の中で、庁舎移転後の現庁舎の活用計画は確定をしていないと、さまざまな案の実現性を見きわめつつ、にぎわいづくりに貢献できるものを検討していくというような答弁でございましたけれども、昨日、三木議員が質問した内容は、この現庁舎を大学や専門学校などのサテライトキャンパスとして使うに当たり、現状の進捗状況をお聞きしたと思うんですけれども、平成30年第4回定例会の中で市長の答弁の中で、今後この庁舎について取り壊すことも検討の上、ここの利活用も考えているというような答弁があったかと思っておりますので、今後この庁舎を残すのか、それともこの庁舎を壊してまちづくりのために何かを建てていくのか、その点ちょっとわからない部分がありますので、質問いたしたいと思います。

○議長（野々下昌文君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをさせていただきます。

記憶をたどって少し答弁をさせていただくと、例えば、ここの利活用をどんなことを考えているんだという質問の中で、多岐にわたっているこういったことの可能性があるんじゃないかというお話をさせていただきました。その後、議員の皆様の中から、庁舎を壊すか残すか決まっているのかというお話があって、そういった流れの中で、壊す、残す両方を考えていきますという形の中での発言だったというふうに記憶をしております。現在もこの庁舎を残して利用していくのか、壊して後に利用していくのか、決定しているものではないでございますが、残す方向でこういった案があるのではないかとということで提案をさせていただいているところでございます。

答弁といたしましては、現状で確定したものは現庁舎についてないわけですが、これからもさまざまなそういった案をお示しする中で、その実現性も見きわめつつ、市民の皆様のお意見も聞きながら、何よりもまちのにぎわいづくりにつながる、そういった貢献ができる、そういった活用方法をこの現庁舎でしていきたいというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（野々下昌文君） 10番岡崎利久君。

○10番（岡崎利久君） わかりました。

次に、保育行政について質問いたします。

初めに、中央保育園と咸陽保育園を統合した統合保育園の開園の時期についてお伺いをいたしたいと思います。

○議長（野々下昌文君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをいたします。

令和4年度の供用開始を目指しているところでございます。

以上でございます。

○議長（野々下昌文君） 10番岡崎利久君。

○10番（岡崎利久君） 令和4年度に開園の予定であるということでございます。

次に、統合保育園の定員数についてお伺いをいたしたいと思います。

○議長（野々下昌文君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをいたします。

現在のところ240名程度を想定をしているところでございます。

以上です。

○議長（野々下昌文君） 10番岡崎利久君。

○10番（岡崎利久君） 今の定員数について再質問いたしたいと思います。

定員数については今先ほど市長より約240名ということでしたが、平成31年4月1日現在で中央保育園の園児が85名、咸陽保育園の園児が80名でございます。合わせて165名でありますので、定員数が多いように思われますが、その理由についてお伺いをいたしたいと思います。

○議長（野々下昌文君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをいたします。

統合保育園につきましては、咸陽保育園、中央保育園の園児はもとより、大島保育園の園児も含めた地域の子供の受け入れを想定をしているところでございます。

以上でございます。

○議長（野々下昌文君） 10番岡崎利久君。

○10番（岡崎利久君） 今の説明で納得をいたします。

次に、園児の受け入れ年齢についてお伺いをいたしたいと思います。

現在、中央保育園、咸陽保育園では1歳3カ月になった翌月から園児の受け入れをされておりますが、統合保育園では園児を何歳から受け入れをするのか、お伺いをいたしたいと思いません。

○議長（野々下昌文君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをいたします。

満6カ月の翌月から、要するに6カ月になった次の月から受け入れを想定をしております。

以上です。

○議長（野々下昌文君） 10番岡崎利久君。

○10番（岡崎利久君） 次に、統合保育園の開園が令和4年度ということでお聞きをしましたが、統合に伴い中央保育園と咸陽保育園が使われなくなりますが、せっかくの施設ですので、今後の利活用についてどのように考えているのか、お伺いをいたしたいと思います。

○議長（野々下昌文君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをさせていただきます。

跡地利用につきましては、今後地域住民の方に御意見等をいただきながら、地域にとっても有益な活用方法を検討していきたいと、そのように考えているところでございます。

以上です。

○議長（野々下昌文君） 10番岡崎利久君。

○10番（岡崎利久君） 先ほど地域住民の皆様と話をしながらということでしたが、令和4年度には新しい統合保育園が完成をいたします。それまでに一定程度その方向性は地域の皆様とともに話をしながら考えていっていただきたい、そのように思っております。

次に、浸水エリアの保育園については、三木議員に対する答弁で理解をいたしましたので、それ以上のことは質問いたしません。

今回、私立保育園に関する質問はいたしませんでしたが、市側としてできる限りのサポートをしていただきたい、そのように思っておりますのでお願いをいたします。

次に、幼児教育・保育の無償化について質問をいたします。

幼児教育無償化は、生涯にわたる人格形成の

基礎を培う幼児教育の重要性や、子育てや教育に係る費用負担の軽減を図る少子高齢化の観点などから、3歳児クラスから5歳児クラスの子供及び住民税非課税世帯のゼロ歳児クラスから2歳児クラスの子供を対象に、令和元年10月から幼児教育・保育の無償化が予定をされています。

現在、宿毛市独自で行っている同時入所無料化制度は法改正後どのようになるのか、また、今後、幼児教育・保育無償化に伴い、市として独自で新たな取り組みをしていくのか、お伺いをいたしたいと思います。

○議長（野々下昌文君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをいたします。

宿毛市では、行政方針の5つの柱の一つに子育て支援対策を掲げまして、すくすく健やかに育てるまちづくりを基本理念といたしまして、宿毛市子ども・子育て支援事業計画を策定する中で、独自政策の一つとして、平成28年度より、同時入所の2人目の保育料の無償化の実施をしてきたところでございます。

そのような中、ことし10月より国が消費税増税分の一部を活用して、非課税世帯の子供と3歳以上の子供に対し、幼稚園や保育施設利用料の無償化の全面実施を決定をいたしました。これにより、利用料の軽減については、国の政策で一定図られるものと判断をし、10月からは独自政策である同時入所の第2子の無償化につきましては国の制度の対象から外れる2歳からゼロ歳の兄弟姉妹に限定するものに政策転換を図りたいと、そのように考えております。

また、国の3歳以上の無償化の制度では、給食の食材料費については、一人の子供につき主食の御飯を除くおかずやおやつ代となる副食費4,500円を目安に、実費徴収を基本とした政策としております。この副食費4,500円を実費徴収ということでございます。

そこで、宿毛市の新たな独自政策といたしまして、今期定例会へ補正予算を計上させていただいておりますが、副食費の実費徴収はせず、無償化を実施し、子育て世代への経済的支援を図りたいと、そのように考えております。

公立保育園に通園の対象児童に対しての無償化はもとより、私立保育園及び認定こども園に対しても、事業主に補助金として交付することによりまして、副食費無償化を図ってまいりたいと、そのように考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（野々下昌文君） 10番岡崎利久君。

○10番（岡崎利久君） 先ほど市長の答弁より、宿毛市として独自の取り組みをされるというような答弁でございました。

そこで、一つだけ再質問させていただきたいと思えます。

その新しい取り組みをどのようにして保護者の皆様に周知をさせていくのか、その点をお伺いをしたいと思えます。

○議長（野々下昌文君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをさせていただきます。

まずは、現在、通園されている方々に関しましては、それぞれの園を通じてお知らせをさせていただくことになろうかと思えます。

また、広報とか、ホームページであるとか、そういったところでしっかりと今議会、皆様方の議決をいただきました後にお知らせをしてまいりたいと、そのように考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（野々下昌文君） 10番岡崎利久君。

○10番（岡崎利久君） 以上をもちまして、私の一般質問を終わります。

○議長（野々下昌文君） この際、午後1時

で休憩いたします。

午前 11時31分 休憩

午後 1時02分 再開

○議長（野々下昌文君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

8番山上庄一君。

○8番（山上庄一君） 8番山上でございます。一般質問をさせていただきます。

今回の質問は、市民の方から聞かせていただきました御意見などを抜粋して、3項目について質問させていただきます。しんどい時間帯でありますけれども、余り長くはありませんのでよろしくお願いいたします。

それでは、質問通告書の最初の項目になりますが、太陽光発電機の設置状況の把握についてでございます。

ソーラーパネルといったほうがおわかりではないかとは思いますが、市内の太陽光発電所の場所について、その設置状況を市はどのように把握されているのか、まずお聞かせいただけますでしょうか。

○議長（野々下昌文君） 市長。

○市長（中平富宏君） 山上議員の一般質問にお答えをさせていただきます。

太陽光発電システムを設置した場合は、固定資産税の課税対象となり、内容といたしましては、償却資産に係るものと装置が設置されている土地に係るものがあります。このため、税務課では固定資産税係の職員による市内見回りや現地調査、農地法に基づく転用手続、所有権移転登記、償却資産の申告、確定申告などを確認することで、その設置状況の把握に努めているところであります。

また、本年、第1回定例会におきまして、宿毛市再生可能エネルギー発電設備の適正な設置及び管理に関する条例の制定が承認され、発電

設備のうち、その出力が10キロワット以上の特定発電設備を設置しようとする場合、着手の60日前までに届け出る義務が本年4月1日より生じたので、環境課への届け出により、把握してまいります。これらの関係各課からの情報提供などをもとに、設置状況を確認している、そういった状況でございます。

以上でございます。

○議長（野々下昌文君） 8番山上庄一君。

○8番（山上庄一君） 御答弁いただきました太陽光発電所のうち、課税の対象になる施設については市内にどのくらい存在するのか、確認されておりますでしょうか、お聞かせください。できましたら、その数字を含めてお示しいただけますらと思います。

○議長（野々下昌文君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをいたします。

まず、償却資産として課税されている太陽光発電設備について、償却資産課税台帳は所有者の方からの申告に基づき登録されるものですが、その申告書に記入していただく資産の名称などにおきまして、統一的な記入の仕方があるわけではなく、商品名であったり、型番であったりとさまざまとなっております。名称が統一されていないため、その件数の算出が非常に困難な状況になっている、そういった状況でございます。

一方で、太陽光発電設備が設置された土地については、設置されたことがきっかけで、田畑等から雑種地へ変更されたと思われる土地が令和元年度時点で211筆課税台帳へ登録されていることが確認をできております。

ただし、太陽光発電設備を設置する前から雑種地となっていた土地や、または宅地の一部に太陽光発電設備を設置している場合など、そういった場合もありますので、この数字以上の筆数が課税されている、そういった現状でござい

ます。

以上でございます。

○議長（野々下昌文君） 8番山上庄一君。

○8番（山上庄一君） それでは、ソーラーパネルを設置しますと、その土地が農地であったとしても税制上は雑種地の扱いになるということですが、それで間違いはないでしょうか。

○議長（野々下昌文君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをさせていただきます。

太陽光発電設備が設置された土地の地目については、原則雑種地と認定されることとなります。

以上です。

○議長（野々下昌文君） 8番山上庄一君。

○8番（山上庄一君） 雑種地ですと、税制的には宅地並み課税になるようですが、これも間違いありませんでしょうか。

○議長（野々下昌文君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをいたします。

雑種地の評価については、宅地並みとなりますが、環境や規模に応じまして、各種補正がかけられる場合がございます。したがって、評価額においては宅地と同額ということではございません。

以上でございます。

○議長（野々下昌文君） 8番山上庄一君。

○8番（山上庄一君） 宅地並み課税扱いということですが、税収も幾分か上がっているのではないかとこのように思いますが、経済産業省の太陽光発電の買い取りの認定がされている発電所について、省のホームページから検索しますと、ことしの2月末現在の数字になりますけれども、宿毛市内には182カ所が掲載されておりました。電力会社に聞きますと、これら全てが実現しているかどうかについては教えることはできないということでしたが、実際

に設置されている数字とは少し違いがあるかもしれません。その違いが少し今の答弁から出てきているのかもしれませんが、これら全て把握して課税漏れがないようにすべきであることは申すまでもないことですし、宿毛市での太陽光発電に対する課税状況はどのようになっておりますでしょうか。これも数字をお示ししていただければわかりやすいと思いますが、よろしく願いいたします。

○議長（野々下昌文君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをいたします。

先ほど御説明したとおりでございますが、償却資産につきましては、名称が統一されていないために件数の算出が非常に困難となっております。

一方、土地につきましては太陽光発電設備が設置されたことがきっかけで、雑種地となったと思われる土地は211筆確認ができています。ということでございまして、実際はそれ以上の筆が太陽光発電用地として課税されております。

以上でございます。

○議長（野々下昌文君） 8番山上庄一君。

○8番（山上庄一君） 今回太陽光発電所のことをお尋ねしたのは、第1には、課税漏れがないようにして市の税収増につながるということですが、それとともに、現に設置されている方々の中には、公正、公平に課税されているのかといった疑心暗鬼といいますか、疑念を持たれている方がおられるということでございます。このような疑念を払拭する必要があると思いますが、その方法として何かありましたらお示してください。

○議長（野々下昌文君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをさせていただきます。

まず初めに、御説明したとおりでございますが、税務課職員による現地調査や関係各課から

の情報提供などをもとに、これまでも公正、公平な課税に努めているところではあります。これに加えまして、令和元年度からは、宿毛市再生可能エネルギー発電設備の適正な設置及び管理に関する条例の制定により、設置前に市環境課へ届け出する義務が生じることとなりましたので、環境課と税務課が連携をすることで、今後も公平、公正な課税に努めていこうとするものでもございます。

また、太陽光発電を事業として行っている場合は、所有者の方に償却資産申告をしていただく義務もございます。設置前は環境課への届け出、設置後は税務課へ償却資産申告が必要であることにつきまして、ホームページや広報で市民及び事業者の皆様に一層の周知を行ってまいりたいと、そのように考えているところでございます。そういった形の中で公正、公平に取り組んでまいりたいと思っております。

以上でございます。

○議長（野々下昌文君） 8番山上庄一君。

○8番（山上庄一君） ぜひとも疑念を払拭させるように努めていただきたいということに加えまして、課税漏れを防止していただければと思います。

ある自治体の例でございますけれども、太陽光発電所に対して課税漏れがあって、その課税額が数百万円に上ったようでして、その分を課税することで税の増収となったとのことでありました。くどいようですけれども、宿毛市は自主財源が4分の1ほどでありますので、課税漏れがないようにしていただければと願っております。

続きまして、太陽光発電所に関連して、もう一つ、質問させていただきます。

それは、ソーラーシェアリングに対する税制上の扱いについてでございます。

御承知のとおり、農地に作物の支障がない程

度に地上2メートル程度の上空にソーラーパネルを設置しての太陽光発電ですが、このような方法について、税制的にはどのようになっているのでしょうか、お聞かせください。

○議長（野々下昌文君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをいたします。

ソーラーシェアリングを行った場合、パネルの支柱部分は農地法に基づく一次転用の取り扱いとなりますが、固定資産税課税上ではその土地で作物等が耕作されている限り、基本的には農地として課税することとなります。

ただし、パネルにつきましては償却資産として課税対象となるというところでございます。

以上でございます。

○議長（野々下昌文君） 8番山上庄一君。

○8番（山上庄一君） 御説明ありがとうございます。

電力取引制度そのものも見直す動きが出てきているようでして、また、売電価格も低下していることから、今後は太陽光発電機の設置については変化が起きてくる可能性もあると思えますけれども、しかしながら、ソーラーシェアリングにつきましては、農家の副収入をあげる一つの方法として設置が広がっていると聞いておりますので、宿毛にもソーラーシェアリングを導入する農家の方も出てくるのではないかと思ひまして質問をさせていただきました。

今後、農家への設置に関しまして、市としても支援していただければと思っております。

続きまして、2項目めになりますが、お墓の件でございます。

これは昨日も質問されておりましたので、重複するところがあるかとは思いますが、市営の墓地公園などに樹木葬などの永代供養ができるようにならないかということでございます。最近では核家族や子供さんがおられない、あるいは、子供さんが県外におられて帰る見込みがな

い方々などが終活におきまして、終活といっても就職のほうじゃなくて、人生を終えるための活動ということですが、後に残される方々に迷惑をかけたくないということからも樹木葬などができる施設を市のほうでも整備してもらえないかという方々がおられます。そのような方々は、お墓をつくっても見てくれる方もないということで、お寺のほうに永代供養なりをお願いする方もおられるようですが、宗教的にどこにも属さない方もおられて、そのような方々のためにも市営で樹木葬などの永代供養ができる施設を設置できないかということで、宿毛市としても今後考えていかなければならない課題であると思いますが、市長はこのことにつきましてどのように認識されているのかお聞かせください。

○議長（野々下昌文君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをさせていただきます。

議員御指摘のように、今後の墓地の管理に不安を持たれている方が年々ふえてきている中、全国的に樹木葬など、宗教の枠を超え、将来にわたって利用できるお墓の需要もふえてきていることも承知をしているところでもございます。

しかし、現在のところ、樹木葬などを含めた新規の市営墓地を整備する計画はございませんが、今後樹木葬などの需要や民間霊園の状況も注視しつつ、検討してまいりたい、そのように考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（野々下昌文君） 8番山上庄一君。

○8番（山上庄一君） 公営での樹木葬ができる施設としてはもう10年以上前に横浜市から始まったようでございまして、その後全国に拡散してきている状況にあります。最近ですと、樹木葬とネット検索をしますと、たくさんの樹木葬の広告に出くわすようになっております。

それだけ需要が多くなってきていることのあかしではないかというふうに思います。宿毛市でも樹木葬などの需要があることは市としても認識していただきたいと思ひますし、今後市営の墓地公園のあり方も含めて、ぜひとも実現できるように検討していただきたいというふうに思ひます。

それでは、最後の3項目めになりますが、事前復興についてということでございます。

事前復興といいますと仰々しく思われるかもしれませんが、津波浸水エリアの住宅などをできるところから高台に移転できるようにしてはどうかということでありまして、市としては南海トラフ地震に対する備えとして、さまざまな施策が講じられておりますが、災害の観点から事前に高台移転を促進することが必要ではないかと思ひます。

そこで、旧田ノ浦小学校跡地などは住宅用地として分譲していつてはどうかと思ひますが、市長の御所見をお伺ひします。

○議長（野々下昌文君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをさせていただきます。

旧田ノ浦小学校跡地を住宅用地として分譲してはどうかということでございます。

旧田ノ浦小学校跡地の高台は小筑紫保育園と旧みなみ保育園の2つの避難所施設を備えた津波からの避難場所でありまして、グラウンドもあることから、ヘリを活用した受援や仮設住宅の用地としても想定される重要な防災拠点と認識をしているところでございます。

一方、行政が住民の高台移転を推進する場合には、国庫補助を活用した防災集団移転促進事業の方法もありますが、その場合、移転する住民の新築に係る個人負担や移転しない住民の危険地域指定による新築、増改築の禁止、地価の下落等の不利益があります。そのため、住民の

移転に向けては、地域全体の合意形成が不可欠となっているところでございます。そのような地域からの声があれば、検討が必要であると考えますが、移転の候補地といたしましては先ほど申し上げましたとおり、旧田ノ浦小学校跡地には重要な役割がありますので、まずはほかの候補地を検討する必要があるのではないかと、そのように思っているところでございます。

以上でございます。

○議長（野々下昌文君） 8番山上庄一君。

○8番（山上庄一君） この件につきましては、田ノ浦小学校近辺の方々から伺った話でありまして、当然地区全体として意思統一されたものではありませんけれども、跡地を遊ばせているのはもったいないし、せっかくなら住宅の高台移転用地にできないものかというものでありました。やはり海岸線近くにお住まいの方々は生活の安全、安心のためにできることはやっておきたいという気持ちから発せられたことであろうと思っております。

旧田ノ浦小学校近辺の地区に限らず、他の地区でもさまざまな要望などはあると思いますので、市としては真摯に受けとめていただければと思います。

一つの方法としてお聞きしていただければと思いますけれども、旧田ノ浦小学校跡地などは集落移転場所として分譲して、処分することで得られた利益をもとに、また次の高台造成費に回すといった、俗に言われます、転がし方式といえますか、そのような方法で高台移転を推進していくことも考えられます。これは市に不動産業をやれと言っているように思われるかもしれませんが、以前に土地開発公社というのがありましたけども、そのようなものをイメージしていただければと思います。あくまでも一つの方法として考えられるということでございます。

これから申し上げますことも一つの提案にすぎませんが、高速道路の計画では、おおよその路線の発表がされましたが、高速道路ができる場合、高速道路建設の場合、工事用の道路というのが必要ですし、その道路は完成後も管理用の道路として残ることになります。その道路を高速道路の北側に設けていただくようにして、少し広い市道として位置づけて、歩道の設置やライフラインを敷設するなどしておけば、その道路から新たな宅地開発を誘発することにつながるものと思いますし、民間の開発をやりやすくするものと想像されます。このようなことが積み重ねとなって、将来的には住宅などは高台に移転するようになるのではないかと思います。公共側が先行して社会資本整備を行うということでありまして、このような方法ですと市が直接的に宅地開発をするのではなく、民間の活力を誘発することで開発が推進されることにもなると思います。

また、津波浸水エリアにおいて、建築都市計画的な方法としましては、地区計画などで形態規制により、1階部分を柱だけの下駄ばき方式でなければ建築できないようにするといった方法も考えていかなければならないかもしれませんが、もちろんこの場合、浸水深さを考慮しなければなりませんけれども。そのためにも将来的なまちづくりのビジョンの明確化も求められますでしょうし、その中には立地適正化も必要になってくると思います。

昨日の答弁の中では、新庁舎の高台付近では、市街化の計画はないとのことでありましたけれども、この地域は都市計画的には用途地域の指定はありませんが、白地地区ということで都市化区域でありますので、市街化になってもおかしくない地域になっております。その意味では、ことし、マスタープランの見直しを行うようになっておりますので、このことも含めて検討し

ていただければと思います。

今後まちをつくっていく上で、住宅の高台移転などの問題は外すことのできない項目の一つであると思いますので、今後の行政施策にも反映されますように願っております。

これらのことに対しまして、私が一方的にしやべっておりますと、質問をしないというようなことから議長にお叱りを受けるかもしれませんので、市長の何かコメントをいただければと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（野々下昌文君） 市長。

○市長（中平富宏君） 山上議員の質問に答えさせていただきます。

「高台に道路が整備されると」ということでございます。整備されると、沿線に民間の住宅団地が誘導されていくので、マスタープランでも反映をしてはどうかという御提案だというふうに受けとめさせていただきました。

現在、国の高台移転の補助事業もございしますが、実際に行うとなると、先ほど言った合意形成に至るまでの課題も多くて、全国的にも進んでいない、そういった状況がございます。これはあくまでも集団ということの話でございます。

しかしながら、当市においては30年以内に発生する可能性が高いといわれる南海トラフ地震や津波を想定する中で、防災の観点を取り入れた計画づくりが必要ですので、山上議員の御意見も参考にさせていただき、また、市民の皆様方の多様な意見を、踏まえた中でまちづくりのビジョンを描いていきたいとそうように考えているところでございます。

これから宿毛市がつくっていく長期ビジョン20年、30年後を見据えたときには、必ず南海トラフの地震、津波が起こる、そういうことを想定する中で、起こった後にこのまちをどうするのか、というのを次期計画の中には入れ込む必要があるというふうに考えておりますので、

そのあたりはしっかりと入れ込んでいきたいというふうに思っております。

また、高速道路の側道の件は国土交通省の関係者の方からもお話を聞く中で、どういうふうな形で整備をしていくのが高速道路ができた後に当市にとって生かされるのかということも考えて、しっかりと話し合いを詰める中で計画をしていきたいというふうに思っているところでもございます。

以上でございます。

○議長（野々下昌文君） 8番山上庄一君。

○8番（山上庄一君） また計画のほうをよろしくお願いたします。御答弁ありがとうございました。

以上で私の質問を終わります。

○議長（野々下昌文君） この際、10分間休憩いたします。

午後 1時30分 休憩

午後 1時40分 再開

○議長（野々下昌文君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

9番山戸 寛君。

○9番（山戸 寛君） 9番山戸です。

前回、3月議会に引き続いてということになりますが、今回、この6月議会でも、学校建築のPFI事業について、幾つか質問したいと思います。

3月議会ではこのPFI事業について、私なりに多岐にわたった内容であれこれお尋ねいたしました。この3月議会では、PFIがこの事業に妥当かどうかを検討し、決意した段階を第1段階として、要求水準書を作成し、優先交渉権者を決定した第2段階、特定目的会社SPCとの契約に基づいて建設などの工事が実施される第3段階、そして、建物の維持管理を含めた運営が行われる第4段階と、それぞれについ

て懸念される事項をベースにしながらか確認を行ったこととなります。3月議会ではそうさせていただきます。

けれども、どちらかといえば、執行部からの説明を聞きおくことが主体となって、聞き取りの域を出ないままに終始した嫌いがある、また、その事業者との契約書案についても日程的に極めて窮屈な形での開示となった関係で、一般質問に反映させることはおろか、その内容について十分に吟味するだけの余裕もないままに議会議決まで進んだという印象が強くなります。

私個人としては、これまで未消化というか、理解し切れていない部分が多々あることから、今回は3月議会での執行部からの説明を下敷きにしながらか、3月議会中に執行部から開示された特定事業仮契約書、現在ではもう契約書ですが、それを中心に質問いたしますので、どうかよろしく願いをいたします。

通告書にあります1の(1)のア、イ、ウの3項目については、昨日の川田議員の質問と重複するために省略し、(2)のプロジェクトマネジメントの業務内容と経費についての項目から質問いたします。

総額43億円近くの今回のPFI事業、その契約金額の内訳の中で、プロジェクトマネジメント費として全体費用の約10%に相当する4億4,928万円が計上されていて、株式会社フージャースホールディングスと株式会社IEAの両者が業務を行うこととなっています。

以前いただいた資料1という事業の従来方式と応募事業者からのPFI方式による予定対価を比較した表に従えば、企画・設計業務、整備・開発業務、維持管理業務という共通の項目以外に従来方式では計上されていないプロジェクトマネジメント業務という項目がこのPFI方式の部分では計上されています。

この業務プロジェクトマネジメントというの

は、具体的にはどんなことを行うのか。契約書の第6条には、その業務の内容として引用しませけれども、「乙、つまりSPCの組成及び事業期間中の維持、適正な財務管理並びに全業務のマネジメント及びセルフモニタリングをいう」と、このように書かれているのですが、これは事業全体、つまりSPCを含めたこの事業全体のマネジメント等を総括的に取り仕切ると、そういうことでよろしいのでしょうか、まずお尋ねいたします。

○議長(野々下昌文君) 市長。

○市長(中平富宏君) 山戸議員の一般質問にお答えをさせていただきます。

山戸議員のほうからも詳しいお話をいただいたところでございますが、契約期間中、事業全体を円滑に遂行できるように、市及び各事業者との連携、調整を図る窓口的な役割を担うこととなります。また、SPCの財務管理やセルフモニタリングを担うこととなっております。そういうものでございます。

以上でございます。

○議長(野々下昌文君) 9番山戸 寛君。

○9番(山戸 寛君) ひょっとすると、これはいわゆる従来方式とPFI方式との相違の根幹にかかわることかとも思われますので、今の事項について再質問を行います。

ただいま市長からの御答弁いただいた契約書第6条に基づくプロジェクトマネジメントの事業内容並びにその経費というのは、従来方式、つまり、市直営の方式で考えれば、それぞれの事業、つまり、企画・設計業務、整備・開発業務、維持管理業務、さらには運營業務の中に含まれている業務であって、それぞれの業務を担当する事業者、あるいは、事業部門がそれぞれの責任において実施してきた内容、それを抜き出す形で一つにまとめた。そういうことになるのでしょうか、それとも何か違いがあるのでは

ようか、その点お尋ねいたします。

○議長（野々下昌文君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをいたします。

プロジェクトマネジメント業務の内容といたしましては、先ほど申し上げた内容となりまして、従来方式では、各事業担当者やそれに係る市担当者がそれぞれ個別に行ってきたものとなります。経費につきましては業務内容に係る人件費などやSPCの組織維持に係る経費、これは弁護士や会計士なども入りますが、こちらなども含まれます。また、従来方式の場合は、業務ごとに分離発注していたため、それぞれの業務の連携が想定されていませんが、本事業はFPF事業の特徴である、包括的な業務の発注になるため、それぞれの業務の横の連携がとれてこそライフサイクルコストの削減や質の高い施設維持が可能となる、そういうことでございます。

以上でございます。

○議長（野々下昌文君） 9番山戸 寛君。

○9番（山戸 寛君） ただいまの御答弁への再質問というか、確認になりますけれども、このプロジェクトマネジメント業務に係る経費というのは、従来方式では個別の事業者割り当てられた経費の中に含まれていた分を抜き出して一つにまとめた部分と、本来行政が担当してきた部分、つまり、業務と業務の連携、調整の役目等を合わせた形になっていると、そういうことでよろしいのでしょうか。

○議長（野々下昌文君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをいたします。

議員が言われるような経費がプロジェクトマネジメント費の中に含まれているということでございます。

以上でございます。

○議長（野々下昌文君） 9番山戸 寛君。

○9番（山戸 寛君） プロジェクトマネジメ

ント業務というのは、そのような広範、横断的な業務であるということと、行政の業務上の負担分が軽減されることにもなるし、企画・設計業務、整備・開発業務、維持管理業務のつなぎの業務に必要であった経費的な負担分も軽減されると、その点了解しました。

さあ、そうしたときに、次は、特別目的会社SPCについてお尋ねいたします。

3月議会の際にお渡しいただいた、PFI事業有識者会議の議事録の中で、有識者の意見として、「SPCには実態がない」つまりペーパーカンパニーみたいなことになっていて、「特に2番目のほうは」という指摘がなされています。それに対して、アドバイザーの方からは、「応募事業者1も2も同じペーパーカンパニーです」という答えに続いて、「SPC自体はPFI法で契約する以上はどのような形をとろうがSPCの中にもし業務を残していれば、これは逆に残さないでくれという形をとるのが今回の事例だというふうに思います」このような説明がなされています。SPCは構成企業、協力企業に全て委託し、そこがまたそれぞれに直轄でやるか、あるいは、下請に委託するかと、そういうことのようなのですが、このSPCの役割について幾つか質問いたしたいと思います。

SPCの要件については契約書第3条、乙の要件として9項目の規定がなされていますが、今申し上げましたように、SPCはペーパーカンパニーであるとするなら、全てを構成企業、協力企業に委託し、そこがまた下請に委託するということになる。直接でやる場合は別ですけども、委託する可能性がある。そうしたら、SPCは何のために存在し、何を担当するのか、事業全体の横断的な調整や維持管理、セルフモニタリングは今市長から御答弁いただいたように、また、第6条に示されているように、プロジェクトマネジメント企業として構成企業、今

回は株式会社フージャースホールディングスと株式会社IEAの2社が独立して担当する。したがって、SPCはその両者からあがってくる報告にSPCの名の鑑をつけるか、両者の名称部分を自社名に変更して、行政に連絡し、行政からの指示があればそのことを担当の企業に伝える。単なる連絡係でしかないことになるようにも思えるのですが、その点、どのように認識なさっておられるのか、お尋ねいたします。

○議長（野々下昌文君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをいたします。

SPC自体は業務を担う存在ではないため、役割としては今回の事業期間である30年間存続し続けることが一番の役割となります。

また、SPCは公共事業を担う契約相手として、制度上、倒産隔離の意義があるため、全ての業務をパススルーの原則にて事業スキームを維持することになっています。

その上で、公共事業を担う特別目的会社として、銀行からの審査の上、プロジェクトファイナンスを受けられることとなります。そういう意味でペーパーカンパニーのようなものと言われております。

議員が言われる、連絡係はプロジェクトマネジメント企業が担うこととなります。

以上でございます。

○議長（野々下昌文君） 9番山戸 寛君。

○9番（山戸 寛君） ただいまの御答弁によりますと、SPCは存在はするけれども連絡係ですらない。一体何なんだろう。ちょっとただいまの御答弁の中で難しい言葉が出てきました。少し補足的な説明をお願いしたいと思うのですが、今市長の言葉の中に、倒産隔離の意義という言葉が出てきたんですけども、この倒産隔離の意義というのは優しく言えばどういうことになるのでしょうか、再質問です。

○議長（野々下昌文君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをさせていただきます。

一般的にPFI事業では契約期間が長期間になるために、その間に契約相手であるSPCに倒産されると公共事業が遂行できなくなります。そのためにSPCを倒産させないという意味で、倒産隔離という意義が存在をしているということでございます。

以上でございます。

○議長（野々下昌文君） 9番山戸 寛君。

○9番（山戸 寛君） 非常にわかりにくいので、もうちょっとまたお尋ねしますけども、その倒産をさせないというその意義が全ての業務をパススルーすることによって維持できるという、そのからくりというか、何というか、どういうことになっているのか補足の説明をお願いいたします。

○議長（野々下昌文君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをさせていただきます。

簡潔に申しますと、SPCを倒産させないためには、SPCに業務を残さないということです。先ほど議員のほうからも少しお話がありました。業務を残さないということです。SPCに業務を残すと倒産のリスクがついてきますので、SPCが市から受注した業務全てをSPCを組成する構成企業や協力企業に請け負わせることでSPCに業務を残さないこととなります。業務を請け負った構成企業や協力企業が倒産したとしても、新たにその業務を担う企業を組み合わせることで、SPCは問題なく契約を遂行できる、そういうこととなります。

以上でございます。

○議長（野々下昌文君） 9番山戸 寛君。

○9番（山戸 寛君） ちょっと話が複雑になってまいりますけれども、このSPCの倒産隔離ということで、SPCの存続の保証について

は構成企業や協力企業が倒産しても、新たにその業務を担う企業を組み入れることで確保できる。この点についてはさきの3月議会でも確認をしたところです。SPCはとにかく契約相手として最後まで存在させなくてはならない。だから、場合によっては、構成企業の首のすげかえをしてでも存続を図っていく。SPCはそのような最終手段ともいうべき首のすげかえ以外にももっと卑近な形での事業遂行のための防御策を講じることになっているのではないですか。

契約書にはこの首のすげかえ以外にも請け負った企業の倒産を含めた、SPCの業務の頓挫などの事態に対する予防策が盛り込まれているように思うのですが、その点、お尋ねいたします。

○議長（野々下昌文君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをいたします。

請け負った企業の倒産の予防策という点での質問でございます。

建設期間中及び維持管理期間中にその業務を請け負った事業者は事業遂行中に起こった事故等で損害をこうむらないよう、建設工事保険、第三者賠償責任保険、火災保険等の保険に加入するよう、規定をしているところでございます。

以上でございます。

○議長（野々下昌文君） 9番山戸 寛君。

○9番（山戸 寛君） そのような防御策を講じられていると、ただいまの御答弁につけ加えさせていただきますけれども、事業契約書第38条の中に、乙、つまりSPCは施設整備費の10%相当以上の契約保証金を本契約締結日までに甲に納付するものとする。ただし、乙がみずからの責任及び費用負担において、甲または乙を被保険者とする履行保証保険を締結する場合には、契約保証金の全部、または、一部の納付を免れるとする、第1項から第5項に及ぶ履行保証の項目もその保証に該当するものではないのかと、私は判断いたします。

次に、そうしたときに、SPCの利益というのはどうなっているのか。先ほどから取り上げています、有識者会議の議事録の中には、有識者とアドバイザーとのやりとりの中で、SPCについて、「資本金もありますよね、利益もあります。」「だから、SPC自体に利益が留保されますよね、内部留保があつて、最後に配当するとなっていますよ、精算するときに」という有識者の発言に挟まれる形で、アドバイザーは次のように答えています。「利益という利益はどちらの会社も、どちらの会社もというのはこの応募してくれた事業者2社のことなんですけども、何とかにして配当を打つという形にしています」と。この今私が「何とかにして」といった部分は、黒く塗り潰されていて、書類では、全く判読ができないことになっていますが、ここには何と書かれていたのでしょうか。どうしてこの利益が生まれるのか。ペーパーカンパニーであつて、内部に業務を残してはならないとされているこのSPC自体の利益はどのような形で捻出され、その額はどの程度になるものなのか、お尋ねいたします。

○議長（野々下昌文君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをいたします。

黒塗りの部分につきましては、落選した応募事業者1の提案内容にもかかわってきますので、お答えはできないところでございます。

その上で、SPCといえども企業会計上の会計処理が必要となり、貸借対照表、損益計算書、キャッシュフロー計算書を用いて市はモニタリングを行います。その際に、健全な企業活動をしているかどうかの判断材料の一つとなるのが利益剰余金です。この観点からSPC自体にも利益は出ます。それはSPCから業務を請け負う構成企業、協力企業がそれぞれの業務に応じまして、市から受け取るサービス対価のうち、一定の額をSPCの利益として計上しておりま

す。その額は30年間で約1,800万円となっております。

以上でございます。

○議長（野々下昌文君） 9番山戸 寛君。

○9番（山戸 寛君） SPCとしての利益分、これが30年間で自己出資分の1,000万円を含めて2,800万円程度、それを株主の出資比率に応じて配当するとなると、SPCからあがる利益はそれほど大きなものにはならない。構成企業はそれぞれの担当業務で利益を上げるようになってきますが、契約書にはそれぞれの事業に関する担当企業が明確に記載されていて、維持管理企業は株式会社フージャースリビングサービス、建設企業は株式会社山幸建設、荒川電工株式会社及び株式会社合田工務店、設計企業は有限会社艸建築工房及び株式会社石本建築事務所、プロジェクトマネジメント企業は株式会社フージャースホールディングス及び株式会社IEAということになっています。これらの企業は、同時にSPCの構成企業でもあるんですが、契約書第3条第4項の条文を読み上げますけども、「乙、つまりSPCは前項の業務分担表において、企画・設計業務を設計企業に、整備・開発業務を建設企業に、維持管理業務を維持管理企業に、プロジェクトマネジメント業務をプロジェクトマネジメント企業に、及び運営事業を運営企業にそれぞれ委託、または、請け負わせることとする」と。そういう規定からすれば、これらの企業はSPCからの受託、または、請け負い企業ということになって、言うならば、自分自身がその構成メンバーであるところの元請、SPCから仕事をもらう形になる。つまりは、一種の下請企業であるという解釈でよろしいのでしょうか、お尋ねいたします。

○議長（野々下昌文君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをさせていただきます。

PF I手法はパススルーの原則によって成り立っておりますので、SPCは全ての業務を構成企業、協力企業に委託、または、請け負わせるという形になります、全てのそういった業務を。PF I事業における下請企業とは構成企業及び協力企業からの受注を受ける第三者企業を指すところとなっております。

以上でございます。

○議長（野々下昌文君） 9番山戸 寛君。

○9番（山戸 寛君） 次は、その下請関係なんですけども、SPCの構成企業であると同時に事業の実施企業でもある各社、つまり先ほど名前を申し上げました各社からの仕事を請け負う形になる会社、つまりそのまた下に属することになる会社は、SPCからすれば孫請ということにはならないと、そういうことでよろしいのでしょうか、お尋ねいたします。

○議長（野々下昌文君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをさせていただきます。

SPCからの孫請ではなくて、構成企業、協力企業からの下請という形になります。

以上でございます。

○議長（野々下昌文君） 9番山戸 寛君。

○9番（山戸 寛君） 今の再質問に入りますけども、ちょっと一括下請の禁止範囲ということですね。さらに、その契約書の第3条第9項には、またこれも読み上げますけども、「乙、つまりSPCは、先ほど申し上げました第4項の委託または請け負いのうち、企画・設計業務及び整備・開発業務については各企業に対し、一括下請、または、一括再委託を認めてはならない」とこのように規定されています。ということは、第4項には、このPF I事業に関する全ての事業が掲げられていて、それぞれ委託、または、請け負わせることとするとある以上は、ここに制限が示されている企画・設計と整備・

開発以外の業務、つまり、維持管理業務、プロジェクトマネジメント業務並びに運営業務はそれぞれに指定されている各企業からの一括下請けも可能であると、そういう意味合いにはしないか、その点をお尋ねいたします。

○議長（野々下昌文君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをさせていただきます。

事業契約書第3条第9項に書かれている内容は、企画・設計業務については建築士法第24条の3第2項に基づいて禁止されている一括再委託のことを、整備・開発業務につきましても、建設業法第22条第1項に基づいて禁止されている一括下請のことを明文化したものであります。

それで、維持管理業務及びプロジェクトマネジメント業務につきましても、一括下請け負いを禁止している法律はありませんが、PFI事業の契約の際には、どの業務をどの企業が担うかが明確になっておまして、その受託企業がリスクを負うこととなっておりますので、市といたしましては、一括下請け負い、一括再委託を認めることはできません。

以上でございます。

○議長（野々下昌文君） 9番山戸 寛君。

○9番（山戸 寛君） ちょっと今の件で、プロジェクトマネジメント業務が法的規制の対象にならないというのは、これはすんなり理解できるんですが、維持管理業務というのは、実際には校舎や外構設備などの修理や補強など、多分の建設事業的な性格を持った業務が想定されると思うのですが、その点は規制の対象にはならないのでしょうか、お尋ねいたします。

○議長（野々下昌文君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをさせていただきます。

校舎や設備等の修繕や補強についても維持管

理業務に位置づけておりますので建設業務に当たらないと考えますが、いずれにいたしましても、先ほどの答弁でもお答えしましたように、どの企業が維持管理業務のリスクを負うのかは明確になっておりますので、市といたしましては一括再委託を認めるつもりはございません。そういうことでございます。

以上でございます。

○議長（野々下昌文君） 9番山戸 寛君。

○9番（山戸 寛君） そうしたら、その一括下請は認めないと、そのことなんですけど、一括下請が行われていないという確認は、市として具体的にどのようになされるのか、お尋ねいたします。

○議長（野々下昌文君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをさせていただきます。

企画・設計業務を担う業者の確認方法ですが、これは今現在、まさに設計協議中でございますので、協議相手は企画・設計業務を担うこととなっている業者に間違いはございません。

次に、整備・開発業務を担う業者の確認方法ですが、整備・開発業者は、工事着手に先立って工事実施体制表や施工計画書を提出させることとなっております。

また、維持管理業務及びプロジェクトマネジメント業務におきましても、実施体制を記した業務仕様書を提出することとなっておりますので、いずれの業務においても確認できることとなっております。そういった状況ですので大丈夫だというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（野々下昌文君） 9番山戸 寛君。

○9番（山戸 寛君） 私が一番気にかかるのは、学校の校舎を初めとする諸設備のできふできを左右することになる、その整備・開発業務の部分なんですけど、契約書では第23条に、

「本施設の建設整備に当たっては、乙、つまりSPCは、建設企業と請け負い契約を結ぶこととし、その契約書の写しを甲、つまり市へ提出する」となっています。契約書の写しとなると、そこには当然契約金額も記載されることになっていて、幾らで請け負ったものなのか、チェックできることとなります。ここでいう建設企業というのは、株式会社山幸建設、荒川電工株式会社及び合田工務店、そういうことなるんですが、これらの企業が下請に事業を回した、その際のチェックは一体どうなるのでしょうか。先ほど市長は業務の仕様書なんかでチェックできると言いましたけれども、契約書はその中に盛り込まれていないんですよね。そうしたときにどういう形になるのか、事業のチェック、下請に回したときのチェックはどうなるのかというのをお尋ねいたします。

○議長（野々下昌文君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをいたします。

第28条で建設工事着手前に施工契約書の提出が必要と規定しております。その際に、同時に提出しなければならない書類といたしまして、実施体制や下請業者の一覧の提出も必要となっていますので、一括下請になっているかどうかは確認ができます。下請への委託金額についてはSPCの内部の話でありますので、市が関与することではないというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（野々下昌文君） 9番山戸 寛君。

○9番（山戸 寛君） くどくどとこの問題をやっていますけども、市の一般的な工事などの契約では、下請との契約書の提出が行われているのではなかったかと、そんなふうに思うんですが、この点はこれ以上は言いません。とかく工事などの手抜きのもととなる事項に、事業者自身のモラルの問題は別として、切迫した工期の設定、下請金額の極度の抑制などが指摘され

ます。今回、工事自体の監査は設計企業が当たることになっていますので、しっかりした監査がなされるものとは思いますが、市としての下請条件への目配りを怠ることのないようお願いして、次の質問に移ります。

これまではSPCを中心とした事業の執行体制についてお尋ねしました。これからは少し内容を変えて、事業費の、特に資金の確保と支払いの方法についてお尋ねしたいと思います。

8%の消費税込みで総額42億9,492万1,603円のこの事業、金利負担分として1,596万1,603円が計上されていますが、この金利というのは誰がどれだけの事業費をどれだけの期間借り入れる予定で算出されたものなのか、お尋ねいたします。

○議長（野々下昌文君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをいたします。

先ほどの山戸議員のしっかりとした建物を建てていただかないといけないと、そういった面でしっかりと自分たちも確認をしながらやっていきたいというふうに思います。また、30年間、SPC自体は自分たちで建てた建物を管理をするという形である一定そのあたりも担保できているのではないかなというふうには考えておりますが、御指摘の点についてはしっかりと対応していきたいというふうに考えます。

それでは、答弁を読ませていただきます。

提案金額で設計費、これは税抜きですが、1億7,000万円と建設費、税抜きで27億円を建設完了までにSPCが借り入れる金額になります。償還期間につきましては企画提案書によると、合築校舎完成後から契約終了時までの期間で算出をされているところでございます。

以上でございます。

○議長（野々下昌文君） 9番山戸 寛君。

○9番（山戸 寛君） 次に、事業費の一括払いと割賦払いということでお尋ねしますが、3

月議会での私の質問に対して、市長は、事業費のうち国庫補助金4億7,100万円と起債借入額の21億3,600万円、合計26億700万円については工事完了時点で一括にて支払うと、このようにお答えいただきました。また、残りの16億8,800万円のうち、維持管理費7億3,000万円を除いた約9億5,800万円が平準化されると、そういうことでもありました。

そこで、お教え願いたいのですが、特定事業契約書、正規の契約書になっていると思いますが、この別紙の9というところに、サービス対価の支払い構成という表があるんですが、その表を見ますと、施設整備費の中で一括払い対価として、つまり一括払いする分として、市が適用する補助金等の対象になる建設工事費、つまり、先ほど申し上げました、補助金と起債分を合わせた26億700万円の支払いについては、「個々の設備施設の完工確認書交付後、請求を受けた日から40日以内とする」となっています。

しかしながら、同じくこの施設整備費には、割賦払い対価という項目があって、その項目の中に、ア、事前調査全般に要する費用、イ、施設整備に関する設計業務全般に要する費用、ウ、施設整備に係る建設工事全般に要する費用、エというのはどういうわけか、多分ミスだろうと思うんですけども、エは抜けていてありません。次に、オとして、工事管理業務全般に要する費用、カ、建中金利、建築中の金利という意味だろうと思うんですけども、その金利、キ、PFI事業者の資金調達に要する費用という6つの小項目、これを恐らく施設整備費のほとんど、あるいは、全部の項目が含まれるということになるだろうと思うのですが、「契約期間中、竣工後、年に4回とする」として、4月から6月分は7月、7月から9月分は10月、10月

から12月分は1月、1月から3月分は4月と、このように記載されています。どうも竣工後という表現が不明瞭で、文字どおり工事の完了後とすると、年4回に分けて払うでいいことになって、3カ月単位で何月から何月分というふうになるまでその期間中の出来高に対する支払いみたいに区切ってある点が非常に不自然に思われるのですが、これは一体どういう意味になるのでしょうか。この割賦払いというのは工事完了後に施設整備費のうち、補助金等の一括支払い分を引いた残りの分について、年間4回の割合で契約期間である30年が終了するまで分割で支払いすると、そういうことになるのではありませんか。その点を尋ねさせてもらって、ちょっと複雑すぎてなかなかちょっとおわかりにくい面もあろうかと思いますが、この表を見ていただければすぐにわかります。

○議長（野々下昌文君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをいたします。

一時金の支払う時期につきましては、校舎完成後に市が完成確認、これを検査をした上で完成確認書を交付します。その後、一時金の請求がSPCから出されますので、そこから40日以内に一時金を支払うこととなります。割賦払いというのは一時金を除いた施設整備費、これは設計や建設の費用ですが、こちらの残額を指しておりまして、個々の施設の竣工後、これは完成後ですが、ここから毎年の割賦額を四半期ごとに支払うものになっております。要するに、割賦額を四半期ごとにうちが支払うということでございます。

以上でございます。

○議長（野々下昌文君） 9番山戸 寛君。

○9番（山戸 寛君） お聞きになっておられる方々もなかなかちょっと私の言っていることはわかりにくいと思います。この表を見ていただければ、先ほど申し上げたように一発でわか

るんですけども。今言われたようにそうだとすると、この表に寄れば、プロジェクトマネジメント費、維持管理業務費、これは内容に応じて変わるために、当然出来高払いと、そういうことになることが想定されるわけですけども、この欄に上記、つまり施設整備費と同様に年4回、同様の支払い方をいたしますという内容の記載がある。このこととちょっと矛盾することになりはしないかと。ここに記載されてある文言を文字どおりに読んで、施設整備費をプロジェクトマネジメント費や維持管理費と同じ形でその期間の出来高について支払いを行うのだとするなら、国庫補助金4億7,100万円と起債借入額の21億3,600万円、合計26億700万円は工事完了後に一括で支払うということと矛盾が生じることになるし、その逆もまたおかしな話になってしまいはしないか。この表を見ていると、どうしてもそんな印象を拭い切れないんですけども、その点、お尋ねいたします。

○議長（野々下昌文君） 市長。

○市長（中平富宏君） 大変申しわけございません、今手元に表を持っておりませんで、もしよろしければ、休憩していただければ少し調べますが。

○議長（野々下昌文君） 休憩にいたします。

午後 2時26分 休憩

----- . . ----- . . -----

午後 2時27分 再開

○議長（野々下昌文君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

市長。

○市長（中平富宏君） お答えをさせていただきます。

別紙9の議員が言われる箇所につきましては、対価支払い時期を示しているものとなります。プロジェクトマネジメント費と維持管理業務費は毎年の必要額が前年に提出されますので、そ

の見積りに応じて毎年予算化し、モニタリングを経て適正と判断されれば四半期ごとに支払うこととなりますので、施設整備費とは違う取り扱いになっております。支払いとしては、四半期ごとに支払うということにはなっておりますが、施設整備費とは違う取り扱いになっているということで御理解願いたいと思います。

以上です。

○議長（野々下昌文君） 9番山戸 寛君。

○9番（山戸 寛君） この別紙9の書き方は紛らわしい、混同しかねない内容であるけれども、その意味は今御答弁いただいた形でそれぞれ別途のものである点、実際の支払いはこの表の表記どおりでないことを確認、了解いたしました。

続いて、これからの質問はちょっと教育長にお尋ねいたしますけども、校舎の形状と津波への対応についてということで、3月議会で教育長は、2階建て校舎3棟、4階建て校舎1棟とすることによる教育環境と津波、震災対応の関係をどう考えるかという私の質問に対して、特に津波対策については3階部分の床面高は8.3メートル、4階部分は12.3メートルということで、L2クラスの浸水予測高が6.03メートルということから、最大クラスの地震、津波が来ても3階、4階部分はずからず、緊急避難場所として機能し得るものであると、このようにお答えくださいました。確かに、高さ的にはそうなのですが、問題はこの3階、4階にどれだけの児童生徒を収容することができるのか。ひょっとすると、近隣の市民の方も避難してこられる可能性もあるわけですが、3階、4階でどの程度の人数が収容可能か、試算されているようでしたらお示しいただきたいと思えます。

○議長（野々下昌文君） 教育長。

○教育長（出口君男君） 9番山戸議員の一般

質問にお答え申し上げます。

宿毛小学校、宿毛中学校の合築校舎を含めた設計につきましては、P F I 事業の契約締結後、S P C との協議を重ねておりますけれども、現在の配置計画では、合築校舎の3階と4階部分の床面積は合計約1,000平方メートルとなっております。緊急避難時の収容可能人数を1人当たり1平方メートルで換算いたしますと約1,000人が収容可能人数となります。

この1,000人という収容可能人数で宿毛小学校と宿毛中学校の児童生徒や教職員、そして、近隣地域から避難してくることが想定される全ての人を収容でき得るものかということにつきましては、十分検討する必要があるかとは思いますが、けれども、宿毛小学校と宿毛中学校の地震発生時の避難場所につきましては、新校舎が完成をした後もこれまでどおり、基本は地域の緊急避難場所である忠霊塔や松田町に避難することとしております。そして、緊急避難場所への避難訓練も定期的に実施をしているところでございます。

一方、実際に地震が起きた際には、けがなどによって全ての児童生徒が忠霊塔や松田町へ迅速に避難することが困難なケースが出てくる可能性もあることから、校舎の一部を高層階とし、地域の方々も活用できる緊急避難場所として機能させたいと考えております。

ちなみに、参考までにですけれども、現在6月3日現在で、宿毛小学校の児童数の331名、宿毛中学校173名、両校の教職員45名、合計で549名となっております。

以上でございます。

○議長（野々下昌文君） 9番山戸 寛君。

○9番（山戸 寛君） 十分収容できるという試算のようですけれども、児童生徒の避難経路、それから、避難の指導はどのように行われるのでしょうか、これはかなり交通整理が難しいん

じゃないかという心配があるものですかからお尋ねいたします。

○議長（野々下昌文君） 教育長。

○教育長（出口君男君） 再質問にお答え申し上げます。

避難経路、避難誘導についての御質問でございますけれども、先ほども御答弁申し上げましたように、宿毛小学校、宿毛中学校の避難場所につきましては、基本的には地域の緊急避難場所でございます、忠霊塔や松田町を考えております。そのため、学校施設から緊急避難場所までの避難経路となる学校敷地内の障害物や校舎内の障害物を極力少なくし、迅速に移動できる環境を整えていかなければならないと、そういうふうに考えております。

S P C とは設計内容の協議を重ねておりまして、例えば、児童生徒の昇降口から緊急避難場所への移動経路には、フェンスを設置しないようにすること、あるいは、避難時の混雑を避けるため、昇降口付近のスペースを広くとること、さらに合築校舎1階の出入り口を昇降口以外にも配置すること、そういったことを考えております。現状で考え得る対策について協議を行っているところでございます。

今後も、日々の教育活動がより効果的に行える設計はもとより、災害時に対応できる施設として機能し得る設計の両方の視点に立ちまして、S P C と協議を重ねてまいりたいというふうに考えております。

あわせて、校舎建設後もどのような災害のケースでも迅速な避難が行えるよう、継続して避難訓練を実施してまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（野々下昌文君） 9番山戸 寛君。

○9番（山戸 寛君） どうも私は、あるいは、私たちという言い方も可能なのかもしれませんが

けども、校舎の構造に対して、ただいまの教育長の御答弁とはちょっと違ったイメージを持って考えていたようなんです。新校舎ができたなら、児童生徒全員が校舎内の高層階に避難するものと、そういうイメージでいたのですが、ただいまの御答弁ではむしろ校舎は補助的なものでしかないことになる。だったら、最初のたとえ話だとはいえ、何も5階だなどという必要もなかったのではないか。何だか大きくミスリードされていたのではないだろうか、そんなふうには思わないではいられません。その点、教育長の御見解をお伺いいたします。

○議長（野々下昌文君） 教育長。

○教育長（出口君男君） 再質問にお答え申し上げます。

児童生徒が高台へ避難するのであれば、最初から5階建てというような提案も必要なかったのではないかとこの御質問でございますけれども、宿毛中学校のグラウンドに5階建ての校舎を建てる案を提示した際にも、児童生徒の避難場所は基本は近隣の緊急避難場所を想定しておりました。そして、想定外の事象により緊急避難場所へ避難できない場合などに、校舎へ逃げ込めるよう、校舎を高層階の建物として提案をしたものでございます。このことにつきましては、平成29年1月19日に保護者や地域住民の皆さんを対象にいたしました意見交換会の場におきましても、市長より十分説明させていただいているところでございます。

大規模な災害に対しましては、想定外の事案も当然考えなければなりません。先ほど御答弁申し上げましたように、近隣の緊急避難場所へ逃げおくれる児童生徒がいなくても断言はできません。そのようなことから、津波災害が想定される地域に学校施設を建設する場合には、全ての児童生徒の命を守るため、また、緊急避難場所であり高台に避難することが困難な

地域住民の安全のためにも、高層階の学校施設としなければならないというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（野々下昌文君） 9番山戸 寛君。

○9番（山戸 寛君） 今の教育長の御答弁、私らが不注意だったといえればそれまでのことなんですけれども、いずれにしても、児童生徒の安全・安心に対する深い配慮と学校現場の御尽力に御期待申し上げます。

それでまた、これからは、市長に質問を申し上げますけれども、別紙10のサービス基準合意書というのが、これは私が持っているのは案とついているんですけれども、宿毛市における小中学校整備事業に係る特定事業契約書に関するサービス基準合意書と、かなり長いタイトルなんですけれども、この私の持っている文書には今言ったように案とついていますので、これはもしも変更があったり、あるいは、この書類そのものが削除されてしまっていれば、これからの質問は成り立たないこととなりますので確認しますが、この合意書は契約書の別紙附帯書類として正式に生きていると、そういうことでよろしいのでしょうか。

○議長（野々下昌文君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えさせていただきます。

別紙10のサービス基準合意書は契約書の附帯書類として有効です。現在サービス基準合意書の本文は合意に至っておりまして、附随する別表、書類関係を協議中というところでございます。

以上でございます。

○議長（野々下昌文君） 9番山戸 寛君。

○9番（山戸 寛君） 有効であると。そうしたときに、このサービス基準合意書、私が気になることは、その第5章、一般条項というところ

ろに盛られた守秘義務の部分です。そこには、第13条守秘義務として、「甲乙双方は、相手から提供された資料及び情報を第三者に対し一切開示、漏えい、または、提供してはならない。また、知り得た情報、資料等は適切なサービス基準の管理やマネジメントサイクル、PDCAを回すこと以外に使用してはならない」とこのように記載されています。これはどういうことなのでしょう。資料、情報というのはどのような内容範囲を意味してるのでしょうか。ひょっとして、業務に関する資料、情報は一切外には出すなど、そういうことになるのなら、ただでさえわかりにくいこのPFI事業がますますブラックボックス化してしまうことになりはしないか。この点が気にかかってなりません。お尋ねいたします。

○議長（野々下昌文君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをさせていただきます。

セルフモニタリング報告書や市やSPCの内部情報等、サービス基準合意書の中で、双方が提供することになっている書類や情報になります。

以上でございます。

○議長（野々下昌文君） 9番山戸 寛君。

○9番（山戸 寛君） 本当にこのサービス基準合意書には、これはまた別に第2章、モニタリングの実施方法という項目が掲げられているのですが、この部分は、マネジメント企業によるセルフモニタリングとは違う、市の関与する内容となっています。この第2章に規定されているモニタリングの結果に関する資料や情報は、これは市が行うモニタリングなんですけども、合意書の守秘義務とは関係なしに公表できるものであると解釈してよろしいのでしょうか、お尋ねいたします。

○議長（野々下昌文君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをさせていただきます。

サービス基準合意書第13条の守秘義務の条文は、市とSPCの双方が提供する書類、情報についてサービス基準の管理やマネジメントサイクルを回すこと、つまりその目的以外には使用してはならないとありますので、無条件に公表できるものではありません。

以上でございます。

○議長（野々下昌文君） 9番山戸 寛君。

○9番（山戸 寛君） どうもまともにお答え、今の答弁をいただいているような気がするんです。どうも私の質問の仕方が悪かったようです。この事業の透明性はどこまで確保できるのか、契約書本体の第10章並びにサービス基準合意書の第2章に規定されている甲、つまり市によるモニタリング、つまり市による監視、監査の内容や結果までも守秘義務の名目で全てが公表できないとなったら、事業に関する監督責任も市民に対する説明責任も議会として果たすだけの情報が入手できない、そういうことになりはしないか。その点、気にかかるんです。お尋ねいたします。

○議長（野々下昌文君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをさせていただきます。

先ほどの答弁は、守秘義務規定とは関係なしに公表できるのかとの御質問でございましたので、無条件には公表できないという答弁になっております。サービス基準の管理等の目的で必要なものにつきましては、使用できるとの規定になっておりますので、モニタリング結果など、サービス基準の管理等に使用されるものであれば開示できるものと、そのように考えているところでございます。

○議長（野々下昌文君） 9番山戸 寛君。

○9番（山戸 寛君） いろいろな制約はある

のかもしれませんが、極力開示できる情報については、議会へも、市民へも開示していただきたいと思っております。

次に、ワークショップについてなんですけども、3月議会における私の市民参加、市民の意見の反映に関する質問に対して、市長からは、「優先交渉権者との契約が締結となりましたら、基本設計を行うためにSPC、特別目的会社とともに関係者が集まったワークショップを開催することを検討しております。ワークショップには、住民の方の意見を反映させるために、当該学校施設の近隣地域の地区長さんにも参加を依頼したいと考えているところでございます」という御答弁をいただきました。このワークショップの開催に向けての具体的な計画はどのようになっているのか、お尋ねいたします。きのう市長が川田議員とのやりとりの中で少し触れられた事柄ではありますけども、お願いいたします。

○議長（野々下昌文君） 市長。

○市長（中平富宏君） ワークショップについてお答えをさせていただきたいと思っております。

PFI事業の契約締結後、教育委員会、学校現場も含めまして、SPCとは設計内容の協議を重ねているところでございます。そして、地域の方の意見を反映させるために、近隣地域の方々も交えたワークショップを7月1日に開催する予定としております。

具体的には、宿毛小学校、松田川小学校、宿毛中学校の教職員や保護者の方々、常日ごろから開かれた学校づくりで御協力をいただいている地域の方々の中から、中心となっていてくださる方々に参加をしていただきまして、SPCから現時点での配置計画、教室配置を説明する中で、参加者からの御意見をいただきたいというふうに考えております。そういったワークショップを開催する予定としております。

以上です。

○議長（野々下昌文君） 9番山戸 寛君。

○9番（山戸 寛君） いずれにせよ、ただでさえわかりにくいこのPFI事業、市としての丁寧な説明と時期を得た情報の公開をお願いして、私の一般質問を終わります。

ありがとうございました。

○議長（野々下昌文君） この際、10分間休憩いたします。

午後 2時47分 休憩

午後 2時58分 再開

○議長（野々下昌文君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

本日の会議時間は、議事の都合により、あらかじめこれを延長いたします。

2番堀 景君。

○2番（堀 景君） まず、議員になり、市民の代表としてこの場に立ち、大変緊張もしておりますが、市民目線でわかりやすい質問もしていきたいと考えております。専門用語もあるかと思いますが、お答えもわかりやすいようにお答えいただければありがたいです。

それでは、1番の防災対策についてですが、南海トラフ地震対策の中で、長期浸水対策事業について、これは、県の事業で、15年間で長期浸水、地震によって液状化が起り、地盤が下がり、長期浸水し、昨年のもうような大雨で水いっぱいになったような、そういうふうな形になると、そこで防潮堤を60センチから110センチ、それぐらいかさ上げして、1日2度の満潮のときにそれ以上海水が入ってこないようにする、簡単に言うと、そういうふうな事業ですが、これは県の事業といえど、国土強靱化事業として市のほうでも10%の負担というふうな形で予算も通っているようですが、計画案や工事区間、工事内容をしっかりと市の

ほうがわかっていないような気が私にはしてなりません。市と県の協力体制について市長はどのように考えられておるかをお答え願いたいと思います。

○議長（野々下昌文君） 市長。

○市長（中平富宏君） 堀議員の一般質問にお答えをさせていただきたいと思います。

宿毛市におきましては、南海トラフ地震に伴う広域的な地盤沈降及び津波により市街地、中心市街地が広範囲かつ長期的に浸水することが大きな課題となっているところでございます。皆様も御承知のとおりだと思います。

その対策の一つといたしまして、河川堤防の耐震化及び海岸堤防の耐震化とかさ上げを県に要望をし、県による堤防の地震津波対策が事業化され、平成29年度より工事が進められております。

海岸堤防におきましては、新田海岸の松田川橋たもと付近から、堤防耐震化工事に着手をしております。本年度は防災・減災国土強靱化のための3カ年緊急対策の平成30年度2次補正及び平成31年度の予算措置により、新田海岸、宿毛湾港海岸、大深浦海岸の3海岸の合計で約14億円の工事を予定しているとお聞きをいたしております。

今後も工事を担当する宿毛事務所と連携を密にし、説明会に参加するなど、協力して事業を推進してまいりたいというふうに考えております。

工事内容はわかっていないのではないかというお話がありましたが、工事内容は把握しているところでございます。

以上でございます。

○議長（野々下昌文君） 2番堀 景君。

○2番（堀 景君） 県との協力体制がどのようにできているのか、確認したかったわけですが、それでは、市長にもう一度お聞きしたいの

ですが、直近の話の中で、先週の木曜日、片島地区の役員会で県が長期浸水対策事業の中で、国土強靱化計画の優先度1の片島にかかわる100メートルの工事を役員会の中で全会一致で賛成し、工事の早期完成に向け、21日に県のほうへ区長より報告し、6月末に入札、8月末に着工、今年度末に完成する方向で進んでいく、そういう話はもう市長のほうに届いておりますか。

○議長（野々下昌文君） 市長。

○市長（中平富宏君） かなり細かい内容の御説明をしていただきまして、知っているかということでございますが、大変申しわけございませんが、通告でもありませんでしたので、よろしければ通告でお話をしておいていただきたいというふうに思います。

以上でございます。

○議長（野々下昌文君） 堀議員に申し上げます。

本議会は通告制になっていますので、きちっと通告をして質問をしてください。よろしくお願ひします。

2番堀 景君。

○2番（堀 景君） 失礼しました。お答えは要りませんが、この事業の計画において、県も市も、そして、地域も住民と協力、十分な話し合いのもと、しっかり安全で安心な命を守る政策として考えていっていただきたいと思います。

続きまして、防災対策のイ、避難タワー建設についてですが、3年前の西支部の地区長会の中、新田の区長さんが、避難タワー建設に関するお願いをその年の8月の市政懇談会の中で提案してみると要望し、私も市長との懇談の中で話をしたことがありました。新田の要望に関しては、近隣のホテルにお願いして、避難場所としてホテルを活用する。私の質問に対しては、避難道を整備しておるので、山が近くにあり、

高台へ逃げてください。そのような回答だったと思います。それが3月議会での市長の話の中に、住民からの要望があれば、必要なら避難タワーを建設してもいいと聞きました。この6月議会でも同じような質問で失礼なところもあるかもしれませんが、令和の時代のお考えとして、市長、どのようにお考えになっておられるか、真意をお聞かせください。

○議長（野々下昌文君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをさせていただきます。

真意ということですが、真意も何もそのお話をしているとおりでございます。

津波避難タワーの建設につきましては、本年3月議会で松浦議員からの一般質問の際に、本市における津波避難に関しての基本的な対応を規定しております、宿毛市津波避難計画の見直しを行う、これを見直すということですが、見直しを行う中で必要性があれば検討をする旨の答弁をいたしたところでございます。その方針のもとで、今議会には津波避難計画の見直しに係る補正予算を計上させていただいておりますので、議決をいただきましたら、当該計画の見直しに取りかかってまいります。

この計画を見直す中で、必要性があれば津波避難タワーの建設について検討してまいりたいというふうに考えておりますが、何分いろいろなところ、どこにでも避難タワーを建てるというものでもございませんので、しっかりと要望も受けませんが、当然必要性をしっかりと計画の中で明記をする中で、そういった建設に向けて取り組みをしていきたいということですが、

以上でございます。

○議長（野々下昌文君） 2番堀 景君。

○2番（堀 景君） それでは、地区でもしっかり話し合って要望すれば避難タワー建設に向

けて前向きに対応して、話を聞いていただけるというふうに私は理解したわけですが、この8月の市政懇談会でも西支部より、また同じようなお話があると思いますので、しっかりお答えしていただきたいと思いますが。

○議長（野々下昌文君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをさせていただきます。

先ほど答弁をしたとおりでございますが、要望があればそこに建てるというものではございませんので、避難タワーにつきましては、しっかりと計画の中で位置づけをしながら、計画的に必要な場所には建っていくということですが、

ぜひ要望は当然お聞きはいたしますが、要望があれば建てるというものではございません。

以上でございます。

○議長（野々下昌文君） 2番堀 景君。

○2番（堀 景君） 次に、防災対策の3番といたしまして、避難道の見直しについてですが、市の報告によりますと、避難道は95%以上完成されていると言われております。先日、咸陽小学校、大島小学校、片島中学校、3校の合同の登校時避難訓練がありました。その際、私も交通安全指導もしながら、一宮神社上の避難場所へ子供たちと一緒に上がりました。ふだんから鍛えている私でもなかなか階段、一段一段が高く、そして、急なため、登りづらいのが現状でありました。さらに、階段の幅が狭いとか、ソーラーの明かりが欲しいとか、手すりが途中で切れているとか、避難場所の看板がないとか、いろいろな要望があります。市長は避難道の見直しについて、どのようにお考えになっておられるのかをお聞かせください。

○議長（野々下昌文君） 市長。

○市長（中平富宏君） 避難道につきまして、まず、95%完成ということですが、

自分たちの認識とは若干違うわけでございますが、避難道整備、堀議員も区長をされていたからよくわかると思いますが、地域と行政が入って、その地域の中でどういったところに欲しいのか、また、どういったところだったら今のある階段とか、そういったもう既にある道ですよね、場合によっては神社に上がる場所であるとか、そういったものを活用できないのかとか、いろんなことを地域に入って、地域の要望をもとに今まで整備を進めさせていただいております、1回目の要望についてはほぼ完成をしているというところでございます。

そういった形の中で、これから決してそういったものをもうつくりたくないというお話ではないというのをまず知っておっていただきたいと思っております。

議員が心配されるように、要配慮者にとりましては、通行が困難な避難道もあることは当然認識をしておりますが、被災時におけるそういった局面では、共助の力で手を貸し合って避難を行っていただくことが必要であるというふうに考えております。

その中で、現在、災害時に一人では避難が困難な避難行動要支援者についての取り組みを強化しているところで、避難行動要支援者一人一人を避難時にどのように支援していくかを定める個別計画の作成を地区をお願いをしているところでございます。

今後、個別計画を策定いただいた後には、計画に基づいた訓練を行っていただくこととなりますので、そうした訓練時の課題を検証する中で、必要性があればスロープなどの設置についても検討してまいりたいというふうに考えているところでございます。

いろいろなところでいろんな要望があるのは私自身も議員をしておりましたので当然存じ上げております。そういった要望を全てかなえるこ

ともできませんので、そういった中で精査をしながら、優先順位が高いところを整備をしていくということで、そのときに何よりも地区の代表の方々とその地区にとってどこが一番優先順位が高いのか、そういうお話を進めさせていただいておりますので、そういった意味でも地区をしっかりとめていただいて、一緒になってより安全な地域をつくってまいりたいというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（野々下昌文君） 2番堀 景君。

○2番（堀 景君） 地区と一緒にあってというふうなお言葉をいただきましたので、頑張っ

て一緒にやっていたらと思っております。

続きまして、2の福祉対策についてです。

子育て支援についてですが、最近、新聞等でファミリーサポートセンターが開設されるということをよく耳にします。四万十市では7月1日から開設され、香美市のほうではもう行われている事業だと聞きました。ファミサポと言われているのですが、この事業、子供さんを預かってもらいたい会員と、子供の世話を応援して預かってもらえる会員との構成で、会員同士事前の打ち合わせをして援助活動を行う。1時間600円から800円の有料にはなるようですが、会員間で受け渡しをする事業となっております。利用の仕方としては、一時的な預かりや保育所、幼稚園、習い事などの送迎、放課後児童クラブ後の預かりとか、冠婚葬祭であったり、授業参観、通院等の間の預かりとか、病児病後児の預かりとかいうふうな形で、そういう利用の仕方になります。

四万十市では、病児や病後児の子供を預かる、県下で初めて預かるようになる事業だと聞いております。おじいちゃん、おばあちゃんのいない家庭や、また、父子母子家族が多い宿毛市の中で、こういう施策ができれば非常に保護者と

してはありがたい事業だと思われませんが、市長はこのファミサポについてどのように思われるか、お聞きしたいと思います。

○議長（野々下昌文君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをさせていただきます。

市長としてどのように思うかということですが、少し説明もさせていただきたいというふうに思います。

現在、高知県下でファミリーサポートセンター、通称ファミサポでございまして、この事業は9市町村が実施をしております。今年度には1市1町が実施予定となっているところでございます。

四万十市では、7月1日からファミサポ事業が開始される予定でありまして、ファミサポ事業としては県下初となる病児病後児の保育も実施されることになっております。これは議員おっしゃっているとおりでございます。

子育て支援の中で、子供が安全に安心していただける体制づくりは非常に重要であると感じておりまして、私自身も、その政策としてファミサポの設置は手段の一つであるとは思っています。当市におきましても令和2年度から始まる第2期子ども・子育て支援事業計画の見直しのため、昨年度実施したニーズ調査の利用意向の質問にファミサポと答えられ方が1割程度いらっしゃいました。しかし、教育、保育無償化が進んでいく中、ファミサポは有償ボランティアで運営する組織でありまして、利用時の料金を設定する必要があります。そして、利用料を支払っても利用したいという方がどの程度いるのかということも含めまして、今後検討していく必要があるのではないかというふうに思っているところでございます。

病児病後児保育におきましても、潜在的なニーズ量の調査も念頭に置きながら、事業として

実施するか否か、また、実施するとなったときにファミサポとして展開するのか、医療機関や保育園内に設置するのか、自宅への訪問型にするのかなど、地域の実情に即した形態を検討していく必要があります。

今後はファミサポ及び病児病後児保育の両事業につきまして、宿毛市の地域特性も考慮しながら、また、近隣市町村の利用量や体制等の動向も見ていきながら慎重な対応をしていきたいと、そのように考えているところでございます。

以上です。

○議長（野々下昌文君） 2番堀 景君。

○2番（堀 景君） 近くは大月町でも開設される予定だと聞いておりますので、市長が言われましたように、いろいろ調べながら研究していただきたいと思います。

続きまして、教育対策について、1つ目の学校統合についてですが、学校統合問題については、これまでの再編計画案の中で候補地を探して、片島中学校、大島小学校、咸陽小学校を統合していきたいというふうな形の案がありました。その計画の中で、具体的な案は宿毛小中学校の建設が終わった後にやっていくというふうに聞きました。現在の小深浦の新庁舎建設の発表の前に、咸陽保育園、中央保育園、それに大島保育園を含めたものを統合して小深浦に移転するという話を前もって私も聞きました。そのときに、普通にそれなら小中学校の統合もこの場所になるんだろうなというふうに私は思いました。これまでの外からの話の中では、警察であるとか、県土木事務所、海上保安署など、移転先として候補に挙げられる、それを市が手招きしているかのように見えてきますが、宿毛市の所有する土地に国や県の建物より先に公共の建物を建てるのが先ではないかと思いますが、その点、市長のお考えがあればお願いします。

○議長（野々下昌文君） 市長。

○市長（中平富宏君） 通告を受けておりません。

以上でございます。

○議長（野々下昌文君） 通告をしてからきちっと質問してください。

2番堀 景君。

○2番（堀 景君） 失礼しました。教育長への質問でした。

○議長（野々下昌文君） 教育長。

○教育長（出口君男君） 2番堀議員の一般質問にお答え申し上げます。

西地区にございます片島中学校、咸陽小学校、大島小学校の統合、それから、改築ということでございますけれども、西地域にございます片島中学校及び大島小学校、咸陽小学校につきましては、いずれも津波浸水が予測される地域にございますので、子供たちの安全を確保すると言った観点からもこの3校については高台移転が望ましいというふうに教育委員会としては考えております。

また、子供たちの安全を確保するためには、適正規模の有無に関係なく、近隣校との統合も検討していかなければならないというふうにも考えております。

議員御指摘のように、宿毛市では、小深浦の用地を購入し、高台を整備することといたしておりますけれども、小学校と中学校の用地となりますと、教育効果を低下させないためには一定の面積が必要となります。また、近隣の学校との位置関係についても適正配置の観点から検討してまいらなければならないというふうに考えております。そのため、小深浦の用地も含めましてそのほかに学校用地として活用できる高台用地がないか、市長部局とも十分に協議をする中で適地調査を行ってまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（野々下昌文君） 2番堀 景君。

○2番（堀 景君） ありがとうございます。これからの海沿いの小中学校の統合に関しては、教育長が言われますように、本当に保護者ともしっかり話し合いをしていただいで決定するような形にしていきたいと思っております。

次に、教育対策（2）の宿毛市体育施設の中学生クラブチームの使用料減免についてですが、現在中学校のクラブチーム活動については、体育施設の使用料が減免されていません。指導者のいない部活動を終えた後、練習不足を補ったり、また、いろいろな中学校から純粋にそのスポーツが好きで、集まり、友人をつくり、コミュニティを養い、技術を向上させようとする姿勢はすばらしく、部活動と同様に減免すべきではないかと考えますが、教育長のお考えをお願いします。

○議長（野々下昌文君） 教育長。

○教育長（出口君男君） お答え申し上げます。

中学生のクラブチームの減免に関する御質問でございます。

本市における体育施設の使用料の減免につきましては、小学生につきましては、健全育成という考えのもとで減免を行っているところでございます。また、中学生につきましても、中学校の部活動として使用する場合には減免をしている状況でございます。

教育委員会におきましては、中学校における部活動に関して、スポーツ庁から示されたガイドライン等を踏まえ、宿毛市における運動部活動ガイドラインを策定をいたしております。

その内容は、成長期にある中学生にとって、適切な休養日の設定や望ましい部活動時間の設定を行うことが必要であるというものでございます。これを受けまして、各学校においてもガイドラインを策定し、日々の部活動に取り組んでいるところでございます。

こうした状況等も踏まえ、現状では部活動の後に行われるクラブチームの活動に対して、施設利用の減免措置は行われていないところでございます。

しかしながら、年々生徒数が減少傾向にある中で、部活動の数も減少し、部活動の中に生徒自身が希望するスポーツ競技の選択肢がない、これは議員も言われましたけれども、等の問題が生じていること、また、子供たちの特性を伸ばすといった観点からクラブチームでの指導を希望する生徒がいることも十分承知をいたしているところでございます。

また、クラブチームの活動は青少年の競技力の向上やスポーツの振興を初め、青少年の健全育成、子育て支援などに大きく貢献をいただいていることも認識をいたしておりますので、今後、市長部局とも協議をする中で、減免について前向きに検討してまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（野々下昌文君） 2番堀 景君。

○2番（堀 景君） その言葉を聞いて安心しました。ありがとうございます。ぜひ減免に向けて努力していただきたいと思います。

続きまして、4の観光振興対策ですが、（1）の自然や戦争遺跡を生かした観光についてです。西地区の観光を考えていくときに、やはり咸陽島を中心とした施策になると思います。咸陽島、大島公園、一宮鹽竈神社、宇須々木の戦争遺跡、そして、藻津につながる砂浜まで、こう続くラインと鶴来島の砲台跡、母島のあこの木や、弘瀬の三浦家の墓、そして、荒木初子さんの生家とか、もちろん青く澄んだ海、いろいろとアピールできるものがありますが、観光のメインとして対策をどのようにお考えになるのか、市長のお考えをお聞かせください。

○議長（野々下昌文君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをさせていただきたいと思いますが、通告内容と少しずれていますので、答弁、もしずれたら御容赦を願いたいと思います。

観光のメインということでございますが、観光のメインというよりも、広くかなりの数を言われましたので、メインということよりも観光に資するようなそれぞれのところというふうに理解をしているところでございます。

咸陽島を含めまして、この周辺地域は魅力のある観光資源と認識をしております。いろんなところを今言っていたいただきましたけど、ちょっと多岐にわたっていたのであれですけど、それぞれすばらしいものだというふうに認識をしております。

そういった形の中で、咸陽島公園や大島桜公園などの整備を進めさせていただいているところでもございます。ゴールデンウィークには咸陽島公園には多くの観光客が訪れ、キャンプでにぎわったとの報告も受けておりますので、今後も観光資源としての磨き上げを行いまして、積極的に活用をしてまいりたいと考えております。

また、サイクリングコースとしての適正も高いと考えておまして、本年度、大島桜公園内を通り抜けできるサイクリングロードを整備する予定でございます。

次に、観光振興における宇須々木の戦争遺産の活用でございますが、現在、教育委員会部局におきまして、宇須々木の戦争遺跡を平和学習教材としての活用が進められておりますが、観光資源としての活用は十分にはできていない、そういう状況でもございます。全国的には平和学習観光ルートとしての開発が行われている自治体もございますので、本市の戦争遺跡が魅力的な観光資源となり得るかどうか、その活用を広く検討してまいりたいというふうに考えてい

るところでございます。

以上でございます。

○議長（野々下昌文君） 2番堀 景君。

○2番（堀 景君） ありがとうございます。私も宿毛市街歩きガイドの会員の一員でもありますので、いろいろその中でガイドが必要だと思われるときはどんどん利用もして、活用していただきたいと思います。

体験型観光の推進についてですが、宿毛市では観光協会とも協力して、体験型観光の推進策を考えているようですが、その中身を具体的に教えていただきたいと思います。

○議長（野々下昌文君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをさせていただきます。

本市の体験型観光につきまして、観光協会ではロードバイク等のレンタサイクル、手ぶらでフィッシングやバーベキューができるメニューなどがございます。昨年度、県の補助事業を活用し、釣りざおなどのフィッシング用品やスタンドアップパドルボードなどのマリレジャー用品を整備し、体験型観光メニューの強化を図ったところでございます。

また、レンタサイクルといたしまして、電動アシストつきマウンテンバイク、こちらEバイクでございますが、こちらの導入も図り、本市の自然を満喫していただけるような取り組みを現在行っているところでございます。

以上です。

○議長（野々下昌文君） 2番堀 景君。

○2番（堀 景君） いろいろ楽しめる事業を計画しているようですが、何かどれも周知されていないといたら失礼ですね、入ってきていない、自分たちには余り深く知らされていないところもたくさんありますので、どんどん周知できるように広げていってほしいとは思っています。

次に、5の空き家対策について、空き家がどんどんふえています。片島におきましても、中心街はもう2軒に1軒ぐらひは空き家となっています。昔にぎわった姿は今ではもう見る影もない状況であります。人口減少対策と重なるかもしれませんが、空き家対策について宿毛市の取り組みを教えてくださいたいと思います。

○議長（野々下昌文君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをさせていただきます。

その前に、先ほどの前段の質問の中で、なかなか現在のいろんな観光メニューが周知がまだまだというところもございましたので、その点について現在の取り組みを少し御紹介をさせていただきます。

観光メニューの周知につきましては、現状では幡多広域観光協議会が作成したパンフレットや、それから、高知県観光コンベンション協会作成の龍馬パスポート、それから、パンフレット。また、今月号のホットこうちでは6ページにわたる宿毛市の特集が行われまして、私自身もEバイクに乗ってPRをさせていただいたということで記事を書かせていただいております。

また、インターネットにおきましては、高知県作成のリョーマの休日、自然体験キャンペーンのホームページや宿毛市観光協会のホームページに記事を掲載し、広報を行っているところでございます。

また、SNSを使って、随時発信もさせていただいているところでもございます。

本年度につきましては、幡多広域観光協議会が地元の子供たちやその家族にも幡多の観光を知っていただくよう、幡多の体験ガイドブックを幡多地域の小中学校に配布する、そういった予定でもございます。

さらに、宿毛市観光びらきにおきまして、Eバイクを使ったサイクリングツアーを実施する

など、実際に乗って楽しんでいただく取り組みを周知を図っているところがございます。今後もパンフレットやインターネットで広報だけではなく、実際に触れていただく機会をふやすなど、より多くの方々に利用していただくようにつなげていくPRを図っていきたいというふうに考えております。

でき得る限り今やっておりますが、まだまだ知らないということがございます。しっかりと広報に努めてまいりたいというふうに考えているところがございます。

それでは、空き家対策についてでございます。

議員も御指摘されたように、近年、本市におきましても、人口減少や社会的ニーズの変化等に伴いまして、空き家が増加しております。それが事実でございます。空き家の中には、地域の活性化につながる有効な資産となる空き家がある一方で、適正な管理が行われていないものは安全性の低下や公衆衛生の悪化など、さまざまな問題を発生させまして、地域住民の生活環境に深刻な影響を及ぼすことも危惧されております。

危険空き家につきましては、周辺的生活環境に悪影響を及ぼさないよう、適正な管理に努めていただくため、所有者等を特定し、現状をお知らせし、適正管理に係る依頼や相談を行うとともに、取り壊しに関する補助金や解体業者の情報提供などを行っているのが今の現状でございます。

一方、空き家の活用につきましては、空き家バンク制度を設けまして、空き家等に関する情報を広く発信することにより、地域の環境保全や活性化、人口増加に向けて取り組んでいるところでございます。

空き家バンクへの登録につきましては広報等に掲載するとともに、空き家提供についてのチラシを市内の空き家にポスティングを行いまし

て、これは帰ってきたときに見てもらおうということでポスティングを行っております。

また、送付先が市外の方の固定資産税の納付書にチラシを同封するなど、利活用可能な空き家の掘り起こしを行い、登録物件の増加に努めているところでございます。

なお、移住者へ空き家を貸していただける所有者につきましては、移住のために行う空き家の改修費用について、その費用の一部を助成する補助制度を創設し、本市への移住及び定住の促進に向け取り組んでいるところでもございます。

以上のような取り組みをしているところでございます。

以上でございます。

○議長（野々下昌文君） 2番堀 景君。

○2番（堀 景君） 空き家対策も本当に地域と協力し合って行われればどんどん進んでいくのではないかなというふうにも思います。

続きまして、6の環境対策についてですが、宿毛でお花おもてなし事業についてですが、本事業の内容と周知の仕方、申請状況をお聞かせください。

○議長（野々下昌文君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをいたします。

宿毛でお花おもてなし事業についてでございますが、本事業は、地域住民等が行う自発的な環境美化活動の一部を支援し、環境美化意識の高揚を図るとともに、草花を植栽し、明るくきれいなまちづくりや観光振興に寄与することを目的に、昨年8月より取り組みを進めてきているところでございます。

内容は、自治会、老人クラブ、その他の市内を活動拠点とする3人以上の団体が市道の植え込み等の公共性があり、かつ管理者、または、所有者の承諾が得られている場所に植える草花の苗や肥料等の購入に係る経費や活動に必要な

ごみ袋の提供などを支援するものとなっております。そういった内容となっております。

周知方法は、広報やホームページ等での周知に加えまして、特に、本市が草花の植栽に力を入れている宿毛駅前の市道桜町藻津線は各店舗に対し事業説明を行ってまいったところがございます。かなり協力を今いただいているところでございます。

また、これまでの申請件数は平成30年度は7団体、令和元年度はこれまで12団体の申請をいただいているところがございます。このような事業となっております。

何とか宿毛市の道を走っていると、周りに草花が目に入ってくる、そういった地域にしたいという思いで進めている事業でございます。

以上でございます。

○議長（野々下昌文君） 2番堀 景君。

○2番（堀 景君） ボランティア参加型といえますか、ボランティアの輪を広げる施策としてすばらしい企画だとは思いますが。地区長連合会であるとか、地区長さんにもお願いをしたりとか、もっとどんどんどんどん広げていってもらえたらうれしいです。また、先ほどお昼に私、片島のほうに帰りましたが、今市長の言われるようなお店の前にいろいろ花があり、名前も看板があって、名前もどここのお店の名前もありましたが、はなちゃんの絵もあったりして、すごい何か親しみが持てるようなこういう企画でしたので、どんどん広げていってほしいと思いました。

次に、清掃ボランティア支援事業についてですが、これも先ほどと同様ですね、事業内容、周知の仕方、申請状況をお聞かせください。

○議長（野々下昌文君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをいたします。

清掃ボランティア支援事業につきましては、本年2月より、地域住民の皆様が行う自発的な

環境美化活動を支援し、明るく、きれいなまちづくりを実現することを目的とし、道路や公園などの市内の公共場所において、清掃活動をされますボランティアの希望者に公共用のごみ袋を提供し、当市の指定場所で回収をさせていただき、そういった事業の内容となっております。

本事業の周知方法は広報、ホームページを初め、地区長連合会の総会におきまして御説明をさせていただいております。

これまでの申請件数は6件、約30名の申請をいただいておりますが、申請いただいた方々以外でも自主的に環境美化活動に取り組んでいただいている方も多くおられまして、その方々に対しましても、公共用のごみ袋を提供し、ボランティアで活動をしていただいているところでございます。

以上でございます。

○議長（野々下昌文君） 2番堀 景君。

○2番（堀 景君） 私もよく片島の町でごみを拾い、ほかのたくさんの方がごみを拾っているところも見かけます。ちょっとここに、これはクリーンデイのときに使ったごみ袋を持ってきました。公共用のごみ袋、こんなに大きいですよ。これを持ってごみを拾いにいくのもなかなか大変なわけですが、例えば、スーパーのレジのごみ袋、これぐらいがちょうどぐらいかなと思うのですが、市のほうで用意していただいている、ここにはなちゃんの絵を描いたものがあったりしたら、市民も持っていきやすいんじゃないかなと思いますが、これにごみを入れまして、拾ってきたごみをこれも一緒に渡して、このごみを大きなごみ袋に移動して、この袋はまた再利用するといったような、そういう自分がちょっと思いついたことなんですけど、こういうふうな形でしたら、ごみ拾い隊がもっともっとふえていくんじゃないかなというふうに思いますので、これは自分の思いですので市長の答弁

は要りませんが、そういうふうな形で思ったりするところです。

これで、私の質問も終わりますが、いろいろ初めてで、本当に緊張もして、通告もしていなかったこともありますが、またこれからもよろしくをお願いします。

ありがとうございました。

○議長（野々下昌文君） お諮りいたします。

本日の会議はこの程度にとどめ、延会いたしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（野々下昌文君） 御異議なしと認めます。

よって、本日はこれにて延会することに決しました。

本日は、これにて延会いたします。

午後 3時47分 延会

令和元年
第2回宿毛市議会定例会会議録第4号

1 議事日程

第9日（令和元年6月26日 水曜日）

午前10時 開議

第1 一般質問

第2 議案第1号から議案第16号まで

----- . . ----- . . -----

2 本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問

日程第2 議案第1号から議案第16号まで

----- . . ----- . . -----

3 出席議員（14名）

1番 今 城 隆 君	2番 堀 景 君
3番 三 木 健 正 君	4番 川 田 栄 子 君
5番 川 村 三千代 君	6番 山 岡 力 君
7番 高 倉 真 弓 君	8番 山 上 庄 一 君
9番 山 戸 寛 君	10番 岡 崎 利 久 君
11番 野々下 昌 文 君	12番 松 浦 英 夫 君
13番 寺 田 公 一 君	14番 濱 田 陸 紀 君

----- . . ----- . . -----

4 欠席議員

な し

----- . . ----- . . -----

5 事務局職員出席者

事務局 長	朝比奈 淳 司 君
次長兼庶務係長 兼調査係長	奈 良 和 美 君
議 事 係 長	宮 本 誉 子 君

----- . . ----- . . -----

6 出席要求による出席者

市 長	中 平 富 宏 君
副 市 長	岩 本 昌 彦 君
企 画 課 長	黒 田 厚 君
総 務 課 長	河 原 敏 郎 君
危機管理課長	岩 本 敬 二 君

市民課長	沢田美保君
税務課長	山岡敏樹君
会計管理者兼 会計課長	佐藤恵介君
健康推進課長	和田克哉君
長寿政策課長	桑原一君
環境課長	岡本武君
人権推進課長	谷本裕子君
産業振興課長	谷本和哉君
商工観光課長	上村秀生君
土木課長	川島義之君
都市建設課長	小島裕史君
福祉事務所長	河原志加子君
水道課長	平井建一君
教育長	出口君男君
教育次長兼 学校教育課長	中山佳久君
生涯学習課長 兼宿毛文教 センター所長	楠目健一君
学校給食 センター所長	山戸達朗君
農業委員会 事務局長	岩田明仁君
選挙管理委員会 事務局長	児島厚臣君

----- . . . ----- . . . -----

午前10時01分 開議

○議長（野々下昌文君） これより本日の会議を開きます。

この際、諸般の報告をいたします。

本日までに請願1件、及び陳情3件を受理いたしました。

よって、お手元に配付してあります請願文書表及び陳情文書表のとおり、所管の常任委員会へ付託いたします。

地方自治法第180条第2項の規定による市長の専決処分の報告につきましては、お手元に配付してありであります。

今期定例会に提案されております議案第9号につきましては、内容に一部誤りがありました。よって、市長より正誤表が提出されておりますので、お手元に配付いたしました。

以上で、諸般の報告を終わります。

日程第1「一般質問」を行います。

順次発言を許します。

14番濱田陸紀君。

○14番（濱田陸紀君） 14番、一般質問をいたします。

街の活性化について。市道水道線の用水路について。

水道通りの街区を流れている水路環境について、住民から水路の水が流れていないとか、またとまっているからくさいとか、いろいろな苦情が、時々出ます。それは、雨が降ったときに水門をとめているからでございます。そのため、地元で水が常時流れる環境をつくりたいが、大き目の雨が降るたびに、水門をとめなければならず、管理が非常に大変である。市として、何とか協力できないか、お伺いします。

○議長（野々下昌文君） 市長。

○市長（中平富宏君） おはようございます。濱田議員の一般質問にお答えをさせていただきます。

きます。

水道通りなどの市街地の水路につきましては、住宅密集地で勾配がほとんどないことから、現状として、家庭からの雑排水が流入し、滞留するなど、環境衛生上の問題があることは、認識をしているところでございます。

このことについては、以前より住民の皆様に、公共下水道への接続の御協力をお願いしているところでもありまして、今後も引き続き、加入促進に努めてまいりたいと考えているところでございます。

質問の、市道水道線沿いの用水路に、農繁期以外に大量の水を流すことで、必要になる水量調整などの日常的な管理について、市のほうで支援できないかということでございますが、水量調整などの日常管理に関して、支援を行うことは難しいというところであります。

以上でございます。

○議長（野々下昌文君） 14番濱田陸紀君。

○14番（濱田陸紀君） 再質問いたします。

この水門の開け閉めは、大体、農繁期のときだけ水利組合がやっていたようなわけで、あとは水道の区長がやっていたわけでございます。しかし、年のため、水門の開け閉めがちょっと難しいというので、去年、おとしですか、やめてしまったわけでございますけれども。

これは通告外になりますけれども、市長、構いませんか、電動のこと。読ませていただきます。後でいかなければ、切ってください。

○議長（野々下昌文君） 濱田議員に申し上げます。

通告書どおり質問してください。

○14番（濱田陸紀君） いや、言葉の中で出るぐらいなので、それは構わないのではないかと、私は思っている。

○議長（野々下昌文君） 通告書どおりに質問してください。

○14番(濱田陸紀君) わかりました。

市のほうではできないということでございましたけれども、民間では、今まで20年間やっているわけです。それで、市のほうでできないと。まちの安全ということを考えているのかと、そういうように思ってくるわけでございます。

仮に、水門から、一時でも早く水門をとめれば、まちが水没しないというときもあったわけでございます。

そして、平成7年8月ですか、一応、そのときも大量の雨が降り、街区はほとんど浸水状態になりました。それは、上町地区から水道地区の、沢田医院などは、診療するところが水浸しで、診療ができないようなこともありました。

それで、できれば、私たちもできる範囲は、今は年がちょっと行き過ぎて、なかなか昔のような機転はききませんけれども、できれば私たちも、まちを水害から守ろうという気持ちは、普通の人以上にあるつもりでおります。

しかし、市のほうが、全然協力してくれないということになれば、一斉清掃のときもそうですが、まちは今、真丁通りなんか御存じのとおり、私より若い者が、全体で6人しかおりません。そして、側溝のふたなんかは、600メートルあります。それを全部、二、三十キロあるようなふたを、担ぎ上げてやれと言っても、私なんかも隣、その隣と、四、五件分はやりましたけれども、なかなか街なんかの協力なくしてはできないような状態でございます。

しかし、へドロを取らないと、また、溝が詰まり、例えば真丁のますやなんかの裏のあたりが、大雨の後、いつもつかっているような状態です。そして、トイレの水をくみ出してくれとか何とか、いろいろきますけれども、これは市の業務ではないので、おたくがくんでくれなにかというような話も、私なんか時々していました。

そういうような状態で、市のほうは全然タッチできないというような、そういう返答はないと思うんです。

やはり、水というものは、いつ何時、雨というものは降ってくるかわからないと。それで、市のほうも、できるだけの援助はしていただきたいと、そう私は思うんですけれども、市長は、それは全然できないということですか。もう一度、答弁をお願いします。

○議長(野々下昌文君) 市長。

○市長(中平富宏君) 質問の内容が、ちょっと理解できませんので、反問権を使わせていただきます。

通告外であるということで、通告外については、質問を受けれないということで、これは議長の指示があったというふうに思います。

私たちが通告を受けているのは、要するに水路に水が流れてなくて、においや蚊が発生するので、環境衛生上、問題があるので、水量の調節などを市にしてもらえませんかという話で、それについては、なかなかできませんといったら、なぜか、命の危険があるのではという話で、災害の話になっています。

通告と全く違う話になっていますし、質問の趣旨が全く見えないのですが、その点について、整理をしていただきたいと思います。

○議長(野々下昌文君) 宿毛市議会は通告制をとっていますので、きちっと通告をしたとおりに質問をお願いをいたします。

14番濱田陸紀君。

○14番(濱田陸紀君) いや、それはわかっているけれども、話の途中で出てくるようなことでございますので、聞き取りのときにはしてまいりましたけれども、水門をつけてくれという話もしましたけれども、それを私のほうは出してなかったんです。それで、1,000万以上するから、そんなときは無理だからというの

で、私のほうが引っ込めたような次第でございますけれども。

話の途中で出してもというような気持ちでやりました。まことに済みませんでした。

○議長（野々下昌文君） 市長。

○市長（中平富宏君） 濱田議員の質問に対するの答弁をさせていただきます。

私たちは環境衛生上、蚊とかが発生するので水門の調整をしてくださいということで、水を流してくださいというお話で通告を受けて、質問を受けました。

そのことに関しましては、市としては、水門調整に関しては、今のところ、市としてやるのはちょっと難しいというお話をさせていただいて、それに対して、濱田議員のほうから、災害で、命を守るのかというお話をされていますので、それは、そのことに対するの答弁ではありませんので、御理解願いたいと思います。

そのことについては、私たちは通告を受けておりませんので、そのことに対するの答弁ではございません。

以上でございます。

○議長（野々下昌文君） もう一度、申し上げます。

通告順に質問をお願いいたします。

14番濱田陸紀君。

○14番（濱田陸紀君） 再質問をいたします。

一応、溝というものは、常備に水を出してもらわなければ、夏場になればボウフラが大量に発生して、まちの中は、夜なんか、飲みに来る人が、濱田さん、これは何ですかという話がありまして、どうしたんですかと言ったら、手を一生懸命たたいているんです。蚊がまちの中におるとするのは、珍しいですねと。

しかし、私は、何年も水が、これは水道区の話ですけども、真丁区なんかは2年以上前からとまっています。そして、それは市のほうが、

水道の、下水道工事じゃなくて、水路工事があるときに、水道の道路を通っている暗渠をふさいでしまったわけです。そして、その後、私がちょうど3日ぐらいよそに行っていた間に、ふさいだ暗渠の中で水が流れんから、そのとき、ちょうど沖本市長が来てて、これはこうこうなっているがどうしたんですかと。尋ねますと、済みません、間違えてふさぎましたと。そして、業者の方も謝りにきまして、2年以内に暗渠を直すから、許してくださいというようなことで、それは水道の皆さんも、皆知っています。

そういうような状態でも、皆さん文句を言わず、水が流れなくてボウフラがわいても、こらえているというような忍耐力も持っておりました。

しかし、私も再三再四言われますので、この際、電動化の話をしたと思い、つい出してしまいました。

しかし、これは通告外でございますので、答える必要はございません。

それから、2番目として、今年の春先、選挙前ですけども、まちのいろいろなところを回ってみました。そうすると、大体、私に問いかけるのは、道路が悪い、水たまりがたくさんできる。何とかこれは是正できないかというような話でございました。

しかし、道路が悪いは今始まったことではございません。真丁の下水道工事からこちら、ずっと水たまりができっ放しで、やはりこの上にコンクリートじゃなくて、補修をしてもらったわけですけども、それも大体、半年に1回ぐらいやらなければ、地面が沈下します。そしてまた、水たまりができます。

ほかのまちと比べてみても、それは少し市のほうも怠慢じゃないかなと。一応、市のほうには、皆さん連絡しているそうですが、なかなかやってくれないと。そのかわり、雨ふりなんか、

この間も大きなけんかをしているから、どうしたんだろうと思ったら、軽自動車の水たまりを走ったと。そしたら、酒を飲みに行く人のズボンに水を散らされ、困っているということで、けんかにはなりませんでしたが、クリーニング代を払わされたというようなことも、私も目撃しております。

そういうようなこともありまして、できる限り、市のほうでも悪路の見回りと言っちゃあ悪いですが、確かに真丁なんか、四、五十メートルおきにずっと下がっています。本町からも言われました。

いろいろなところでそれは言われております。市長も、できればまちを見て、ああ、こういうところは予算もつけなければならぬなというようなことがあってしかるべきではないかと、私は思いますが、この悪路について、市長の答弁をお願いします。

○議長（野々下昌文君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをさせていただきます。

市長も見にいったらどうかとか、市の怠慢ではないかという、手厳しいお話がありました。

ぜひ、そういったお声を、また市の担当課のほうにも、議員のほうからも届けていただいて、できるだけ市としても把握に努めていきたいというふうに思っているところでございます。

そういった思いも込めて、答弁のほうを、少しさせていただきたいと思えます。

宿毛市の市道といたしましては、787路線です。787路線、総延長で約380キロあります。

そういった状況でありまして、多数の路線を管理していることもありまして、さまざまところで老朽化に伴う舗装の穴やひび割れが生じていることは承知しているところでございます。

こうした状況に対して、毎年、限られた予算

であります。近年は、私、市長就任後は、予算を増額させていただいております。

そういった中で、当然、議会の皆様方にもそれをお示しし、議決をいただいているところがございますが、そういう中で、部分的な対策を中心に、補修工事を実施し、市道の維持管理に努めているところでございます。

市道の点検につきましては、基本的に職員のパトロールのほか、地域住民等の通報や要望により、そしてまた、議員の皆様方からの情報によりまして、職員が現地を確認することで、状況把握をしているところでございます。

この点検結果から、舗装等に異常が確認された場合、ごく小規模なものは、職員による簡易補修を行うこともあります。基本的には、道路維持工事の契約を締結している業者に指示をいたしまして、補修を実施しているところでございます。

しかしながら、市道は路線数と、それから長さとも課題であることに加えまして、舗装補修というものは、工場にてアスファルトを一定量以上製造する、そういった必要がありまして、1カ所ずつの施工ができないために、おくれが生じることもあるかと、そのように思いますが、御理解を願いたいというふうに考えているところでございます。

なお、市道認定されていない生活道等につきましては、地元負担金をいただき、補修を行っておりますが、小規模なものについては、市からの材料支給により、対応していただいている、そういった場合もございます。

そういった場合も含めて、本当に地元の方々にお世話になっているところでございます。特に市道の場合、議員も当然、御存じだとは思いますが、地域をまとめていただいている、特に地区長さんのほうにお話をさせていただく中で、どこがその地区として最優先的にやっていた

きたい場所なのか、そういったのを担当課としてしっかりと話をさせていただいて、全てはできませんので、そういったところからやっているところでございます。

逆に言うと、言い方は悪いかもしれませんが、一人一人の御意見で、その場所を直しているような状況ではありません。優先順位をつけてやっているということも、十分に御理解していただきたいというふうに思っているところでございます。

今後、市道等の道路の維持管理に尽力してまいりますので、皆様の御協力を何よりも必要としております。よろしく願いをいたしまして、答弁にかえさせていただきたいと思えます。

以上です。

○議長（野々下昌文君） 14番濱田陸紀君。

○14番（濱田陸紀君） 栄喜の道ですが、私が思うのには、市道ではないのではないだろうかとは思ったんですけれども、向こうが市道と言うから。

栄喜に入ると、喫茶店がありまして、喫茶店のところの左に入っていく道ですが、これはもうがたがたになって、確かにブルドーザーでないと入りにくいような道でした。

それで、これは市のほうに連絡してますかと。これは去年の7月8日の豪雨のとき以前からなっていたそうですが、豪雨のときに、またセメントが剥げて、地区の人も、泥を入れたりして、多少は直したんです。そういう話でしたけれども、市のほうへは連絡していますかと聞いたら、していますと。そして、これは市道ですか、生活道ではありませんかといったら、市道になっていますというて。ちょっと市道には狭いような気もするんですけど。

市道と言うから市道で、私は受けておりましたけれども。

その道なんか、普通のあれではなかなか、

もうでこぼこ道で、ちょっとあれじゃないかな。

去年の7月8日が済んだ後、連絡しているというのだから、担当のほうも、そこへ一度、見回りに行っていたらいいかと、私はそのように思っております。

私が選挙に行ったときに、まだ道は悪かったです。去年の7月豪雨の後に報告はしてますと、区長にも言っていますという話でしたが、余りにもちぐはぐになっているから。

そういうことで、去年の7月に、一応、報告している。まだ来てくれないというのは、3月のときにちょっと、怠慢なんじゃないだろうか、そのように私も思いましたから、今回、取り上げていったわけでございます。

○議長（野々下昌文君） 市長。

○市長（中平富宏君） 市長、お答えをさせていただきます。

質問になってないような気もいたしますが。

昨年7月豪雨の際に、当然、市役所の職員も何度も現地に行っていますし、私自身も場所わかります。左側、通行どめにもなったところ、土砂崩れになって。

それから、濱田議員、御存じですか。あそこは川自体も、上に水があふれた、そういったところでございまして、そのときにも道路がかなりやられていた、そういったことでございます。

また、災害後は、現地のあたりのごみを、あそこの旧栄喜小学校のグラウンドに置かせていただいたということもあって、あそこには頻繁に職員が行っていたところでございます。

当然、その後も、現地には行っているはずですが、ただ、申しわけございませんが、通告を受けておりませんので、細かいことに関しては、ここでの答弁は避けさせていただきたいと思えます。

以上でございます。

○議長（野々下昌文君） 濱田議員、再度申し

上げます。通告どおりの質問を、よろしくお願
いします。

○14番（濱田陸紀君） その道の話は聞き取
りのときに、これもしますよという話はしてい
る。

○議長（野々下昌文君） 通告を受けてない
ということです。

○14番（濱田陸紀君） 言葉にかえて、入れ
ております。

○議長（野々下昌文君） 通告、出てません
よ。

○14番（濱田陸紀君） 通告は出てないが、
俺はこれも質問するぞという話は、聞き取りの
ときはしている。

そしたら、用紙にでも書いて、通告用紙に書
いて、それを出すのか。

○議長（野々下昌文君） そうです。通告用紙
は、要旨を書いて出すんです。要旨を書いて出
すようになっています。

○14番（濱田陸紀君） 道のことを、とかい
うてあれすれば、私なんかはいいいんじゃないか。

○議長（野々下昌文君） 休憩いたします。

午前10時26分 休憩

午前10時41分 再開

○議長（野々下昌文君） 休憩前に引き続き、
会議を開きます。

14番濱田陸紀君。

○14番（濱田陸紀君） 3番、市道桜町沖須
賀線の拡幅について。

宿毛小学校から沖須賀に至る道路、市道桜町
沖須賀線は、地震発生時の津波から市街地
の方々の、高台までの避難するための重要な道路
であります。

津波から、市街地の方々の高台までの避難を
スムーズにするため、現在のこの道路の一部の
区間においては、道路幅が4メートル程度しか

ない、非常に狭い区間でもあり、車両のすれ違
いが困難であったり、交差点付近では見通しが
悪く、事故も発生している状態でございます。

また、この道路の沿道には、老朽化した家屋
も隣接しているため、地震発生時の揺れを考え
ると、家屋が倒壊するのではないかと、そのよ
うに思われます。

このようなことから、以前から道路の拡幅計
画があると思いますが、今路線の拡幅について、
どのように考えているか、市長の見解をお願い
いたします。

○議長（野々下昌文君） 市長。

○市長（中平富宏君） 濱田議員の一般質問に
お答えをさせていただきます。

宿毛小学校から沖須賀地区に向ける市道桜町
沖須賀線につきましては、都市計画道路に位置
づけておりまして、街路としての機能に加え、
南海トラフ地震等の大規模な災害時においては、
町中から市街地北部の高台へ避難する経路の一
つとして、大切な路線でございます。

ただし、当該線以外にも、早急に進めなけれ
ばならない防災関連事業が多くある現状の中、
事業の優先順位や市の財政状況を考え、検討し
てまいりました。

その中でも、特に宿毛小学校から水道線まで
の区間については、道路を拡幅し、今まで整備
を進めてきた水道線と接続させることで、有益
な町中からの避難経路となると考えております。

また、この区間の事業化について検討をする
ため、本年度、概略設計費を予算化しておりま
して、予算計上して、濱田議員のほうにも議決
というか、認めていただいたものでございます。

以上でございます。

○議長（野々下昌文君） 14番濱田陸紀君。

○14番（濱田陸紀君） 水道までという予定
になっておりますけれども、水道の角にある、
みやおの昔の魚屋の家、あれなんか築90年以

上で、土台から柱が離れている状態です。

これも、ちょっと大きい、震度6程度の地震では、崩壊するのではないだろうかというよう
なうわさも、専門家の人から聞いております
が、やはり、でき得れば、そういうところも計
画に入れていただければと思いますけれど、
予算の関係上、それはなかなか難しいというの
であれば、また次回ということも仕方がないと
思います。

必ず崩壊するというような状態です。何本か
は、土台に柱がついていないようなところあり
ます。そういうようなところもありますし、幅
も4メートルぐらいのところがございますので、
でき得ればそういうようなところも管理してい
ただきたい、そのように思っております。

○議長（野々下昌文君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをさせていただきます。

道路の拡幅のお話で、質問を受けておしまし
た。

先ほどの濱田議員のお話は、家が老朽化して
いて、地震発生時に崩壊する危険性があるとい
うふうに、専門家に言われたというお話でござ
います。

その家の所有者の方もわかっておられると思
いますので、そういった方と、ぜひ相談を、場
合によっては市も受けますので、相談をさせて
いただく中で、何らかの対策はないのか、講じ
てまいらなければいけない話なのかなと思っ
ております。

内容としては、老朽化家屋であるとか、また
そこに住んでなければ、空き家対策であるとか、
そういったような制度を使いながら、やってい
くお話だというふうに考えました。

以上です。

詳細についての事前のお話がありませんので、
この程度の答弁になりますが、御容赦願いたい

と思います。

○議長（野々下昌文君） 14番濱田陸紀君。

○14番（濱田陸紀君） それからも一つ、
4番目として、真丁地区の水路について。

今はなかなか水が、全部の水路に張りめぐら
せているというわけではありません。途中、い
ろんなところで、乾いたところもあったり、な
ぜこういふようになったかといえば、水道の工
事ときに、水道と真丁との道路の暗渠を潰し
てそのままにしており、水が入りにくいため、
乾いたり、水が少し流れたりというような状態
が続いております。

しかし、真丁の方が、全然水が通っておりま
せん。それで、水でちょっとぬれたとき、家庭
排水なんかとまざって、変なおいがするとい
うような苦情も、ときどき聞きますけれども、
なかなか全てを、市としても直すわけにはいか
ないでしょうというような話も、私も地区の人
なんかにもしております。

しかし、確かにドブが乾くときには、変にお
いがして、確かに普通の人なんかだったら、
ああ、こんなところは。というような状態にな
ると、私はそのように思っております。

ほかの人が住んでいるところは、水路が余り
ないと、小さな水路のところだったら、そうい
うようなにおいが出ない思うんですけれども、
やはり真丁は310メートル、長さがあるわけ
です。それで、南側と北側と、両方の溝に行き
渡るといえば、大分、水位を高くしなければな
らないというようなわけでございますけれども、
これはやはり、一斉清掃でも、私を入れて7人
ぐらいですか。男の人が出て、やってくれたよ
うなわけでございますけれども。

水路のふたをあけられない。例えば、それが
20キロから30キロ、水路のふたがあると。
それを持ち上げるには、80過ぎたおばあちゃ
んなんかでは、なかなかそれはよう持ち上げま

せん。しかし、一斉清掃だからといって、私も六、七軒のところを、ふたを持ち上げたわけですが、いまだに腰のところ、耕したわけではないのに、また痛くて仕方がないような状態でございます。

こういうようなところは、やはりまちの活性化のためとか、いろいろと条件はあるでしょうが、市として、そういうようなところ、ふたをボルトでしめているところもあるんです。それは、道具ありませんから、真丁ではあけられないということでございます。

そういうようなことを加味して、市のほうでも、何か手伝っていただけることがあれば、何か協力していただきたいと、そのように思っております。

○議長（野々下昌文君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをさせていただきます。

このことについても、通告のときに、要旨で聞いていたことから、かなり外れた話の中に出てきますので、どこまで答弁できるかあれですが、できるだけ答弁をさせていただきたいと思っております。

真丁地区への水の流入がなくなった大きな要因は、水路を改修したことによりまして、水道線の用水路の流れがよくなり、水位が低下したことだと考えております。

そのため、試験的に用水路に仕切りを設けまして、水位を上げることで、沿線に水を導けないかというふうに、検討をしてまいりたいと考えております。

それから、においのお話ありました。これについては、先ほども御答弁させていただいたように、家庭排水につきましては、公共下水道への接続の御協力を、現在、お願いしているところでございます。ぜひ、地域をあげて、そういう取り組みもしていただきたいなというふう

にお願いをしたいところでございます。

それから、水路のふたのお話ありました。これは一斉清掃のときに、うちの環境課のほうからも、しっかりと区長さんとか、地区の代表の方々にお話をするようにということで、指示も出しておきましたが、どういった状況かというのを、一度調査をさせていただきました。昨年の豪雨の後に。

それで、やはり用水路の一つ一つをしっかりと清掃をしないといけないだろうという形の中で、今、議員おっしゃったような形の問題点も見えてきましたので、そういった形の中で、何か宿毛市が、自分たちでできないところで、例えばふたが、重機を使わないと上げることができないであるとか、さっき言われたように、特殊な工具を持ってしないと、グレーチングがのけられないとか、そういうふうなところがあれば、連絡をしていただいてということは、当市のほうからもお話をさせていただいている現状でございます。

以上でございます。

○議長（野々下昌文君） 14番濱田陸紀君。

○14番（濱田陸紀君） なかなか市のほうでも、難しいのではないだろうか。私の場合、皆さんが言ってくれというのは、ふたをあける力がないから、市の若い人を呼んでくれないかというような話も、多々出ておりました。

しかし、それはやはり、ちょっと無理ではないだろうか。市のほうが、金でもあれば、また人を雇ってくれるかもしれませんけれども、そういう予算もないとは思いますがというような冗談も言ってますけれども。

けれども、やはり、飲みに行くのに、蚊に刺されたいって、いやみですけども、そういつて私なんかも言われて。濱田さん、これ何とかありませんかというような話も、二、三聞いたことがあります。

そういうような状態でございますので、市のほうも一斉清掃のときには、なるべくいろいろなことを教えていただければ、またそれに合うたあれを、また市長のほうでも考えるとと思います。

そして、5番目として、旧町名の利用について。街区の呼び方について、真丁、上町といった旧町名に戻せないかという点について、以前から同僚議員が、同じ内容の質問をしておりましたが、街区の方々からは、この話をよく聞くので、再度、質問してくれとの要望でございました。

実際に選挙の受付名簿においても、旧真丁、旧本町といった形で分けられているように聞いておりますが、宿毛市中央何丁目といわれるよりも、真丁のどこそこ、本町のどこそこといったほうが、イメージがしやすく、また理解も早いと思います。

しかし、実際に中央から旧町名を変更すると、時間と予算を費やすこととなりますので、現実的には、中央という住居表示を変更することは、なかなか難しいのではないかと、私のほうも考えております。

しかし、街区の活性化を考える中で、住民からも、愛着のある旧町名を、もう一度、復活してくれないかという要望もありまして、このようなお伺いをしたわけでございます。

二十数年たつわけですか、今の中央になって。それでも、選挙のときなんか、私もそうですけれども、行ったら、どこですか、中央二丁目何とかとか、中央五丁目何とかといったら、それでわからないから聞いているんですって、女の人に言われまして、ああ、そうですかって。したら、もう一回、昔の町名に戻してくれるんですかというように、そこで冗談を言うたこともあましたけれども。

第一、受付している女の人も、余りよく知ら

ないような状態でございます、受付のもう一人の女の人が私の顔を見て、濱田さんは真丁の五丁目と言ってくれて、自分の本当の住所を言って、それでなおかつわからないというのは、これはなかなか難しいんだなど、私は直感しましたが。

通称名で構いませんから、市長、これは何とかならんものですか。町名変更。

○議長（野々下昌文君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをさせていただきますと思います。

通りの名前を聞くというふうに聞いていたものですから、ちょっと答弁ずれるかもしれませんが。

この旧町名の利用につきましては、平成30年12月定例会におきまして、寺田議員の一般質問で答弁をさせていただいているとおりでございます。

道路名に旧町名を取り入れることにつきましては、そういったお話を、議員されてたということですので、地域に親しみや愛着を感じるための一つの方法として、大変、効果があるものだというふうに、私自身も考えているところでございます。

一番身近な存在である既存市街地の方を初め、市民の皆様の御意見をいただきながら、検討もしていきたいというふうに思います。

議員もおっしゃられているように、全体をかえるというのは、非常に現在の状況では、難しいのではないかとこのように考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（野々下昌文君） 14番濱田陸紀君。

○14番（濱田陸紀君） 通称名にするならば、市長、余り金は要らないと思うんですよ。

だから、でき得れば、そういうような、皆さんが覚えやすい、愛着ある町並みにしていただ

きたいと、そのように思っております。

それから、6番目の学校の問題は、川田議員のほうで聞かせていただきましたので、この際、遠慮させていただきます。

一般質問を終わります。

○議長（野々下昌文君） この際、10分間休憩いたします。

午前10時53分 休憩

-----・-----・-----

午前11時09分 再開

○議長（野々下昌文君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

13番寺田公一君。

○13番（寺田公一君） 13番、一般質問をさせていただきます。

月曜日から始まった一般質問も、きょうで3日目、職員の皆さんも、また議長、大変お疲れでしょうが、私が最後になりますので、ぜひ簡潔な御答弁を、よろしく願いをいたします。

それでは、今回は、まず教育長のほうから質問をしていきたいと思っております。

教育行政についてということで、小中学生の交通安全教育の現状と課題ということをお聞きをいたします。

この交通安全、今回、何人かの議員が交通安全教育については、お聞きをしましたが、あえて、最後ですが、私も聞きたかったのは、ほとんど毎日、車に乗って移動することが多いわけですが、私も。

よく見かけるのが、小中学生の自転車の乗り方であったり、登下校の歩く状態であったりというのは、よく見かけます。

その中で、気になるのが、ヘルメットの着用の仕方。中学生はやはり、平日はしてないことも多いですし、高校生になったらやってない。小中学生を考えてみたら、もう少し指導が必要ではないか。

並列で移動している中学生、よく見かけますし、小学生も、横断歩道の手前で、渡るのか渡らないのかわからない、何かスタートダッシュの構えをして待っていたり、できるだけそういうところは、見かけると、徐行をしながら、また一度はとまりながら、移動はするわけですが、やはりそこらあたりの教育を、もう少しすべきではないかというふうに思いますが、これまでの答弁と重複するかもしれませんが、現状について、教育長にもう一度、お聞きをしたいというふうに思います。

○議長（野々下昌文君） 教育長。

○教育長（出口君男君） 教育長、おはようございます。13番、寺田議員の一般質問にお答え申し上げます。

小中学校における交通安全教育と課題ということで、御質問をいただきました。

小中学校で行われております交通安全教育につきましては、交通ルールや、自転車の乗り方やマナーなど、日常的に教職員が指導しているものや、危機管理課や宿毛警察署交通課の協力のもとで行われる、交通安全教室等がございます。

そうした取り組みによりまして、昨日もお答え申し上げましたけれども、宿毛市内の児童生徒の登下校時におけるヘルメットの着用率、これはほぼ100%ではないかというふうに認識をいたしております。

しかしながら、議員御指摘のように、その反面、学校を離れた休日等における、特に中学生なんですけれども、ヘルメットの着用率につきましては、登下校時に比べて、非常に低い状況があると。

それと、これも議員御指摘されたように、いわゆる自転車通学のあり方、基本的には狭い道路の中で、一列になってということなんですけれども、どうしても友達同士で話し合いしなが

ら通学や、下校をしたりとか、そういったことで、横に広がって通学をするケースについて、私も目にすることがございます。非常に危ないといったこともございますし、まさに自転車の乗り方、マナーの部分で、まだまだ十分でないというところもあろうかと思えます。

議員御承知のように、ことし4月に高知県において、高知県自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例が施行され、児童生徒の安全確保のために、家庭における児童等への自転車安全教育の実施が、努力義務として規定をされております。

まさに先ほど申し上げました、マナーという部分では、当然、学校現場においても、指導していくことではありますけれども、先ほど申し上げましたように、休日とか土日等については、特に家庭の責任において、しっかりと子供たちにそういうマナー、交通安全、それが、そのこと自身が、第三者に対しても、あるいは子供自身にとっても、安全であると、そういったことも含めて、御指導していただく必要があるのではないかなというふうにも考えております。

そういった意味合いからも、今後も学校と家庭が一体となって、安全教育を行える環境を整え、児童生徒の安全確保に取り組んでまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（野々下昌文君） 13番寺田公一君。

○13番（寺田公一君） 少し、再質問をさせていただきます。

確かに、教育委員会としては、しっかりと学校と連携をとりながら、また危機管理課、また警察署等とも協調しながら、安全教育をやっているというのはわかります。

ただ、実際に、教育長もわかっているように、登下校だけではなくて、ふだんの生活の中で、ヘルメットをかぶっていない子供たちも多くいま

すし、私服になれば、中学生、高校生の見きわめもなかなか難しいような状態では、あるにはあるんですが、ヘルメットをかぶっていない子供の数が、非常に多いという感じがいたします。

先日、私、愛媛県のほうに車で移動することがあって、ちょうど日曜日でしたけれども、中学生か高校生ぐらいの子供五、六人が自転車で移動しているところを見ました。横を通り過ぎたんですが。

しっかりとヘルメットをかぶって移動している。それも、宿毛市内でよく見かける白いヘルメットではなくて、今、サイクリングの人たちがやっているような、ちょっとおしゃれなというか、金銭的にもちょっと高いんだとは思いますが、そのようなヘルメットをかぶって移動をしていました。

小さいときからヘルメットに親しむということを考えれば、本当は幼児教育、自転車を乗り始める年齢が、今小学生になるまで、幼稚園児ぐらいのときから乗る練習をする家庭が多いので、そのようなところから、やはりヘルメットを着用、また家庭にもヘルメットのデザインであるとかというのは、こういう形のヘルメットがどうでしょうねというのを、保育園なり小学校なりから推奨していくということが、必要なのではないかと。

まさに、教育長も先ほど言われました、学校と教育委員会と家庭が一体になって進めていく。

学校がやる交通安全教室というのを、年度当初であったりとかというのときに、よく学校でもやっていると思うんですが、そこに保護者も入ってもら。安全教室を保護者とともに、子供たちにも聞いていただくというような取り組みが必要なんじゃないかというふうに思いますが、この部分について、教育長の御見解をお聞きをいたします。

○議長（野々下昌文君） 教育長。

○教育長（出口君男君） 教育長、13番議員の再質問にお答え申し上げます。

議員御指摘のとおり、ヘルメットの着用率が悪いという部分は確かにあろうかと思えます。

それから、先ほど御答弁申し上げましたけれども、土日等についても、小学生については、議員御指摘のように、丸いヘルメットでなしに、今のサイクリングロードをするようなヘルメットをかぶっている児童が多く見かけまして、私が知り得る限りは、小学生に関しては、土日祝日等も、ほぼ100%着用いただいているのではないかな。

学校については、昨日の御答弁でも申し上げましたけれども、校則で、登下校時については、規則で定めています。けれども、土日については、なかなか学校が管理をできないということもございまして、これは御家庭のほうで、ぜひとも御指導もいただかなきゃいけない。

それと、登下校時もそうなんですけれども、私、常に保護者の皆さんとの話をするときも、お話させていただくんですけれども、学校に行く際には、必ず家を出て行きます。家を出る段階で、当然、子供がどういう姿で学校に向かわれているかというのを、親御さんが当然承知されているので、もしその段階で気づいたら、親御さんが注意をする、指導をすると、そういうことも大事だと思います、ということで、保護者の方にもお願いをしていることでもございますけれども。

ただ、先ほど御指摘いただいたように、100%の着用率になっていないということは事実です。これは、市長のほうからも、御提案をいただいて、何とか着用率を上げるための手だてを考えていかなければならないのではないかと、宿毛市が策定をいたしております宿毛市自転車を活用したまちづくり計画、こういったものもございまして、ぜひともそうい

ったものも含めて、今後、市長と協議をして、子供たちの着用率が100%になるような手だてでは何かないか、そういったことを協議をして、取り組みを進めてまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（野々下昌文君） 13番寺田公一君。

○13番（寺田公一君） ぜひ、悲惨な事故に遭わない、また遭ったときに、命を守るヘルメットの着用というのを、ぜひ市として取り組んでいただきたいというふうに思います。

教育委員会に対する質問は、この程度にして、続いて同じ自転車というところでいえば、市長に次の、自転車を活用したまちづくりについて、お聞きをいたしたいと思えます。

この自転車を活用したまちづくり、今議会で2人か3人の議員の皆さんが質問いたしましたので、この部分についても、重複する部分があるとは思いますが、よろしくお願いをしたいと思います。

まず、市民への認知度についてということで、これは初日の松浦議員のところでも出ていました。やっぱり自転車、まだまだ、それこそ小中学生の乗り物、高校生になると、距離にはよりますが、バイク通学というのを、この近辺の高校、認めておりますので、そういう原動機付自転車、原付にかわる子供たちも、結構おります。

そういうところでありますが、自転車の認知度というのは、まだまだ低いんじゃないか。極端に言えば、市長の趣味の部分からまだ抜け出してないんじゃないかというふうに言う市民の方も、結構いるというふうに、私の耳にも入ってきますので、やはりもう少し、市民に対しての認知度、今はスポーツサイクルというか、スポーツバイクという言い方をするのもかもしれませんが、長距離を移動できる、変速機のついた

自転車、それこそコスチュームから全部そろえてやっている、趣味の段階の人に向けた自転車を活用したまちづくりというふうに捉えられているのではないかとこのように思います。

やはり、市民の協力、理解がなければ、この事業を、今よりも広く周知する、認知してもらうことにはならないんじゃないかというふうに思いますが、この市民への認知度についての取り組みについて、市長のお考えをお聞きをしたいというふうに思います。

○議長（野々下昌文君） 市長。

○市長（中平富宏君） 寺田議員の一般質問にお答えをさせていただきます。

自転車を活用したまちづくりにおきまして、市民への認知度が低いのではないかと御質問でございます。

本市におきましては、平成29年度からロードバイクのレンタル事業の実施や、東京オリンピック・パラリンピック競技大会の開催に向けた、オランダとのホストタウン事業の一環といたしまして、女子ロードレース代表選手の事前合宿や、市民の皆様との交流事業などを実施してまいりました。

現在では、オランダ応援団の募集や、市広報誌におきまして、オランダの人々との文化交流の記事を掲載するなど、自転車の活用を通じたまちづくりを、市民の皆様にお知らせもしているところでございます。

玄関を入ったところに、オレンジの旗も掲げさせていただいて、宿毛市はオランダを応援していますよということを、告知もさせていただいているところでございます。

また、平成30年度には、本年度からを計画期間とした、宿毛市自転車を活用したまちづくり計画を策定いたしました。今後は、この計画の基本方針に沿って、暮らし、環境、交通、観光、コミュニケーションの分野で、さまざまな

取り組みを実施することとしておりまして、そうした取り組みを通じまして、より多くの市民の皆様、自転車を活用したまちづくりを知っていただけるのではないかと考えているところでございます。

まちづくりは、市民の皆様の御理解、御協力を得る中で、進めていくものでございますので、議員のおっしゃるとおりでございますので、引き続き、情報発信等を行いながら、多くの方に自転車を活用したまちづくりを知っていただき、御参加もいただけるよう、取り組みを進めてまいりたいというふうに思います。

これまた、地域性がございまして、例えばお隣、愛媛県であれば、当市と並行して進んでいる、もしくは当市よりも前に、こういった計画が進んでおりますので、かなり認知度、上がってきておりますが、残念なことに、高知県下は当市と同じ取り組みをしているところが少のうございます。ただ、県であるとか、国の指導のもと、これからどんどん進んでいく事業でございますので、そういった中でも、認知度は上がってくると思いますし、何よりも宿毛市がそれをけん引するような形で、前を引っ張っていき、そのように考えているところでもございます。

以上でございます。

○議長（野々下昌文君） 13番寺田公一君。

○13番（寺田公一君） 認知度を上げる取り組みは、当然していただきたいというふうに思いますが、これは、これからの事業展開ということで考えていただきたいんですが、すばらしいパンフレット、先日、議会でも配られました、チリリンすくも！プロジェクトという概要版をいただきましたが、取り組みやろうとすることは、非常にいいことだろうというふうに思います。これを市民の皆さんに、いかに認知をしていただけるかというところでいえば、例えば今、

宿毛市内に自転車屋というのは、1店舗あるだけじゃないかというふうに、私の感覚では、市街地内に自転車の専門店というのは、1軒しかない。

そして、量販店でも今、売っていますが、いろいろな種類であるとかというのを探すことができないし、どこで買おうかなと。子供の場合であれば、量販店で買うことが多いんじゃないかというふうにも思いますが、自分の買いたい自転車であるとかというのになれば、今でいえば、通販であるとか、ネットで買ったりとかということになってくるんじゃないかというふうに思います。

ただ、買うことは買っても、これは私の考え方だけかもしれませんが、例えば、パンク修理をしたり、ちょっとチェーンが外れても、今の子供は修理ができないんじゃないかというふうに思うんですね。

やっぱりサポートする体制をいかにつくっていくかというのが、今から大事になってくるんじゃないかというふうに思いますが、今、駅のところにある観光協会は、宿毛市の自転車もレンタルするように貸し出していますし、そういうところは、多分、修理ができる、サポートできるスタッフがいるんだろうというふうに思いますが、市内に何か所かサポートをするステーションなり、そういうできるところをつくり、市民が見ても、誰が見ても、ここへ持っていったら自転車の修理、パンク修理も含めて、やっていただけるんだなということを周知できるような環境づくりをするのが、市民により認知をしてもらえる体制になるんじゃないかというふうに思いますが、この部分について、市長のお考えをお聞きをいたしたいと思います。

○議長（野々下昌文君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをいたします。

寺田議員おっしゃるとおりでありまして、自

転車を活用したまちづくりを推進するためには、自転車の販売修理や、メンテナンスを含めたサポート体制など、利用環境の整備も必要であると、そのように考えているところでございます。

このため、昨年度作成した宿毛市自転車を活用したまちづくり計画におきまして、利用環境の整備を推し進めるためのサイクルオアシスの整備も計画しておりまして、本年度は、この計画の実施計画を策定するようにしているところでございます。

サイクルオアシスの整備につきましては、バイクスタンドの設置や、空気入れの貸し出し、トイレの使用などを想定しておりますが、可能な限り、パンクなどの簡易な修理に関しては、対応ができるよう、工具セットの貸出機能なども備えていただき、加えて市内の自転車販売店や、修理ができる店舗などに、協力体制をとってもらおうよう要請していくことで、サポート体制の構築を図っていききたいと、そのように考えているところでございます。

こういった利用環境等の整備も図りながら、宿毛市自転車を活用したまちづくり計画に基づく事業を推し進めまして、自転車による魅力的なまちづくりの実現を目指していききたいというふうに考えているところでございます。

現在、自転車をどちらで買われたのかなというふうに考えると、やはりホームセンターであるとか、そういった量販品店というのですか、そういうところで買われている方々が結構いるんじゃないかなというふうに思います。そういった形の中で、従来あった自転車屋の数が、専門店の数が少なくなってきた現状ではないかというふうに思います。

ただ、まだまだ、それぞれ地域には、パンク修理等ができる、自転車屋兼何々みたいな感じの店舗もございますので、そういったところにも、しっかりと私たちからの要請といいますか、

願いを伝えさせていただいているところでございます。

そういった中で、自転車を活用したまちづくりが進んで来れば、何もスポーツのロードサイクルに乗っている方々、スポーツサイクルに乗っている方々だけじゃなくて、市内全体の、子供からお年寄りまでが、自転車をうまく活用していこうという取り組みでございまして、そういった取り組みのもとで、その背景として、そういった自転車関係の店舗もふえてくればというふうに思っております、その点につきましても、しっかりと力を入れていきたいというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（野々下昌文君） 13番寺田公一君。

○13番（寺田公一君） サポート体制もしっかりとつくっていききたいということですので、ぜひ、サポート体制、サイクルオアシスも早く設置をしていただければというふうに思います。

私、このパンフレットを見ていて、チリリンすくも！という、これがロゴですね。このロゴをステッカーにして、協力店であったり、当然、店舗でなくても、例えば各郡部にいっても、このステッカーを張っているところに人がいれば、サポートしてくれます。パンク修理なんかもしてくれますよみたいなところがあれば、より市内全域で、自転車に対してサポートがしているんだとか、安心感があるんじゃないかというふうに思いますので、ぜひこれを検討していただければというふうに思います。

また、もう1点、これは全然違う、ごみの減量のところで、例えばごみを減量する機械を市が補助をしているという事業がありますよね。

例えば、今まで話してたのは、小学生、中学生という、子供の自転車のほうで話しましたが、例えば大人の人、例えば主婦であったり、

一般の市民が自転車を買うときに、例えば幾らかでも補助をしたりとか、ヘルメットを、当然、市民の方もヘルメットをしてくださいという話をするようにしないとイケないと思いますので、そういうところに対して、幾らかの補助を、市として、チリリンすくも！プロジェクトの中でやっていったらどうかというふうに思いますので、ここは返事は要りませんので、これから先のプロジェクトを進めていく中で、御検討をしていただきたいというふうに思います。

ということで、この自転車を活用したまちづくりについては、質問を終わります。

次に、公共交通空白地域の解消に向けた取り組みについてということで、通告をさせていただいています。

この部分についても、公共交通の関係で、今議会でも二、三、質問があったとは思いますが、はなちゃんバスについて、非常に私のいる橋上地域も利用率がいいです。特に一番奥というか、楠山地域の人は、みんなで誘い合って、まちにコーヒーを飲みに行こうかみたいな取り組みもしていますし、橋上の野地地域という、橋上地域の人たちも、このはなちゃんバスをみんなで誘い合って行っているんでしょうね、4人も5人もが並んで、バスのとまってくれるところで待っているという光景をよく見ます。月曜日と木曜日の、週に2日間。

ただ、この橋上地域の中でも、例えば還住藪であったり、あと宿毛市内でも、幹線ではない、バスが通ってない地域が数多くある。これは質問の中にもありましたが、今までの。その中で、やはりバスの通っているところまで、2キロ、3キロ以上離れると、地域の、特にお年寄りの人なんかは、車に乗らないようにしようと思っても、どうしても、何らかの交通手段を持たなければ生活ができないというところで、車に乗ってしまう。

先日も、高知市でも子供が巻き添えになる、高齢者の交通事故があったようですが、本当にことしに入ってから、そういう事故が非常に多いですね。やはり宿毛市では、こういう事故を起こさないような取り組みを、市が率先してやる。そのためには、端々にも、市の手が添えていかなければいけないというふうに思いますが、この空白地域についての取り組みについて、市としての考え方をお聞かせ願いたいと思います。

○議長（野々下昌文君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをいたします。

公共交通の空白地帯の解消に向けた取り組みでございます。

本市における公共交通空白地域につきましては、公共交通網から半径400メートル以上外れた地域を、公共交通空白地域として位置づけているところでございます。

平成30年度におきましては、公共交通空白地域のうち、50%以上を占める東部地区の住民の方々を対象に、移動手段確保に関するアンケート調査を実施させていただいたところでございます。

このアンケート調査につきましては、平成31年1月末時点で、平田、山奈地区に居住される60歳以上の方、1,364人を対象として、実施をしているところでございます。

アンケート調査の結果につきましては、回収率が56.7%、人数にして773人となりまして、移動手段の確保についての質問では、546人、70.6%の方が、「困ることはない」と回答しており、「困ることがたまにある」が、95人の12.3%、「困ることがよくある」が、43人、5.6%となっているところでございます。

一方で、自動車利用の将来についての質問につきましては、3年から10年以内で、自動車

利用が難しくなる、なかなか利用できなくなる、そういうふうに回答した方が、全体の65.9%を占める結果となっております。現時点では、移動手段の確保では、困っていない方が大半を占めているものの、将来的には、自動車利用に不安を持っている方が多いことが、アンケート調査の結果から把握することができた状況でございます。

このため、本市といたしましても、今後も引き続き、市内の公共交通の空白地域の解消、移動手段の確保に向けまして、検討してまいりたいと考えているところでございます。

特に、公共交通、またうちがやっているはなちゃんバスであるとか、そういったところの乗降までの距離がかなり長くて、そこまでの移動手段がないという方が多くいるというのは、市内全域であることだというふうに考えております。

先日来の答弁の中でも、お答えさせていただいておりますが、そういったところを、この自転車をうまく活用できないかとか、または、近年は四輪の、少し小さい電動カーも、高齢者の方々、利用されている姿、よく見受けますが、こういったものが利用できないか。

また、そういったものを利用するに当たって、宿毛市の環境整備、特に自転車通行帯のお話も、今回質問もありましたが、そういったものであるとか、また歩道の整備であるとか、そういったものを、しっかりとあわせて、計画的にやっていく必要があるというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（野々下昌文君） 13番寺田公一君。

○13番（寺田公一君） そうなんですよね。自転車を使うというのは、非常にいいようですが、これ危険なんですよね。三輪車というものもありますが、お年寄りの方が乗ると、また一

般の自動車を運転している方にとっては、非常に、よけ合いのときに、非常に気を使わないといけないような状態もできますし、今、市長の言われた環境整備というのを、並行してやらないと、逆に事故を誘発する可能性もありますので、まちの中で自転車通行帯をつくったりとかいうことで、できるかもしれませんが、田舎でそういう、分けてやるということは、非常に難しい。

特に、見通しのいい直線道路を、自転車で走ったりする人がいる。そこを車が走ると、車は結構、スピードが出ているんですね。直線になると。

本当にそういうところは気をつけなければいけないので、その環境整備を、やはりしっかりとする。

先ほど言ったヘルメットなんかも、お年寄りなんかに着用してくださいということを、同じような形で指導していくということが必要なんじゃないかというふうに思いますので、ぜひお願いをしたいというふうに思います。

何で空白地域の話をしたかという、次のあったかふれあいのほうにつながっていくんですが、県としては、県民がその地域で住み続けられる地域をつくっていかうということをスローガンに、今、進めているというふうに思います。

この地域で、地域の方々が生き生きと住み続けられるためには、やはり家に引きこもらないような政策を進めていく必要がある。

宿毛市の今のあったかふれあいセンターの現状を、まずお聞きをしたいというふうに思います。

○議長（野々下昌文君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをさせていただきます。

まず、先ほどのお話ですね。今言っていた、家に引きこもらないということも含めて、外に

高齢者の方々も出ていただく、そういった取り組みをしていく必要があると思います。

自転車と車は危ないという、本当にそのとおりでして、そのために、ことし1.5メートル離れて通行しましょう、もしくは徐行しましょうという取り組みもさせていただきます。

実は、ヨーロッパのあたりを見ると、見るといっても、僕、実際行って見ているわけじゃないですが、情報として、見ると、やはり自転車が走ってて、車と、それほど、日本と変わらない状況の中でも、うまく通行しているんですね。

それはやはり、ヨーロッパとか、その地域の自転車の文化だと思います。そういったサイクルカルチャーをしっかりと、日本の方々にも持ってもらおうという取り組みを、今、東京のあたりから徐々に初めているところです。

やはり運転されている方が、自転車の存在、それから歩行者の存在、もしくは老人の方々の存在というのをしっかりと認めて、その上で、道路を利用するという環境が整わなければ、どこか1カ所だけをやると、全体が危機な状態、崩れてくるんだというふうに思っています。

高齢者の、今よく報道されているブレーキ、アクセルの誤作動による、誤作動じゃないですね、自分が運転する、ミスによる事故も、今、時代として、そういう問題になっていますが、そういったことも含めて、全体的に取り組みをしていかないと、なかなか1カ所だけ、例えば装置だけつけたら直るのかとか、この問題が解決するのか、そういう問題じゃないと思いますので、そういった意味で、計画的に進めてまいりたいという思いでございます。

また、このあったかふれあいセンターも、本当に大切な事業でございます。あったかふれあいセンターは、子供から高齢者まで、障害の有無にかかわらず、誰もが気軽に集い、必要な

サービスを受けることができる拠点として、本市においては、平成21年度に事業を開始しているところでございます。

現在、沖の島地域においては、「あつたかふれあいセンターおきのしま」、沖の島地域を除くそのほかの地域におきましては、「あつたかふれあいセンターすくも」として、市内を2つに区分をいたしまして、設置をしているところでございます。

「あつたかふれあいセンターすくも」は、宿毛市社会福祉協議会内を拠点として、サテライトを3カ所設置し、「あつたかふれあいセンターおきのしま」は、弘瀬老人憩いの家を拠点として、開設をしているところでございます。

平成30年度の集いの実績といたしましては、「あつたかふれあいセンターすくも」は、年間延べ1,638名、「あつたかふれあいセンターおきのしま」は、延べ1,845名の方に利用していただきました。

集いの場としての機能以外にも、それ以外にも相談、送迎、訪問、生活支援、認知症カフェの開催などのサービスを提供いたしまして、高齢の方々にとっては、介護予防の観点からも、安心して過ごせる、そういった場の一つとなっているというふうに思っているところでございます。

以上です。

○議長（野々下昌文君） 13番寺田公一君。

○13番（寺田公一君） 再質問いたします。

あつたかふれあいセンターは、「おきのしま」と社会福祉センター内の「すくも」と、2カ所、サテライトで3カ所やっているということで、2年、3年くらい前かな、もうちょっと前くらいに質問した経過があるんですが、そのときには、東方面にサテライトがあつて、そのサテライトの存続とかいうことを踏まえて、質問したことがあります。

そのときに、サテライトから出張型にして、各地区に出ていくというふうな話をされたわけですが、その形が、今どのようになっているのかというのを、わかっていればお聞かせを願いたいということと、私の住んでいる地域、特に橋上地域、縦に長い地域で、面積からいえば、宿毛市の3分の1近い面積を持っていますが、人口でいえば、500人から600人ぐらしか住んでない地域。その上に、高齢化率も非常に高い、宿毛市でも高齢化率の前を走っているんだらうというふうに思うんですが、やはり地域のお年寄りが、僕のところに相談に来たことがあるんですが、やはり集まる場が欲しいんだと。何とかしてほしいというところを、相談に来られました。

実際、それに向けて、やらんといかんねという話はしているんですが、出張型とかサテライトではなくて、各地区にあつたかふれあいセンターを常設していくような形をとるのが、やはり地域の方々が利用しやすい事業になっていくんだらうというふうに思いますが、そのことについて、市長のお考えをお聞きをいたします。

○議長（野々下昌文君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをさせていただきます。

先ほども説明させていただきましたが、「あつたかふれあいセンターおきのしま」、「あつたかふれあいセンターすくも」を拠点として、必要に応じてサテライトを設置する形で、あつたかふれあいセンターの運用を、現在しているところでございます。

出張型の件につきましては、後ほど、担当者のほうから説明をさせていただきたいと思えます。

基本的な考え方といたしまして、いきいき百歳体操などの自主的な集いの場もふえてきておりますので、あつたかふれあいセンター事業と

しては、現在の方式である2カ所の拠点を中心として、必要に応じたサテライトを設置する運用をしていきたいと、現在は考えているところでございます。

しかしながら、地域の実情や、高齢者の方々のニーズ、また使用する施設の状況なども考慮して、新たな拠点の必要性が生じれば、財政的な面も含めまして、検討をしてみたいというふうに考えております。

また、地域でそういう場所が欲しいといった声があることも承知をしているところでございます。

以上でございます。

○議長（野々下昌文君） 長寿政策課長。

○長寿政策課長（桑原 一君） 長寿政策課長、寺田議員の一般質問にお答えします。

あったかふれあいセンターにおける出張型のようなサービスにつきましては、現在、それぞれの地区の必要に応じて、先ほど市長からも答弁がありましたように、相談業務を中心に、それぞれいろんな相談を受けさせていただいております。

その相談に応じて、集いが必要であれば、その場で集いの模擬的なものもしていこうかということやっております。いろいろ地区等からも要望がありましたら、その都度、あったかふれあいセンターに配置していますアドバイザーを派遣して、その場の対応をさせていただいております。

以上でございます。

○議長（野々下昌文君） 13番寺田公一君。

○13番（寺田公一君） 再質問いたします。

相談業務が中心だということをお聞きをいたしました。

これ、やはり先ほども言いましたが、地域の方が、やっぱり引きこもらないように、外に出ることが大事なんです。

その点でいえば、なかなか地域の人も高齢になると、行動範囲というのがだんだん狭くなりますので、宿毛まで行ってということにはならない。地域の中で、近所のお友達と話しながら、1日を過ごす、半日を過ごす中で、やはり次の日を、また元気に過ごすような、英気を養うということが必要なんだろうというふうに、私は思います。

そういう点からいえば、やはり拠点になるところが、各地区にある。その地区の中で運営するスタッフ等がいれば、その人たちが運営をしていくということで、地域の輪がまたそこに生まれてくるんだろうというふうに思います。

そういうことを、やはり市として率先して進めていくことも必要なんではないか。

今、市長また課長が言われた百歳体操というのは、やっている地域、橋上でも何カ所かあります。地区ごとにやっていますので、5人から10人とか、10人以上おところもありますが、集まってやっています。その人たちは、週に1回、2回とかいう形で集まって、運動していますので、いいんですが、その百歳体操の輪にも入ってこない人も、それ以上にいるというのが現状です。

その人たちも出てこれるような取り組みも、市としてやっていかなければ、もう家の中でほとんどほかの人との交流がない人が多くなっているんです。

そこを解消していくことが、市として必要ではないかというふうに思いますが、もう一度、市長、答弁あればお願いしたいと思います。

○議長（野々下昌文君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをさせていただきます。

やはり、家の中でずっと生活をされる、特に独居の人であるとかいうことであれば、非常に、いろんな意味で出てきていただくような取り組み、必要だというふうに思います。

また、今議会の一般質問の中で、御老人だけじゃなくて、やはり年齢は問わず、引きこもりという形で、社会との接点がない、そういった場で生活をされている方々が多いという、そういうお話もありました。

そういった形の中で、できるだけ外に出ていただいて、社会活動もしてもらいたいし、またいろんな方々とのコミュニケーションもとっていただきたい、そういう思いがありますので、そういった方々に対して、どういうふうな形で、市としてアプローチをして、そこから出てもらうか、そういったこともしっかりと考えていきたいというふうに思います。

以上でございます。

○議長（野々下昌文君） 13番寺田公一君。

○13番（寺田公一君） あったかふれあいセンター、一番最初に市長が、本当に小さな子供からお年寄りまで、全世代を対象にしたということを、答弁の中でも言われましたが、本当に、今、子育てを、核家族という言い方は、おかしいのかもしれませんが、夫婦だけで子育てをしている家庭も、結構います。

その中には、子育てに悩んだりとか、産後うつとかいう言葉もありますが、そういう方たちが、お年寄りと一緒に子育てをすることによって、なかなかできないような相談をしたりとか、心が安らいだりとかということもできると思うんですよね。

そういうところも、できる環境というのは、各地区にあったほうがいいだろうというふうに、私は思います。

そういうことで、ぜひ検討をお願いをしたいというふうに思います。

次に移りたいと思います。

集落活動センターの取り組みについてということで、お聞きをしたいと思います。

まず、沖の島以外での取り組みの現状につい

て、お聞きをしたいと思います。

○議長（野々下昌文君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをさせていただきます。

集落活動センターにつきましては、本市では現在、沖の島、鶴来島で設置され、それぞれの地域で、地域住民の方々が主体となりまして、取り組みが進められている現状でございます。

また、そのほかの地域についてはどうかということでございますが、集落活動センター設立に向け、取り組んできた経緯もございますが、設立には至っていない状況でございます。

この集落活動センターにつきましては、地域が抱える課題を解決する手段といたしまして、高知県におきましても、県全体で推進をしている事業でございますので、本市におきましても、今後も県と連携を図りながら、各地域の取り組みを支援してまいりたい、そのように考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（野々下昌文君） 13番寺田公一君。

○13番（寺田公一君） 市長の言うとおりで、これは県が、尾崎知事が就任以来、県内に130カ所ぐらいを目標につくっていかうということで始めた事業だというふうに思いますが、4月26日現在の県内の状況を見ると、50カ所の集落活動センターがあるということで、まだまだ県としても、道半ばというふうに感じるわけですが、橋上地域も一度、集落活動センターを設置しようという動きがあったことは、もう市長も御存じのとおりです。

なかなか地域の思いと、地域おこし協力隊で来られた方との思いの違いから、うまく話がまとまらなかったということがありますが、地域の方々が望んでいる、思っている集落活動センターの像というのは、地域に、それこそ数年のうちに、店舗がもう1店舗もなくなるとい

うような状況に、橋上地域は特になっています。

その中で、ちょっとした買い物ができるところが欲しいねとか、何かのときに、寄れるところが欲しいねというのが、地域の方々の思いだろうというふうに思います。

そういうところを、やはり集落活動センターがカバーしていくべきなんじゃないかというふうに、私は思うんですが、これなかなか、1人、2人の人間でやろうということではできませんので、市が中に入って、地域の代表の方々、また中心になってくれる人たちと一緒に、つくり上げていかなければいけないというふうに思うんです。

その点で、市長、これから先、市として、橋上地域に限らず、集落活動センターの設置についての考え方をお聞かせ願いたいというふうに思います。

○議長（野々下昌文君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをさせていただきますと思います。

先ほどの答弁でも申したとおりでございますが、やはり高知県全体におきましても、集落活動センター、先ほど議員もおっしゃいましたが、どんどん進めていきたいという、そういった事業でございます。

当市にとっても必要だというふうに考えておりますので、これからも地域の方々にも、そういった必要性、それから地域にとっての利点と言いますか、こういったことができますよというような形で、しっかりと広報等もしながら、宿毛市としても、一緒になって取り組みを進めていきたいというふうに考えているところでございます。

以上です。

○議長（野々下昌文君） 13番寺田公一君。

○13番（寺田公一君） ありがとうございます。ぜひ進めていただきたいと思いますというふう

に思います。

実は、私は今回、先ほどのあったかふれあいセンター、集落活動センターという、この2つを質問の中に入れていただいた大きな理由というのは、この2つをセットで事業展開をしていけば、人の雇用であったり、事業の内容の中に、あったかふれあいセンターのやるべき事業を、集落活動センターが組み込んでいくことによって、継続可能な事業になっていくんじゃないかというふうに思います。

昨年、私たちが委員会調査で群馬県に行かさせていただきましたが、そこでは、名前はちょっと今、忘れましたが、地域のお年寄りが集まる場をつくって、運営をしている。

設置のときに補助があるぐらいで、群馬県の場合は、ほぼ自費で運営をしているという状態でしたので、ボランティアという形でやってましたので、なかなかこれを続けていくのは難しいだろうなというふうに感じました。

その点、あったかふれあいセンターとセットでやる、また集落活動センターで収益事業もやりながら運営していけば、継続していくことが可能ではないかというふうに、私は思います。

ここらあたりを、セットの形で進めていく取り組みを、宿毛市としてやったらどうかというふうに思いますが、このことについて、市長の御答弁をお願いいたします。

○議長（野々下昌文君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをさせていただきます。

あったかふれあいセンター事業と、集落活動センター事業との連携についての質問でございます。

高知県が策定しております第3期日本一の長寿県構想におきましても、今年度の取り組みの一つとして、あったかふれあいセンターと集落活動センターとの連携の充実強化に向けた取り

組みが位置づけられ、検討が進められている、そういったところがございます。

本市といたしましても、地域のニーズ、課題等をしっかりと把握し、県と連携を図りながら、運営方法を含めた双方の事業の連携について、今後、研究をしてまいりたいというふうに思っているところがございます。

以上です。

○議長（野々下昌文君） 13番寺田公一君。

○13番（寺田公一君） ありがとうございます。ぜひ、連携した形での運営を検討していただきたいというふうに思います。

それでは、最後の質問に移りたいと思います。

市長選挙への対応についてということで、通告をさせていただきました。

思い返せば3年半前に、市長は市民に対して熱い思いを語り、市長選挙に当選をいたしました。以来、多くの問題解決に向けた取り組みをやってまいりました。

宿毛小学校、中学校の改築、そして今までの市長が手をつけようとしなかった市庁舎の移転問題、新築問題について、一定の方向性をつけてきたというふうに思います。

この事業を、これから前に進めていくことが、非常に大事になってくる。市長が今、掲げていますチリリンすくも！もそうですし、宿毛市に人を呼ぶ、宿毛市の人口も、多分、今、2万人を切ったか切らないかぐらいのところになっています。これを、どのようにして維持していくか、もしくはふやしていくかということは、非常に大事なところになっているというふうに思います。

そういう点で、私は市長選挙に対して、先日の松浦議員の質問には、残された半年間を目いっぱい走っていきたい。残された課題について、全身全霊で取り組んでいくという決意を表明しましたが、やはりこころあたりで、市長選挙に

向けた態度をはっきりさせるべきではないかというふうに思いますが、市長のお考えをお聞きをいたします。

○議長（野々下昌文君） 市長。

○市長（中平富宏君） 寺田議員の質問にお答えをさせていただきます。

質問の内容は、次期市長選挙についてでございます。

私は就任以来、若者が夢を、高齢者が生きがいを持てるまちづくりを基本理念といたしまして、宿毛市の重点政策を、産業振興、観光振興、防災対策、人口減少対策、そして子育て支援対策の5本の柱に集約をし、宿毛市発展のために、全力で取り組んでまいりました。

この任期中、移住定住推進室を新設をいたしまして、宿毛市に移住を希望されている方への総合的なサポートを行った結果、現在までに242名の方が移住をされてきております。

また、地域の活性化や、産業振興に大きく寄与するふるさと納税事業では、私の就任前は100万円程度だったものでございますが、一昨年は約3億5,000万円、昨年も約2億5,000万円になったところでございます。

農業では、市と農協の共同で農業公社を設立し、研修生の受け入れも行っております。

このことで、若者の農業就業率、こちらのほうが上がってくるというふうに思っているところでございます。

漁業では、県とともに水産加工施設の建設にも力を入れ、現在、高知産水を初め、数社が稼働をしているところでもございまして、このことによりまして、海外輸出を視野に入れ、そして漁業従事者の方々の収入のアップになるというふうに考えているところでございます。

さらには、林邸の改修工事を行い、宿毛まちのえき林邸として生まれ変わりました。

昨年4月のオープン以来、2万人近くの方々

に御来場をいただき、観光振興や市民の交流拠点として機能するとともに、地域のにぎわいの創出にも、必ずつながっているというふうに確信をしているところでございます。

産業振興において、重要な要素となる道路整備におきましては、議会の皆様方にもお力をいただく中で、国や県への積極的な要望活動によりまして、四国横断自動車道宿毛内海間については、概略ルートの決定など、本市の望む宿毛新港付近へインターチェンジを設置する形での計画が順調に進んでいるところでもございます。

そして、宿毛市の将来のまちづくりにとりまして、大きな要素となる市役所新庁舎の建設につきましては、小深浦高台への移転が決定をし、現在、令和3年度末完成を目指して進んでいるところでございます。

このように、宿毛市ににぎわいと活力を生むさまざまな政策に取り組んでまいりましたが、昨年の豪雨災害や、近い将来に発生が予想される南海トラフ地震への防災対策や、急激な人口減少対策など、さまざまな課題が山積していることも、議員からの御指摘もありましたが、事実でございます。

今年度から、市の最上位計画であり、市政運営の基準となる宿毛市振興計画及び、その実現に向けた5カ年の目標や、具体的施策をまとめた宿毛市まち・ひと・しごと創生総合戦略、そして宿毛市の今後の20年を見越した都市計画マスタープランといった、市にとっては重要度の高い計画策定業務が一斉にスタートをするところでございます。

これらの計画により、市民の皆さんに宿毛市の将来像をしっかりとお示しをしていきたい、そのように考えております。

これからの宿毛市の未来像をどう描いていくのか、新庁舎建設を契機に、どのように新しいまちづくりをしていくのか、市長として明確な

ビジョンを持ちまして、市民の方々の御意見をしっかりと受けとめる中で、実効性のある計画とすべく、力を注いでまいること、今定例会におきまして、市民の代表である議員の皆様のご一般質問を通じ、さまざまな議論を行う中で、さらに強く心に刻んだところでございます。

若者が夢を持って、そして高齢者が生きがいを持って、そしてここで生活し続けることができる、そんな宿毛市を目指して、引き続き全身全霊をかけて、宿毛市の未来のために頑張ることを決意をしたところでございます。

この場をおかりいたしまして、ことし行われる市長選挙への出馬の表明にかえさせていただきたいと思っております。

よろしく願いをいたします。

以上です。

○議長（野々下昌文君） 13番寺田公一君。

○13番（寺田公一君） ちょっと身震いがするぐらい、熱い思いが伝わってきました。

市長の出馬表明を今、聞きました。山積する問題はたくさんあります。本当に。それを解決できるのは、中平市長の若さと行動力だと、私も思っていますので、ぜひ12月には、また笑顔で会えるように、今からの活動をしていっていただきたいというふうに思います。

ただ、1点だけ、市長はめったに会えんねという市民の声があります。宿毛市内にもしっかりと目を向けて、活動をしていただきたいというふうに思います。

これで一般質問を終わります。

○議長（野々下昌文君） これにて一般質問を終結いたします。

この際、午後1時30分まで休憩いたします。

午後 0時14分 休憩

-----・-----・-----

午後 1時30分 再開

○議長（野々下昌文君） 休憩前に引き続き、

会議を開きます。

日程第2「議案第1号から議案第16号まで」の16議案を一括議題といたします。

これより、質疑に入ります。

質疑の通告がありますので、発言を許します。

5番川村三千代君。

○5番（川村三千代君） 5番、川村三千代、質疑をいたします。

議案第6号別冊、令和元年度宿毛市一般会計補正予算（第1号）、こちらの15ページをお開きください。

9款教育費、2項小学校費、1目学校管理費、13節委託料、宿毛市における小中学校整備事業プロジェクトマネジメント費6,286万円についてでございます。

こちらの件につきましては、昨日の一般質問の中でも、山戸議員が取り上げていた件と同様になりますので、重複する部分もかなりあるかと存じますが、何分金額も大きいですし、また注目を浴びている事業でもございます。

そして、なかなか皆さんの御理解も十分に深まっていないのではないかと感じまして、重複するのを承知で、改めてこの質疑の場でも取り上げさせていただきます。

担当課の御説明をよろしくお願いをいたします。

この件に関しまして、事業内容とその内訳について、お答えをお願いいたします。

○議長（野々下昌文君） 教育次長兼学校教育課長。

○教育次長兼学校教育課長（中山佳久君） 教育次長兼学校教育課長、5番、川村議員の質疑にお答えいたします。

議案第6号別冊、令和元年度宿毛市一般会計補正予算（第1号）、15ページ。

9款教育費、2項小学校費、1目学校管理費、13節委託料、宿毛市における小中学校整備事

業プロジェクトマネジメント費6,286万円につきまして、事業内容とその内訳についての御質問をいただきました。

今回の補正予算につきましては、昨年の12月議会におきまして、議決をいただきました宿毛市における小中学校整備事業の債務負担における経費の中のプロジェクトマネジメントに係る経費となっております。

プロジェクトマネジメント業務につきましては、昨日の山戸議員からの一般質問で、市長が答弁をさせていただきましたが、30年の契約期間中、事業全体を円滑に遂行できるよう、市及び各事業者との連絡調整を図る窓口的な役割を担います。

業務範囲につきましては、SPCの組成及び維持、SPCの財務管理、マネジャーの配置及び全体業務のマネジメント、セルフモニタリング、宿毛市との連絡調整や説明支援及び、本事業に必要な環境整備などとなっております。

今回の予算の積算につきましては、PFI事業管理費としまして2,000万円、アドバイザー費としまして2,000万円、弁護士費用として1,600万円、SPCの設立準備等で200万円、消費税486万円の、合計6,286万円となっております。

今回の補正予算につきましては、SPCの設立に係る経費や、契約時における弁護士費用等が算定されているため、金額的に大きくなっておりますが、30年間におけるプロジェクトマネジメント経費の総額は、4億4,928万円で、変わりはありません。

以上です。

○議長（野々下昌文君） 5番川村三千代君。

○5番（川村三千代君） 再質疑をお願いいたします。

プロジェクトマネジメント費や、維持管理業務費は、SPCが毎年、必要額を提出し、モニ

タリングを経て、適正と判断すれば支払うと、昨日、市長が答弁の中で、このような趣旨、おっしゃっていたと思うんですけども、このプロジェクトマネジメント費に関して、どういう体制でモニタリングを行うのか、これについて御説明をお願いいたします。

○議長（野々下昌文君） 教育次長兼学校教育課長。

○教育次長兼学校教育課長（中山佳久君） 教育次長兼学校教育課長、川村議員の再質疑にお答えいたします。

今回、補正予算として計上させていただいてますプロジェクトマネジメント業務に関してのモニタリング体制は、どのようにするのかという御質問だったと思います。

現在、SPCとの協議の場を定期的に設けておりまして、総務課、学校教育課、都市建設課が出席する中で、協議を進めさせていただいております。

モニタリングに関しましては、今年度はその3課に加えまして、現在、アドバイザー契約を締結しておりますGPMOも加わる中で、モニタリングを実施してまいりたい、そのように考えております。

以上です。

○議長（野々下昌文君） 5番川村三千代君。

○5番（川村三千代君） どうもありがとうございます。これで私の質疑を終わります。

○議長（野々下昌文君） 以上で通告による質疑は終了いたしました。

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（野々下昌文君） ほかに質疑がありませんので、これにて質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本日議題となりました議案のうち、「議案第1号から議案第5号まで」の5議案については、

会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略いたしたいと思えます。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（野々下昌文君） 御異議なしと認めます。

よって、「議案第1号から議案第5号まで」の5議案は、委員会の付託を省略することに決しました。

本日議題となりました「議案第6号から議案第16号まで」の11議案は、お手元に配付してあります議案付託表のとおり、それぞれの所管の委員会に付託いたします。

お諮りいたします。

議案等審査のため、6月27日及び6月28日、並びに7月1日、7月2日は休会いたしたいと思えます。

これに異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（野々下昌文君） 御異議なしと認めます。

よって、6月27日及び6月28日、並びに7月1日、7月2日は休会することに決しました。

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

6月27日から7月2日までの6日間は休会し、7月3日午前10時より再開いたします。

本日は、これにて散会いたします。

午後 1時40分 散会

請 願 文 書 表

令和元年第2回定例会

受理番号	受理年月日	件 名	提 出 者	紹介議員	付託委員会
第 1 号	令和 1. 6.24	宿毛市庁舎高台移転に関わる調査・審議を求める請願書	池 たみ	今城 隆	産業厚生

上記のとおり付託いたします。

令和元年6月26日

宿毛市議会議長 野々下 昌文

陳 情 文 書 表

令和元年第2回定例会

受理番号	受理年月日	件 名	提 出 者	付託委員会
第 1 号	令和 1. 5. 7	日米地位協定の抜本改定を求める意見書提出を求める陳情書	高知県平和行進実行 委員会 代表委員 和田 忠明 田口 朝光 小泉 美恵 徳弘 嘉孝	総務文教
第 2 号	令和 1. 5. 31	10月の消費税率10%への引き上げを中止することを求める意見書提出を求める陳情書	消費税をなくす高知 県の会 消費税廃止高知県各 界連絡会 高知県商工団体連 合会 高知県農民組合 代表 金子 陽子	総務文教
第 3 号	令和 1. 6. 3	家族従業者の人権保障と「女性の活躍」を促進するために「所得税法第56条の廃止を求める意見書」提出を求める陳情書	中村民主商工会 会長 船口 千代松 高知県商工団体連 合会 会長 東谷 勝喜	総務文教

上記のとおり付託いたします。

令和元年6月26日

宿毛市議会議長 野々下 昌文

議案付託表

令和元年第2回定例会

付託委員会	議案番号	件名
予算決算 常任委員会 (3件)	議案第 6号 議案第 7号 議案第 8号	令和元年度宿毛市一般会計補正予算について 令和元年度宿毛市下水道事業特別会計補正予算について 令和元年度宿毛市介護保険事業特別会計補正予算について
総務文教 常任委員会 (5件)	議案第 9号 議案第11号 議案第12号 議案第13号 議案第16号	宿毛市防災コミュニティセンターの設置及び管理に関する条例の制定について 消費税率及び地方消費税率の改定に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について 宿毛市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について 宿毛市手数料徴収条例の一部を改正する条例について 財産の取得について
産業厚生 常任委員会 (3件)	議案第10号 議案第14号 議案第15号	宿毛市森林環境譲与税基金条例の制定について 宿毛市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例について 宿毛市介護保険条例の一部を改正する条例について

令和元年
第2回宿毛市議会定例会会議録第5号

1 議事日程

第16日（令和元年7月3日 水曜日）

午前10時 開議

- 第1 議案第1号から議案第16号まで
（議案第1号及び議案第5号、討論、表決）
（議案第6号から議案第16号まで、委員長報告、質疑、討論、表決）
- 第2 請願第1号及び陳情第1号外2件
- 第3 委員会調査について
- 第4 議案第17号 工事請負契約の締結について
（議案上程、提案理由の説明、質疑、討論、表決）
- 第5 意見書案第1号 家族従業者の人権保障と「女性の活躍」を促進するために「所得税法第56条の廃止を求める」意見書について
- 第6 選挙管理委員及び補充員の選挙について

----- . . . -----

2 本日の会議に付した事件

- 日程第1 議案第1号から議案第16号まで
- 日程第2 請願第1号及び陳情第1号外2件
- 日程第3 委員会調査について
- 日程第4 議案第17号
- 日程第5 意見書案第1号 家族従業者の人権保障と「女性の活躍」を促進するために「所得税法第56条の廃止を求める」意見書について
- 日程第6 選挙管理委員及び補充員の選挙について

----- . . . -----

3 出席議員（14名）

- | | |
|--------------|-------------|
| 1番 今城 隆 君 | 2番 堀 景 君 |
| 3番 三木 健正 君 | 4番 川田 栄子 君 |
| 5番 川村 三千代 君 | 6番 山岡 力 君 |
| 7番 高倉 真弓 君 | 8番 山上 庄一 君 |
| 9番 山戸 寛 君 | 10番 岡崎 利久 君 |
| 11番 野々下 昌文 君 | 12番 松浦 英夫 君 |
| 13番 寺田 公一 君 | 14番 濱田 陸紀 君 |

----- . . . -----

4 欠席議員

な し

5 事務局職員出席者

事務局長 朝比奈 淳 司 君
次長兼庶務係長 奈 良 和 美 君
兼調査係長
議事係長 宮 本 誉 子 君

6 出席要求による出席者

市長 中 平 富 宏 君
副市長 岩 本 昌 彦 君
企画課長 黒 田 厚 君
総務課長 河 原 敏 郎 君
危機管理課長 岩 本 敬 二 君
市民課長 沢 田 美 保 君
税務課長 山 岡 敏 樹 君
会計管理者兼
会計課長 佐 藤 恵 介 君
健康推進課長 和 田 克 哉 君
長寿政策課長 桑 原 一 君
環境課長 岡 本 武 君
人権推進課長 谷 本 裕 子 君
産業振興課長 谷 本 和 哉 君
商工観光課長 上 村 秀 生 君
土木課長 川 島 義 之 君
都市建設課長 小 島 裕 史 君
福祉事務所長 河 原 志加子 君
水道課長 平 井 建 一 君
教育長 出 口 君 男 君
教育次長兼
学校教育課長 中 山 佳 久 君
生涯学習課長
兼宿毛文教
センター所長 楠 目 健 一 君
学校給食
センター所長 山 戸 達 朗 君
農業委員会
事務局長 岩 田 明 仁 君
選挙管理委員会
事務局長 児 島 厚 臣 君

----- . . . -----

午前10時00分 開議

○議長（野々下昌文君） これより本日の会議を開きます。

日程第1「議案第1号から議案第16号まで」の16議案を一括議題といたします。

これより、「議案第1号」について、討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（野々下昌文君） 討論がありませんので、これにて討論を終結いたします。

お諮りいたします。

「議案第1号」は、これを承認することに御異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（野々下昌文君） 御異議なしと認めます。

よって、「議案第1号」は、これを承認することに決しました。

これより、「議案第2号」について、討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（野々下昌文君） 討論がありませんので、これにて討論を終結いたします。

お諮りいたします。

「議案第2号」は、これに同意することに御異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（野々下昌文君） 御異議なしと認めます。

よって、「議案第2号」は、これに同意することに決しました。

これより、「議案第3号」について、討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（野々下昌文君） 討論がありませんので、これにて討論を終結いたします。

お諮りいたします。

「議案第3号」は、これに同意することに御異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（野々下昌文君） 異議なしと認めます。

よって、「議案第3号」は、これに同意することに決しました。

これより、「議案第4号」について、討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（野々下昌文君） 討論がありませんので、これにて討論を終結いたします。

お諮りいたします。

「議案第4号」は、これに同意することに御異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（野々下昌文君） 御異議なしと認めます。

よって、「議案第4号」は、これに同意することに決しました。

これより、「議案第5号」について、討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（野々下昌文君） 討論がありませんので、これにて討論を終結いたします。

お諮りいたします。

「議案第5号」は、これに同意することに御異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（野々下昌文君） 御異議なしと認めます。

よって、「議案第5号」は、これに同意する

ことに決しました。

これより、「議案第6号から議案第16号まで」の11議案について、委員長の報告を求めます。

予算決算常任委員長。

○予算決算常任委員長（山戸 寛君） 予算決算常任委員長。

本委員会に付託された「議案第6号から議案第8号まで」の3議案について、審査の概要と結果を御報告いたします。

議案の審査に当たっては、効率的な審議を行うため、本委員会を二つの分科会に分けて、6月27日と6月28日の2日間にわたり、審議を行いました。

その後、7月2日に、意見調整のための全体委員会を開催し、各分科会の主査の審議結果の報告と質疑を経て、意見調整を行った結果、本委員会に付託された議案3件につきましては、原案を適当と認め、可決すべきものと決しました。

以下、分科会における主な審査概要について、御報告いたします。

まず、第1分科会主査より、次のような審査概要の報告がありました。

議案第6号別冊、令和元年度宿毛市一般会計補正予算（第1号）の11ページ。

第2款総務費、第1項総務管理費、2目人事費管理費、5節災害補償費、4万1,000円についてであります。

本予算は、自伐型林業の実践と、普及事業に従事している地域おこし協力隊員が公務中に負傷し、本年5月31日の公務災害認定委員会において、公務災害と認定されたため、その治療費を医療機関へ支払うものであります。

委員からは、今後も事故があった場合には、同様の取り扱いをしていくのか。また、けがの経過はどうか、との質問があり、執行部からは、

非常勤職員に対しての公務災害については、公務災害認定委員会を開催し、認定されたものについては、同様の取り扱いとなる。

また、けがは、骨が見えるまで裂傷していたが、骨に異常はなかったとの回答がありました。

委員からは、林業は死亡事故につながる危険な作業が伴うもので、林内作業には、指導者が同行するなど、さまざまな事態を想定する中で、体制を検討してもらいたい。また、ほかの地域おこし協力隊と比べ、危険度が違うので、雇用条件の見直しも検討してもらいたいとの意見がありました。

続きまして、同じく11ページ、第2款総務費、第1項総務管理費、15目防災対策費、13節津波避難計画改訂業務委託料、652万3,000円についてであります。

本予算は、現在、策定している宿毛市津波避難計画について、現地点検の結果や、状況変化を精査する中で、見直しを行うものであります。

委員からは、津波避難タワーの設置も含めて計画を改定するのか、との質問があり、執行部からは、避難困難地域の洗い出しを行い、必要に応じて避難タワーの建設も検討していくものであり、今回の改定で避難タワーが必要なエリアというのは、一定出てくるとは考えるが、設置場所の特定まではしない、との回答がありました。

委員からは、本業務はコンサル業者へ委託することになると思うが、その業者の担当者にも現地に来てもらい、しっかりと現状を把握する中で、改定業務に当たってもらいたいとの意見がありました。

続きまして、同じく15ページ、第9款教育費、第2項小学校費、1目学校管理費、13節、宿毛市における小中学校整備事業プロジェクトマネジメント費6,286万円についてであります。

本予算は、本年度においてSPCの組成、維持を行う事業、SPCの財務管理、PFI事業全体のマネジメント、セルフモニタリングの実施に要する費用であります。

委員からは、事業費の内訳がどのようになっているのか、との質問があり、執行部からは、事業管理費として2,000万円、アドバイザー費として2,000万円、弁護士費用として1,600万円、SPCの設立準備費として200万円、消費税が486万円であるとの回答がありました。

また、委員からは、今までの校舎であれば可能であった改修等が、PFI事業で実施することで難しくなる可能性はあるのか、との質問があり、執行部からは、その改修等の原因が、市とSPC、どちらの責任によるものなのかとの判定が重要となり、SPC側の責任であれば、SPCが改修を行うことになり、逆に、市の責任であれば、市が改修することになるとの回答がありました。

さらに、委員からは、本設計へと進む際には、教育現場や保護者の意見をどのように集めているのかとの質問があり、執行部からは、SPCが小中学校を訪問し、協議を行うなど、できる限り、さまざまな意見をいただく中で、設計業務を進めている。

今後は、ワークショップも活用しながら、意見聴取を行っていくとの回答がありました。

委員からは、市民の理解度が上がり、今後、30年間にわたる経過もわかりやすいように、本事業の契約書等の資料をホームページ上で積極的に公開することを求める。

また、議会も、よりよい学校建設にしたいという思いは執行部と同じで、市民の代表として、意見も出せるよう、経過報告も随時お願いしたいとの意見がありました。

次に、第2分科会主査より、次のような審査

概要の報告がありました。

議案第6号別冊、令和元年度宿毛市一般会計補正予算（第1号）の12ページの第3款民生費、第2項児童福祉費、3目市立保育所運営費、副食給食費補助金271万4,000円についてであります。

内容については、10月より実施予定の幼児教育・保育の無償化開始後は、国の制度では、副食給食費の実費徴収を想定している、1号及び2号認定の子供、これは3歳から5歳児の幼稚園児及び保育所等に通う児童を指し、この子供らは、実費徴収の対象となっているが、そのうち、世帯収入約360万円以下の世帯、及び第3子以降の児童は対象外となっている。

宿毛市では、これを機に、給食費の無償化を実施し、子育て世帯への経済的な支援を図りたいと考えている。

また、これまで宿毛市独自の施策として行ってきた同時入所の第2子の保育料の無料については、今回の国の3歳以上の無償化を機に、ゼロ歳から2歳児の兄弟姉妹にのみ適用することとしたいとするものであります。

委員からは、副食費の負担割合はどうなるのか、との質問がありました。

これに対し、執行部からは、実施主体が給食費等の金額を決められるようになっている。例えば、幼稚園で5,000円かかった場合、市は国の政策と同様に、上限である4,500円を補助する。

あとの500円は、園の持ち出しをお願いしていくこととなる。また、4,500円以下であれば、かかった金額のみ補助をする、との回答がありました。

次に、同じく13ページの第7款土木費、第1項土木管理費、1目土木総務費、備品購入費110万円についてであります。

内容については、職員が公用車を運転中に操

作を誤り、停車中の車に衝突した。両者ともにけがはなく、車両の破損のみの衝突事故であった。公用車は購入から14年が経過し、修理費を考えると廃車にしたほうがよく、新たに公用車を購入するものであります。

委員からは、事故が多いので、注意してほしいとの発言がありました。

これに対し、執行部からは、外に出ていく機会が多いので、十分注意するように指導していくとの回答がありました。

次に、議案第7号別冊、令和元年度宿毛市下水道事業特別会計補正予算（第1号）の8ページ、第1款下水道費、第1項公共下水道事業費、2目維持管理費、公共下水道システム構築業務委託、601万7,000円についてであります。

内容については、公共下水道受益者負担金システムを作成した事業者に管理を委託していたところ、保守業務から撤退したいとの申し入れがあり、なおかつ導入から14年が経過し、ふぐあいも生じている。

また、便利な追加機能も欲しいことから、現行システムのデータを移行し、新システムを構築しようとする補正となっております。

委員からは、今まで契約していた会社とは契約が切れるということだと思いが、当初予算で組んでいたのではないかと、との質問がありました。

これに対し、執行部からは、当初予算作成時には、今までの会社が業務を継続できるものと思っていた。しかし、4月に問い合わせると、システムエンジニアがやめたこともあり、請け負うことができないと回答があった。

現在は、今までのシステムを自分たちで運用している、との回答がありました。

これに対し、委員からは、市民への影響はないのか、との質問があり、執行部からは、影響

はないとの回答がありました。

以上で、本委員会に付託されました3議案について、審査結果の報告を終わります。

○議長（野々下昌文君） 総務文教常任委員長。

○総務文教常任委員長（山岡 力君） 総務文教常任委員長、本委員会に付託されました5議案の審査結果の報告をいたします。

議案第9号は、宿毛市防災コミュニティセンターの設置及び管理に関する条例の制定についてでございます。

内容につきましては、南海トラフ地震等の災害発生時において、災害対策活動の拠点となる宿毛市防災コミュニティセンターが、本年9月末に西町公園敷地内に完成する予定となっておりますので、本条例を制定しようとするものです。

委員からは、指定管理に関する事項も盛り込まれているが、指定管理者は西町地区以外も想定しているのか、との質問があり、執行部からは、災害時を想定すると、日ごろから地域の方に施設の使用方法等を熟知していただきたいので、指定管理者は西町地区を想定しているとの回答がありました。

議案第11号は、消費税率及び地方消費税率の改定に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてでございます。

内容につきましては、本年10月1日からの消費税率及び地方消費税率の改定に伴い、本市においては、12本の条例改正が必要となりますが、それらを一括で改正するための条例を制定しようとするものでございます。

委員からは、今まで内税としていたものを外税にすることについて、国の指導があったのか、との質問があり、執行部からは、国からの指導等があったものではないが、今後、消費税率の改定があった場合でも、変更する必要がないよう、改正を行うものである、との回答がありま

した。

また、委員からは、仮にことしの10月に消費税率が上がらなかった場合には、本条例の取り扱いはどのようになるのかとの質問があり、執行部からは、2つの方法があり、1つ目は、本条例を9月定例会において廃止する条例を制定する。

2つ目は、附則において、10月1日と施行期日を定めているが、規則委任という形に改正することで、実際の法令施行日に合わせるという方法がある、との回答がありました。

議案第12号は、宿毛市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例でございます。

内容につきましては、国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律、及び公職選挙法の一部を改正する法律が、本年6月1日に施行されたことに伴い、本条例の一部を改正しようとするものでございます。

議案第13号は、宿毛市手数料徴収条例の一部を改正する条例でございます。

内容につきましては、不当競争防止法等の一部を改正する法律の公布により、工業標準化法の一部が改正され、本年7月1日より施行されることに伴い、本条例の一部を改正しようとするものでございます。

議案第16号は、財産の取得についてでございます。

内容につきましては、消防団の消防力向上のため、片島分団に2,533万890円の消防ポンプ自動車1台を取得することについて、地方自治法第96条第1項第8号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

以上、5議案につきましては、担当課からの詳しい説明を受ける中で、慎重に審査した結果、議案第11号を除く4議案につきましては、原案を適当であると認め、全会一致をもって可決

すべきものと決しました

議案第11号につきましては、賛成多数をもって可決すべきものと決しました。

以上で、本委員会に付託されました議案5議案につきまして、報告を終わります。

○議長（野々下昌文君） 産業厚生常任委員長。

○産業厚生常任委員長（山上庄一君） 産業厚生常任委員長、本委員会に付託されました議案3件につきましての審査結果を、報告いたします。

議案第10号は、宿毛市森林環境譲与税基金条例の制定についてでございます。

内容につきましては、森林整備及びその促進を図るため、本年度より、国より譲与されます森林環境譲与税について、これを基金として積み立て、適切に管理運営していくために、本基金条例を制定しようとするものです。

これに関連して、委員からは、森林組合の取り組みが行政に移ってくるということか、との質問がありました。これに対し、執行部からは、森林組合は業務を行う際には、一定、収益を出す必要があるため、人工林の条件が悪いところよりは、条件のよいところに入って行く。国としては、条件が悪い山、切って材を搬出してもうけが出ない山が放置されているので、そういうところを整備すべく、森林経営管理法を制定し、民間ではなかなか積極的に入れない山も、税の負担でひとしく山を管理していこうとしている、との回答がありました。

これに対し、委員からは、基金をつくる以上、しっかりと管理や計画を立てて取り組んでもらいたいとの意見がありました。

続きまして、議案第14号ですけれども、これは宿毛市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例でございます。

内容につきましては、災害弔慰金の支給等に関する法律施行令の一部改正する政令が、本日

4月1日に施行されたことに伴い、本条例の一部を改正しようとするものです。

議案第16号は、宿毛市介護保険条例の一部を改正する条例でございます。

内容につきましては、介護保険法施行令及び介護保険国庫負担金の算定等に関する政令の一部を改正する政令、及び介護保険の医療保険者の納付金の算定等に関する省令の一部を改正する省令が、本年4月1日に施行されたことに伴い、本条例の一部を改正しようとするものです。

以上の議案につきましては、担当課より詳しい説明を受け、慎重に審査をした結果、全会一致をもって可決すべきものと決しました。

以上、本委員会に付託されました議案3件につきましての報告を終わります。

○議長（野々下昌文君） 以上で、委員長の報告は終わりました。

ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（野々下昌文君） 格別質疑がありませんので、これにて質疑を終結いたします。

これより「議案第6号から議案第10号まで及び議案第12号から議案第16号まで」の10議案について、討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（野々下昌文君） 討論がありませんので、これにて討論を終結いたします。

これより「議案第6号から議案第10号まで及び議案第12号から議案第16号まで」の10議案を一括採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（野々下昌文君） 全員起立であります。

よって「議案第6号から議案第10号まで及び議案第12号から議案第16号まで」の10議案は、原案のとおり可決されました。

これより、「議案第11号」について、討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（野々下昌文君） 討論がありませんので、これにて討論を終結いたします。

これより「議案第11号」を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（野々下昌文君） 起立多数であります。

よって「議案第11号」は、原案のとおり可決されました。

日程第2、「請願第1号及び陳情第1号外2件」を一括議題といたします。

これより、「請願第1号及び陳情第1号外2件」について、委員長の報告を求めます。

総務文教常任委員長。

○総務文教常任委員長（山岡 力君） 総務文教常任委員長、本委員会に付託されました陳情第1号から陳情第3号までの審査結果を報告いたします。

陳情第1号は、日米地位協定の抜本改定を求める意見書提出についてであります。

本陳情は、高知県平和行進実行委員会代表委員、和田忠明氏ほか3名より提出されたものであります。

審査の過程で、委員からは、現在の地位協定では、裁判権を持っていない現状や、訓練等が事後通告でよいとされている点など、問題が多いので、見直しに賛成であるとの、賛成意見が出されました。

一方で、日米地位協定の改定は必要であり、国においても、さまざまな交渉を行っているが、抜本的な見直しというのは現実的ではない。また、安全保障上の日本の立場を考えると、賛同できないとの反対意見も出されました。

そのような審議を踏まえまして、採決した結果、本陳情を賛成少数で不採択と決しました。

陳情第2号は、10月の消費税率10%への引き上げを中止することを求める意見書提出を求める陳情についてでございます。

本陳情は、消費税をなくす高知県の会代表、金子陽子氏から提出されたものであります。

審査の過程で、委員からは、日本経済のマイナス要因がますますふえることになる。軽減税率は混乱してしまうことが予想される、といった賛成意見が出されました。

一方で、国も市町村も、消費税が10%に引き上げられることを前提として予算を組み、事業を実施している。

また、中止することは現実味がない。軽減税率という平等な課税方法であり、国の体制を維持していくためには、上げざるを得ないといった反対意見が出されました。

このような陳情を踏まえて、採決した結果、可否同数となり、委員長採決で不採択と決しました。

陳情第3号は、家族従業者の人権保障と、女性の活躍を促進するために、所得税法第56条の廃止を求める意見書提出を求める陳情についてでございます。

本陳情は、中村民主商工会会長、船口千代松氏外1名の方から提出されたものでございます。

審査の過程で、委員からは、特に反対する意見はなく、採決した結果、全会一致をもって採択と決しました。

以上、本委員会に付託されました陳情3件についての報告を終わります。

○議長（野々下昌文君） 産業厚生常任委員長。

○産業厚生常任委員長（山上庄一君） 産業厚生常任委員長、本委員会に付託されました請願第1号の審査結果を、報告いたします。

請願第1号は、宿毛市庁舎高台移転にかかわる調査・審議を求める請願であります。

本請願は、池たみ氏より提出されたものであり、内容としては、庁舎移転は昨年9月議会でいろいろな課題を有したまま議決されたが、住民への十分な説明もない中での決定であったため、いまだに疑問や不安が渦巻いている。

庁舎移転に伴い、街区の機能は弱体化し、寂れていくことが危惧される。

津波浸水では、長く陸の孤島となり、アクセス道路の崩壊ともなれば、防災の司令塔機能は失われる。

これらの市民が感じている疑問等について、調査・審議、結果公表を求めるというものであります。

審査の過程で、委員からは、市民が心配しているアクセス道路の問題や、軟弱地盤の問題に対して、しっかり説明責任を果たしてこなかったから、このような請願という形で出てきた。議会として、意見を聞くだけではなく、執行部に対して申し入れし、丁寧な説明、情報公開をすべきであると投げかけるべきである、という意見がある一方で、追加工事の問題は、実際に起きてみないとわからないことであり、今、自分たちが答えられる問題ではない。

また、まちづくりや街区の活性化は、マスタープランを作成する中で取り組み、軟弱地盤の問題についても、しっかりと対策をすると、執行部は述べており、議会としても、当然、チェックをしていく。

さらには、市民との意見交換の場の設定も、議会報告会を行い、議会の持っている情報等については、いろいろな形で提供しているという

経過がある。

意見聴取の問題だけを取り上げて、請願全体を取り上げることは難しい、という意見もありました。

以上の意見や、請願の趣旨を踏まえ、市民への丁寧な説明や、また広報広聴の場を設けることを心がけるべきであるとは感じるが、今後のまちづくりや、街区の活性化等について、執行部は既に取り組むことを明言しており、それを議会が審議、点検することは当然であるとの審議を踏まえて、採決をした結果、可否同数となり、委員長採決で不採択と決しました。

以上、本委員会に付託されました請願1件につきましての報告を終わります。

○議長（野々下昌文君） 以上で、委員長の報告を終わります。

ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（野々下昌文君） 格別質疑がありませんので、これにて質疑を終結いたします。

これより、「請願第1号」について、討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（野々下昌文君） 討論がありませんので、これにて討論を終結いたします。

これより、「請願第1号」を採決いたします。本件については、審査報告書のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（野々下昌文君） 起立多数であります。よって、本件については、審査報告書のとおり決しました。

これより、「陳情第1号」について、討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（野々下昌文君） 討論がありませんので、これにて討論を終結いたします。

これより、「陳情第1号」を採決いたします。本件について、審査報告書のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（野々下昌文君） 起立多数であります。よって、本件については、審査報告書のとおり決しました。

これより、「陳情第2号」について、討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（野々下昌文君） 討論がありませんので、これにて討論を終結いたします。

これより、「陳情第2号」を採決いたします。本件については、審査報告書のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（野々下昌文君） 起立多数であります。よって、本件については、審査報告書のとおり決しました。

これより、「陳情第3号」について、討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（野々下昌文君） 討論がありませんので、これにて討論を終結いたします。お諮りいたします。

「陳情第3号」については、お手元に配付いたしました審査報告書のとおりであります。

本件は、審査報告書のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（野々下昌文君） 御異議なしと認めま

す。

よって、本件については、審査報告書のとおり決しました。

日程第3、委員会調査についてを議題といたします。

各常任委員長及び議会運営委員長から、目下委員会において調査中の事件については、会議規則第111条の規定により、お手元に配付いたしました申出書のとおり、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りいたします。

委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査に付することに御異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長(野々下昌文君) 御異議なしと認めます。

よって、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査に付することに決しました。

日程第4、「議案第17号」を議題といたします。

この際、提案理由の説明を求めます。

市長。

○市長(中平富宏君) 皆様、おはようございます。

追加提案いたしました議案につきまして、提案理由の説明をさせていただきます。

議案第17号は、「工事請負契約の締結について」でございます。

内容は、小深浦高台造成工事につきまして、6月26日に実施しました指名競争入札により、契約の相手方及び契約金額が決定しましたので、工事請負契約を締結することについて、地方自治法第96条第1項第5号の規定により議会の議決を求めるものです。

よろしく御審議の上、適切な御決定を賜りますようお願い申し上げます。提案理由の説明といたします。

○議長(野々下昌文君) これにて提案理由の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑の通告がありますので、発言を許します。

4番川田栄子君。

○4番(川田栄子君) 4番、川田栄子、質疑をさせていただきます。

議案第17号「工事請負契約の締結について」でございます。

この請負契約事業は、新庁舎用地となる高台造成工事で、最低制限価格に誤りがあり、落札を取り消した経過がございます。

入札やり直しとなった事業であります。前回は5企業体の参加でしたが、今回の参加企業体の数をお伺いいたします。

○議長(野々下昌文君) 都市建設課長。

○都市建設課長(小島裕史君) 都市建設課長、川田議員の質疑にお答えします。

議案第17号の入札参加企業体につきましては、前回と同じ5企業体が参加しております。

○議長(野々下昌文君) 4番川田栄子君。

○4番(川田栄子君) 前回は工事現場の敷き鉄板のリース料で減額補正されるべき減額分16万円が反映されなかったことであります。使用した日数の部分に積算ミスが発生して、正確な数字が出なかった経過がありましたが、そのことについての対応は、どのようになされたのか、お聞きいたします。

○議長(野々下昌文君) 都市建設課長。

○都市建設課長(小島裕史君) 都市建設課長、積算ミスに対する対応について、お答えします。

積算ミスのあった敷き鉄板の賃料につきましては、供用日数が長い場合にだけシステムの不備が生じておりましたので、敷き鉄板の供用日数を変更することで、正しい単価計算が行われ、適正な積算内容となっております。

また、チェック体制につきましては、民間の

積算システムを併用しまして、歩掛りや単価を再確認することで、再発防止の体制も講じております。

○議長（野々下昌文君） 4番川田栄子君。

○4番（川田栄子君） 入札結果について、お尋ねいたします。

前回、2企業体が同額となり、くじ引きで決定したということでありました。今回の入札結果はどのような状況であったのか、お尋ねいたします。

○議長（野々下昌文君） 都市建設課長。

○都市建設課長（小島裕史君） 都市建設課長、入札の状況、経過について御説明します。

今回の入札に参加した5企業体の入札額は、税抜きで8億7,470万円の同額となりました。

このため、5企業体によるくじ引きを行い、山本・金村・仲上特定建設工事共同企業体が落札決定者になっております。

○議長（野々下昌文君） 4番川田栄子君。

○4番（川田栄子君） 以上で質疑を終わります。

○議長（野々下昌文君） 以上で通告による質疑は終わりました。

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（野々下昌文君） ほかに質疑がありませんので、これにて質疑を終結いたします。

この際、暫時休憩いたします。

午前10時45分 休憩

午前11時02分 再開

○議長（野々下昌文君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

お諮りいたします。

議案第17号は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会の付託を省略いたしたいと

思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（野々下昌文君） 御異議なしと認めます。

よって、本案は、委員会の付託を省略することに決しました。

これより、議案第17号について、討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（野々下昌文君） 討論がありませんので、これにて討論を終結いたします。

これより、「議案第17号」を採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（野々下昌文君） 起立多数であります。

よって「議案第17号」は、原案のとおり可決されました。

日程第5、「意見書案第1号」を議題といたします。

お諮りいたします。

本案は、会議規則第37条第3項の規定により、提案理由の説明を省略することにいたします。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（野々下昌文君） 御異議なしと認めます。

よって、本案は提案理由の説明を省略することに決しました。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（野々下昌文君） 格別質疑がありません。

るので、これにて質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本案は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会の付託を省略したいと思いを。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長(野々下昌文君) 御異議なしと認めます。

よって、本案は、委員会の付託を省略することに決しました。

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」という声あり)

○議長(野々下昌文君) 討論がありませんので、これにて討論を終結いたします。

お諮りいたします。

「意見書案第1号」は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長(野々下昌文君) 御異議なしと認めます。

よって、「意見書案第1号」は、原案のとおり可決されました。

お諮りいたします。

ただいま意見書案が可決されましたが、その条項、字句、数字、その他の整理を要するものにつきましては、その整理を議長に委任されたいと思いを。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長(野々下昌文君) 御異議なしと認めます。

よって、条項、字句、数字、その他の整理は、議長に委任することに決しました。

日程第6、「選挙管理委員及び補充員の選挙」を行います。

お諮りいたします。

選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選によりたいと思いを。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長(野々下昌文君) 御異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推選によることに決しました。

お諮りいたします。

指名の方法につきましては、議長において指名することにしたいと思いを。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長(野々下昌文君) 御異議なしと認めます。

よって、議長において指名することに決しました。

宿毛市山奈町山田2885番地 土居利充君、宿毛市山奈町芳奈1389番地3 島内千尋君、宿毛市松田町8番7-5号 三浦開君、宿毛市小筑紫町伊与野447番地2 岡松平君の4人を選挙管理委員に。宿毛市小筑紫町湊73番地 岡添□見君、宿毛市和田798番地2 村中純君、宿毛市小深浦102番地 柴岡喜美子君、宿毛市貝塚3番47号 北村俊介君の4人を補助員に、それぞれ指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま議長において指名いたしました諸君を、それぞれ当選人に定めることに御異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長(野々下昌文君) 御異議なしと認めます。

よって、土居利充君、島内千尋君、三浦開君、岡松平君の4人が選挙管理委員に、岡添□見君、村中純君、柴岡喜美子君、北村俊介君の4人が

補助員に、それぞれ当選されました。

お諮りいたします。

ただいま当選いたしました選挙管理委員に欠員が生じた場合の補充の順序は、議長が指名した順序によることと定めておきたいと思っております。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長(野々下昌文君) 御異議なしと認めます。

よって、補充員の順序は議長が指名したとおり、1番、岡添□見君、2番、村中純君、3番、柴岡喜美子君、4番、北村俊介君とすることに決しました。

以上で今期定例会の日程は全て議了いたしました。

閉会に当たり、市長から挨拶の申し出がありますので、発言を許します。

市長。

○市長(中平富宏君) 閉会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

去る6月18日に開会しました今期定例会は、本日までの16日間、議員の皆様におかれましては、連日、熱心に御審議いただき、御提案申し上げました17議案につきまして、原案のとおり御決定をいただき、まことにありがとうございました。

今議会を通じお寄せいただきました数々の貴重な御意見や御提言につきましては、今後、検討いたしながら、市政の執行に反映させてまいりたいと考えております。

四国地方も梅雨に入り、これからさらに強い雨が降ることが予想されます。災害には十分に気をつけていただくとともに、これから暑い季節を迎えますので、どうか健康に御留意されまして、より一層の御活躍をされますことを御祈念申し上げまして、閉会の御挨拶といたします。

ありがとうございました。

○議長(野々下昌文君) 以上で、市長の挨拶は終わりました。

これにて、令和元年第2回宿毛市議会定例会を閉会いたします。

午前11時10分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

宿毛市議会議長 野々下 昌文

宿毛市議会副議長 川村 三千代

議員 三木 健正

議員 川田 栄子

令和元年7月2日

宿毛市議会議長 野々下 昌 文 殿

予算決算常任委員長 山 戸 寛

委員会審査報告書

本委員会に付託の事件は、審査の結果下記のとおり決定したので、会議規則第110条の規定により報告します。

記

事件の番号	件名	審査結果	理由
議案第 6号	令和元年度宿毛市一般会計補正予算について	原案可決	適 当
議案第 7号	令和元年度宿毛市下水道事業特別会計補正予算について	原案可決	適 当
議案第 8号	令和元年度宿毛市介護保険事業特別会計補正予算について	原案可決	適 当

令和元年6月27日

宿毛市議会議長 野々下 昌 文 殿

総務文教常任委員長 山 岡 力

委員会審査報告書

本委員会に付託の事件は、審査の結果下記のとおり決定したので、会議規則第110条の規定により報告します。

記

事件の番号	件名	審査結果	理由
議案第 9号	宿毛市防災コミュニティセンターの設置及び管理に関する条例の制定について	原案可決	適 当
議案第11号	消費税率及び地方消費税率の改定に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について	原案可決	適 当
議案第12号	宿毛市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について	原案可決	適 当
議案第13号	宿毛市手数料徴収条例の一部を改正する条例について	原案可決	適 当
議案第16号	財産の取得について	原案可決	適 当

令和元年6月28日

宿毛市議会議長 野々下 昌 文 殿

産業厚生常任委員長 山 上 庄 一

委員会審査報告書

本委員会に付託の事件は、審査の結果下記のとおり決定したので、会議規則第110条の規定により報告します。

記

事件の番号	件 名	審査結果	理 由
議案第10号	宿毛市森林環境譲与税基金条例の制定について	原案可決	適 当
議案第14号	宿毛市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例について	原案可決	適 当
議案第15号	宿毛市介護保険条例の一部を改正する条例について	原案可決	適 当

令和元年6月28日

宿毛市議会議長 野々下 昌 文 殿

産業厚生常任委員長 山 上 庄 一

請願審査報告書

本委員会に付託の事件は、審査の結果下記のとおり決定したので、会議規則第143条第1項の規定により報告します。

記

受理番号	件 名	審査結果	理 由
第 1 号	宿毛市庁舎高台移転に関わる調査・審議を求める請願書	不採択	不 適 当

令和元年6月27日

宿毛市議会議長 野々下 昌 文 殿

総務文教常任委員長 山 岡 力

陳情審査報告書

本委員会に付託の事件は、審査の結果下記のとおり決定したので、会議規則第143条第1項の規定により報告します。

記

受理番号	件 名	審査結果	理 由
第 1 号	日米地位協定の抜本改定を求める意見書提出を求める陳情書	不採択	不 適 当
第 2 号	10月の消費税率10%への引き上げを中止することを求める意見書提出を求める陳情書	不採択	不 適 当
第 3 号	家族従業者の人権保障と「女性の活躍」を促進するために「所得税法第56条の廃止を求める意見書」提出を求める陳情書	採 択	適 当

令和元年6月27日

宿毛市議会議長 野々下 昌 文 殿

総務文教常任委員長 山 岡 力

閉会中の継続調査申出書

本委員会は、下記により閉会中もなお継続調査を要するものと決定したので、会議規則第111条の規定により申し出ます。

記

- 1 事 件
 - (1) 総合計画の策定状況について
 - (2) 行政機構の状況について
 - (3) 財政の運営状況について
 - (4) 公有財産の管理状況について
 - (5) 市税等の徴収体制について
 - (6) 地域防災計画について
 - (7) 教育問題について
- 2 理 由 議案審査の参考とするため

令和元年6月28日

宿毛市議会議長 野々下 昌 文 殿

産業厚生常任委員長 山 上 庄 一

閉会中の継続調査申出書

本委員会は、下記により閉会中もなお継続調査を要するものと決定したので、会議規則第111条の規定により申し出ます。

記

- 1 事 件
 - (1) 農林水産業の振興対策状況について
 - (2) 商工業の活性化対策状況について
 - (3) 観光産業の振興対策状況について
 - (4) 市道の管理状況について
 - (5) 環境、保健衛生の整備状況について
 - (6) 下水道事業の運営管理状況について
 - (7) 保育施設の管理状況について
 - (8) 介護保険制度について
- 2 理 由 議案審査の参考とするため

令和元年7月2日

宿毛市議会議長 野々下 昌 文 殿

議会運営委員長 寺 田 公 一

閉会中の継続調査申出書

本委員会は、下記により閉会中もなお継続調査を要するものと決定したので、会議規則第111条の規定により申し出ます。

記

- 1 事 件
 - (1) 議会の運営に関する事項
 - (2) 議会の会議規則、委員会に関する条例等に関する事項
 - (3) 議長の諮問に関する事項
 - (4) 議会報に関する事項
- 2 理 由 議会運営を効率的かつ円滑に行うため

意見書案第1号

家族従業者の人権保障と「女性の活躍」を促進するために「所得税法第56条の廃止を
求める」意見書について

地方自治法第99条の規定により、別紙のとおり意見書を提出する。

令和元年7月2日提出

提出者	宿毛市議会議員	山岡	力
賛成者	宿毛市議会議員	今城	隆
〃	〃	堀	景
〃	〃	高倉	真弓
〃	〃	山戸	寛
〃	〃	寺田	公一

宿毛市議会議員 野々下 昌 文 殿

説明 口頭

家族従業者の人権保障と「女性の活躍」を促進するために「所得税法第56条の廃止を
求める」意見書

中小業者や農林漁業者は、地域経済の担い手として、日本経済の発展に貢献してきた。その
中小零細業者を支えている家族従業者の「働き分」（自家労賃）は、税法上、所得税法第56
条「配偶者とその親族が事業に従事したとき、対価の支払いは必要経費に算入しない」により、
必要経費として認められていない。

事業主の所得から控除される働き分は、配偶者は86万円、親族は50万円である。家族従
業者はこのわずかな控除が本人の収入とみなされるため、社会的にも経済的にも全く自立でき
ない状況となっている。家業を手伝いたくても手伝えないことが、後継者不足に拍車をかけて
いる。

政府は、成長戦略の中核として「女性の活躍」をあげている。「自家労賃を必要経費」とし
て認めることで、「女性の活躍」をいっそう促進することができる。

税法上では青色申告にすれば、家族従業者の働き分を給与として経費にすることができるが、
同じ労働に対して青色と白色で差をつける制度自体が矛盾している。

平成28年3月、国連の女性差別撤廃委員会が日本政府に対し、「家族経営における女性の
労働を認めるよう、所得税法の見直しの検討をすすめることを求める」勧告を出している。ド
イツ、フランス、アメリカなど世界の主要国では「自家労賃を必要経費」としている中、日本
国内でも見直しを求める声が大きく広がり、平成31年3月31日現在で516の自治体が国
に意見書をあげている。

税法、民法、労働法や社会保障上でも、家族従業者の人権保障の基礎をつくるため、また、
女性の活躍を促進するためにも、所得税法第56条を廃止することを求めるものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和元年7月3日

高知県宿毛市議会議長 野々下 昌 文

内閣総理大臣 殿

財務大臣 殿

法務大臣 殿

一 般 質 問 通 告 表

令和元年第2回定例会

質問 順位	質問議員	質 問 の 要 旨
1	7番 高倉真弓君	<p>1 宿毛市の墓地について（市長）</p> <p>（1）市全体の状況について</p> <p>（2）城山墓地の現状について</p> <p>（3）今後の計画（新規霊園・合葬）について</p> <p>2 市民の安心安全について（市長、教育長）</p> <p>（1）市道の植栽について</p> <p>（2）自転車保険の加入義務化について</p> <p>（3）登下校時のヘルメット着用について</p> <p>3 成人のひきこもりについて（市長）</p> <p>（1）現状について</p> <p>（2）対策、対応について</p>
2	12番 松浦英夫君	<p>1 児童・生徒の登下校時の安全対策について（教育長）</p> <p>（1）川崎市での事件についての受け止めについて</p> <p>（2）今後の対策について</p> <p>2 自転車の安全対策について（市長）</p> <p>3 自転車を活用したまちづくりについて（市長）</p> <p>（1）取り組み方について</p> <p>（2）レンタサイクルの利活用について</p> <p>4 シモン芋の活用について（市長）</p> <p>（1）調査・研究について</p> <p>（2）産業振興について</p> <p>5 宿毛市長選挙について（市長）</p>

3	3 番 三木健正君	<p>1 公共施設利用について（市長）</p> <p>(1) 旧武道館利用について</p> <p>ア 現在の状況について</p> <p>イ 今後の活用計画について</p> <p>(2) 新庁舎移転後の現庁舎の利用について</p> <p>ア 今後の活用計画について</p> <p>(3) 新庁舎での行政サービスについて</p> <p>ア 死亡に伴う手続について</p> <p>イ お悔みコーナーについて</p> <p>2 津波浸水区域にある保育園への対応について（市長）</p> <p>(1) 現在の状況について</p>
4	1 番 今城 隆君	<p>1 自衛隊誘致について（市長）</p> <p>(1) 中谷衆議院議員の国会質問（6／6）宿毛へのオスプレイ配備について</p> <p>(2) 基幹産業・住民生活への影響について</p> <p>(3) 住民合意の認識について</p> <p>2 非核平和都市について（市長）</p> <p>(1) これまでの政策について</p> <p>(2) 今後の政策について</p> <p>3 ビキニ被災者・遺族への救済策について（市長、教育長）</p> <p>(1) 健康・福祉・教育・啓発等に関わる職員への研修について</p> <p>(2) 児童・生徒への啓発・学習について</p> <p>(3) 相談窓口の開設・情報収集・ビキニ被災健康相談会参加よびかけについて</p> <p>4 宿毛湾漁業振興について（市長）</p> <p>(1) 就業支援策、外国人技能実習生・特定技能労働者支援の拠点づくりについて</p> <p>(2) 赤潮予知・対策の研究施設、輸出のための検疫所設置について</p> <p>5 急を要する災害対策について（市長）</p> <p>(1) 漁村・沿岸域の国土調査及び、廃船処理システム作りについて</p> <p>(2) 特定空家指定と行政代執行について</p>

		<p>6 公共事業入札の不透明性について（市長）</p> <p>（１）土木建設事業において、業者が最低制限価格を見通せる理由について</p> <p>（２）健全・公正な入札制度の研究、資料公開・傍聴制度について</p> <p>7 市発注工事における業者への指導等について（市長）</p> <p>（１）働く者の雇用・労働環境の実態把握と改善指導について</p>
5	4番 川田栄子君	<p>1 林邸の現状と今後について（市長）</p> <p>（１）カフェの現状と期待について</p> <p>（２）まちづくりの仕掛けの取り組みに期待するものについて</p> <p>（３）林邸の文化財について</p> <p>2 宿毛小中学校合築PFI事業について（市長、教育長）</p> <p>（１）宿毛小中学校合築に至る経緯について</p> <p>（２）PFIの5原則について</p> <p>（３）PFI事業の透明性、正当性と正統性について</p> <p>（４）公募型プロポーザル方式の矛盾点について</p> <p>（５）宿毛水利土木組合との協議の状況について</p> <p>（６）PFI事業の情報開示について</p> <p>3 庁舎移転問題について（市長）</p> <p>（１）高台造成工事の入札やり直しについて</p> <p>（２）新庁舎付近の市街化について</p> <p>（３）結論ありきの庁舎移転に対する住民の怒りにについて</p> <p>（４）旧庁舎の今後について</p> <p>4 メス猫不妊手術推進事業について（市長）</p> <p>（１）捨て猫の対応について</p> <p>（２）メス猫不妊手術費の予算減額について</p> <p>（３）県のメス猫不妊手術推進事業の活用について</p>

6	5 番 川村三千代君	<p>1 子供達の安心・安全について（市長、教育長）</p> <p>(1) 保育園児の安全について（散歩コース）</p> <p>(2) 児童生徒の通学路における見まわり、声かけ等の体制の現状と今後の課題について</p> <p>(3) 虐待についての関係機関の連携の現状と今後の課題について</p> <p>2 高齢者ドライバーの事故の現状と事故防止の取り組みについて（市長）</p> <p>(1) 安全装置付き自動車の普及促進について</p> <p>(2) 免許返納の状況とそれに対する優遇措置について</p> <p>(3) コミュニティバスの活用について</p> <p>3 観光振興について（市長）</p> <p>(1) ドローンを活用した宿毛の魅力発信・発掘について</p>
7	10 番 岡崎利久君	<p>1 道の駅について（市長）</p> <p>(1) 現在の道の駅の整備について</p> <p>(2) 新しい道の駅の構想について</p> <p>2 宿毛市自転車を活用したまちづくり計画について（市長）</p> <p>(1) 今後の取り組みについて</p> <p>(2) 高齢者に対する取り組みについて</p> <p>(3) 条例制定について</p> <p>3 庁舎について（市長）</p> <p>(1) 新庁舎の完成時期について</p> <p>(2) 庁舎移転後の行政サービスについて</p> <p>(3) 庁舎移転後の現庁舎の利活用について</p> <p>4 保育行政について（市長）</p> <p>(1) 統合保育園の開園時期について</p> <p>(2) 統合保育園の定員数について</p> <p>(3) 統合保育園の園児の受入れ年齢について</p> <p>(4) 中央保育園と咸陽保育園の利活用について</p> <p>(5) 浸水エリア内の保育園について</p> <p>5 幼児教育・保育の無償化について（市長）</p> <p>(1) 現在、市独自で行っている制度と今後の取り組みについて</p>

8	8 番 山上庄一君	<p>1 市内における太陽光発電所の設置状況の把握について (市長)</p> <p>(1) 設置状況の把握について (2) 課税の対象となる施設の確認について (3) 設置した土地の地目の取り扱いについて (4) 雑種地の評価について (5) 市内の太陽光発電所に対する課税状況について (6) 課税の不公平感の疑念に対する払拭の方策について (7) ソーラーシェアリングに対する税制上の扱いについて</p> <p>2 公営墓地整備について (市長)</p> <p>(1) 樹木葬など永代供養を可能とする施設整備について</p> <p>3 震災対策における事前復興について (市長)</p> <p>(1) 市有地を高台移転の住宅用地として分譲の可能性について</p>
9	9 番 山戸 寛君	<p>1 宿毛市における小中学校整備 P F I 事業について (市長、教育長)</p> <p>(1) 特別目的会社 (S P C) の構成変化について ア フージャースグループが構成企業となった経緯について イ 審査指標「地域経済貢献度及び人材の育成・活用」への影響について ウ 市主導による優先交渉権者への働きかけについて</p> <p>(2) プロジェクトマネジメントの業務内容と経費について</p> <p>(3) 特別目的会社 (S P C) について ア S P C の要件とその役割について イ S P C の利益について ウ S P C と構成企業との関係について エ 下請関係について</p> <p>(4) 事業費の確保と支払いの時期について ア 金利負担額と借入対象額について イ 事業費の一括支払いと割賦払いについて</p> <p>(5) 校舎の形状と津波への対応について ア 新校舎 3 階、4 階の収容可能人数について イ 避難誘導について</p> <p>(6) サービス基準合意書について</p> <p>(7) ワークショップについて</p>

10	2番 堀 景君	<p>1 防災対策について（市長）</p> <p>（1）南海トラフ地震対策について</p> <p>ア 長期浸水対策事業について（県との協力体制）</p> <p>イ 避難タワー設置、建設について</p> <p>ウ 避難道の見直しについて</p> <p>2 福祉対策について（市長）</p> <p>（1）子育て支援について</p> <p>ア ファミリーサポート事業及び病児病後児保育の必要性について</p> <p>3 教育対策について（教育長）</p> <p>（1）学校統合について</p> <p>（2）宿毛市体育施設の中学生クラブチームの使用料減免について</p> <p>4 観光振興対策について（市長）</p> <p>（1）自然や戦争遺跡を活かした観光について</p> <p>（2）体験型観光の推進について</p> <p>5 空き家対策について（市長）</p> <p>6 環境対策について（市長）</p> <p>（1）宿毛でお花おもてなし事業について</p> <p>（2）清掃ボランティア支援事業について</p>
11	14番 濱田陸紀君	<p>1 街の活性化について（市長）</p> <p>（1）市道水道線沿いの用水路について</p> <p>（2）市道の補修について</p> <p>（3）市道桜町沖須賀線の拡幅について</p> <p>（4）真丁地区の水路について</p> <p>（5）旧町名の利用について</p> <p>2 宿毛小中学校建設について（市長）</p> <p>（1）鉄筋5階建てについて</p>

12	13番 寺田公一君	<p>1 教育行政について（教育長）</p> <p>（1）小中学生の交通安全教育の現状と課題について</p> <p>2 市長の政治姿勢について（市長）</p> <p>（1）自転車を活用したまちづくりについて</p> <p>ア 市民への認知度について</p> <p>イ これからの事業展開について</p> <p>（2）公共交通空白地域の解消に向けた取り組みについて</p> <p>（3）あったかふれあいセンターの現状と今後の対応について</p> <p>（4）集落活動センターの取り組みについて</p> <p>ア 沖の島以外での取り組みの現状について</p> <p>（5）市長選挙への対応について</p>
----	--------------	--

令和元年第2回宿毛市議会定例会議決結果一覧表

議 案

議案番号	件 名	議決月日	結 果
第 1 号	専決処分した事件の承認について	7 月 3 日	承 認
第 2 号	固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を 求めることについて	7 月 3 日	同 意
第 3 号	人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めるこ とについて	7 月 3 日	同 意
第 4 号	人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めるこ とについて	7 月 3 日	同 意
第 5 号	人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めるこ とについて	7 月 3 日	同 意
第 6 号	令和元年度宿毛市一般会計補正予算について	7 月 3 日	原案可決
第 7 号	令和元年度宿毛市下水道事業特別会計補正予算に ついて	7 月 3 日	原案可決
第 8 号	令和元年度宿毛市介護保険事業特別会計補正予算 について	7 月 3 日	原案可決
第 9 号	宿毛市防災コミュニティセンターの設置及び管理 に関する条例の制定について	7 月 3 日	原案可決
第10号	宿毛市森林環境譲与税基金条例の制定について	7 月 3 日	原案可決
第11号	消費税率及び地方消費税率の改定に伴う関係条例 の整備に関する条例の制定について	7 月 3 日	原案可決
第12号	宿毛市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費 用弁償に関する条例の一部を改正する条例につ いて	7 月 3 日	原案可決
第13号	宿毛市手数料徴収条例の一部を改正する条例につ いて	7 月 3 日	原案可決
第14号	宿毛市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を 改正する条例について	7 月 3 日	原案可決
第15号	宿毛市介護保険条例の一部を改正する条例につ いて	7 月 3 日	原案可決
第16号	財産の取得について	7 月 3 日	原案可決
第17号	工事請負契約の締結について	7 月 3 日	原案可決

請 願

受理番号	件 名	議決月日	結 果
第 1号	宿毛市庁舎高台移転に関わる調査・審議を求める 請願書	7月 3日	不採択

陳 情

受理番号	件 名	議決月日	結 果
第 1 号	日米地位協定の抜本改定を求める意見書提出を求める陳情書	7月3日	不採択
第 2 号	10月の消費税率10%への引き上げを中止することを求める意見書提出を求める陳情書	7月3日	不採択
第 3 号	家族従業者の人権保障と「女性の活躍」を促進するために「所得税法第56条の廃止を求める意見書」提出を求める陳情書	7月3日	採 択